

令和7年2月定例会

議案説明資料 予算に関する説明書

(令和7年度当初予算等関係)

福祉保健部

各事業の説明資料の「本年度」の欄は来年度の当初計上額

「前年度」の欄は今年度の当初予算額

「比較」の欄は「本年度」－「前年度」の額

トータルコストについて

トータルコストは、事業ごとに事業費と人件費を一体としたコストを表します。あくまで、費用対効果を判断するための参考表記ですので、職員定数と厳密には一致していません。

令和7年2月定例会議案説明資料目次

福祉保健部

【予算関係】
(一般会計)

議案番号	件名	課名等	頁
第1号	令和7年度鳥取県一般会計予算		
	1 予算説明資料	(総括表) 福祉保健課 孤独・孤立対策課 福祉監査指導課 障がい福祉課 長寿社会課 健康政策課 医療政策課 医療・保険課 感染症対策センター	3 4 20 32 37 81 102 121 149 159
	2 歳入歳出事項別明細書		163
	3 節の明細		169
	4 債務負担行為に関する調書	福祉保健課ほか	184

(特別会計)

議案番号	件名	課名等	頁
第5号	令和7年度鳥取県国民健康保険運営事業特別会計予算		
	1 総括表	医療・保険課	187
	2 歳入事項別明細書	〃	188
	3 予算説明資料	〃	189
	4 歳入歳出事項別明細書	〃	196
	5 節の明細	〃	199
6 給与費明細書	〃	200	

【予算関係以外】
(議案)

議案番号	件名	課名等	頁
第31号	刑法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理等に関する条例	障がい福祉課 医療・保険課	202
第33号	鳥取県立博物館の設置及び管理に関する条例等の一部を改正する条例	孤独・孤立対策課	206
第38号	鳥取県保護施設及び授産施設に関する条例等の一部を改正する条例	孤独・孤立対策課 長寿社会課	208
第39号	鳥取県民生委員定数条例の一部を改正する条例	孤独・孤立対策課	212
第42号	貸付金の返還に係る債務の免除に関する条例の一部を改正する条例	長寿社会課	214

(報告事項)

報告番号	件名	課名等	頁
第2号	鳥取県新型インフルエンザ等対策行動計画の一部変更について	感染症対策センター	221
第4号	長期継続契約の締結状況について	医療政策課	222

予 算 説 明 資 料 総 括 表

福祉保健部（単位：千円）

課 名	本年度	前年度	比 較	財 源 内 訳				備 考
				国庫支出金	起 債	そ の 他	一般財源	
(一般会計)								
福 祉 保 健 課	4,288,544	3,003,907	1,284,637	1,484,835	2,000	98,928	2,702,781	
孤独・孤立対策課	1,032,907	955,256	77,651	415,811		17,204	599,892	
福祉監査指導課	260,651	252,270	8,381	5,542			255,109	
障 がい 福 祉 課	8,028,652	7,672,261	356,391	1,235,760		178,211	6,614,681	
長 寿 社 会 課	15,511,198	13,315,080	2,196,118	2,076,806		1,907,934	11,526,458	
健 康 政 策 課	1,391,462	1,359,381	32,081	634,730	6,000	780	749,952	
医 療 政 策 課	7,249,236	6,629,174	620,062	1,482,376	268,000	835,068	4,663,792	
医 療 ・ 保 険 課	13,813,356	14,024,489	△ 211,133	6,464		4,182	13,802,710	
感染症対策センター	630,958	636,126	△ 5,168	414,872	112,000	5	104,081	
一般会計合計	52,206,964	47,847,944	4,359,020	7,757,196	<225,500> 388,000	3,042,312	41,019,456	県費負担 41,244,956

説 明

主な事業

- ・ (新) 医療・社会福祉・保育施設等物価高騰対策支援事業
- ・ (新) 家計負担激変緩和対策事業
- ・ 親亡き後を見据えた地域生活サポート事業
- ・ 鳥取県障がい者アート推進事業
- ・ (新) 障がい福祉人材確保・職場環境改善事業
- ・ (新) 介護人材確保緊急対策事業
- ・ (新) 介護人材確保・職場環境改善等事業
- ・ 医師・看護職員確保・定着促進事業
- ・ (新) 看護・介護パシエントハラスメント対策

(注) 起債欄の上段<>書きは交付税措置を除いた額である。

備考欄の県費負担は、起債欄の<>書きの金額と一般財源の金額を加算したものである。

令和7年度一般会計当初予算説明資料

2款 総務費

1項 総務管理費

福祉保健課（内線：7139）

12目 諸費

（単位：千円）

事業名	本年度	前年度	比較	財源内訳				備考
				国庫支出金	起債	その他	一般財源	
福祉保健部国庫返還金調整事業	100,000	100,000	0				100,000	
トータルコスト	100,789千円（前年度 100,783千円） [正職員：0.1人]							
事業内容の説明								
1 事業の目的、概要 令和6年度以前の福祉保健部内の国庫補助（負担）事業について執行実績により精算した結果、受け取り超過となった国庫補助（負担）金を返還することに要する経費である。								

3款 民生費

1項 社会福祉費

福祉保健課（内線：7142）

1目 社会福祉総務費

（単位：千円）

事業名	本年度	前年度	比較	財源内訳				備考												
				国庫支出金	起債	その他	一般財源													
心のバリアフリー推進事業	1,088	1,056	32	844			244													
トータルコスト	5,820千円（前年度 5,751千円） [正職員：0.6人]																			
事業内容の説明																				
1 事業の目的、概要 県民にバリアフリーに関する意識の浸透を図るとともに、高齢者・障がい者等への理解と支援を深め、誰もが住みやすいまちづくりを推進する。																				
2 主な事業内容 <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse; margin-top: 10px;"> <thead> <tr> <th style="width: 20%;">細事業名</th> <th style="width: 60%;">内 容</th> <th style="width: 20%;">予算額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>ハートフル駐車場利用証制度</td> <td> 県内施設の車いす使用者等用駐車場について県内共通の利用証を発行し、車いす使用者等用駐車場の適正利用を図る。 ○利用証の作成、配付 ○協定施設用案内表示ステッカーの作成、配付 ○制度周知用チラシの作成、配付 </td> <td style="text-align: center;">その他事務費 対応</td> </tr> <tr> <td>普及啓発</td> <td>小学生向けの福祉教育用冊子の作成</td> <td style="text-align: center;">844</td> </tr> <tr> <td>推進体制の整備</td> <td>福祉のまちづくり推進協議会の開催等</td> <td style="text-align: center;">244</td> </tr> </tbody> </table>									細事業名	内 容	予算額	ハートフル駐車場利用証制度	県内施設の車いす使用者等用駐車場について県内共通の利用証を発行し、車いす使用者等用駐車場の適正利用を図る。 ○利用証の作成、配付 ○協定施設用案内表示ステッカーの作成、配付 ○制度周知用チラシの作成、配付	その他事務費 対応	普及啓発	小学生向けの福祉教育用冊子の作成	844	推進体制の整備	福祉のまちづくり推進協議会の開催等	244
細事業名	内 容	予算額																		
ハートフル駐車場利用証制度	県内施設の車いす使用者等用駐車場について県内共通の利用証を発行し、車いす使用者等用駐車場の適正利用を図る。 ○利用証の作成、配付 ○協定施設用案内表示ステッカーの作成、配付 ○制度周知用チラシの作成、配付	その他事務費 対応																		
普及啓発	小学生向けの福祉教育用冊子の作成	844																		
推進体制の整備	福祉のまちづくり推進協議会の開催等	244																		
3 その他 ハートフル駐車場利用証制度協力施設数 令和5年度末 793施設 → 令和6年11月末 802施設																				

1目 社会福祉総務費

（単位：千円）

事業名	本年度	前年度	比較	財源内訳				備考
				国庫支出金	起債	その他	一般財源	
鳥取県立福祉人材 研修センター管理 委託費	〔債務負担行為〕 4,530 52,812	51,231	〔債務負担行為〕 4,530 1,581	7,125	<1,000> 2,000	(使用料) 4,235	〔債務負担行為〕 4,530 39,452	県費負担 40,452
トータルコスト	55,178千円（前年度 53,579千円）〔正職員：0.3人〕							

事業内容の説明

1 事業の目的、概要

鳥取県における福祉の担い手の養成をはじめ、各種の福祉情報の発信などの拠点として整備した鳥取県立福祉人材研修センターの管理運営について、指定管理者へ委託する。また、令和8年度に実施予定の施設改修工事に係る設計業務を実施する。

【施設の概要】

所在地：鳥取市伏野1729-5

延床面積：5,401.04㎡

2 主な事業内容

細事業名	内容	予算額
指定管理料	指定管理者による指定管理料 【指定管理者】社会福祉法人鳥取県社会福祉協議会（鳥取市伏野1729-5） 【指定の期間】令和6年4月1日から令和11年3月31日まで（5年間）	49,564
施設改修費	1階に設置された福祉体験交流プラザについて、利用者アンケートで要望の多かった会議・打合せブースと鳥取県社会福祉協議会の事務スペースに改修することにより、施設利用者の利便性向上及び施設の有効活用を図る。 (R7に実施設計、R8に改修工事を予定)	3,248

※ 令和6年度当初予算において人件費及び物件費等（修繕費を含む）を増額したが、この度再算定時から民間給与実態調査を基に積算した人件費に3%以上の増があったことから、令和7年度の人件費を増額する。（令和8～10年度分も同様に増額するため、併せて債務負担行為を追加する。）

また、光熱費については、別枠で毎年度措置することを予定していたため、物価指数を考慮して令和7年度分を算定した。

なお、物件費等（修繕費を含む）については、物価指数に±3%以上の増減がなかったため措置なし。

【参考】指定管理料の見直しの考え方

- ・人件費：各年度の民間給与実態調査を基に積算した人件費が、予算設定時（再算定を行った場合は再算定時）と比較して施設ごとに±3%以上の増減があった場合、再算定を行う。
- ・物件費等：予算設定時（再算定を行った場合は再算定時）と比較して、鳥取市物価指数に±3%以上の増減があった場合、再算定を行う。
- ・光熱費：今後の動向が不透明であるため、物価指数を考慮して毎年度別枠で措置する。

（注）起債欄の上段<>書きは交付税措置を除いた額である。

備考欄の県費負担は、起債欄の<>書きの金額と一般財源の金額を加算したものである。

1目 社会福祉総務費

（単位：千円）

事業名	本年度	前年度	比較	財源内訳				備考
				国庫支出金	起債	その他	一般財源	
災害時における福祉支援機能強化事業	33,535	24,949	8,586	5,200		(寄附金) 5,000	23,335	
トータルコスト	35,901千円（前年度 27,297千円）〔正職員：0.3人〕							
事業内容の説明								
1 事業の目的、概要								
<p>災害発生後に避難所等で福祉的支援を行う災害派遣福祉チーム（DWAT）を派遣するため、研修によるチーム員の養成や関係機関との連携による派遣体制の強化等を図る。あわせて、被災地におけるボランティア活動を支援する災害ボランティアセンターが県内で円滑に運営できる体制づくりや災害ボランティア団体等の活動経費の助成等を行うことで、県内外の大規模災害時における福祉支援機能を確保する。</p>								
2 主な事業内容								
細事業名	内容							予算額
DWATに関する事業	(1) 登録の管理 基礎研修終了後の申請受付、登録手続、状況調査等 (2) DWAT チーム員への研修・活動訓練等に係る経費 (3) ワーキンググループの設置 チーム員の意見を反映した研修・訓練等の企画、活動マニュアルの改定等の検討などチーム員の参画・結束を促進 (4) 体制強化に向けた意見交換会、説明会等の開催経費 (5) 災害時に活用する活動資機材の整備費 【委託先】 鳥取県社会福祉協議会 【財源内訳】 国（定額）、県							19,088
災害ボランティアセンター強化支援事業	(1) 関係機関連絡会 ボランティア関係団体等との意見交換 (2) 運営者研修 災害ボランティアセンターの運営スタッフを養成する研修を地域住民・団体会員等を対象に実施 (3) 災害ボランティアセンター体制整備 市町村社協が行う災害時に備えた準備や災害時のボランティアセンターの立上げについて指導・助言を実施 【事業主体】 鳥取県社会福祉協議会 【財源内訳】 国（上限事業費の1/2以内）、県							5,751
大規模災害ボランティア活動応援事業	県内外の大規模災害時において、団体等が被災地ニーズに沿ったボランティア活動を行う場合に要する経費を、クラウドファンディング型のふるさと納税による寄附金により支援する。							5,000
災害時における通信手段の確保	災害により通信手段が絶たれた場合に、県に配備している非常用通信機器を医療機関及び社会福祉施設等に貸し出し、通信手段を確保することで、被害状況及び支援ニーズを把握し迅速な支援につなげる。							3,696

1目 社会福祉総務費

（単位：千円）

事業名	本年度	前年度	比較	財源内訳				備考
				国庫支出金	起債	その他	一般財源	
福祉人材センター運営事業	8,898	7,935	963	3,261		(基金繰入金) 2,376	3,261	
トータルコスト	9,687千円（前年度 8,718千円） [正職員：0.1人]							

事業内容の説明

1 事業の目的、概要

社会福祉法第93条に基づき福祉人材センターとして指定した社会福祉法人鳥取県社会福祉協議会に対し、福祉人材センターの運営に係る事業を委託する。

2 主な事業内容

細事業名	内容	予算額
福祉人材センター事業運営管理	<ul style="list-style-type: none"> 福祉人材センターの運営に要する事務費を負担する。 円滑かつ効果的に事業を実施するため、運営委員会を年2回開催する。 (財源：国1/2、県1/2、一部鳥取県地域医療介護総合確保基金（介護分）)	2,160
福祉人材確保	<ul style="list-style-type: none"> 無料職業紹介や福祉人材バンクの運営、関係機関との連絡調整を行う。 県外の就職面接会への参加、求人・求職活動に関する冊子を作成する。 求職者や新卒予定者を対象に、就職説明会やガイダンスを開催する。 県内の社会福祉事業所等を紹介する情報誌の発行等を行う。 (財源：国1/2、県1/2、一部鳥取県地域医療介護総合確保基金（介護分）)	5,789
福祉職員資質向上	<ul style="list-style-type: none"> キャリアに応じた役割を認識し、働きやすい職場づくりに資するよう、階層別に研修を実施する。 福祉職場で働く看護職員の定着と資質向上を図るため、新任者を対象に研修を実施する。 (財源：国1/2、県1/2)	949

3 その他（改善点等）

若い世代に向けての発信ツールとしてSNS等も活用しながら福祉職の魅力発信を行い、福祉人材確保に取り組む。

1目 社会福祉総務費

（単位：千円）

事業名	本年度	前年度	比較	財源内訳				備考
				国庫支出金	起債	その他	一般財源	
県民総合福祉大会等 開催事業	1,800	1,600	200				1,800	
トータルコスト	4,166千円（前年度 3,948千円） [正職員：0.3人]							
事業内容の説明								
1 事業の目的、概要 (1) 県民総合福祉大会開催事業 地域福祉を身近な問題、自らの問題として受け止め、福祉のまちづくりに対する理解を深めることを目的に、本県の社会福祉の発展に功労のあった方々の顕彰を行うことにより、福祉に携わる者の意識高揚を図る県民総合福祉大会の開催経費を支援する。 (2) 鳥取県福祉研究学会の開催支援 県内の優れた社会福祉に関する業務・活動・研究における成果を発表する場を設け、優秀者を表彰することにより、社会福祉関係者の意欲の向上を図るとともに、その成果を広く普及させる「鳥取県福祉研究学会」の開催経費を支援する。								
2 主な事業内容 (1) 県民総合福祉大会開催事業（1,200千円） ①実施主体 県民総合福祉大会実行委員会（福祉関係者・行政等） ②大会内容 県内福祉関係者の表彰、福祉に関する記念講演、活動発表など (2) 鳥取県福祉研究学会の開催支援（600千円） ① 総会の開催（年1回、前年度受賞研究の発表、講演等を行う。） ② 研究発表会の開催（年1回、分野ごとに研究成果の発表を行う。） ※高齢者福祉、障がい児・者福祉、児童福祉、地域福祉、その他社会福祉の5分野 ※表彰として、優秀者には奨励金の交付を行う。								

1目 社会福祉総務費

（単位：千円）

事業名	本年度	前年度	比較	財源内訳				備考
				国庫支出金	起債	その他	一般財源	
福祉保健部管理運営 費（民生費）	17,483	30,456	△12,973	1,555			15,928	
トータルコスト	136,836千円（前年度148,431千円） [正職員：14.7人 会計年度任用職員：1.0人]							
事業内容の説明								
1 事業の目的、概要 社会福祉審議会の開催、各種統計調査に要する経費及び福祉保健部内及び福祉保健課の各種企画調整・対応等に要する事務経費である。								
2 主な事業内容								
細事業名	内容						予算額	
社会福祉審議会費	社会福祉に関する事項を調査・審議するため、社会福祉審議会を開催する。						773	
社会福祉統計調査費	国からの委託により厚生労働統計調査（社会福祉関係）を行う。 （財源：国10/10）						1,555	
管理運営費	福祉保健部及び福祉保健課の連絡調整等を行う。						9,663	
地方自治法派遣職員 負担金	地方自治法に基づき市町村から県に派遣される職員に係る経費を負担する。						5,492	

1目 社会福祉総務費

（単位：千円）

事業名	本年度	前年度	比較	財源内訳				備考
				国庫支出金	起債	その他	一般財源	
支え愛ボランティア養成・福祉教育推進事業	12,735	11,655	1,080	5,000			7,735	
トータルコスト	15,101千円（前年度 14,003千円） [正職員：0.3人]							
事業内容の説明								
1 事業の目的、概要 支援が必要な方が地域で安心して暮らしていくことができる環境を整備するため、鳥取県社会福祉協議会が実施する、活動希望者と活動元との調整等を行うボランティアバンクの運営やボランティア人材の養成等の取組及び福祉施設でのボランティア体験等の取組に対して支援する。								
2 主な事業内容 (1) 実施主体 社会福祉法人鳥取県社会福祉協議会 (2) 補助の内訳 補助率 10/10（負担割合 国1/2、県1/2）								
細事業名	内 容							予算額
支え愛ボランティア養成事業	①ボランティアバンクの運営 ボランティア活動希望者の登録、活動先の紹介、調整等を行う「とっとりボランティアバンク」の運営、PR等を行う。 ②ボランティア人材の養成 ボランティアコーディネーター研修及び市町村社協ボランティアコーディネータースキルアップ研修を実施する。 ③ボランティアセンターの機能強化とボランティア団体の支援 県ボランティア・市民活動センターの運営、ボランティア情報誌HOTEYEの発行等を行う。							8,421
福祉教育推進事業	①小中学生・高校生等への福祉教育・ボランティア活動の推進 小中学生等への福祉教育や高校生等のボランティア体験学習を実施するほか、高校生が自ら企画運営する地域福祉活動に助成する。 ②福祉教育研究委員会 専門家による委員会を設置し、障がい者が地域で主体的に学習に参加できるプログラムを作成し実施する。 ③福祉教育研究推進セミナー 地域や学校で実施する福祉教育の取組の成果・課題を協議し、その推進方策を共有し、実践の広がりを図るセミナーを開催する。							4,314

1目 社会福祉総務費

（単位：千円）

事業名	本年度	前年度	比較	財源内訳				備考
				国庫支出金	起債	その他	一般財源	
救護事業費	1,600	1,200	400				1,600	
トータルコスト	2,389千円（前年度1,983千円）〔正職員：0.1人〕							
事業内容の説明								
<p>行旅病人及行旅死亡人取扱法に基づいて、市町村が行う引取り人のない死体の引取り及び取扱いに要する経費である。</p>								

1目 社会福祉総務費

（単位：千円）

事業名	本年度	前年度	比較	財源内訳				備考
				国庫支出金	起債	その他	一般財源	
鳥取県社会福祉事業 包括支援事業	28,728	28,164	564			(基金繰入金) 13,800	14,928	
トータルコスト	29,517千円（前年度28,947千円）〔正職員：0.1人〕							
事業内容の説明								
<p>1 事業の目的、概要</p> <p>定常的に各種社会福祉団体と調整し、現場のニーズを十分に把握している鳥取県社会福祉協議会を窓口とし、円滑かつ迅速に各種補助事業を実施する。</p>								
<p>2 主な事業内容</p> <p>補助事業に要する経費（事業費、人件費及び事務費）を支援する。</p>								
細事業名								予算額
1 事業費								19,152
(1) 鳥取県更生保護給産会補助金（財源：単県）								80
(2) 鳥取県更生保護観察協会補助金（財源：単県）								120
(3) 身体障がい者福祉大会開催事業費補助金（財源：単県）								150
(4) 鳥取県手をつなぐ育成会広報啓発事業補助金（財源：単県）								560
(5) 精神障がい者等によるピアサポート・研修会等開催支援事業補助金（財源：単県）								600
(6) 手話学習会開催事業費補助金（財源：単県）								1,350
(7) 肢体不自由児協会広報誌発行事業補助金（財源：単県）								240
(8) 肢体不自由児父母の会開催補助金（財源：単県）								900
(9) 手話検定等受験料助成事業費補助金（財源：単県）								200
(10) 介護職員初任者研修受講支援補助金（担い手加算・過疎地就業奨励金含む）（財源：基金）								5,900
(11) 働く介護家族向け「介護職員初任者研修」開催支援補助金（財源：基金）								400
(12) 介護実務者研修受講支援補助金（財源：基金）								6,500
(13) 介護職員・小規模事業所グループ支援補助金（財源：基金）								1,000
(14) 介護老人保健施設整備費借入金利子補助金（財源：単県）								152
(15) ことぶき起業支援補助金（財源：単県）								800
(16) 外国人高齢者福祉給付金（財源：単県）								200
2 人件費（財源：単県）								8,276
3 事務費（財源：単県）								1,300

- 3款 民生費 1項 社会福祉費 1目 社会福祉総務費／4目 高齢者福祉費／12目 障がい者自立支援事業費
 2項 児童福祉費 1目 児童福祉総務費／5目 児童福祉施設費
 4款 衛生費 4項 医薬費 2目 医務費

福祉保健課（内線：7139）

（単位：千円）

事業名	本年度	前年度	比較	財源内訳				備考
				国庫支出金	起債	その他	一般財源	
(新) 医療・社会福祉・保育施設等物価高騰対策支援事業	1,293,920	0	1,293,920	1,293,920				
トータルコスト	1,297,864千円（前年度0千円） [正職員：0.5人]							
事業内容の説明								
1 事業の目的、概要 エネルギー、食料品価格等の物価高騰の長期化により、光熱費等の負担増が継続していることから、県内の医療機関、社会福祉施設、保育施設等を運営する事業者に対し応援金を支給する。								
2 主な事業内容 県内に所在する医療機関、社会福祉施設、保育施設等を運営する事業者に対し、施設区分、提供するサービス種別等に応じた応援金を支給する。								
細事業名	内容						予算額	
(1)医療機関等物価高騰対策支援事業	【支給対象者】 病院、診療所、助産所、歯科技工所、薬局を運営する事業者 【支給額】 ・病院:350～700千円/施設(15～60千円/病床を加算) ※救急告示医療機関(精神科救急医療施設含む)350千円/施設を加算 ・有床診療所:250千円/施設(15～25千円/病床を加算) ・無床診療所・歯科診療所:200千円/施設 ・助産所・歯科技工所・薬局:70千円/施設						470,000	
(2)高齢者施設等物価高騰対策支援事業	【支給対象者】 高齢者介護・福祉サービス事業所等を運営する法人 【支給額】 ・訪問系施設:70～150千円/施設 ・通所系施設:100千円/施設(5千円/定員・人を加算) ・福祉用具貸与・販売事業所:70千円/施設 ・居宅介護支援事業所:70千円/施設 ・(看護)小規模多機能型居宅介護施設:300千円/施設 ・入所・居住系施設:350千円/施設(20千円/定員・人を加算)						620,000	
(3)障がい児・者施設等物価高騰対策支援事業	【支給対象者】 障害福祉サービス事業所等を運営する法人 【支給額】 ・訪問系施設:70～150千円/施設 ・通所系施設(短期入所等):55千円/施設(5千円/定員・人を加算) ・通所系施設(生活介護):140千円/施設(5千円/定員・人を加算) ・入所系施設(施設入所支援):350千円/施設(20千円/定員・人を加算) ・補装具貸与・販売事業所:70千円/施設 ・居住系施設:100千円/施設(7千円/定員・人を加算)						126,550	
(4)保護施設等物価高騰対策支援事業	【支給対象者】 保護施設等を運営する法人 【支給額】 350千円/施設(20千円/定員・人を加算)						3,700	
(5)保育施設等物価高騰対策支援事業	【支給対象者】 保育施設等を運営する事業者 【支給額】 ・保育施設等:4.2千円/児童・人 ・児童養護施設等:25～33千円/入所児童等・人(世帯) 8千円/通所児童・人 ・DV被害者等支援施設:37千円/施設						73,670	
※支給単価は基本的にこれまでと同じ考え方に基づき設定 ※公立施設は支給対象外								
3 その他 ・医療機関、社会福祉施設、保育施設等に対し、物価高騰に係る応援金を支給することにより、安心、安全で質の高い医療や福祉・保育サービスの提供の維持を図っている。 ・国の臨時交付金を活用し、令和4年9月に応援金制度を創設して以降、継続的に支援を実施してきた。								

6目 遺家族等援護費

（単位：千円）

事業名	本年度	前年度	比較	財源内訳				備考															
				国庫支出金	起債	その他	一般財源																
戦傷病者戦没者遺族等援護事業	10,717	8,750	1,967	7,786		(雑入) 11	2,920																
トータルコスト	60,076千円（前年度 56,137千円） [正職員：4.7人 会計年度任用職員：3.6人]																						
事業内容の説明																							
<p>1 事業の目的、概要 戦傷病者や戦没者遺族等の福祉の増進を図るための援護に要する経費である。</p> <p>2 主な事業内容</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>細事業名</th> <th>内容</th> <th>予算額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>戦没者慰霊等援護事業</td> <td>慰霊行事の開催及び参列等、遺族等援護団体への助成、遺族等援護功労者の顕彰を行う。 (財源：単県)</td> <td>2,870</td> </tr> <tr> <td>戦傷病者遺族等援護事業</td> <td>各法令に基づき各種請求に係る事務を行う。 ・戦傷病者戦没者遺族等援護法に基づく事務 ・戦傷病者特別援護法に基づく事務 ・戦没者の妻（父母等）に対する特別給付金、戦没者の遺族に対する特別弔慰金の支給事務 (財源：国10/10)</td> <td>7,321</td> </tr> <tr> <td>中国残留邦人等支援事業</td> <td>・中国残留邦人等の永住帰国及び自立に係る支援 (財源：国10/10・単県)</td> <td>316</td> </tr> <tr> <td>恩給等事務処理費</td> <td>・旧軍人・軍属等に対する普通恩給・傷病恩給等の請求指導及び請求書類の進達 ・各種年金通算及び叙位叙勲等に係る軍歴の調査・証明 (財源：国10/10・単県)</td> <td>210</td> </tr> </tbody> </table> <p>3 その他 令和7年度から新たな特別弔慰金の支給事務が開始される予定である。</p>									細事業名	内容	予算額	戦没者慰霊等援護事業	慰霊行事の開催及び参列等、遺族等援護団体への助成、遺族等援護功労者の顕彰を行う。 (財源：単県)	2,870	戦傷病者遺族等援護事業	各法令に基づき各種請求に係る事務を行う。 ・戦傷病者戦没者遺族等援護法に基づく事務 ・戦傷病者特別援護法に基づく事務 ・戦没者の妻（父母等）に対する特別給付金、戦没者の遺族に対する特別弔慰金の支給事務 (財源：国10/10)	7,321	中国残留邦人等支援事業	・中国残留邦人等の永住帰国及び自立に係る支援 (財源：国10/10・単県)	316	恩給等事務処理費	・旧軍人・軍属等に対する普通恩給・傷病恩給等の請求指導及び請求書類の進達 ・各種年金通算及び叙位叙勲等に係る軍歴の調査・証明 (財源：国10/10・単県)	210
細事業名	内容	予算額																					
戦没者慰霊等援護事業	慰霊行事の開催及び参列等、遺族等援護団体への助成、遺族等援護功労者の顕彰を行う。 (財源：単県)	2,870																					
戦傷病者遺族等援護事業	各法令に基づき各種請求に係る事務を行う。 ・戦傷病者戦没者遺族等援護法に基づく事務 ・戦傷病者特別援護法に基づく事務 ・戦没者の妻（父母等）に対する特別給付金、戦没者の遺族に対する特別弔慰金の支給事務 (財源：国10/10)	7,321																					
中国残留邦人等支援事業	・中国残留邦人等の永住帰国及び自立に係る支援 (財源：国10/10・単県)	316																					
恩給等事務処理費	・旧軍人・軍属等に対する普通恩給・傷病恩給等の請求指導及び請求書類の進達 ・各種年金通算及び叙位叙勲等に係る軍歴の調査・証明 (財源：国10/10・単県)	210																					
(新) 戦後80年平和祈念事業	2,090	0	2,090				2,090																
トータルコスト	7,611千円（前年度 0千円） [正職員：0.7人]																						
事業内容の説明																							
<p>1 事業の目的、概要 令和7年は戦後80年に当たり、実際に戦争を体験した世代は高齢となっていることから、戦争体験者の記憶を生の声として記録・保存していくことで、戦争体験を風化させず、戦争の悲惨さ及び平和の尊さを次の世代に継承し、平和を考える契機となる取組を行うための経費である。</p> <p>2 主な事業内容</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>細事業名</th> <th>内容</th> <th>予算額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>平和の語り部育成・派遣事業</td> <td>次の世代に戦争の悲惨さと平和の尊さを伝える「語り部」について、県遺族会と連携し、次世代の語り部の育成、語り部の学校等への派遣を行い、継続的に戦争体験の継承を行っていく。(県遺族会への補助)</td> <td>384</td> </tr> <tr> <td>戦後80年関連イベント</td> <td>講演会、パネル展示、証言映像の上映等による、広く県民が戦争の悲惨さ、戦争体験者の声を知る機会となるイベントを実施する。</td> <td>743</td> </tr> <tr> <td>映像作成事業</td> <td>戦争体験者の証言映像を作成する。(県遺族会への補助)</td> <td>963</td> </tr> </tbody> </table> <p>※上記の他、戦後80年関連事業として、企画展（公文書館事業）、資料展（図書館事業）を実施する。</p>									細事業名	内容	予算額	平和の語り部育成・派遣事業	次の世代に戦争の悲惨さと平和の尊さを伝える「語り部」について、県遺族会と連携し、次世代の語り部の育成、語り部の学校等への派遣を行い、継続的に戦争体験の継承を行っていく。(県遺族会への補助)	384	戦後80年関連イベント	講演会、パネル展示、証言映像の上映等による、広く県民が戦争の悲惨さ、戦争体験者の声を知る機会となるイベントを実施する。	743	映像作成事業	戦争体験者の証言映像を作成する。(県遺族会への補助)	963			
細事業名	内容	予算額																					
平和の語り部育成・派遣事業	次の世代に戦争の悲惨さと平和の尊さを伝える「語り部」について、県遺族会と連携し、次世代の語り部の育成、語り部の学校等への派遣を行い、継続的に戦争体験の継承を行っていく。(県遺族会への補助)	384																					
戦後80年関連イベント	講演会、パネル展示、証言映像の上映等による、広く県民が戦争の悲惨さ、戦争体験者の声を知る機会となるイベントを実施する。	743																					
映像作成事業	戦争体験者の証言映像を作成する。(県遺族会への補助)	963																					

4項 災害救助費

福祉保健課（内線：7142）

1目 救助費

（単位：千円）

事業名	本年度	前年度	比較	財源内訳				備考
				国庫支出金	起債	その他	一般財源	
救助費	2,400	2,400	0				2,400	
トータルコスト	6,344千円（前年度 6,313千円） [正職員：0.5人]							
事業内容の説明								
1 事業の目的、概要								
県外で発生した大規模災害への見舞金及び県内で発生した災害救助法適用外の小災害被災者への見舞金を支給する。また、大規模地震や大雨災害で被災され、本県へ避難して本県に居住された場合に、当面の生活費として支援金を支給し、生活再建を支援する。								
2 主な事業内容								
細事業名	内容						予算額	
見舞金支給事業	①災害救助法適用外の小災害被災者に対する見舞金 全壊・全焼世帯：5万円、半壊・半焼世帯：2万円（1世帯あたり） ②知事見舞金 風水害、火災、地震等により著しい被害を受けた都道府県に対し、見舞金を贈呈する。						900	
避難被災者生活支援金（新規避難者向け）	【支給対象者】賃貸借住宅等（公営住宅、民間賃貸借住宅等）又は、親類宅や知人宅、ホームステイなどで1ヶ月以上居住する世帯（者） 【支給額】10～30万円						1,000	
避難被災者生活支援金（継続避難者向け）	【支給対象者】生活再建支援金申請時点で本県に引き続き6ヶ月以上居住している者 【支給額】1人あたり5万円（世帯員数に応じて支給）						500	
3 その他								
近年の実績は以下のとおり。								
○避難被災者生活支援金 令和5年度 令和6年能登半島地震に係る生活支援金（4世帯に対し、700千円を支給）								
○避難被災者生活再建支援金 令和6年度 令和6年能登半島地震に係る生活再建支援金（8人に対し、400千円を支給）								

福祉保健課（内線：7142）

2目 備蓄費

（単位：千円）

事業名	本年度	前年度	比較	財源内訳				備考
				国庫支出金	起債	その他	一般財源	
備蓄費	9,044	4,308	4,736			(財産収入) 1,993	7,051	
トータルコスト	9,833千円（前年度 5,091千円） [正職員：0.1人]							
事業内容の説明								
1 事業の目的、概要								
災害救助法に基づく災害救助基金の積立及び運用に要する経費である。								
2 主な事業内容								
災害救助基金に、法定積立最少額との差額及び運用収益を積み立てる。								
・法定積立最少額との差額分（7,051千円）								
・基金運用に伴う収益分（1,993千円）								

4款 衛生費

1項 公衆衛生費

福祉保健課 (内線：7142)

1目 公衆衛生総務費

(単位：千円)

事業名	本年度	前年度	比較	財源内訳				備考
				国庫支出金	起債	その他	一般財源	
衛生統計費	6,478	2,574	3,904	6,423			55	
トータルコスト	26,560千円 (前年度 22,147千円) [正職員：2.2人 会計年度任用職員：0.8人]							
事業内容の説明 1 事業の目的、概要 保健衛生行政推進の基礎資料を得るための各種調査及び人口動態調査集計システムの保守に要する経費である。								
2 主な事業内容 <調査名> ・国民生活基礎調査（世帯票） ・人口動態調査 ・医療施設調査（動態） ・介護サービス施設・事業所調査 ・出生動向基本調査 ・衛生行政報告例 ・地域保健・健康増進事業報告 ・病院報告								
3 その他 令和7年度は、3年に1度の国民生活基礎調査の大規模調査、5年に1度の出生動向基本調査の実施年度となっている。								
福祉保健部管理運営費（衛生費）	81	81	0				81	
トータルコスト	1,658千円 (前年度 1,646千円) [正職員：0.2人]							
事業内容の説明 1 事業の目的、概要 全国衛生部長会への参加に係る経費である。								

福祉保健課 (内線：7858)

1目 公衆衛生総務費

(単位：千円)

事業名	本年度	前年度	比較	財源内訳				備考									
				国庫支出金	起債	その他	一般財源										
鳥取県公衆衛生学会等運営費	247	107	140				247										
トータルコスト	1,036千円 (前年度 890千円) [正職員：0.1人]																
事業内容の説明 1 事業の目的、概要 大学、医療機関及び公衆衛生行政等の関係者が一堂に会し、公衆衛生に関する情報を交換し、研究成果や直面する課題について発表・討議し、その成果を業務に反映させることにより、県民の健康の保持増進を図る。																	
2 主な事業内容 <table border="1" style="width:100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width:20%;">細事業名</th> <th style="width:60%;">内容</th> <th style="width:20%;">予算額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>鳥取県公衆衛生学会の開催</td> <td>県内の大学、医療機関及び公衆衛生行政等の関係者が、公衆衛生に関する情報を交換し、研究成果・直面する課題について発表・討議する。</td> <td>176</td> </tr> <tr> <td>日本公衆衛生学会等への参加</td> <td>全国の公衆衛生関係者が参加する日本公衆衛生学会等に参加し、先進的な取組などについて学び、県内の取組に反映させる。</td> <td>71</td> </tr> </tbody> </table>									細事業名	内容	予算額	鳥取県公衆衛生学会の開催	県内の大学、医療機関及び公衆衛生行政等の関係者が、公衆衛生に関する情報を交換し、研究成果・直面する課題について発表・討議する。	176	日本公衆衛生学会等への参加	全国の公衆衛生関係者が参加する日本公衆衛生学会等に参加し、先進的な取組などについて学び、県内の取組に反映させる。	71
細事業名	内容	予算額															
鳥取県公衆衛生学会の開催	県内の大学、医療機関及び公衆衛生行政等の関係者が、公衆衛生に関する情報を交換し、研究成果・直面する課題について発表・討議する。	176															
日本公衆衛生学会等への参加	全国の公衆衛生関係者が参加する日本公衆衛生学会等に参加し、先進的な取組などについて学び、県内の取組に反映させる。	71															

1目 公衆衛生総務費

（単位：千円）

事業名	本年度	前年度	比較	財源内訳				備考
				国庫支出金	起債	その他	一般財源	
原爆被爆者保護費	88,129	93,607	△5,478	83,001			5,128	
トータルコスト	106,528千円（前年度 111,422千円） [正職員：1.9人 会計年度任用職員：1.0人]							
事業内容の説明								
1 事業の目的、概要 原子爆弾被爆者に対する保健、医療及び福祉にわたる援護施策に要する経費である。								
2 主な事業内容								
細事業名	内容						予算額	
原爆被爆者健康診断費等	<ul style="list-style-type: none"> 原子爆弾被爆者に対する健康手帳の交付及び健康診断の実施（財源：国10/10） 鳥取県原爆被害者の会が行う被爆者への援護施策充実に係る活動、手当の請求指導等の活動に対する助成（財源：単県） 						2,511	
原爆被爆者保護費	<ul style="list-style-type: none"> 各種手当の認定及び支給並びに介護保険サービス等利用料の個人負担分の全額助成（財源：国10/10ほか） 鳥取県原爆被害者協議会が行う慰霊式典に対する助成（財源：国5/8・県3/8） 						85,618	

5目 母子衛生費

（単位：千円）

事業名	本年度	前年度	比較	財源内訳				備考
				国庫支出金	起債	その他	一般財源	
優生手術等被害者支援事業	1,823	600	1,223				1,823	
トータルコスト	4,189千円（前年度 2,948千円） [正職員：0.3人]							
事業内容の説明								
1 事業の目的、概要 旧優生保護法による優生手術等を受けられた方（被害者）や家族等と面談等を行い、必要な支援を行う。								
2 主な事業内容								
細事業名	内容						予算額	
手続支援	被害者が補償金等の支給の請求を行う場合に、県内居住地から最寄りの県相談窓口までの旅費等を支援する。						408	
同行支援	被害者が救済を求める活動や県が行う面談のために同行する、介助者や手話通訳者等の謝金・旅費を支援する。						199	
その他の支援	優生手術等の事実確認のための費用（診断費用、診断書作成料）、カウンセリングや精神科の受診の費用等、面談で必要と思われる費用を支援する。 ※旧優生保護法補償金等支給法及び旧優生保護法補償金等支給等業務事務取扱交付金に該当しない部分						83	
広報費	潜在被害者の掘り起こし等のため制度の周知を行う。						1,133	
3 その他								
令和7年1月の補償法施行に伴い、手続支援対象を拡大するとともに補償金等対象者への周知を図っていく。								
＜補助金利用状況＞ ※令和7年2月現在								
令和4年度に1件・5,250円（同行支援費）								
令和5年度に1件・5,250円（同行支援費）								
＜一時金請求状況＞ ※令和7年2月現在								
一時金請求書進達人数 12名（うち認定された人数 12名）								

3項 保健所費
1目 保健所費

福祉保健課 (内線：7142)
(単位：千円)

事業名	本年度	前年度	比較	財源内訳				備考
				国庫支出金	起債	その他	一般財源	
指導管理費	907	882	25				907	
トータルコスト	1,696千円 (前年度 1,665千円) [正職員：0.1人]							
事業内容の説明								
1 事業の目的、概要 全国保健所長会への参加、社会医学系専門医制度における専門医・指導医登録及び保健所長就任のために必須となっている研修受講に係る経費である。								
2 主な事業内容								
細事業名	内 容			予算額				
会費等経費	(1) 全国保健所長会 (2) 中四国ブロック保健所長会 (3) 社会医学系専門医制度の認定登録料等			106				
研修等経費	(1) 保健所長養成研修受講料 (2) 公衆衛生医師の学会参加旅費			801				
市町村事務移管等推進事業 (保健所業務等負担金)	192,996	183,394	9,602	4,851		(基金繰入金) 138	188,007	
トータルコスト	206,404千円 (前年度 196,697千円) [正職員：1.7人]							
事業内容の説明								
1 事業の目的、概要 住民に身近な市町村において住民サービスを提供できるよう、県民の暮らしに密着する事務等について市町村への権限移譲や事務の委託を行う。								
2 主な事業内容 鳥取市の中核市移行及び市保健所設置に伴い、東部4町の保健所事務等を鳥取市に委託する経費を県負担金として支払う。 【主な委託事業】 保健所運営費、障がい者福祉事務費、難病等医療費助成事業費 等								

1目 保健所費

事業名	本年度	前年度	比較	財源内訳				備考
				国庫支出金	起債	その他	一般財源	
公衆衛生人材強化事業	13,083	13,391	△308	441		(基金繰入金) 8,134 (雑入) 4,066	442	
トータルコスト	13,872千円（前年度 14,174千円） [正職員：0.1人]							

事業内容の説明

1 事業の目的、概要

新型コロナウイルス感染症等の感染症対策・フレイル対策・健康づくり・がん対策など公衆衛生行政の重要性が増大する中、公衆衛生を担う人材の充実・強化が喫緊の課題となっている。このため、公衆衛生行政の充実・強化と将来の公衆衛生医師不足の解消を図る体制を構築する。

また、今後の感染症等の健康危機発生時に保健所を中心とした業務に従事する外部の専門職の即応人材を育成することを目的として、潜在保健師等に対して研修を行う。

2 主な事業内容

細事業名	内容	予算額
公衆衛生体制強化事業	鳥取大学と県との医療の体制強化に関する連携協定に基づき、以下の取組を実施することにより、本県の公衆衛生行政の充実・強化と将来の公衆衛生医師不足の解消を図る。（鳥取大学に委託） ○地域住民を対象とした公衆衛生（食中毒、感染症、熱中症、健康づくりなど）のミニ講座（オープンキャンパス）の開催 ○地域住民と医学生との交流活動の実施 ○県が抱える公衆衛生行政上の課題（食中毒、感染症、熱中症、健康づくりなど）の調査研究及び結果のフィードバック等 ○将来の公衆衛生医師の確保に向けた取組（医学部生・臨床医への保健所業務の紹介、公衆衛生医師の全国ネットワークづくり）	12,200
健康危機管理対応人材育成研修実施事業	今後の感染症等の健康危機発生時に保健所を中心とした業務に従事する即応人材を育成するためIHEAT（※）登録者への研修を実施する。 （鳥取県国民健康保険団体連合会に委託）	883

※IHEAT（Infectious disease Health Emergency Assistance Team）

感染症のまん延等の健康危機が発生した場合に地域の保健師等の専門職が保健所等の業務を支援する仕組み。医師、保健師、看護師などが、保健所等への支援を行うIHEAT要員として登録する。

3 その他（改善点等）

- ・公衆衛生の重要性を広く県民に理解いただくとともに、適宜、鳥取大学から医師を受け入れることで、感染症対策・フレイル対策・健康づくり・がん対策など本県の公衆衛生行政の充実・強化が図られている。
- ・IHEAT登録者の確保に努め、健康危機発生時に保健所を中心とした業務に従事可能な人材を確保していく。

1目 保健所費

（単位：千円）

事業名	本年度	前年度	比較	財源内訳				備考
				国庫支出金	起債	その他	一般財源	
<地方機関計上予算> 中部総合事務所倉吉 保健所運営費	7,187	6,664	523				7,187	
トータルコスト	30,848千円（前年度 30,139千円） [正職員：3.0人]							
事業内容の説明 1 事業の目的、概要 中部圏域における保健・福祉行政を適切に運営するために要する経費である。 2 主な事業内容 中部圏域における保健・福祉行政を所管する中部総合事務所倉吉保健所・県民福祉局の管理運営や関係機関との連絡調整を行う。								

1目 保健所費

（単位：千円）

事業名	本年度	前年度	比較	財源内訳				備考
				国庫支出金	起債	その他	一般財源	
<地方機関計上予算> 西部総合事務所米子 保健所運営費	23,956	42,805	△18,849				23,956	
トータルコスト	60,307千円（前年度 77,947千円） [正職員：3.7人 会計年度任用職員：2.1人]							
事業内容の説明 1 事業の目的、概要 西部圏域における保健・福祉行政を適切に運営するために要する経費である。 2 主な事業内容 西部圏域における保健・福祉行政を所管する西部総合事務所米子保健所・県民福祉局の管理運営や関係機関との連絡調整を行う。								

事業名	本年度	前年度	比較	財源内訳				備考
				国庫支出金	起債	その他	一般財源	
職員人件費	2,376,807	2,386,098	△9,291	65,428		(手数料) 10,321 (雑入) 48,854	2,252,204	

事業内容の説明

一般職員237名、定数外職員36名及び会計年度任用職員65名の人件費である。

区分			本年度		財源内訳			
款名	項名	目名	予算額	職員数	国庫	起債	その他	一般財源
民生費	社会福祉費	社会福祉総務費	720,563	正職員 (1人)80人 会計年度 32人	30,016		(手数料) 1,198 (雑入) 37,706	651,643
民生費	生活保護費	生活保護総務費	85,152	正職員 11人 会計年度 1人	23,897		(雑入) 19	61,236
衛生費	公衆衛生費	公衆衛生総務費	317,838	正職員 36人 会計年度 16人	11,515		(手数料) 342 (雑入) 250	305,731
衛生費	保健所費	保健所費	414,175	正職員 52人 会計年度 3人			(雑入) 57	414,118
衛生費	医薬費	医薬総務費	839,079	正職員 (35人)58人 会計年度 13人			(手数料) 8,781 (雑入) 10,822	819,476
計			2,376,807	正職員 (36人)237人 会計年度 65人	65,428		59,175	2,252,204

※正職員左（）内は定数外職員数

令和7年度一般会計当初予算説明資料

3款 民生費

1項 社会福祉費

孤独・孤立対策課（内線：7158）

1目 社会福祉総務費

（単位：千円）

事業名	本年度	前年度	比較	財源内訳				備考
				国庫支出金	起債	その他	一般財源	
官民連携による孤独・孤立対策支援事業	26,329	27,702	△1,373	1,314			25,015	
トータルコスト	31,061千円（前年度 37,875千円）〔正職員：0.6人〕							
事業内容の説明								
1 事業の目的、概要 「鳥取県孤独・孤立を防ぐ温もりのある支え愛社会づくり推進条例」に基づき、孤独・孤立に悩む方の相談窓口の設置等により支援の充実を図る。								
2 主な事業内容								
細事業名	内 容							予算額
孤独・孤立を防ぐ温もりのある支え愛社会づくり審議会事業	条例に基づく施策の実施状況を検証するため、「孤独・孤立を防ぐ、温もりある社会づくり審議会」を設置する。 （委員の構成：学識経験者、当事者団体、現場で支援を行う者）							809
孤独・孤立に関する相談窓口設置事業	孤独・孤立に関する様々な相談の総合的な窓口「生活困りごと相談窓口」を設置し相談内容に応じた支援機関を案内する。相談者からの要望に応じて支援機関への同行を行うとともに、相談後の状況についてフォローアップを実施する。 <窓口の概要> 電話相談：年中無休 対面相談：東部・中部・西部の県立ハローワーク内に窓口を設置 （新）LINE相談：24時間365日受付							20,420
官民連携プラットフォーム会議	・「とっとり孤独・孤立対策官民連携プラットフォーム」会議の開催（年3回程度） ・加入団体および加入希望団体を対象とした連携促進ワークショップの開催（年1回）							2,500
「孤独・孤立対策官民連携プラットフォーム」広報・交流経費補助	プラットフォーム構成団体が行う孤独・孤立対策に関する広報活動・交流活動（チラシ作成、講演会、フォーラム等）に必要な経費を支援する。							600
ピアサポート補助金	ピアサポートの推進を通じ、孤立を解消することを目的としてピアサポートに取り組む県内団体等の活動を支援する。							2,000

1目 社会福祉総務費

（単位：千円）

事業名	本年度	前年度	比較	財 源 内 訳				備考																		
				国庫支出金	起債	その他	一般財源																			
孤独・孤立対策市町村等支援強化事業	66,179	67,666	△1,487	2,933		(基金繰入金) 3,000	60,246																			
トータルコスト	69,334千円（前年度 70,796千円）〔正職員：0.4人〕																									
事業内容の説明																										
<p>1 事業の目的、概要</p> <p>複雑化・複合化した課題に対しては従来の属性別の支援体制では狭間のニーズ等への対応が困難であることから、創意工夫をもって属性を問わない包括的な支援体制を構築する市町村を支援するとともに、「とっとり孤独・孤立サポーター」等の人材育成を行う。</p>																										
<p>2 主な事業内容</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>細事業名</th> <th>内 容</th> <th>予算額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>孤独・孤立に係る人材育成</td> <td>・コミュニケーション力の向上、複合課題への対応のための連携能力向上を目的とし、「人と地域とつながる研修」を実施 ※「とっとり孤独・孤立サポーター研修」としても実施 ・対人援助技術を更に深める「生活支援研修」を実施</td> <td>3,000</td> </tr> <tr> <td>鳥取県版孤独・孤立解消支援事業</td> <td>ひきこもり、ヤングケアラー、老老介護、ひとり親家庭等に対するセーフティネットやつながりの構築等、市町村の行う孤独・孤立対策に資する事業（実態調査も含む）を支援する。 ・孤独・孤立解消支援事業補助：補助率1/2、補助上限2,000千円 ・実態調査事業補助：補助率10/10、補助上限200千円 ・世帯訪問調査等支援事業補助：補助率10/10、補助上限1,000千円（市） 600千円（町村）</td> <td>6,000</td> </tr> <tr> <td>孤独・孤立対策に向けたコミュニティの力を引き出す事業</td> <td>地域コミュニティにおける見守り活動等の好事例を調査研究、フォーラム等により支援機関等間で共有し、地域におけるささえあいの仕組みの強化、充実を図る。</td> <td>1,265</td> </tr> <tr> <td>重層的支援体制整備支援</td> <td>県社会福祉協議会職員の派遣や研修会の実施等により、市町村による重層的支援体制の整備、充実を図る。</td> <td>3,914</td> </tr> <tr> <td>重層的支援体制整備事業交付金</td> <td>重層的支援体制整備事業交付金のうち、多機関協働事業等の県1/4負担を行う。令和7年度交付申請予定市町村数：12市町村</td> <td>52,000</td> </tr> </tbody> </table>									細事業名	内 容	予算額	孤独・孤立に係る人材育成	・コミュニケーション力の向上、複合課題への対応のための連携能力向上を目的とし、「人と地域とつながる研修」を実施 ※「とっとり孤独・孤立サポーター研修」としても実施 ・対人援助技術を更に深める「生活支援研修」を実施	3,000	鳥取県版孤独・孤立解消支援事業	ひきこもり、ヤングケアラー、老老介護、ひとり親家庭等に対するセーフティネットやつながりの構築等、市町村の行う孤独・孤立対策に資する事業（実態調査も含む）を支援する。 ・孤独・孤立解消支援事業補助：補助率1/2、補助上限2,000千円 ・実態調査事業補助：補助率10/10、補助上限200千円 ・世帯訪問調査等支援事業補助：補助率10/10、補助上限1,000千円（市） 600千円（町村）	6,000	孤独・孤立対策に向けたコミュニティの力を引き出す事業	地域コミュニティにおける見守り活動等の好事例を調査研究、フォーラム等により支援機関等間で共有し、地域におけるささえあいの仕組みの強化、充実を図る。	1,265	重層的支援体制整備支援	県社会福祉協議会職員の派遣や研修会の実施等により、市町村による重層的支援体制の整備、充実を図る。	3,914	重層的支援体制整備事業交付金	重層的支援体制整備事業交付金のうち、多機関協働事業等の県1/4負担を行う。令和7年度交付申請予定市町村数：12市町村	52,000
細事業名	内 容	予算額																								
孤独・孤立に係る人材育成	・コミュニケーション力の向上、複合課題への対応のための連携能力向上を目的とし、「人と地域とつながる研修」を実施 ※「とっとり孤独・孤立サポーター研修」としても実施 ・対人援助技術を更に深める「生活支援研修」を実施	3,000																								
鳥取県版孤独・孤立解消支援事業	ひきこもり、ヤングケアラー、老老介護、ひとり親家庭等に対するセーフティネットやつながりの構築等、市町村の行う孤独・孤立対策に資する事業（実態調査も含む）を支援する。 ・孤独・孤立解消支援事業補助：補助率1/2、補助上限2,000千円 ・実態調査事業補助：補助率10/10、補助上限200千円 ・世帯訪問調査等支援事業補助：補助率10/10、補助上限1,000千円（市） 600千円（町村）	6,000																								
孤独・孤立対策に向けたコミュニティの力を引き出す事業	地域コミュニティにおける見守り活動等の好事例を調査研究、フォーラム等により支援機関等間で共有し、地域におけるささえあいの仕組みの強化、充実を図る。	1,265																								
重層的支援体制整備支援	県社会福祉協議会職員の派遣や研修会の実施等により、市町村による重層的支援体制の整備、充実を図る。	3,914																								
重層的支援体制整備事業交付金	重層的支援体制整備事業交付金のうち、多機関協働事業等の県1/4負担を行う。令和7年度交付申請予定市町村数：12市町村	52,000																								
<p>3 その他</p> <p><重層的支援体制整備に取り組む自治体></p> <table border="1"> <tbody> <tr> <td>令和5年度から</td> <td>鳥取市、米子市、倉吉市、智頭町、北栄町</td> </tr> <tr> <td>令和6年度から</td> <td>八頭町、湯梨浜町、琴浦町、江府町</td> </tr> <tr> <td>令和7年度から</td> <td>日吉津村、大山町、南部町</td> </tr> </tbody> </table>									令和5年度から	鳥取市、米子市、倉吉市、智頭町、北栄町	令和6年度から	八頭町、湯梨浜町、琴浦町、江府町	令和7年度から	日吉津村、大山町、南部町												
令和5年度から	鳥取市、米子市、倉吉市、智頭町、北栄町																									
令和6年度から	八頭町、湯梨浜町、琴浦町、江府町																									
令和7年度から	日吉津村、大山町、南部町																									

1目 社会福祉総務費

（単位：千円）

事業名	本年度	前年度	比較	財 源 内 訳				備考																					
				国庫支出金	起債	その他	一般財源																						
生活困窮者総合支援事業	75,577	70,621	4,956	34,372			41,205																						
トータルコスト	90,033千円（前年度 84,523千円）〔正職員：1.4人 会計年度任用職員：1.0人〕																												
事業内容の説明																													
<p>1 事業の目的、概要</p> <p>生活困窮者の経済的自立への支援のため、日常生活や社会生活などにおける本人の状態に応じた自立を総合的に支援する。また、市町村が行う生活困窮者の自立に向けた支援を県がサポートし生活困窮者の生活再建を図る。</p>																													
<p>2 主な事業内容</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>細事業名</th> <th>内 容</th> <th>予算額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>市町村バックアップ事業</td> <td>担当者向け研修、支援関係機関の意見交換会等を実施する。</td> <td>10,266</td> </tr> <tr> <td>住居確保給付金、見舞金</td> <td>住居を失うおそれがある方に対し、家賃相当額を給付する。県内の被保護者、母子生活支援施設入所者に対して、夏季に見舞金を支給する。</td> <td>24,900</td> </tr> <tr> <td>生活困窮者自立支援事業</td> <td>福祉事務所未設置の三朝町、大山町における生活困窮者自立支援法に基づく事業を実施する。</td> <td>25,943</td> </tr> <tr> <td>中間的就労支援推進事業</td> <td>直ちに一般就労に就くことは難しくても、サポートすることで就労につながる可能性のある方等を支援する。</td> <td>9,143</td> </tr> <tr> <td>ファイナンシャルプランナーと連携した家計支援事業</td> <td>ファイナンシャルプランナーによる世代に応じた家計啓発セミナー及び個別相談等を実施する。</td> <td>825</td> </tr> <tr> <td>生活困窮者相談支援体制等拡充事業</td> <td>生活困窮者支援を行うNPO法人や社会福祉法人等の民間団体へ、新型コロナや物価高騰の影響を受けた支援ニーズの高まりによる事務量の増加に対して一定の活動経費を支援する。 （1団体あたり上限50万円の補助）</td> <td>4,500</td> </tr> </tbody> </table>									細事業名	内 容	予算額	市町村バックアップ事業	担当者向け研修、支援関係機関の意見交換会等を実施する。	10,266	住居確保給付金、見舞金	住居を失うおそれがある方に対し、家賃相当額を給付する。県内の被保護者、母子生活支援施設入所者に対して、夏季に見舞金を支給する。	24,900	生活困窮者自立支援事業	福祉事務所未設置の三朝町、大山町における生活困窮者自立支援法に基づく事業を実施する。	25,943	中間的就労支援推進事業	直ちに一般就労に就くことは難しくても、サポートすることで就労につながる可能性のある方等を支援する。	9,143	ファイナンシャルプランナーと連携した家計支援事業	ファイナンシャルプランナーによる世代に応じた家計啓発セミナー及び個別相談等を実施する。	825	生活困窮者相談支援体制等拡充事業	生活困窮者支援を行うNPO法人や社会福祉法人等の民間団体へ、新型コロナや物価高騰の影響を受けた支援ニーズの高まりによる事務量の増加に対して一定の活動経費を支援する。 （1団体あたり上限50万円の補助）	4,500
細事業名	内 容	予算額																											
市町村バックアップ事業	担当者向け研修、支援関係機関の意見交換会等を実施する。	10,266																											
住居確保給付金、見舞金	住居を失うおそれがある方に対し、家賃相当額を給付する。県内の被保護者、母子生活支援施設入所者に対して、夏季に見舞金を支給する。	24,900																											
生活困窮者自立支援事業	福祉事務所未設置の三朝町、大山町における生活困窮者自立支援法に基づく事業を実施する。	25,943																											
中間的就労支援推進事業	直ちに一般就労に就くことは難しくても、サポートすることで就労につながる可能性のある方等を支援する。	9,143																											
ファイナンシャルプランナーと連携した家計支援事業	ファイナンシャルプランナーによる世代に応じた家計啓発セミナー及び個別相談等を実施する。	825																											
生活困窮者相談支援体制等拡充事業	生活困窮者支援を行うNPO法人や社会福祉法人等の民間団体へ、新型コロナや物価高騰の影響を受けた支援ニーズの高まりによる事務量の増加に対して一定の活動経費を支援する。 （1団体あたり上限50万円の補助）	4,500																											
<p>3 その他（改善点等）</p> <p>家計管理に関するセミナー等の開催回数を増やし困窮に陥る前の未然防止への取組に加え、中間的就労支援による就労困難者等の就労に向けた段階的な機会の提供等を強化することにより、生活困窮者の自立を充実させる。</p>																													
生活福祉資金貸付事業	26,480	22,580	3,900	13,240			13,240																						
トータルコスト	27,269千円（前年度 23,363千円）〔正職員：0.1人〕																												
事業内容の説明																													
<p>1 事業の目的、概要</p> <p>低所得世帯等に対し、総合支援資金（生活再建までの間に必要な生活費や住宅賃貸契約を結ぶための費用等）や福祉資金（日常生活を送る上で一時的に必要であると見込まれる費用等）等必要な資金の貸付と相談支援を行い、経済的自立、生活意欲の助長、社会参加の促進を図る。</p>																													
<p>2 主な事業内容</p> <p>社会福祉法人鳥取県社会福祉協議会が行う生活福祉資金貸付事業に係る事務費（人件費、事務費等）を補助する。（補助率10/10）</p>																													

1目 社会福祉総務費

（単位：千円）

事業名	本年度	前年度	比較	財 源 内 訳				備考									
				国庫支出金	起債	その他	一般財源										
鳥取県社会福祉協議会活動費交付金事業	113,293	102,245	11,048			(基金繰入金) 13,404	99,889										
トータルコスト	117,237千円（前年度 106,158千円） [正職員：0.5人]																
事業内容の説明																	
<p>1 事業の目的、概要</p> <p>社会福祉法人鳥取県社会福祉協議会（以下「県社協」という。）の組織体制の安定化・強化及び専門性や企画立案能力、ネットワークを活用し、自主的に福祉課題に対応する事業を実施する体制の整備を図るため、交付金を交付する。</p>																	
<p>2 主な事業内容</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>細事業名</th> <th>内 容</th> <th>予算額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>県社協運営費助成事業（管理、運営費補助）</td> <td> <ul style="list-style-type: none"> ・役員・管理部門・地域福祉活動を推進する指導員等の人件費 ・県社協負担分を除く諸団体負担の光熱水費、建物使用料 ・交付金事業の評価を行う、外部有識者による評価委員会設置経費 </td> <td>68,522</td> </tr> <tr> <td>基盤整備事業</td> <td> 県社協が次の項目に係る事業を企画立案し、県の承認を受けて実施する。 <ul style="list-style-type: none"> (1) 福祉人材育成確保事業 <ul style="list-style-type: none"> ※福祉人材センター運営（人件費のみ）を含む ※一部鳥取県地域医療介護総合確保基金（介護分野）を活用 (2) 地域福祉推進支援事業 </td> <td>44,771</td> </tr> </tbody> </table>									細事業名	内 容	予算額	県社協運営費助成事業（管理、運営費補助）	<ul style="list-style-type: none"> ・役員・管理部門・地域福祉活動を推進する指導員等の人件費 ・県社協負担分を除く諸団体負担の光熱水費、建物使用料 ・交付金事業の評価を行う、外部有識者による評価委員会設置経費 	68,522	基盤整備事業	県社協が次の項目に係る事業を企画立案し、県の承認を受けて実施する。 <ul style="list-style-type: none"> (1) 福祉人材育成確保事業 <ul style="list-style-type: none"> ※福祉人材センター運営（人件費のみ）を含む ※一部鳥取県地域医療介護総合確保基金（介護分野）を活用 (2) 地域福祉推進支援事業 	44,771
細事業名	内 容	予算額															
県社協運営費助成事業（管理、運営費補助）	<ul style="list-style-type: none"> ・役員・管理部門・地域福祉活動を推進する指導員等の人件費 ・県社協負担分を除く諸団体負担の光熱水費、建物使用料 ・交付金事業の評価を行う、外部有識者による評価委員会設置経費 	68,522															
基盤整備事業	県社協が次の項目に係る事業を企画立案し、県の承認を受けて実施する。 <ul style="list-style-type: none"> (1) 福祉人材育成確保事業 <ul style="list-style-type: none"> ※福祉人材センター運営（人件費のみ）を含む ※一部鳥取県地域医療介護総合確保基金（介護分野）を活用 (2) 地域福祉推進支援事業 	44,771															
<p>3 その他（改善点等）</p> <p>(1) 平成28年度から令和6年度までに、3年ごとに計画を見直しながら基盤整備事業を行い、県社協に求められている地域福祉の推進を図ることができた。令和4～6年度では、地域共生社会の実現における地域福祉の役割が増大していることから、令和3年度までの事業を拡大し、事業に取り組んだ。</p> <p>(2) 県社協は、令和7～9年度にかけ、従来の取組に加え、以下を進めることとしている。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・市町村社協の中核となる福祉活動専門員・中間マネージャーの育成を目的とした各種研修を行う。 ・行政や市町村社協、関係団体が一体となり、各市町村の状況に応じた包括的支援体制を構築していくための会議・研修を行う。 ・その他、住民の地域での気づきと共感などの意識醸成を図るための取組や、地域ごとの課題や支援経過を体系的に記録する「地域台帳（地域カルテ）」普及のための取組を拡充していく。 																	

1目 社会福祉総務費

（単位：千円）

事業名	本年度	前年度	比較	財 源 内 訳				備考
				国庫支出金	起債	その他	一般財源	
鳥取県再犯防止推進事業	34,187	31,274	2,913	25,096			9,091	

トータルコスト 38,131千円（前年度 35,187千円）〔正職員：0.5人〕

事業内容の説明

1 事業の目的、概要

- （1）犯罪をした人が適切な福祉的支援等を受けることにより、再び社会を構成する一員となるようにすることで、再び犯罪をすることを防止し、県民が安全で安心して暮らせる地域づくりを行う。
- （2）第2期鳥取県再犯防止推進計画における成果指標：令和9年度末までに刑法犯検挙者中の再犯者数を基準値から20%減らす。（基準値443人（平成29～令和3年の平均値）→354人（令和4～8年の平均値））

2 主な事業内容

細事業名	内 容	予算額
鳥取県再犯防止推進会議	<ul style="list-style-type: none"> ・国の関係機関、更生保護等に取り組む民間団体等と第2期鳥取県再犯防止推進計画（令和5～9年度）の進捗管理や各団体の取組等にかかる情報の共有等を行う。 ・市町村等を対象とした研修会及び市町村等関係者・県との連携会議を実施する。 	200
地域生活定着支援センター運営事業	<ul style="list-style-type: none"> ・罪を犯した障がい者または高齢者に対し、福祉サービスや生活環境の調整を行う。 	32,027
【新規】保護司フォローアップ事業	<ul style="list-style-type: none"> ・保護観察終了者等（家族等も含む）からの相談に対応した元担当保護司に対して経費（定額）を支援するとともに、各保護司会が設置する「更生保護サポートセンター」（鳥取、倉吉、米子保護区のみ）に相談支援体制を整備し、広報する。 ・地域連携のための会議等に参加した保護司に対して経費（定額）を支援する。 	1,960

3 その他（改善点等）

- ・令和5年度から6年度まで関係者（保護観察所、保護司会、地域生活定着支援センター）と地域生活定着支援センターの支援対象とならない人への相談支援体制構築に向けた検討会を6回行った。その結果を踏まえ、令和7年度から罪を犯した人の立ち直りを身近で支えてきた保護司を中心とした相談支援事業を開始する。

1目 社会福祉総務費

（単位：千円）

事業名	本年度	前年度	比較	財 源 内 訳				備考
				国庫支出金	起債	その他	一般財源	
民生委員費	87,254	84,765	2,489	1,473			85,781	

トータルコスト 92,775千円（前年度 90,243千円）〔正職員：0.7人〕

事業内容の説明

1 事業の目的、概要

民生委員・児童委員制度の一層の理解の促進や、民生委員・児童委員の資質向上、活動しやすい環境の整備を図るため、民生委員・児童委員の活動費（主任児童委員分を除く。）や研修、民生児童委員協議会の活動及び各市町村による民生委員推薦会の開催等を支援する。

2 主な事業内容

細事業名	内 容	予算額
民生委員活動費	民生委員・児童委員（主任児童委員を除く）及び単位（地区）民児協会長に対して活動費を支給する。	64,479
民生児童委員協議会等補助金等	鳥取県民生児童委員協議会や地域民生児童委員協議会及び単位（地区）民生児童委員協議会の活動に対する補助や市町村が開催する民生委員推薦会の開催に係る経費の一部負担、辞職する民生委員への記念品贈呈を行う。	20,430
地区民児協会長等研修事業委託料	地区民児協会長及び中堅（3期以上）の民生委員・児童委員に対する研修を実施する。	542
【新規】担い手確保対策事業補助金	民生委員の担い手確保に向けた創意工夫による取組を実施する市町村を支援する。 （補助率：国1/2, 都道府県1/4, 市町村1/4、補助上限額：国が別途定める）	1,803

3 その他（改善点等）

<民生委員・児童委員一人あたりの相談・支援件数> （単位：件）

年 度	R 1	R 2	R 3	R 4	R 5
相談・支援件数	24.6	24.3	26.0	24.9	22.8

- 令和7年一斉改選での民生委員・児童委員のなり手確保に向けて、市町村に対して活動の負担軽減の取組実施の働きかけや支援を行うほか、鳥取県民生児童委員協議会が実施する地域住民への周知等の取組を支援する。

1目 社会福祉総務費

（単位：千円）

事業名	本年度	前年度	比較	財源内訳				備考
				国庫支出金	起債	その他	一般財源	
日常生活自立支援事業	50,157	42,838	7,319	24,678		(基金繰入金) 800	24,679	

トータルコスト 51,734千円（前年度 44,403千円） [正職員：0.2人]

事業内容の説明

1 事業の目的、概要

認知症、知的障がい、精神障がい等により判断能力が十分でなく、適切に福祉サービスを利用することが難しい方が、地域で安心して生活を送ることができるようにするため、社会福祉法人鳥取県社会福祉協議会（以下「県社協」という。）が行う日常生活自立支援事業に対して補助金を交付する。

2 主な事業内容

細事業名	内容	予算額
鳥取県日常生活自立支援事業補助金	<ul style="list-style-type: none"> 補助対象者：県社協 補助率：10/10 補助対象経費：人件費（事務局、専門員・生活支援員）、事務費（各種会議、研修実施等）、市町村社協への委託費 	50,157

3 その他

- 利用者への支援回数・時間の増加や燃料費の高騰等経費の増加等の現状を踏まえ、実際に利用者の支援を行う市町村社協の業務・支援体制を強化するため、委託に係る予算を増額した。
- 独居の高齢者の増加等による成年後見制度利用者の増加とともに、本事業の契約件数も増加が見込まれる。

（単位：件）

年度	H27	H28	H29	H30	R 1	R 2	R 3	R 4	R 5
相談件数	6,834	9,149	8,593	9,890	9,868	9,491	10,897	9,293	9,272
契約締結件数	234	238	247	262	282	275	258	245	246

1目 社会福祉総務費

（単位：千円）

事業名	本年度	前年度	比較	財 源 内 訳				備考
				国庫支出金	起債	その他	一般財源	
成年後見支援センター運営支援事業	14,790	14,250	540	7,395			7,395	

トータルコスト 16,367千円（前年度 15,815千円） [正職員：0.2人]

事業内容の説明

1 事業の目的、概要

高齢者や障がい者などの権利擁護に係る支援体制を構築・推進するため、専門職で構成される県内3か所（鳥取市、倉吉市、米子市）の成年後見支援センター（以下「センター」という。）の運営を支援する。

2 主な事業内容

細事業名	内 容	予算額
成年後見支援センター運営支援事業	(1) 補助対象者 ・一般社団法人とっとり東部権利擁護支援センター ・一般社団法人成年後見ネットワーク倉吉 ・一般社団法人権利擁護ネットワークほうき (2) 補助率：各 4,930 千円（定額） (3) 補助対象事業 ・成年後見支援センターの設置運営 ・困難事例の法人後見 ・成年後見制度や権利擁護に係る市町村への相談支援 ・各関係機関との地域連携ネットワーク会議等の開催 ・成年後見制度の実務に関する研修会の開催 等	14,790

3 その他（改善点等）

- 各圏域にセンターが設置され、全市町村と県が一体となって支援体制を整備しており、受任件数は年々増加している。

<各年度末における法人後見受任件数の推移（3センター合計）> （単位：件）

年 度	H26	H27	H28	H29	H30	R 1	R 2	R 3	R 4	R 5
受任件数	102	121	137	149	184	199	199	214	224	228

- センターは広域的なセーフティネットとして困難事例の後見受任を行いながら、後見受任の新たな担い手の育成やその活動を支援することで、地域における権利擁護体制の充実に努めている。

1目 社会福祉総務費

（単位：千円）

事業名	本年度	前年度	比較	財源内訳				備考																																							
				国庫支出金	起債	その他	一般財源																																								
ヤングケアラー支援推進事業	15,086	17,830	△2,744	9,015			6,071																																								
トータルコスト	18,241千円（前年度 20,960千円）〔正職員：0.4人〕																																														
事業内容の説明																																															
<p>1 事業の目的、概要</p> <p>ヤングケアラー等がいつでも相談できる体制の構築と孤立化防止に向けた対策の強化を図るため、ヤングケアラーの悩みや相談へ対応するための相談窓口等を設置するとともに、支援者のスキルアップを目的とした研修会等を開催する。</p>																																															
<p>2 主な事業内容</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>細事業名</th> <th>内容</th> <th>予算額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td colspan="3">支援の充実・孤立化防止</td> </tr> <tr> <td>LINE 相談窓口の設置</td> <td>ヤングケアラーやその保護者、周りの関係者等がより気軽に相談できるよう LINE による相談窓口を設置する(24 時間 365 日受付)。</td> <td>7,660</td> </tr> <tr> <td>電話相談の 24 時間化</td> <td>児童相談所・いじめ 110 番によるヤングケアラーに関する電話相談を受け付ける体制を整備する (24 時間 365 日受付)。</td> <td>537</td> </tr> <tr> <td>オンラインサロンの開催 SNS 上の集いの場の開設 補助</td> <td>ヤングケアラー同士が悩みや経験を共有し合ったり、ピアサポーターの助言を受けることのできるオンラインサロンや SNS 上の集いの場を開設運営する事業者に対して、運営費の補助を行う。</td> <td>4,000</td> </tr> <tr> <td colspan="3">支援者のスキルアップ</td> </tr> <tr> <td>フォーラム兼支援者研修会</td> <td>県民全体が幅広くヤングケアラーに対する理解を深めるためのフォーラムと教育関係者、行政関係者、子どもに関わる専門職等がヤングケアラーを発見し支援につなげるための研修会を開催する。</td> <td>847</td> </tr> <tr> <td>支援機関の研修助成</td> <td>各支援機関等がそれぞれの分野における課題や対応に関する研修に要する費用を補助する。 (1 件あたり上限額 80 千円、補助率 10/10)</td> <td>560</td> </tr> <tr> <td colspan="3">理解促進・啓発</td> </tr> <tr> <td>ヤングケアラー啓発事業</td> <td>リーフレットや SNS 等の広報媒体によりヤングケアラーの相談窓口等を教育委員会と連携して子ども等に周知する。</td> <td>1,000</td> </tr> <tr> <td>ヤングケアラー出前授業</td> <td>ヤングケアラー元当事者による出前授業を行い、学校関係者に対してヤングケアラーの概念や相談窓口等の理解促進を図る。</td> <td>333</td> </tr> <tr> <td colspan="3">関係機関の連携</td> </tr> <tr> <td>ヤングケアラー対策会議</td> <td>学識経験者等に助言を求めながら県におけるヤングケアラー対策を検討する。</td> <td>149</td> </tr> </tbody> </table>									細事業名	内容	予算額	支援の充実・孤立化防止			LINE 相談窓口の設置	ヤングケアラーやその保護者、周りの関係者等がより気軽に相談できるよう LINE による相談窓口を設置する(24 時間 365 日受付)。	7,660	電話相談の 24 時間化	児童相談所・いじめ 110 番によるヤングケアラーに関する電話相談を受け付ける体制を整備する (24 時間 365 日受付)。	537	オンラインサロンの開催 SNS 上の集いの場の開設 補助	ヤングケアラー同士が悩みや経験を共有し合ったり、ピアサポーターの助言を受けることのできるオンラインサロンや SNS 上の集いの場を開設運営する事業者に対して、運営費の補助を行う。	4,000	支援者のスキルアップ			フォーラム兼支援者研修会	県民全体が幅広くヤングケアラーに対する理解を深めるためのフォーラムと教育関係者、行政関係者、子どもに関わる専門職等がヤングケアラーを発見し支援につなげるための研修会を開催する。	847	支援機関の研修助成	各支援機関等がそれぞれの分野における課題や対応に関する研修に要する費用を補助する。 (1 件あたり上限額 80 千円、補助率 10/10)	560	理解促進・啓発			ヤングケアラー啓発事業	リーフレットや SNS 等の広報媒体によりヤングケアラーの相談窓口等を教育委員会と連携して子ども等に周知する。	1,000	ヤングケアラー出前授業	ヤングケアラー元当事者による出前授業を行い、学校関係者に対してヤングケアラーの概念や相談窓口等の理解促進を図る。	333	関係機関の連携			ヤングケアラー対策会議	学識経験者等に助言を求めながら県におけるヤングケアラー対策を検討する。	149
細事業名	内容	予算額																																													
支援の充実・孤立化防止																																															
LINE 相談窓口の設置	ヤングケアラーやその保護者、周りの関係者等がより気軽に相談できるよう LINE による相談窓口を設置する(24 時間 365 日受付)。	7,660																																													
電話相談の 24 時間化	児童相談所・いじめ 110 番によるヤングケアラーに関する電話相談を受け付ける体制を整備する (24 時間 365 日受付)。	537																																													
オンラインサロンの開催 SNS 上の集いの場の開設 補助	ヤングケアラー同士が悩みや経験を共有し合ったり、ピアサポーターの助言を受けることのできるオンラインサロンや SNS 上の集いの場を開設運営する事業者に対して、運営費の補助を行う。	4,000																																													
支援者のスキルアップ																																															
フォーラム兼支援者研修会	県民全体が幅広くヤングケアラーに対する理解を深めるためのフォーラムと教育関係者、行政関係者、子どもに関わる専門職等がヤングケアラーを発見し支援につなげるための研修会を開催する。	847																																													
支援機関の研修助成	各支援機関等がそれぞれの分野における課題や対応に関する研修に要する費用を補助する。 (1 件あたり上限額 80 千円、補助率 10/10)	560																																													
理解促進・啓発																																															
ヤングケアラー啓発事業	リーフレットや SNS 等の広報媒体によりヤングケアラーの相談窓口等を教育委員会と連携して子ども等に周知する。	1,000																																													
ヤングケアラー出前授業	ヤングケアラー元当事者による出前授業を行い、学校関係者に対してヤングケアラーの概念や相談窓口等の理解促進を図る。	333																																													
関係機関の連携																																															
ヤングケアラー対策会議	学識経験者等に助言を求めながら県におけるヤングケアラー対策を検討する。	149																																													

1目 社会福祉総務費

（単位：千円）

事業名	本年度	前年度	比較	財 源 内 訳				備考
				国庫支出金	起債	その他	一般財源	
ひきこもり支援推進事業	〔債務負担行為〕 92,466 50,444	45,528	〔債務負担行為〕 92,466 4,916	〔債務負担行為〕 46,232 25,045			〔債務負担行為〕 46,234 25,399	

トータルコスト 65,429千円（前年度 60,396千円）〔正職員：1.9人〕

事業内容の説明

1 事業の目的、概要

ひきこもり問題の解決に向けた取組を推進するための体制を整備し、ひきこもり状態にある本人や家族等を支援することにより、ひきこもりの状態にある本人の自立を促進し、本人及び家族等の福祉の増進を図る。

2 主な事業内容

細事業名	内 容	予算額
とっとりひきこもり生活支援センターの運営（国1/2）	ひきこもり者に対する生活・就労支援を中心とした相談事業や社会参加促進事業（職場体験）等を実施する。 （NPO法人鳥取青少年ピアサポートに委託）	50,094
	相談事業（国1/2） ・コーディネーターの配置（11名） （東部6名・中部2名・西部3名配置し、拠点を整え、相談支援等の充実を図る） ・相談支援（電話、メール、SNS（LINE）、訪問） ・関係機関との連携（連絡会の開催や参加、個別支援における関係機関へのつなぎ） ・市町村等への後方支援、情報発信	
	体験事業（国1/2） ・職場体験事業のコーディネーターを配置 ・協力事業所と提携した職場体験事業	
ひきこもりサポーター養成研修（国1/2）	ひきこもりを正しく理解し、本人やその家族を支えるひきこもりサポーターを養成するための研修会を開催する。 （NPO法人鳥取青少年ピアサポートに委託）	
ひきこもり問題を考えるフォーラム（単県）	県民のひきこもり問題の理解を深めるための、広く一般の方を対象としたフォーラムを開催する。 （NPO法人鳥取青少年ピアサポートに委託）	
オンラインによるひきこもり家族教室の実施（国1/2）	オンラインで各家庭と各保健所やひきこもり生活支援センターを結び、ひきこもりの家族が抱える相談や家族同士の交流ができる場を確保する。	243
家族教室・精神科医師の専門相談（単県）	中・西部総合事務所で、家族同士の話し合いや学習等を行う家族教室、精神科医師による随時相談を実施する。	107

3 その他（改善点等）

相談者数の増加に合わせ、「とっとりひきこもり生活支援センター」の相談体制のための人員増と市町村等身近な窓口での支援体制に係る連携強化を行っており、令和7年度は中部における相談・連携体制を強化する。

<とっとりひきこもり生活支援センター 相談支援件数>

（単位：件）

年 度	H30	R 1	R 2	R 3	R 4	R 5
相談支援件数 （延件数）	131 (1,828)	221 (2,655)	222 (3,134)	238 (3,253)	255 (3,959)	296 (5,528)

孤独・孤立対策課（内線：7141）

1目 社会福祉総務費

（単位：千円）

事業名	本年度	前年度	比較	財源内訳				備考
				国庫支出金	起債	その他	一般財源	
孤独・孤立対策課管理運営費	1,337	1,571	△234				1,337	
トータルコスト	4,492千円（前年度 4,701千円）[正職員：0.4人]							
事業内容の説明								
1 事業の目的、概要 孤独・孤立対策課の総括及び課内外の連絡調整等を行う。								

孤独・孤立対策課（内線：7859）

1目 社会福祉総務費

（単位：千円）

事業名	本年度	前年度	比較	財源内訳				備考
				国庫支出金	起債	その他	一般財源	
(新) 家計負担激変緩和対策事業	140,000	0	140,000	140,000				
トータルコスト	140,789千円（前年度 0千円）[正職員：0.1人]							
事業内容の説明								
1 事業の目的、概要 国において物価高騰をふまえた低所得者への支援が行われているところであるが、物価高騰が継続しており、生活に困窮する世帯が発生することも見込まれることから、低所得者や多子世帯、児童扶養手当受給世帯をはじめとした者に対し、市町村と協調した支援を実施する。								
2 主な事業内容 物価高騰による家計への影響が大きい世帯等に対して、市町村が支援を実施する場合、補助金を交付する。（市町村が実施する支援に要する経費の1/2を補助）								
3 その他 令和4年度から市町村と協調し生活困窮者等の当面の生活を維持するための緊急的な支援を実施している。 （参考）令和6年度当初予算（生活困窮者光熱費等支援事業）67,500千円 令和6年度6月補正予算（家計負担激変緩和対策事業）200,000千円 令和6年度11月補正予算（灯油代等家計負担激変緩和対策事業）100,000千円								

3項 生活保護費

孤独・孤立対策課（内線：7144）

1目 生活保護総務費

（単位：千円）

事業名	本年度	前年度	比較	財源内訳				備考
				国庫支出金	起債	その他	一般財源	
保護行政費	(債務負担行為) 2,746 30,513	35,305	(債務負担行為) 2,746 △4,792	1,795			(債務負担行為) 2,746 28,718	
トータルコスト	100,967千円（前年度 104,765千円）〔正職員：8.5人 会計年度任用職員：1.0人〕							
事業内容の説明								
1 事業の目的、概要 生活保護に係る各種の調査や福祉事務所に対する監査などを行い、生活保護の適正実施を図る。								
2 主な事業内容								
細事業名	内容						予算額	
法施行事務費	県内全福祉事務所に対する指導監査及び県福祉事務所における保護決定事務を行う。						5,934	
生活保護法適正実施推進事業	県福祉事務所における生活保護システムの運用等生活保護を適正に実施する。						24,579	

孤独・孤立対策課（内線：7144）

2目 扶助費

（単位：千円）

事業名	本年度	前年度	比較	財源内訳				備考
				国庫支出金	起債	その他	一般財源	
扶助費	301,281	320,892	△19,611	129,455			171,826	
トータルコスト	333,618千円（前年度 352,975千円）〔正職員：4.1人〕							
事業内容の説明								
1 事業の目的、概要 生活に困窮する者の健康で文化的な最低限度の生活を保障するとともに、その者の自立を助長する。								
2 主な事業内容 生活保護費（国3/4、県1/4）及び居住地がない被保護者につき鳥取市を除く県内市町村が支弁した国負担分以外の生活保護費等を市町村に代わって県が負担する。								

令和7年度一般会計当初予算説明資料

3款 民生費

1項 社会福祉費

福祉監査指導課（内線：7140）

1目 社会福祉総務費

（単位：千円）

事業名	本年度	前年度	比較	財 源 内 訳				備考
				国庫支出金	起債	その他	一般財源	
社会福祉法人指導強化事業	3,176	4,052	△876	556			2,620	
トータルコスト	40,493千円（前年度39,315千円）〔正職員：3.0人 会計年度任用職員：4.0人〕							

事業内容の説明

1 事業の目的、概要

社会福祉法人の運営の適正化・健全経営の推進を図り、適切な福祉サービスが安定して提供できるよう、指導監査や許認可を行うとともに、各種研修会等を実施する。

2 主な事業内容

細事業名	内容	予算額
社会福祉法人指導監査の充実	法人の適正な法人運営を指導するとともに、関係機関等との連携を図る。	2,723
法人支援をはじめとする各種研修会の実施	法人運営適正化への支援、法人の役職員及び県の監査実施者の資質の向上を図るための研修会を開催する。	453

3 その他（改善点等）

- ・県民福祉局等が行う施設監査における会計面の監査強化に当たり、法人監査と施設監査の情報共有、連携強化を図っている。
- ・施設監査所管課及び県内4市をメンバーに社会福祉事業指導監査等連絡調整会議を開催し、監査における指摘事項の統一や情報の共有を図っている。
- ・法人との意見交換の時間を多く確保することにより、各法人の経営状況や置かれている事情を把握し、機械的・画一的な指導にならないよう努める。

1目 社会福祉総務費

（単位：千円）

事業名	本年度	前年度	比較	財 源 内 訳				備考									
				国庫支出金	起債	その他	一般財源										
社会福祉法人育成事業	36,201	35,702	499				36,201										
トータルコスト	39,356千円（前年度38,832千円）〔正職員：0.4人〕																
事業内容の説明																	
<p>1 事業の目的、概要 県内社会福祉法人の健全な育成を図るため、運営費に対する支援等を行う。</p>																	
<p>2 主な事業内容</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>細事業名</th> <th>内容</th> <th>予算額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>鳥取県民間社会福祉施設運営費補助金</td> <td>施設の人件費・事務費を補助する。 補助率：10/10 補助上限：1施設当たり2,500千円 実施主体：社会福祉法人が経営する社会福祉施設（保育所、介護保険対象施設、ケアハウス等を除く。） ※市町村の関与が大きいと知事が認めた法人等を除く。</td> <td>28,300</td> </tr> <tr> <td>福祉施設経営指導事業補助金</td> <td>社会福祉施設を経営する法人に対し、入所者処遇や施設経営等に関する助言、指導援助及び巡回相談等を行う経費を補助する。 補助率：10/10 実施主体：社会福祉法人鳥取県社会福祉協議会</td> <td>7,901</td> </tr> </tbody> </table>									細事業名	内容	予算額	鳥取県民間社会福祉施設運営費補助金	施設の人件費・事務費を補助する。 補助率：10/10 補助上限：1施設当たり2,500千円 実施主体：社会福祉法人が経営する社会福祉施設（保育所、介護保険対象施設、ケアハウス等を除く。） ※市町村の関与が大きいと知事が認めた法人等を除く。	28,300	福祉施設経営指導事業補助金	社会福祉施設を経営する法人に対し、入所者処遇や施設経営等に関する助言、指導援助及び巡回相談等を行う経費を補助する。 補助率：10/10 実施主体：社会福祉法人鳥取県社会福祉協議会	7,901
細事業名	内容	予算額															
鳥取県民間社会福祉施設運営費補助金	施設の人件費・事務費を補助する。 補助率：10/10 補助上限：1施設当たり2,500千円 実施主体：社会福祉法人が経営する社会福祉施設（保育所、介護保険対象施設、ケアハウス等を除く。） ※市町村の関与が大きいと知事が認めた法人等を除く。	28,300															
福祉施設経営指導事業補助金	社会福祉施設を経営する法人に対し、入所者処遇や施設経営等に関する助言、指導援助及び巡回相談等を行う経費を補助する。 補助率：10/10 実施主体：社会福祉法人鳥取県社会福祉協議会	7,901															
<p>3 その他 <鳥取県民間社会福祉施設運営費補助金交付実績> 令和元年度：11施設 令和2年度：13施設 令和3年度：12施設 令和4年度：11施設 令和5年度：10施設 令和6年度：9施設（見込み）</p>																	

1目 社会福祉総務費

（単位：千円）

事業名	本年度	前年度	比較	財源内訳				備考															
				国庫支出金	起債	その他	一般財源																
鳥取県社会福祉・保健サービス評価事業	1,178	1,098	80				1,178																
トータルコスト	5,910千円（前年度5,793千円）〔正職員：0.6人〕																						
事業内容の説明																							
<p>1 事業の目的、概要</p> <p>県が認証した評価機関が、専門的かつ客観的な立場から福祉サービス提供事業者のサービスの質を評価することにより、福祉サービスの質の向上を図るとともに、評価結果をインターネット等で公表することにより、利用者に対する情報提供を図り、もって利用者の適切なサービスの選択に資する。</p>																							
<p>2 主な事業内容</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>細事業名</th> <th>内容</th> <th>予算額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>評価推進委員会の運営</td> <td>学識経験者等10名以内で構成する評価推進委員会の開催（年3回） 審議内容：評価制度の整備、見直し及び評価機関の認証等</td> <td>231</td> </tr> <tr> <td>評価調査者養成研修（県社協委託）</td> <td>県が名簿登録する評価調査者を養成するための研修の開催（年1回）</td> <td>691</td> </tr> <tr> <td>評価調査者継続研修</td> <td>県が登録した評価調査者の知識・技能のフォローアップ、資質維持のための研修の開催（年2回）</td> <td>235</td> </tr> <tr> <td>評価機関の指導、監督等</td> <td>監督、指導及び関係機関との連携に要する事務費</td> <td>21</td> </tr> </tbody> </table>									細事業名	内容	予算額	評価推進委員会の運営	学識経験者等10名以内で構成する評価推進委員会の開催（年3回） 審議内容：評価制度の整備、見直し及び評価機関の認証等	231	評価調査者養成研修（県社協委託）	県が名簿登録する評価調査者を養成するための研修の開催（年1回）	691	評価調査者継続研修	県が登録した評価調査者の知識・技能のフォローアップ、資質維持のための研修の開催（年2回）	235	評価機関の指導、監督等	監督、指導及び関係機関との連携に要する事務費	21
細事業名	内容	予算額																					
評価推進委員会の運営	学識経験者等10名以内で構成する評価推進委員会の開催（年3回） 審議内容：評価制度の整備、見直し及び評価機関の認証等	231																					
評価調査者養成研修（県社協委託）	県が名簿登録する評価調査者を養成するための研修の開催（年1回）	691																					
評価調査者継続研修	県が登録した評価調査者の知識・技能のフォローアップ、資質維持のための研修の開催（年2回）	235																					
評価機関の指導、監督等	監督、指導及び関係機関との連携に要する事務費	21																					

1目 社会福祉総務費

（単位：千円）

事業名	本年度	前年度	比較	財源内訳				備考						
				国庫支出金	起債	その他	一般財源							
社会福祉施設職員等退職手当共済事業	199,765	191,217	8,548				199,765							
トータルコスト	200,554千円（前年度192,000千円）〔正職員：0.1人〕													
事業内容の説明														
<p>1 事業の目的、概要</p> <p>独立行政法人福祉医療機構が実施する社会福祉施設職員等退職手当共済事業に退職手当支給に要する経費の1/3を補助金として交付し、民間社会福祉施設職員の処遇確保及び施設経営の安定を図る。</p> <p>2 主な事業内容</p> <p>社会福祉施設職員等退職手当共済法第19条に基づき、独立行政法人福祉医療機構が実施する社会福祉施設職員等退職手当共済事業による退職手当支給に要する経費の1/3を補助する。 （負担割合：国1/3、県1/3、事業主体1/3）</p> <p>3 その他</p> <p>本県の被共済職員数は令和6年4月1日付けで3,652人であり、令和5年度における退職手当支給実績は542人、1,165,543,614円となっている。</p>														
福祉サービス利用者苦情解決事業	9,972	9,842	130	4,986			4,986							
トータルコスト	10,761千円（前年度10,625千円）〔正職員：0.1人〕													
事業内容の説明														
<p>1 事業の目的、概要</p> <p>社会福祉法第83条に基づき、当事者間（利用者及び事業者）で対応困難な福祉サービスに関する苦情を解決するために各都道府県社会福祉協議会に設置された公正な第三者機関（運営適正化委員会）の運営への助成を通じて、福祉サービスに対する利用者の苦情や意見を幅広く汲み上げ、サービスの質の改善を図る。</p> <p>2 主な事業内容</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>細事業名</th> <th>内容</th> <th>予算額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>福祉サービス利用者苦情解決事業補助金</td> <td>「福祉サービス運営適正化委員会」の活動等に対して補助する。 実施主体：鳥取県社会福祉協議会（法定） 補助率：10/10 財源内訳：国1/2、県1/2（義務） 補助対象：委員会設置、運営のための給料、職員手当等共済費等</td> <td>9,972</td> </tr> </tbody> </table> <p>3 その他</p> <p>< 苦情及び相談受付件数 ></p> <p>令和元年度：76件 令和2年度：114件 令和3年度：75件 令和4年度：57件 令和5年度：65件</p>									細事業名	内容	予算額	福祉サービス利用者苦情解決事業補助金	「福祉サービス運営適正化委員会」の活動等に対して補助する。 実施主体：鳥取県社会福祉協議会（法定） 補助率：10/10 財源内訳：国1/2、県1/2（義務） 補助対象：委員会設置、運営のための給料、職員手当等共済費等	9,972
細事業名	内容	予算額												
福祉サービス利用者苦情解決事業補助金	「福祉サービス運営適正化委員会」の活動等に対して補助する。 実施主体：鳥取県社会福祉協議会（法定） 補助率：10/10 財源内訳：国1/2、県1/2（義務） 補助対象：委員会設置、運営のための給料、職員手当等共済費等	9,972												

1目 社会福祉総務費

（単位：千円）

事業名	本年度	前年度	比較	財源内訳				備考
				国庫支出金	起債	その他	一般財源	
鳥取県民間社会福祉施設整備等補助事業	10,359	10,359	0				10,359	
トータルコスト	13,514千円（前年度13,489千円）〔正職員：0.4人〕							
事業内容の説明								
<p>1 事業の目的、概要</p> <p>社会福祉法人が実施する中小規模の修繕に対して補助を行うことにより、老朽化した民間社会福祉施設の改修・修繕を促進し、入所者等の生活環境等の改善を図る。</p> <p>2 主な事業内容</p> <p>財政基盤が脆弱なため整備が進まない老朽化した民間社会福祉施設の建物及び設備の改修・修繕等に対して補助を行う。</p> <p>(1) 対象施設</p> <p>社会福祉法人が経営する社会福祉施設（介護保険対象施設、ケアハウス等を除く。） ※市町村社会福祉協議会等市町村の関与が大きいと知事が認めた法人の施設を除く。 ※高額繰越金等を有する施設を除く。</p> <p>(2) 補助対象事業</p> <p>設置後10年以上が経過した施設又は設備（例：外壁、屋上防水工事、給排水設備、冷暖房設備、消防用設備）の改修・修繕 ※総事業費が50万円以上1,000万円未満（通所・利用施設は上限が500万円未満）のものが対象</p> <p>(3) 補助率等</p> <p>①施設の利用が施設所在市町村の住民に限られない施設：3/4 ②施設の利用が概ね施設所在市町村の住民に限られる施設：1/2</p> <p>3 その他</p> <p>過去5か年で、計18施設へ補助を行った。</p> <p>令和元年度：4施設 令和2年度：3施設 令和3年度：3施設 令和4年度：4施設 令和5年度：4施設 令和6年度：4施設（交付決定件数）</p>								

令和7年度一般会計当初予算説明資料

3款 民生費

1項 社会福祉費

障がい福祉課（内線：7193）

1目 社会福祉総務費

（単位：千円）

事業名	本年度	前年度	比較	財 源 内 訳				備考
				国庫支出金	起債	その他	一般財源	
障がい者福祉施設 放射線防護対策事業	13,779	589	13,190	13,779				
トータルコスト	17,723千円（前年度4,502千円）〔正職員：0.5人〕							
<p>事業内容の説明</p> <p>1 事業の目的、概要</p> <p>島根原子力発電所から半径30キロメートル以内に所在する障害者支援施設において、原子力災害発生時、即時退避が困難な障害者支援施設入所者等を安全に避難させるため、平成26年度に放射線防護対策設備を整備し、一時的な屋内退避を可能とした。この設備が災害時に確実に機能を果たすよう定期的な保守点検を実施するための経費を補助する。</p> <p>2 主な事業内容</p> <p>(1) 実施主体：社会福祉法人しらゆり会</p> <p>(2) 施設名：障がい者支援施設 光洋の里（境港市渡町）</p> <p>(3) 主な設備：陽圧（加圧）するための換気設備、非常用電源設備等</p> <p>(4) 県補助率：10/10（財源内訳：国10/10）</p> <p>(5) 予算額：保守点検費用589千円、フィルター交換12,800千円（臨時）、蓄電池交換390千円（臨時）</p>								

2目 身体障がい者福祉費

(単位：千円)

事業名	本年度	前年度	比較	財源内訳				備考
				国庫支出金	起債	その他	一般財源	
身体障害者更生相談所費	2,542	2,542	0				2,542	
トータルコスト	7,957千円 (前年度 7,826千円) [正職員：0.6人 会計年度任用職員：0.2人]							
事業内容の説明								
<p>1 事業の目的、概要 補装具判定、更生医療判定、障害程度の医学審査等を行う身体障害者更生相談所にかかる経費である。</p> <p>2 主な事業内容</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 定期相談、巡回相談事業 ・ 更生医療の判定事業 ・ 医学審査 (障害程度審査委員会) ・ 地域リハビリテーション推進事業 ・ 市町村職員研修開催事業 								

3目 知的障がい者福祉費

(単位：千円)

事業名	本年度	前年度	比較	財源内訳				備考
				国庫支出金	起債	その他	一般財源	
知的障害者更生相談所費	516	516	0				516	
トータルコスト	20,917千円 (前年度20,668千円) [正職員：2.5人 会計年度任用職員：0.2人]							
事業内容の説明								
<p>1 事業の目的、概要 療育手帳の判定を行うとともに、援護の実施者である市町村と連携し、地域の知的障がい者とその家族の全般的な生活支援等を行う知的障害者更生相談所にかかる経費である。</p> <p>2 主な事業内容</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 相談・判定業務 ・ 市町村職員研修事業 								

8目 特別医療費助成事業費

(単位:千円)

事業名	本年度	前年度	比較	財源内訳				備考												
				国庫支出金	起債	その他	一般財源													
特別医療費助成事業費	655,871	656,259	△388				655,871													
トータルコスト	659,026千円(前年度659,389千円)[正職員:0.4人]																			
事業内容の説明																				
<p>1 事業の目的、概要 鳥取県特別医療費助成条例に基づき、重度心身障がい者、精神障がい者及び特定疾患患者に必要な医療費に対して助成し、その者の健康の保持及び生活の安定を図り、もってその福祉を増進する。</p> <p>2 主な事業内容</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>細事業名</th> <th>内容</th> <th>予算額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>医療費補助金</td> <td>重度心身障がい者等の医療費の本人負担分(3割等)から障がい種別ごとに定める一定額を除いた額について、市町村が助成した額の2分の1を補助する。 重度心身障がい者: 535,551千円 精神障がい者: 60,115千円 特定疾患患者: 1,600千円</td> <td>597,266</td> </tr> <tr> <td>事務費補助金</td> <td>市町村が鳥取県国民健康保険団体連合会等に委託して行う審査支払の事務費の2分の1を補助する。</td> <td>55,655</td> </tr> <tr> <td>協力費交付金</td> <td>特別医療費助成事業の適正かつ円滑な運営を図るため、医療機関に対する広報等に要する経費を助成する。 県医師会 2,500千円 県歯科医師会 450千円</td> <td>2,950</td> </tr> </tbody> </table>									細事業名	内容	予算額	医療費補助金	重度心身障がい者等の医療費の本人負担分(3割等)から障がい種別ごとに定める一定額を除いた額について、市町村が助成した額の2分の1を補助する。 重度心身障がい者: 535,551千円 精神障がい者: 60,115千円 特定疾患患者: 1,600千円	597,266	事務費補助金	市町村が鳥取県国民健康保険団体連合会等に委託して行う審査支払の事務費の2分の1を補助する。	55,655	協力費交付金	特別医療費助成事業の適正かつ円滑な運営を図るため、医療機関に対する広報等に要する経費を助成する。 県医師会 2,500千円 県歯科医師会 450千円	2,950
細事業名	内容	予算額																		
医療費補助金	重度心身障がい者等の医療費の本人負担分(3割等)から障がい種別ごとに定める一定額を除いた額について、市町村が助成した額の2分の1を補助する。 重度心身障がい者: 535,551千円 精神障がい者: 60,115千円 特定疾患患者: 1,600千円	597,266																		
事務費補助金	市町村が鳥取県国民健康保険団体連合会等に委託して行う審査支払の事務費の2分の1を補助する。	55,655																		
協力費交付金	特別医療費助成事業の適正かつ円滑な運営を図るため、医療機関に対する広報等に要する経費を助成する。 県医師会 2,500千円 県歯科医師会 450千円	2,950																		

12目 障がい者自立支援事業費

(単位:千円)

事業名	本年度	前年度	比較	財源内訳				備考
				国庫支出金	起債	その他	一般財源	
特別障害者手当等支給事業費	9,339	8,878	461	7,004			2,335	
トータルコスト	12,494千円(前年度12,008千円)[正職員:0.4人]							
事業内容の説明								
<p>1 事業の目的、概要 日常生活において常時特別な介護を要する在宅・重度の障がい児(者)に対し、精神的・物質的な負担の軽減を図るため、特別障害者手当等を支給することにより、福祉の増進を図る。 (負担割合:国3/4、県1/4)</p> <p>2 主な事業内容 中部・西部総合事務所県民福祉局において、福祉事務所を設置していない三朝町及び大山町分の特別障害者手当等の支給事務を実施する。</p> <p>(1) 特別障害者手当</p> <ul style="list-style-type: none"> ・支給額 28,840円/月 ・予算額 7,268千円 <p>(2) 障害児福祉手当</p> <ul style="list-style-type: none"> ・支給額 15,690円/月 ・予算額 2,071千円 								

12目 障がい者自立支援事業費

事業名	本年度	前年度	比較	財源内訳				備考
				国庫支出金	起債	その他	一般財源	
自立支援給付費(障害者医療費(更生医療、精神通院医療、療養介護医療))	1,352,825	1,360,216	△7,391	563,127			789,698	
トータルコスト	1,394,615千円(前年度1,400,357千円)[正職員:4.0人、会計年度任用職員3.0人]							
事業内容の説明								
1 事業の目的、概要								
障がい者の自立した日常生活、社会生活等に向け、心身の障がいの軽減・除去や機能回復のため必要な医療費(精神通院医療、更生医療、療養介護医療)の自己負担額の一部を助成する。								
2 主な事業内容								
細事業名	内容						予算額	
精神通院医療費の助成	法に基づき、精神疾患のある方で通院による治療を継続的に必要とする程度の状態の精神障がいの軽減及び再発防止に必要な医療費を助成する。 (国1/2、県1/2)						1,143,501	
更生医療費の支払	法に基づき、障がいの軽減・除去や機能回復のため必要な医療費の一部を給付する市町村に対し、負担金を支払う。 (国1/2、県1/4、市町村1/4)						176,158	
療養介護医療費の支払	法に基づき、療養介護のうち医療に係るものに対して必要な医療費の一部を給付する市町村に対し、負担金を支払う。 (国1/2、県1/4、市町村1/4)						33,166	
3 その他(改善点等)								
・医療費を助成することにより、身体に障がいのある方及び精神疾患のある方が自立した日常生活又は社会生活を営むために必要な医療の受診を促す。								

12目 障がい者自立支援事業費

事業名	本年度	前年度	比較	財源内訳				備考
				国庫支出金	起債	その他	一般財源	
自立支援給付費等負担金	4,191,682	4,093,862	97,820	79,393			4,112,289	
トータルコスト	4,239,793千円(前年度4,141,595千円)[正職員:6.1人]							
事業内容の説明								
1 事業の目的、概要								
障害者総合支援法により支給される指定障害福祉サービス等に要する費用について、その一部を負担するとともに、訪問系サービスの給付額が自立支援給付費の国庫負担基準額の上限を超えている市町村に対し、超過費用の一部を支援する。								
2 主な事業内容								
細事業名	内容						予算額	
自立支援給付費(介護給付費等)	障害者総合支援法で定める自立支援給付費(市町村が障害福祉サービス事業者に対して、サービスに要した費用のうち利用者負担分を除いた部分の金額を給付するもの)について、県が一定割合を負担する。 <負担割合: 国1/2、県1/4、市町村1/4> <実施主体: 市町村>						4,072,590	
重度訪問介護等の利用促進に係る市町村支援事業	自立支援給付費負担の対象となっている障害福祉サービスのうち、「居宅介護」「重度訪問介護」等の訪問系サービスに係る給付について、国庫負担基準額の上限を超過している市町村に対し、超過費用の一部を支援する。※間接国庫補助 <負担割合: 国1/2、県1/4、市町村1/4> <実施主体: 市町村>						119,092	

12目 障がい者自立支援事業費

(単位:千円)

事業名	本年度	前年度	比較	財源内訳				備考												
				国庫支出金	起債	その他	一般財源													
障がい者虐待防止・権利擁護事業	3,330	3,292	38	1,665			1,665													
トータルコスト	8,062千円(前年度7,987千円)[正職員:0.6人]																			
事業内容の説明																				
<p>1 事業の目的、概要</p> <p>障がい者の虐待防止や権利擁護に関する指導的役割を担う者を養成し、研修等を通じて障害福祉サービス事業者、行政及び教育機関や医療機関等の職員の理解を深めるとともに、専門的な見地から市町村等への支援を行う「支援チーム」を設置し、虐待防止、解決のために取組を実施する。</p>																				
<p>2 主な事業内容</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>細事業名</th> <th>内容</th> <th>予算額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>障がい者虐待防止等研修事業(委託)</td> <td> <ul style="list-style-type: none"> 県障がい者権利擁護センター職員、市町村障がい者虐待防止センター職員、障害者福祉施設・障害福祉サービス事業所等の管理者・従業者及び相談支援窓口職員を対象とした研修の実施 障がい者虐待防止・権利擁護公開講座の開催 障害者虐待防止法の啓発のための広報 </td> <td>1,986</td> </tr> <tr> <td>障がい者虐待防止等に係る支援チーム設置事業(委託)</td> <td>市町村等に対し、専門的な見地から支援を行うバックアップ組織(弁護士、司法書士、社会福祉士など専門的関係者で組織する団体)を東・中・西各圏域に設置し、必要な専門的助言・支援を行うことのできる体制を整備する。</td> <td>1,014</td> </tr> <tr> <td>指導者養成研修の受講(特別旅費)</td> <td>厚生労働省が主催する「障害者虐待防止・権利擁護指導者養成研修」(3日間)に参加し、県内研修講師を養成する。 <対象者> 虐待防止センター職員、施設等管理者・従事者</td> <td>330</td> </tr> </tbody> </table>									細事業名	内容	予算額	障がい者虐待防止等研修事業(委託)	<ul style="list-style-type: none"> 県障がい者権利擁護センター職員、市町村障がい者虐待防止センター職員、障害者福祉施設・障害福祉サービス事業所等の管理者・従業者及び相談支援窓口職員を対象とした研修の実施 障がい者虐待防止・権利擁護公開講座の開催 障害者虐待防止法の啓発のための広報 	1,986	障がい者虐待防止等に係る支援チーム設置事業(委託)	市町村等に対し、専門的な見地から支援を行うバックアップ組織(弁護士、司法書士、社会福祉士など専門的関係者で組織する団体)を東・中・西各圏域に設置し、必要な専門的助言・支援を行うことのできる体制を整備する。	1,014	指導者養成研修の受講(特別旅費)	厚生労働省が主催する「障害者虐待防止・権利擁護指導者養成研修」(3日間)に参加し、県内研修講師を養成する。 <対象者> 虐待防止センター職員、施設等管理者・従事者	330
細事業名	内容	予算額																		
障がい者虐待防止等研修事業(委託)	<ul style="list-style-type: none"> 県障がい者権利擁護センター職員、市町村障がい者虐待防止センター職員、障害者福祉施設・障害福祉サービス事業所等の管理者・従業者及び相談支援窓口職員を対象とした研修の実施 障がい者虐待防止・権利擁護公開講座の開催 障害者虐待防止法の啓発のための広報 	1,986																		
障がい者虐待防止等に係る支援チーム設置事業(委託)	市町村等に対し、専門的な見地から支援を行うバックアップ組織(弁護士、司法書士、社会福祉士など専門的関係者で組織する団体)を東・中・西各圏域に設置し、必要な専門的助言・支援を行うことのできる体制を整備する。	1,014																		
指導者養成研修の受講(特別旅費)	厚生労働省が主催する「障害者虐待防止・権利擁護指導者養成研修」(3日間)に参加し、県内研修講師を養成する。 <対象者> 虐待防止センター職員、施設等管理者・従事者	330																		

12目 障がい者自立支援事業費

(単位:千円)

事業名	本年度	前年度	比較	財 源 内 訳				備考
				国庫支出金	起債	その他	一般財源	
重度障がい児者支援事業	60,046	73,650	△13,604				60,046	
トータルコスト	62,412千円(前年度75,998千円)[正職員:0.3人]							
事業内容の説明								
1 事業の目的、概要 重度障がい児者等がより地域で生活しやすくなるよう、通所による日中活動の場における支援や在宅支援の充実を図る障害福祉サービス事業所等運営法人に対して人件費等に対する助成を行うほか、入院・入所以外では生活が難しいとされてきた医療的ケアを要する重度障がい者の地域における生活拠点づくりを促進する。								
2 主な事業内容								
細事業名	内容						予算額	
重度障がい児者日中支援事業	生活介護事業所、短期入所事業所、放課後等デイ事業所において、重度障がい児者の日中支援を行う社会福祉法人等に対し、事業所運営に要する経費の助成を行う。 ・実施主体:市町村 ・補助率:1/2 ・基準単価:生活介護利用者 一人当たり2,900円/日 短期入所利用者 一人当たり6,700円/日 放課後等デイ利用者 一人当たり1,900円/日						36,140	
「鳥取県型(要医ケア障がい者支援特化型)生活介護事業所」運営支援事業	生活介護事業所において、超重度障がい者に対しサービスを提供する際に看護職員を配置し医療的ケアを行う社会福祉法人等に対し、事業所運営に要する経費の助成を行う。 ・実施主体:市町村 ・補助率:1/2 ・基準単価:利用者一人当たり7,200円~13,900円/日						12,516	
在宅重度障がい児者等支援体制強化事業	訪問系サービスにおける、手厚いケアが必要な重度者への支援の提供に対して、独自の加算制度を設ける。また、遠隔地の利用者宅への移動や通院移動時(運転時)についても、事業者の負担を軽減するための独自の加算制度を設ける。 ・実施主体:市町村 ・補助率:1/2 【重度加算】 基本報酬に一定率を乗じた額 【遠隔地加算】 サービス提供1回あたり最大で2千円 【通院加算】 通院等介助等のサービスを提供した場合に1回あたり最大で2千円						3,590	
医療的ケアを要する重度障がい者の地域生活推進事業	指定基準上必要な人員に加え常時看護職員を1名以上配置し、医療的なケアを必要とする重度障がい者に医療的ケアを含む手厚い支援を提供するグループホームに対し、運営費を補助する。 ・実施主体:市町村 ・補助率:1/2 ・基準単価:グループホームの運営形態ごとに、補助対象者1人の利用につき119千円~148千円/月						7,600	
たん吸引研修等受講奨励金交付事業	たん吸引等の資格を得るための研修を受講する際に、サービス提供をしていれば本来得られたであろう報酬額の1/2程度の奨励金を交付し、資格取得者を増やす。 補助額:受講者1人につき、研修課程に応じて10千円~23千円						200	

12目 障がい者自立支援事業費

（単位：千円）

事業名	本年度	前年度	比較	財源内訳				備考									
				国庫支出金	起債	その他	一般財源										
障がい者グループホーム夜間世話人等配置事業	12,200	12,200	0				12,200										
トータルコスト	13,777千円（前年度13,765千円）〔正職員：0.2人〕																
事業内容の説明																	
<p>1 事業の目的、概要</p> <p>グループホーム等の設置促進及び安全で質の高い運営体制を確保し、障がい者の地域移行の促進を図るため、夜間世話人や生活支援員の配置に必要な経費を補助する。</p> <p>2 主な事業内容</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>細事業名</th> <th>内容</th> <th>予算額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>障がい者グループホーム夜間世話人配置事業</td> <td> <p>【内容】グループホームにおいて夜間支援体制を確保する社会福祉法人等に対し、必要な経費と事業者が得る報酬との差額相当を補助する市町村に対し県がその一部を補助する。</p> <p>【補助基準額】</p> <p>（1）夜勤を行う夜間支援従事者を配置する場合：最大2,300円/日</p> <p>（2）宿直を行う夜間支援従事者を配置する場合：最大2,720円/日</p> <p>【負担割合】 県1/2、市町村1/2</p> </td> <td>6,171</td> </tr> <tr> <td>重度障がい者グループホーム夜間生活支援員配置事業</td> <td> <p>【内容】グループホームにおいて重症心身障がい児者等を支援する生活支援員を配置する社会福祉法人等に対し、1：1相当の配置に必要な人件費から事業者が得る報酬との差額相当を補助する市町村に対し県がその一部を補助する。</p> <p>【補助基準額】 夜間生活支援員一人あたり 9,435円/日</p> <p>（1施設あたり支援員2名を上限とする）</p> <p>【負担割合】 県1/2、市町村1/2</p> </td> <td>6,029</td> </tr> </tbody> </table>									細事業名	内容	予算額	障がい者グループホーム夜間世話人配置事業	<p>【内容】グループホームにおいて夜間支援体制を確保する社会福祉法人等に対し、必要な経費と事業者が得る報酬との差額相当を補助する市町村に対し県がその一部を補助する。</p> <p>【補助基準額】</p> <p>（1）夜勤を行う夜間支援従事者を配置する場合：最大2,300円/日</p> <p>（2）宿直を行う夜間支援従事者を配置する場合：最大2,720円/日</p> <p>【負担割合】 県1/2、市町村1/2</p>	6,171	重度障がい者グループホーム夜間生活支援員配置事業	<p>【内容】グループホームにおいて重症心身障がい児者等を支援する生活支援員を配置する社会福祉法人等に対し、1：1相当の配置に必要な人件費から事業者が得る報酬との差額相当を補助する市町村に対し県がその一部を補助する。</p> <p>【補助基準額】 夜間生活支援員一人あたり 9,435円/日</p> <p>（1施設あたり支援員2名を上限とする）</p> <p>【負担割合】 県1/2、市町村1/2</p>	6,029
細事業名	内容	予算額															
障がい者グループホーム夜間世話人配置事業	<p>【内容】グループホームにおいて夜間支援体制を確保する社会福祉法人等に対し、必要な経費と事業者が得る報酬との差額相当を補助する市町村に対し県がその一部を補助する。</p> <p>【補助基準額】</p> <p>（1）夜勤を行う夜間支援従事者を配置する場合：最大2,300円/日</p> <p>（2）宿直を行う夜間支援従事者を配置する場合：最大2,720円/日</p> <p>【負担割合】 県1/2、市町村1/2</p>	6,171															
重度障がい者グループホーム夜間生活支援員配置事業	<p>【内容】グループホームにおいて重症心身障がい児者等を支援する生活支援員を配置する社会福祉法人等に対し、1：1相当の配置に必要な人件費から事業者が得る報酬との差額相当を補助する市町村に対し県がその一部を補助する。</p> <p>【補助基準額】 夜間生活支援員一人あたり 9,435円/日</p> <p>（1施設あたり支援員2名を上限とする）</p> <p>【負担割合】 県1/2、市町村1/2</p>	6,029															

12目 障がい者自立支援事業費

（単位：千円）

事業名	本年度	前年度	比較	財源内訳				備考																											
				国庫支出金	起債	その他	一般財源																												
障がい者情報アクセスモデル県推進事業	23,596	27,614	△4,018	3,755			19,841																												
トータルコスト	26,751千円（前年度 30,744千円）〔正職員：0.4人〕																																		
事業内容の説明																																			
<p>1 事業の目的、概要</p> <p>障がい者の情報アクセシビリティ・コミュニケーション推進のための全国的なモデルとなるよう、障がい者の情報保障に資する施策を推進する。</p>																																			
<p>2 主な事業内容</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>細事業名</th> <th>内容</th> <th>予算額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>障がい者 ICT サポート総合推進事業（国1/2）</td> <td>鳥取県障がい者ICT相談窓口を設置し、ICT機器の利用機会の拡大や活用能力の向上、情報アクセスの円滑化を支援する。また、音声による特殊な操作が必要な視覚障がい者に対し、ICT機器の適切な操作を説明できるよう支援者のスキルアップを図る。</td> <td>6,010</td> </tr> <tr> <td>視覚障がい者向け遠隔サポート事業（単県）</td> <td>スマホ・タブレットのカメラ機能により映し出された映像をもとに、遠隔地にいるオペレーターが、利用者（視覚障がい者）の必要とする視覚情報を音声で伝えるシステムにより、視覚障がい者の情報アクセシビリティ向上を図る。</td> <td>6,000</td> </tr> <tr> <td>視覚障がい者情報アクセス向上事業（単県）</td> <td>情報アクセスを向上する補助機能を備えたICT機器、拡大読書器などの購入を支援する。</td> <td>800</td> </tr> <tr> <td>同行援護従事者確保推進事業（単県）</td> <td>視覚障がい者の情報アクセシビリティを支援する同行援護従事者の確保と育成を図る。</td> <td>4,856</td> </tr> <tr> <td>マルチメディアデイジー図書普及啓発等のための設備整備及び人材育成（国1/2）</td> <td>マルチメディアデイジー図書を閲覧するためのタブレット等を整備し、研修・貸し出し等を行い、マルチメディアデイジー普及啓発に努めるとともに、制作ボランティアを養成する。</td> <td>1,500</td> </tr> <tr> <td>コード化点字ブロックによるアクセス向上モデル事業（単県）</td> <td>コード化点字ブロック使用に係る保守料（設置場所：鳥取駅周辺） ※コード化点字ブロック：既存点字ブロック上にコードを配置し、専用アプリで読み込むと組み込まれた情報を取得できる。</td> <td>200</td> </tr> <tr> <td>【拡充】電話リレーサービス等加入促進事業（単県）</td> <td>日本財団電話リレーサービスが運営する電話リレーサービス及びヨメテルについて、県内のサービス利用者の利用料を支援する。また、電話リレーサービスを利用するための機器を所有していない人を対象に、導入経費を補助する。</td> <td>1,350</td> </tr> <tr> <td>ICTを活用した公共施設等情報アクセス向上事業（単県）</td> <td>レルクリア、遠隔手話サービスやUDトーク機能を備えたタブレット端末を設置した施設での利用促進やイベント等への貸し出し等を行い、聞こえない・聞こえにくい人の情報アクセス向上を図る。また、端末を活用し、ソフトバンク（株）が全日本ろうあ連盟等と連携して行う AI による手話言語認識技術の発展のための実証実験に参加する。</td> <td>2,880</td> </tr> </tbody> </table>									細事業名	内容	予算額	障がい者 ICT サポート総合推進事業（国1/2）	鳥取県障がい者ICT相談窓口を設置し、ICT機器の利用機会の拡大や活用能力の向上、情報アクセスの円滑化を支援する。また、音声による特殊な操作が必要な視覚障がい者に対し、ICT機器の適切な操作を説明できるよう支援者のスキルアップを図る。	6,010	視覚障がい者向け遠隔サポート事業（単県）	スマホ・タブレットのカメラ機能により映し出された映像をもとに、遠隔地にいるオペレーターが、利用者（視覚障がい者）の必要とする視覚情報を音声で伝えるシステムにより、視覚障がい者の情報アクセシビリティ向上を図る。	6,000	視覚障がい者情報アクセス向上事業（単県）	情報アクセスを向上する補助機能を備えたICT機器、拡大読書器などの購入を支援する。	800	同行援護従事者確保推進事業（単県）	視覚障がい者の情報アクセシビリティを支援する同行援護従事者の確保と育成を図る。	4,856	マルチメディアデイジー図書普及啓発等のための設備整備及び人材育成（国1/2）	マルチメディアデイジー図書を閲覧するためのタブレット等を整備し、研修・貸し出し等を行い、マルチメディアデイジー普及啓発に努めるとともに、制作ボランティアを養成する。	1,500	コード化点字ブロックによるアクセス向上モデル事業（単県）	コード化点字ブロック使用に係る保守料（設置場所：鳥取駅周辺） ※コード化点字ブロック：既存点字ブロック上にコードを配置し、専用アプリで読み込むと組み込まれた情報を取得できる。	200	【拡充】電話リレーサービス等加入促進事業（単県）	日本財団電話リレーサービスが運営する電話リレーサービス及びヨメテルについて、県内のサービス利用者の利用料を支援する。また、電話リレーサービスを利用するための機器を所有していない人を対象に、導入経費を補助する。	1,350	ICTを活用した公共施設等情報アクセス向上事業（単県）	レルクリア、遠隔手話サービスやUDトーク機能を備えたタブレット端末を設置した施設での利用促進やイベント等への貸し出し等を行い、聞こえない・聞こえにくい人の情報アクセス向上を図る。また、端末を活用し、ソフトバンク（株）が全日本ろうあ連盟等と連携して行う AI による手話言語認識技術の発展のための実証実験に参加する。	2,880
細事業名	内容	予算額																																	
障がい者 ICT サポート総合推進事業（国1/2）	鳥取県障がい者ICT相談窓口を設置し、ICT機器の利用機会の拡大や活用能力の向上、情報アクセスの円滑化を支援する。また、音声による特殊な操作が必要な視覚障がい者に対し、ICT機器の適切な操作を説明できるよう支援者のスキルアップを図る。	6,010																																	
視覚障がい者向け遠隔サポート事業（単県）	スマホ・タブレットのカメラ機能により映し出された映像をもとに、遠隔地にいるオペレーターが、利用者（視覚障がい者）の必要とする視覚情報を音声で伝えるシステムにより、視覚障がい者の情報アクセシビリティ向上を図る。	6,000																																	
視覚障がい者情報アクセス向上事業（単県）	情報アクセスを向上する補助機能を備えたICT機器、拡大読書器などの購入を支援する。	800																																	
同行援護従事者確保推進事業（単県）	視覚障がい者の情報アクセシビリティを支援する同行援護従事者の確保と育成を図る。	4,856																																	
マルチメディアデイジー図書普及啓発等のための設備整備及び人材育成（国1/2）	マルチメディアデイジー図書を閲覧するためのタブレット等を整備し、研修・貸し出し等を行い、マルチメディアデイジー普及啓発に努めるとともに、制作ボランティアを養成する。	1,500																																	
コード化点字ブロックによるアクセス向上モデル事業（単県）	コード化点字ブロック使用に係る保守料（設置場所：鳥取駅周辺） ※コード化点字ブロック：既存点字ブロック上にコードを配置し、専用アプリで読み込むと組み込まれた情報を取得できる。	200																																	
【拡充】電話リレーサービス等加入促進事業（単県）	日本財団電話リレーサービスが運営する電話リレーサービス及びヨメテルについて、県内のサービス利用者の利用料を支援する。また、電話リレーサービスを利用するための機器を所有していない人を対象に、導入経費を補助する。	1,350																																	
ICTを活用した公共施設等情報アクセス向上事業（単県）	レルクリア、遠隔手話サービスやUDトーク機能を備えたタブレット端末を設置した施設での利用促進やイベント等への貸し出し等を行い、聞こえない・聞こえにくい人の情報アクセス向上を図る。また、端末を活用し、ソフトバンク（株）が全日本ろうあ連盟等と連携して行う AI による手話言語認識技術の発展のための実証実験に参加する。	2,880																																	
<p>3 その他</p> <p>• これまでも、全国で初めて手話言語条例を制定して手話言語の普及を図るほか、聴覚障がい者センター、盲ろう者支援センター、視覚障がい者支援センター、ロービジョン相談窓口の設置、失語症者支援センターなど支援拠点づくりと、鳥取県視覚障がい者等の読書環境の整備の推進に関する計画策定に基づく読書環境の拡充など、情報アクセシビリティ・コミュニケーション支援の推進に取り組んでいる。</p>																																			

12目 障がい者自立支援事業費

(単位:千円)

事業名	本年度	前年度	比較	財 源 内 訳				備考
				国庫支出金	起債	その他	一般財源	
親亡き後を見据えた地域生活サポート事業	68,968	5,126	63,842	2,297			66,671	
トータルコスト	69,757千円(前年度6,692千円)[正職員:0.1人]							
事業内容の説明								
1 事業の目的、概要 親亡き後を見据え、障がい者が地域で安心して暮らしていけるよう、住まいの場など地域資源の確保や、市町村の運営する地域生活支援拠点の機能充実等の統合的な取組を実施し、支援体制の充実を図る。								
2 主な事業内容								
細事業名	内容							予算額
(1) 親亡き後の安心サポート体制構築事業(国1/2)	保護者が元気なうちに、障がいのある我が子の支援を段階的に関係機関等へ託していく引継書である「安心サポートファイル」について、より使いやすい冊子となるよう、内容の見直しを行う。 また、同冊子の着実な全県普及と促進を図るため、普及員の設置及び新規普及員の養成を行うとともに、普及員と関係機関等との連絡調整を進めるコーディネーターを継続して配置する。 [委託先] 一般社団法人鳥取県手をつなぐ育成会							4,354
(2) 鳥取県障がい児・者地域生活体験事業	自立に向けた生活技術の習得や自立意欲を引き出すため、一戸建て住宅等を利用した生活体験の場(生活体験ホーム)を提供する社会福祉法人等に対して、その運営経費を補助する市町村を支援する。また、既に事業実施している法人の運営の安定化及び新たな法人の参入を促すため、補助単価を見直す。							2,246
(3) (新規) グループホーム施設整備事業	更なるグループホームの整備促進を図るため、現在定員数が不足し、地域のセーフティネットとしての役割が期待されるなど、地域において特に必要とされるグループホームの整備に対して支援を行う。 【事業主体】 社会福祉法人、NPO法人、営利法人等 【対象事業】 強度行動障がい者、重度障がい者の定員数を増加させる整備や防災、減災に資する整備等、グループホームの創設(新築)、改築・大規模修繕等(国庫補助協議不採択案件に限る) 【補助対象経費】 施設整備に必要な工事費及び設計監理費 【補助率】 補助対象経費の1/2(ただし国補助単価にあわせて別途補助上限額を設定)							57,628
(4) (新規) 市町村連絡会の運営	地域生活支援拠点の運営に係る市町村連絡会を開催し、各市町村の取組状況、手法、課題及び他県の先進事例等を共有することで、ノウハウの横展開を図り、全県的な拠点の機能充実を図る。							240
(5) (新規) 地域生活支援拠点の機能及び実効性向上支援モデル事業	地域生活支援拠点の機能を充実させる市町村の取組に対し、必要な経費を補助する(補助率10/10のモデル事業として支援)。 <機能強化型> 現在サービスにつながらない障がい者(潜在的な対象者)の掘り起こしや拠点の広報活動等の一連の取組に係る経費を支援する。 <重点取組型> 潜在的なニーズの掘り起こしや緊急度の高い者への個別支援の検討に係る経費を支援する(機能強化型の取組からさらに踏み込んだ対応として、単に潜在的な対象者への情報提供にとどまらない、詳細な現状把握や緊急時のシミュレーションといった取組を想定)。							4,500
3 その他(改善点等) ・安心サポートファイルの普及については、これまで鳥取県手をつなぐ育成会会員(主に知的障がい者を中心に構成)を中心に実施してきたが、全県的な普及・活用はまだ途上であり、育成会会員以外の知的障がい者や、他の障がい種別団体への普及活動の強化を図り、親亡き後のサポート体制の更なる充実に取り組み。 ・地域生活支援拠点(障がい者の重度化・高齢化や親亡き後に備え、地域で安心して生活を送るための機能(相談支援、緊急時受入、体験利用の機会・場の提供等)を市町村が整備し、障がい者の地域生活を支えるサービス提供体制)は全市町村で整備済であるものの、機能の充実度には地域差があるのが現状であり、実効性を高めるための市町村の取組をモデル的に支援し、ノウハウを横展開することにより、全県的な拠点の機能充実を図る。								

12目 障がい者自立支援事業費

(単位:千円)

事業名	本年度	前年度	比較	財源内訳				備考
				国庫支出金	起債	その他	一般財源	
地域生活支援事業 (市町村地域生活 支援事業費補助金)	179,410	184,209	△4,799				179,410	
トータルコスト	182,565千円(前年度187,339千円)[正職員:0.4人]							
事業内容の説明								
<p>1 事業の目的、概要 障害者総合支援法に基づく市町村地域生活支援事業について、その経費の1/4を補助することにより、事業の円滑な実施に資する。(根拠法令 障害者総合支援法第94条)</p> <p>2 主な事業内容 【実施主体】 市町村 【実施方法】 補助 【負担割合】 国1/2、県1/4、市町村1/4 ※国庫補助金が総事業費の1/2に満たない場合であっても、県は、国庫補助金の額にかかわらず、総事業費の1/4を補助する。</p>								

12目 障がい者自立支援事業費

(単位:千円)

事業名	本年度	前年度	比較	財源内訳				備考
				国庫支出金	起債	その他	一般財源	
相談支援体制強化事業	10,780	11,213	△433	1,014			9,766	
トータルコスト	21,033千円(前年度22,951千円)[正職員:1.3人]							
事業内容の説明								
1 事業の目的、概要 障がい者等が地域で自立した日常生活又は社会生活を営むため、相談支援体制を整備するなど、広域的な支援を行う。								
2 主な事業内容								
細事業名	内容							予算額
(1) 鳥取県地域自立支援協議会運営事業等	有識者・保護者・各圏域自立支援協議会委員からなる県地域自立支援協議会について、全体会、専門部会を開催し、広域的な障がい福祉サービス等に関する課題を協議・検討する。							750
(2) 地域生活支援拠点推進等のための計画策定等の支援等	<ul style="list-style-type: none"> 令和2年度に市町村が整備した「地域生活支援拠点」の機能充実に向けて、先進地の講師招へいや他県視察の経費を支援する。また、市町村地域自立支援協議会を核とした地域の相談支援体制を活性化させるためにアドバイザーを派遣し、市町村等へ課題解決等に向けた技術的助言を行い、各圏域の地域課題のアセスメントを行う。 市町村が設置する身体・知的障害者相談員に対する研修を実施するほか、障がい福祉制度や事業所の情報等が行き届くよう情報発信事業を実施する市町村に対する補助を行う。 							2,154
(3) 腎臓病患者サポート事業	腎臓病に関して生活、制度、医療の面で豊富な知識と見識がある相談員を、県内東・中・西部圏域に一人ずつ設置し、それぞれの圏域で月2回程度の相談会を開催する事業に必要な経費を補助する。 (実施主体:鳥取県腎友会 補助率:10/10)							376
(4) 障害福祉サービス利用コーディネート機能強化事業	複数のサービス種別・事業所の組み合わせをコーディネートする人材である「相談支援専門員」が不足しているため、相談支援専門員を新規に配置する事業所、追加で配置する事業所に対して、相談支援専門員の設置にかかる人件費の一部を支援する。(補助率:1/2)							3,000
(5) 障害者支援施設における利用者の地域移行促進事業	入所施設事業所が、入所者の地域生活への移行に向けて行う以下の取組に対し、人件費相当及び事務費の一部を支援する。(補助率:10/10) <ol style="list-style-type: none"> 移行に向けた支援体制の整備(支援チームの設置) 移行対象者の選定(定期的なアセスメントの実施等による本人の状況把握等) 定期的な支援会議の実施(アセスメント結果の共有、移行に向けた計画の策定等) 移行に向けた具体調整(関係機関等との調整、支援引継ぎ用の本人情報書類等の作成等) 							4,500

12目 障がい者自立支援事業費

(単位 : 千円)

事業名	本年度	前年度	比較	財 源 内 訳				備考
				国庫支出金	起債	その他	一般財源	
地域生活支援事業 (障がい者福祉従業者等研修事業)	44,811	44,865	△54	21,413		(基金繰入金) 1,733	21,665	
トータルコスト	47,966千円 (前年度49,554千円) [正職員 : 0.4人]							
事業内容の説明								
1 事業の目的、概要								
障害福祉サービスを提供する者等を対象に、人材の育成、サービス等の質の向上を目的とした各種研修を実施する。また、障害者支援施設等において、専門性や高度な技術を必要とする強度行動障がい者等の支援を適切に提供するため、支援の方法を検討するとともに各種研修を実施することにより技術の向上を図る。								
2 主な事業内容								
細事業名	内容						予算額	
指導者養成研修	研修の指導者(講師)を養成するため、国が実施する研修に受講者を派遣する。						1,923	
サービス管理責任者等研修	人材の育成、サービス等の質の向上を目的とし、障害福祉サービスを提供する者等に対して各種研修を実施する。						40,320	
障がい福祉サービス質の向上支援	強度行動障がい者及び触法傾向行動のある利用者についての処遇に係る課題を解決するため、事例検討等を実施する指定障害福祉サービス事業者等を支援する。 対象経費：講師・アドバイザーの謝金・旅費、研修参加料・旅費、視察旅費 補助率：1/2						224	
障がい福祉分野就職支援金貸付事業	他業種・他分野で働いていた者等の障がい福祉分野における介護職としての参入促進を図るため、他業種等で働いていた者等で、一定の研修等を修了した者に対し、就職に係る資金を貸し付ける。 貸付額(上限)：200千円 実施主体：社会福祉法人鳥取県社会福祉協議会						251	
障がい者等口腔機能向上推進事業	県内歯科医を対象とした障がい者歯科診療についての講習会及び障がい福祉施設職員等に対する歯科疾患予防等に関する講習会を開催する。						360	
介護職員等によるたんの吸引等の実施のための研修(特定の者対象)事業	特定の者(障がい者等)に対するたんの吸引等の特定の医療行為を適切に行うことができる者を養成するための研修を行う。						1,733	

12目 障がい者自立支援事業費

事業名	本年度	前年度	比較	財 源 内 訳				備考									
				国庫支出金	起債	その他	一般財源										
地域生活支援事業 （高次脳機能障がい者支援普及事業）	5,224	4,482	742	2,675			2,549										
トータルコスト	12,322千円（前年度11,525千円）〔正職員：0.9人〕																
事業内容の説明																	
<p>1 事業の目的、概要</p> <p>高次脳機能障がい者支援拠点機関を設置し、高次脳機能障がいに対する相談対応、医療から福祉、地域への一貫した支援体制を確立するとともに、研修会等を通して必要な人材育成を行うことで、高次脳機能障がいのある方の支援体制の充実を図る。</p>																	
<p>2 主な事業内容</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>細事業名</th> <th>内容</th> <th>予算額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>高次脳機能障がい者支援普及事業(国1/2)</td> <td>「高次脳機能障がい者支援拠点機関」を設置の上、相談支援コーディネーター（精神保健福祉士）を1名配置し、以下の業務を実施する。 ①相談対応及び関係機関との連絡調整 ②専門研修の開催 ③高次脳機能障がい者の支援に係る関係機関のネットワークの充実 ④関係機関の支援状況の把握及び情報提供 ⑤高次脳機能障がいの普及啓発 ⑥ドライビングシミュレーターを活用した運転評価 〔委託先：医療法人十字会野島病院〕</td> <td>5,152</td> </tr> <tr> <td>高次脳機能障がい支援連携強化事業（国1/2）</td> <td>圏域ごとに、市町村福祉担当課、障がい者相談支援事業所、医療関係者、高次脳機能障がい者家族会等高次脳機能障がいのある方の支援に携わる職員を対象に、事例検討、意見交換会等を実施し、支援者のネットワークの充実を図る。</td> <td>72</td> </tr> </tbody> </table>									細事業名	内容	予算額	高次脳機能障がい者支援普及事業(国1/2)	「高次脳機能障がい者支援拠点機関」を設置の上、相談支援コーディネーター（精神保健福祉士）を1名配置し、以下の業務を実施する。 ①相談対応及び関係機関との連絡調整 ②専門研修の開催 ③高次脳機能障がい者の支援に係る関係機関のネットワークの充実 ④関係機関の支援状況の把握及び情報提供 ⑤高次脳機能障がいの普及啓発 ⑥ドライビングシミュレーターを活用した運転評価 〔委託先：医療法人十字会野島病院〕	5,152	高次脳機能障がい支援連携強化事業（国1/2）	圏域ごとに、市町村福祉担当課、障がい者相談支援事業所、医療関係者、高次脳機能障がい者家族会等高次脳機能障がいのある方の支援に携わる職員を対象に、事例検討、意見交換会等を実施し、支援者のネットワークの充実を図る。	72
細事業名	内容	予算額															
高次脳機能障がい者支援普及事業(国1/2)	「高次脳機能障がい者支援拠点機関」を設置の上、相談支援コーディネーター（精神保健福祉士）を1名配置し、以下の業務を実施する。 ①相談対応及び関係機関との連絡調整 ②専門研修の開催 ③高次脳機能障がい者の支援に係る関係機関のネットワークの充実 ④関係機関の支援状況の把握及び情報提供 ⑤高次脳機能障がいの普及啓発 ⑥ドライビングシミュレーターを活用した運転評価 〔委託先：医療法人十字会野島病院〕	5,152															
高次脳機能障がい支援連携強化事業（国1/2）	圏域ごとに、市町村福祉担当課、障がい者相談支援事業所、医療関係者、高次脳機能障がい者家族会等高次脳機能障がいのある方の支援に携わる職員を対象に、事例検討、意見交換会等を実施し、支援者のネットワークの充実を図る。	72															

12目 障がい者自立支援事業費

（単位：千円）

事業名	本年度	前年度	比較	財源内訳				備考
				国庫支出金	起債	その他	一般財源	
障がい者社会参加促進事業	8,691	9,481	△790	3,050			5,641	
トータルコスト	10,268千円（前年度 14,959千円）〔正職員：0.2人〕							
事業内容の説明								
1 事業の目的、概要 障がいのある方が社会の構成員として地域の中で生活を送ることができるよう、社会参加促進のための各種事業を実施する。								
2 主な事業内容								
細事業名	内容							予算額
1. 知的障がい者レクリエーション教室等開催事業等（国1/2）	<ul style="list-style-type: none"> 知的障がい者の社会参加を促進するため、各種レクリエーション教室、「手をつなぐスポーツ祭り」、知的障がい者本人が企画運営して行う「本人大会」の開催に要する経費を補助する。（補助率10/10） 〔実施主体：一般社団法人鳥取県手をつなぐ育成会〕 在宅の障がい児者、その保護者及び支援者で構成する10名以上の広域的な団体に対し、自発的レク事業等を実施する際に補助する。（補助率1/2） 							4,800
2. 多目的トイレ利用促進事業（単県）	仮設の多目的トイレ（バリアフリー、オストメイト対応）2台及びオストメイト用非水洗トイレ5台について、「災害発生時における多目的トイレのレンタルに関する協定書」の規定に基づき、災害発生時の避難所や市町村が行う避難訓練、県が共催等するイベント会場に設置するために必要となる経費を措置することでこの活用を図るとともに、障がい者等が安心して参加できる社会環境の整備を進める。 ①保守管理の補助（補助率10/10） ②イベント等への貸出補助（補助率1/2）							957
3. UD タクシー利用促進事業（単県）	日頃外出困難な障がい者の参加促進のため、イベント主催者によるUDタクシーの借り上げ経費を補助する。（補助率1/2）							100
4. 障がい者福祉関連鳥取県・江原道交流事業（隔年）（単県）	江原道と鳥取県内の障がい福祉関係者の交流を促進することにより、相互理解と友好を深め、本県の障がい福祉施策の一層の発展を図る。 ※令和7年度は江原道訪問団の受入を行う年であり、受入に係る経費はその他事務費で対応する。							—
5. 精神障がい者バレーボール交流会等	精神障がい者の社会参加の促進、当事者同士の交流の機会を提供するため、「精神障がい者バレーボール交流会」及び「精神障がい者フットサル交流会」の開催に要する経費を補助する。							534
6. 鳥取県福祉フォーラム開催事業費補助金等	<ul style="list-style-type: none"> 障がい福祉制度の今後の進むべき方向等について議論する「あいサポートとっとりフォーラム」の開催経費の一部を補助する。 全県的な身体障がい者の機能維持・健康増進や社会参加を進め、障がい者に対する理解を広げることを目的とした体育大会や、「全日本 Challenged アクアスロン皆生大会」の開催経費の一部を補助する。 							2,300

12目 障がい者自立支援事業費

(単位:千円)

事業名	本年度	前年度	比較	財源内訳				備考																
				国庫支出金	起債	その他	一般財源																	
地域生活支援事業 (障害者就業・生活支援事業)	30,628	33,189	△2,561	15,314			15,314																	
トータルコスト	31,417千円(前年度33,972千円)[正職員:0.1人]																							
事業内容の説明																								
<p>1 事業の目的、概要</p> <p>障がい者の職業生活における自立を図るため、雇用・保健・福祉・教育等の地域の関係機関との連携のもと、障がい者の身近な地域において就業面及び生活面における一体的な支援を行う機関である各圏域の「障害者就業・生活支援センター」に「生活支援員」等を配置する</p> <p>2 主な事業内容</p> <p>(1) 委託先</p> <p>東部: 障害者就業・生活支援センターしらはま (鳥取市/社会福祉法人鳥取県厚生事業団)</p> <p>中部: 障害者就業・生活支援センターくらし (倉吉市/社会福祉法人鳥取県厚生事業団)</p> <p>西部: 障害者就業・生活支援センターしゅーと (米子市/社会福祉法人あしーど)</p> <p>(2) 障害者就業・生活支援センターについて</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>圏域</th> <th>東部</th> <th>中部</th> <th>西部</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>生活支援員</td> <td>1人 (国1/2、県1/2)</td> <td>1人 (国1/2、県1/2)</td> <td>1人 (国1/2、県1/2)</td> </tr> <tr> <td>発達障がい者就業・生活支援員</td> <td>1人 (国1/2、県1/2)</td> <td>0.5人 (国1/2、県1/2)</td> <td>1人 (国1/2、県1/2)</td> </tr> <tr> <td>アセスメント・調整支援員</td> <td>—</td> <td>—</td> <td>1人 (国1/2、県1/2)</td> </tr> </tbody> </table>									圏域	東部	中部	西部	生活支援員	1人 (国1/2、県1/2)	1人 (国1/2、県1/2)	1人 (国1/2、県1/2)	発達障がい者就業・生活支援員	1人 (国1/2、県1/2)	0.5人 (国1/2、県1/2)	1人 (国1/2、県1/2)	アセスメント・調整支援員	—	—	1人 (国1/2、県1/2)
圏域	東部	中部	西部																					
生活支援員	1人 (国1/2、県1/2)	1人 (国1/2、県1/2)	1人 (国1/2、県1/2)																					
発達障がい者就業・生活支援員	1人 (国1/2、県1/2)	0.5人 (国1/2、県1/2)	1人 (国1/2、県1/2)																					
アセスメント・調整支援員	—	—	1人 (国1/2、県1/2)																					

12目 障がい者自立支援事業費

（単位：千円）

事業名	本年度	前年度	比較	財源内訳				備考																					
				国庫支出金	起債	その他	一般財源																						
地域生活支援事業 （生活訓練等事業）	9,083	7,464	1,619	4,541			4,542																						
トータルコスト	10,660千円（前年度9,029千円）〔正職員：0.2人〕																												
事業内容の説明																													
<p>1 事業の目的、概要</p> <p>日常生活の質的向上や障がい者の地域における自立生活と社会参加の促進を図るため、障害者社会参加推進センターを設置・運営し、障がい者に対する日常生活上必要な訓練・指導等を行う。</p> <p>2 主な事業内容</p> <p>○負担割合：国1/2、県1/2</p> <p>○委託先：社会福祉法人鳥取県身体障害者福祉協会</p>																													
<table border="1"> <thead> <tr> <th>細事業名</th> <th>内容</th> <th>予算額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>きこえない・きこえにくい人の日常生活訓練事業</td> <td>きこえない・きこえにくい人に対して、コミュニケーションや社会生活、職業生活、家庭生活等に関する講習を開催する。</td> <td>942</td> </tr> <tr> <td>オストメイト日常生活訓練事業</td> <td>ストマ（いわゆる人工肛門）装着訓練やオストメイト（ストマを装着した人）に対する社会生活訓練を行う。</td> <td>389</td> </tr> <tr> <td>音声機能障がい者発声訓練・指導者養成事業</td> <td>音声機能を喪失した者に、食道発声訓練等の訓練を行う。また、発声訓練の指導者を育成する。</td> <td>744</td> </tr> <tr> <td>在宅重度障がい者社会参加促進事業</td> <td>筋ジストロフィーによる重度の障がい者の健康維持と生きがいを高めるため、医療相談・集団指導等を実施する。</td> <td>600</td> </tr> <tr> <td>日常生活訓練事業</td> <td>身体障がい者を対象として、補装具装着訓練やその他日常生活上必要な事項について専門的指導等を行う。</td> <td>5,728</td> </tr> <tr> <td>障害者社会参加推進センター設置事業</td> <td>障害者社会参加推進センターを設置し、相談、啓発、生活環境改善等の各種事業を行う。</td> <td>680</td> </tr> </tbody> </table>									細事業名	内容	予算額	きこえない・きこえにくい人の日常生活訓練事業	きこえない・きこえにくい人に対して、コミュニケーションや社会生活、職業生活、家庭生活等に関する講習を開催する。	942	オストメイト日常生活訓練事業	ストマ（いわゆる人工肛門）装着訓練やオストメイト（ストマを装着した人）に対する社会生活訓練を行う。	389	音声機能障がい者発声訓練・指導者養成事業	音声機能を喪失した者に、食道発声訓練等の訓練を行う。また、発声訓練の指導者を育成する。	744	在宅重度障がい者社会参加促進事業	筋ジストロフィーによる重度の障がい者の健康維持と生きがいを高めるため、医療相談・集団指導等を実施する。	600	日常生活訓練事業	身体障がい者を対象として、補装具装着訓練やその他日常生活上必要な事項について専門的指導等を行う。	5,728	障害者社会参加推進センター設置事業	障害者社会参加推進センターを設置し、相談、啓発、生活環境改善等の各種事業を行う。	680
細事業名	内容	予算額																											
きこえない・きこえにくい人の日常生活訓練事業	きこえない・きこえにくい人に対して、コミュニケーションや社会生活、職業生活、家庭生活等に関する講習を開催する。	942																											
オストメイト日常生活訓練事業	ストマ（いわゆる人工肛門）装着訓練やオストメイト（ストマを装着した人）に対する社会生活訓練を行う。	389																											
音声機能障がい者発声訓練・指導者養成事業	音声機能を喪失した者に、食道発声訓練等の訓練を行う。また、発声訓練の指導者を育成する。	744																											
在宅重度障がい者社会参加促進事業	筋ジストロフィーによる重度の障がい者の健康維持と生きがいを高めるため、医療相談・集団指導等を実施する。	600																											
日常生活訓練事業	身体障がい者を対象として、補装具装着訓練やその他日常生活上必要な事項について専門的指導等を行う。	5,728																											
障害者社会参加推進センター設置事業	障害者社会参加推進センターを設置し、相談、啓発、生活環境改善等の各種事業を行う。	680																											

12目 障がい者自立支援事業費

(単位:千円)

事業名	本年度	前年度	比較	財源内訳				備考
				国庫支出金	起債	その他	一般財源	
地域生活支援事業 (盲人ホーム運営 費補助金)	6,955	6,945	10	3,477			3,478	
トータルコスト	7,744千円(前年度7,728千円)[正職員:0.1人]							
事業内容の説明								
<p>1 事業の目的、概要</p> <p>視覚障がい者の自立を図るため、あん摩師免許等を有する視覚障がい者であって、自営し、又は雇用されることの困難な者に就労の場を提供するとともに、必要な技術の指導を行う盲人ホームの運営に要する経費を助成する。</p> <p>2 主な事業内容</p> <p>社会福祉法人鳥取県ライトハウスが設置する盲人ホームに対して運営費を助成する。 (負担割合:国1/2、県1/2)</p> <p>【施設概要】</p> <p>施設名:鳥取県ライトハウス盲人ホーム 所在地:米子市皆生温泉三丁目18-3 主な業務:あん摩師免許、はり師免許又はきゅう師免許を有する視覚障がい者への就労場所の提供</p>								

12目 障がい者自立支援事業費

(単位:千円)

事業名	本年度	前年度	比較	財源内訳				備考															
				国庫支出金	起債	その他	一般財源																
障がい者一般就労移行支援事業	2,119	2,119	0	437			1,682																
トータルコスト	3,696千円(前年度 3,684千円) [正職員:0.2人]																						
事業内容の説明																							
<p>1 事業の目的、概要</p> <p>障がい者の一般就労への移行を推進するため、就労支援機関によるネットワークの構築、セミナーの開催、事業所の利用者による職場実習、事業所職員のスキルアップ等への支援を実施する。</p>																							
<p>2 主な事業内容</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>細事業名</th> <th>内容</th> <th>予算額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>障がい者一般就労移行ネットワーク会議(単県)</td> <td>障害者就業・生活支援センターを運営する法人に委託し、各障がい保健福祉圏域で関係機関による連絡調整会議・研修会を開催する。</td> <td>733</td> </tr> <tr> <td>就労移行・定着支援セミナー開催事業(国1/2)</td> <td>就労支援の現状や課題等について、関係者が理解を深め、共に考えるためのセミナーや就労支援機関の職業指導員等のスキルアップを図るためのワークショップ等を開催する。 <対象者> 障害福祉サービス事業所等の支援員、職場適応援助者養成研修修了者(特別支援学校、企業を含む。)、就労相談・障がい者雇用に携わる方、企業・団体等</td> <td>875</td> </tr> <tr> <td>実習受入謝金等の支給(単県)</td> <td>障害福祉サービス事業所利用者(実習受講者)の実習を受入れた企業等に対して謝金を、実習受講者に対して奨励金を支給する(3日以上の実習に限る。単価はいずれも実習1日当たり千円。)。また、実習中の事故等に備えて傷害保険等に参加する。</td> <td>331</td> </tr> <tr> <td>研修受入謝金等の支給(単県)</td> <td>県内の就労移行支援及び就労継続支援事業所の職員が、県外の先進的な取組をしている就労移行支援事業所に研修派遣された場合、研修受入事業所に対して謝金を支給し、研修受講者に奨励金(旅費相当額)を支給する。</td> <td>180</td> </tr> </tbody> </table>									細事業名	内容	予算額	障がい者一般就労移行ネットワーク会議(単県)	障害者就業・生活支援センターを運営する法人に委託し、各障がい保健福祉圏域で関係機関による連絡調整会議・研修会を開催する。	733	就労移行・定着支援セミナー開催事業(国1/2)	就労支援の現状や課題等について、関係者が理解を深め、共に考えるためのセミナーや就労支援機関の職業指導員等のスキルアップを図るためのワークショップ等を開催する。 <対象者> 障害福祉サービス事業所等の支援員、職場適応援助者養成研修修了者(特別支援学校、企業を含む。)、就労相談・障がい者雇用に携わる方、企業・団体等	875	実習受入謝金等の支給(単県)	障害福祉サービス事業所利用者(実習受講者)の実習を受入れた企業等に対して謝金を、実習受講者に対して奨励金を支給する(3日以上の実習に限る。単価はいずれも実習1日当たり千円。)。また、実習中の事故等に備えて傷害保険等に参加する。	331	研修受入謝金等の支給(単県)	県内の就労移行支援及び就労継続支援事業所の職員が、県外の先進的な取組をしている就労移行支援事業所に研修派遣された場合、研修受入事業所に対して謝金を支給し、研修受講者に奨励金(旅費相当額)を支給する。	180
細事業名	内容	予算額																					
障がい者一般就労移行ネットワーク会議(単県)	障害者就業・生活支援センターを運営する法人に委託し、各障がい保健福祉圏域で関係機関による連絡調整会議・研修会を開催する。	733																					
就労移行・定着支援セミナー開催事業(国1/2)	就労支援の現状や課題等について、関係者が理解を深め、共に考えるためのセミナーや就労支援機関の職業指導員等のスキルアップを図るためのワークショップ等を開催する。 <対象者> 障害福祉サービス事業所等の支援員、職場適応援助者養成研修修了者(特別支援学校、企業を含む。)、就労相談・障がい者雇用に携わる方、企業・団体等	875																					
実習受入謝金等の支給(単県)	障害福祉サービス事業所利用者(実習受講者)の実習を受入れた企業等に対して謝金を、実習受講者に対して奨励金を支給する(3日以上の実習に限る。単価はいずれも実習1日当たり千円。)。また、実習中の事故等に備えて傷害保険等に参加する。	331																					
研修受入謝金等の支給(単県)	県内の就労移行支援及び就労継続支援事業所の職員が、県外の先進的な取組をしている就労移行支援事業所に研修派遣された場合、研修受入事業所に対して謝金を支給し、研修受講者に奨励金(旅費相当額)を支給する。	180																					
<p>3 その他</p> <p>・福祉就労から一般就労への移行実績 令和3年度:70人 令和4年度:62人 令和5年度:79人</p>																							

12目 障がい者自立支援事業費

(単位：千円)

事業名	本年度	前年度	比較	財 源 内 訳				備考																		
				国庫支出金	起債	その他	一般財源																			
農福連携推進事業	20,208	21,691	△1,483	7,753			12,455																			
トータルコスト	31,250千円 (前年度 32,646千円) [正職員：1.4人]																									
事業内容の説明																										
<p>1 事業の目的、概要</p> <p>農福連携等を通じた地域の課題解決や活性化等の仕組みをつくり、障がい者が安定的・継続的に関われる就労機会の創出や工賃向上を目指し、農業者と就労系障害福祉サービス事業所（以下「事業所」という。）とのマッチング等による農作業等の受託支援、自主農業に取り組む事業所への支援やマルシェの開催等を行う。</p>																										
<p>2 主な事業内容</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>細事業名</th> <th>内容</th> <th>予算額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>農福連携マッチングの実施 (国1/2)</td> <td>農業者と事業所の受委託を円滑に行うため、鳥取県内東中西部の各圏域にコーディネーターを1名ずつ配置する。 <業務内容> 農業者、事業所双方のニーズ把握、農作業のマッチング、契約支援等</td> <td>職員人件費(福祉保健課)で予算措置</td> </tr> <tr> <td>農作業等の受託環境の整備、自主農業の生産性向上等への支援 (単県)</td> <td>新たに農林水産分野の作業の受託に取り組む事業所を支援するほか、新たに農業分野に新規参入する事業所の取組や、既に自主農業に取り組んでいる事業所の生産性向上・事業拡大等に資する取組を支援する。 <農業分野等チャレンジ支援事業補助金> 農林水産分野作業受託支援：補助率2/3、上限額 100千円 スタートアップ支援：補助率1/2、上限額 300千円 自主農業支援：補助率1/2、上限額 1,000千円 専門家派遣支援：補助率1/2、上限額 250千円</td> <td>4,702</td> </tr> <tr> <td>農福連携による地域づくり事業 (国1/2)</td> <td>農福連携を地域に根差した取組に発展させるため、農福連携の意識啓発や地域とのネットワークづくりを進めるとともに、事業所力向上・販路拡大を見据えた事業所支援を行い、農福連携マルシェ(ごきげんマルシェ)の開催、県内外マルシェへの出店支援等を行う。</td> <td>15,506</td> </tr> </tbody> </table>									細事業名	内容	予算額	農福連携マッチングの実施 (国1/2)	農業者と事業所の受委託を円滑に行うため、鳥取県内東中西部の各圏域にコーディネーターを1名ずつ配置する。 <業務内容> 農業者、事業所双方のニーズ把握、農作業のマッチング、契約支援等	職員人件費(福祉保健課)で予算措置	農作業等の受託環境の整備、自主農業の生産性向上等への支援 (単県)	新たに農林水産分野の作業の受託に取り組む事業所を支援するほか、新たに農業分野に新規参入する事業所の取組や、既に自主農業に取り組んでいる事業所の生産性向上・事業拡大等に資する取組を支援する。 <農業分野等チャレンジ支援事業補助金> 農林水産分野作業受託支援：補助率2/3、上限額 100千円 スタートアップ支援：補助率1/2、上限額 300千円 自主農業支援：補助率1/2、上限額 1,000千円 専門家派遣支援：補助率1/2、上限額 250千円	4,702	農福連携による地域づくり事業 (国1/2)	農福連携を地域に根差した取組に発展させるため、農福連携の意識啓発や地域とのネットワークづくりを進めるとともに、事業所力向上・販路拡大を見据えた事業所支援を行い、農福連携マルシェ(ごきげんマルシェ)の開催、県内外マルシェへの出店支援等を行う。	15,506						
細事業名	内容	予算額																								
農福連携マッチングの実施 (国1/2)	農業者と事業所の受委託を円滑に行うため、鳥取県内東中西部の各圏域にコーディネーターを1名ずつ配置する。 <業務内容> 農業者、事業所双方のニーズ把握、農作業のマッチング、契約支援等	職員人件費(福祉保健課)で予算措置																								
農作業等の受託環境の整備、自主農業の生産性向上等への支援 (単県)	新たに農林水産分野の作業の受託に取り組む事業所を支援するほか、新たに農業分野に新規参入する事業所の取組や、既に自主農業に取り組んでいる事業所の生産性向上・事業拡大等に資する取組を支援する。 <農業分野等チャレンジ支援事業補助金> 農林水産分野作業受託支援：補助率2/3、上限額 100千円 スタートアップ支援：補助率1/2、上限額 300千円 自主農業支援：補助率1/2、上限額 1,000千円 専門家派遣支援：補助率1/2、上限額 250千円	4,702																								
農福連携による地域づくり事業 (国1/2)	農福連携を地域に根差した取組に発展させるため、農福連携の意識啓発や地域とのネットワークづくりを進めるとともに、事業所力向上・販路拡大を見据えた事業所支援を行い、農福連携マルシェ(ごきげんマルシェ)の開催、県内外マルシェへの出店支援等を行う。	15,506																								
<p>3 その他</p> <ul style="list-style-type: none"> 平成22年度から、全国に先駆けた取組として、鳥取県内の各圏域に農福連携コーディネーターを配置し、農作業のマッチングを実施している。平成22年度から令和5年度の14年間で、約2,260件の農作業をマッチングし、165,000千円を上回る作業料金が事業所に支払われた。 <table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>R1</th> <th>R2</th> <th>R3</th> <th>R4</th> <th>R5</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>マッチング(件数)</td> <td>204</td> <td>264</td> <td>296</td> <td>231</td> <td>276</td> </tr> <tr> <td>作業料金(千円)</td> <td>13,077</td> <td>18,886</td> <td>22,222</td> <td>23,408</td> <td>32,493</td> </tr> </tbody> </table>										R1	R2	R3	R4	R5	マッチング(件数)	204	264	296	231	276	作業料金(千円)	13,077	18,886	22,222	23,408	32,493
	R1	R2	R3	R4	R5																					
マッチング(件数)	204	264	296	231	276																					
作業料金(千円)	13,077	18,886	22,222	23,408	32,493																					

12目 障がい者自立支援事業費

（単位：千円）

事業名	本年度	前年度	比較	財 源 内 訳				備考									
				国庫支出金	起債	その他	一般財源										
とっとりモデルの共同受注体制構築事業	25,311	25,471	△160				25,311										
トータルコスト	30,043千円（前年度 30,166千円）〔正職員：0.6人〕																
事業内容の説明																	
<p>1 事業の目的、概要</p> <p>工賃向上計画（第4期計画）の目標達成のため、ワークコーポとっとり（※）での更なる高工賃作業の提供や参加事業所の拡充を図る。</p> <p>※単独の障害福祉サービス事業所では処理できない企業等からの受託作業の大量受注案件を処理するため、複数の事業所が一緒になって作業を行う共同作業場として、平成27年に設置した（全国初）。</p>																	
<p>2 主な事業内容</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>細事業名</th> <th>内容</th> <th>予算額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>共同作業場の運営</td> <td>受託作業確保のための企業営業、施設外就労により共同作業場を利用する事業所のマッチング、受託数量と作業量とのバランスを踏まえた生産調整、共同作業場の利用促進等からなる運営を行う。 ・共同作業場運営のための人員（4名）の配置 ・建物・機材の維持管理 ・企業や事業所との調整、生産や出荷の管理 等</td> <td>25,011</td> </tr> <tr> <td>共同作業の実習に係る奨励金</td> <td>中・西部も含めた共同作業場の作業内容を広く理解してもらい、より多くの事業所の参加を推進するため、共同作業場における実習に新たに参加した事業所に対して奨励金を支給する。（日額3,000円／事業所、最大10日）</td> <td>300</td> </tr> </tbody> </table>									細事業名	内容	予算額	共同作業場の運営	受託作業確保のための企業営業、施設外就労により共同作業場を利用する事業所のマッチング、受託数量と作業量とのバランスを踏まえた生産調整、共同作業場の利用促進等からなる運営を行う。 ・共同作業場運営のための人員（4名）の配置 ・建物・機材の維持管理 ・企業や事業所との調整、生産や出荷の管理 等	25,011	共同作業の実習に係る奨励金	中・西部も含めた共同作業場の作業内容を広く理解してもらい、より多くの事業所の参加を推進するため、共同作業場における実習に新たに参加した事業所に対して奨励金を支給する。（日額3,000円／事業所、最大10日）	300
細事業名	内容	予算額															
共同作業場の運営	受託作業確保のための企業営業、施設外就労により共同作業場を利用する事業所のマッチング、受託数量と作業量とのバランスを踏まえた生産調整、共同作業場の利用促進等からなる運営を行う。 ・共同作業場運営のための人員（4名）の配置 ・建物・機材の維持管理 ・企業や事業所との調整、生産や出荷の管理 等	25,011															
共同作業の実習に係る奨励金	中・西部も含めた共同作業場の作業内容を広く理解してもらい、より多くの事業所の参加を推進するため、共同作業場における実習に新たに参加した事業所に対して奨励金を支給する。（日額3,000円／事業所、最大10日）	300															
<p>3 その他</p> <ul style="list-style-type: none"> 令和6年3月に第4期目となる工賃向上計画（令和6～11年度）を策定し、工賃支払総額を計画策定当初の平成19年度比で4倍以上とすること、事業所利用者の満足度が限りなく100%に近づくよう利用環境の充実を目指すことなどを内容とする「魅力ある就労B型実現目標」を設定した。 令和5年度の平均工賃は27,345円（前年度比6,967円増加）、工賃支払総額は約7億5千万円（前年度比約4,700万円増加）といずれも過去最高となり、高い工賃水準を実現している。 ワークコーポととりが受注する業務は、大規模ロットで高品質が求められる内容であり、単価の高い作業が多いため、高い工賃水準を維持している。 																	

12目 障がい者自立支援事業費

（単位：千円）

事業名	本年度	前年度	比較	財 源 内 訳				備考																														
				国庫支出金	起債	その他	一般財源																															
鳥取県障害福祉サービス事業所ハートフルサポート事業	4,754	4,796	△42				4,754																															
トータルコスト	9,486千円（前年度 9,491千円）〔正職員：0.6人〕																																					
事業内容の説明																																						
<p>1 事業の目的、概要</p> <p>障害者就労継続支援事業所（以下「事業所」という。）の安定した運営等を支援するための無利子融資制度及び事業所又は事業所と協働する企業が新商品開発を行う場合に要する経費の助成制度を設け、事業所で働く障がい者の所得向上につなげる。</p>																																						
<p>2 主な事業内容</p> <p>（1）障害福祉サービス事業所運転設備資金融資制度（77千円）</p> <table border="1"> <tr> <td>貸付対象</td> <td>事業所を運営する法人等</td> </tr> <tr> <td>貸付限度額</td> <td>5,000千円</td> </tr> <tr> <td>貸付要件</td> <td>無利子（県は金融機関に基準金利に基づき算出した利子相当額を全額補助） 担保及び保証人は、金融機関の取扱いによる。</td> </tr> <tr> <td>貸付用途</td> <td>事業所運営に必要な資金（職員人件費、就労事業に必要な仕入れ経費等）及び設備資金（創業又は規模拡大のために必要な施設整備・備品購入の際の自己資金充当分）</td> </tr> <tr> <td>償還期間</td> <td>5年以内（据置期間：6カ月以内）</td> </tr> </table> <p>（2）補助制度</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>補助金名</th> <th>補助対象事業・補助対象経費</th> <th>実施主体</th> <th>県補助率（上限額）</th> <th>予算額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>障害福祉サービス事業所運転設備資金利子補填制度（上記融資制度に基づく利子補助事業）</td> <td>障害福祉サービス事業所運転設備資金融資残額に基準金利を乗じて得た額（利子相当額）</td> <td>障害福祉サービス事業所運転設備資金の貸付を行う金融機関</td> <td>10/10</td> <td>677</td> </tr> <tr> <td>障害福祉サービス事業所新商品開発支援補助金</td> <td>新商品（製品・サービス）開発のための開発設計費、研修・講習受講費、試作・改良・商品デザインに要する経費、評価・試験販売及び市場での評価分析等に要する委託料など</td> <td>工賃水準の向上のための事業計画書及び収支予算書を作成する事業所</td> <td>2/3 (1,000)</td> <td>3,000</td> </tr> <tr> <td>障害福祉サービス事業所協働連携企業補助金</td> <td></td> <td>県内の事業所と連携し、新商品・新サービスの開発等を行うあいサポート認定企業</td> <td>2/3 (1,000)</td> <td>1,000</td> </tr> </tbody> </table>									貸付対象	事業所を運営する法人等	貸付限度額	5,000千円	貸付要件	無利子（県は金融機関に基準金利に基づき算出した利子相当額を全額補助） 担保及び保証人は、金融機関の取扱いによる。	貸付用途	事業所運営に必要な資金（職員人件費、就労事業に必要な仕入れ経費等）及び設備資金（創業又は規模拡大のために必要な施設整備・備品購入の際の自己資金充当分）	償還期間	5年以内（据置期間：6カ月以内）	補助金名	補助対象事業・補助対象経費	実施主体	県補助率（上限額）	予算額	障害福祉サービス事業所運転設備資金利子補填制度（上記融資制度に基づく利子補助事業）	障害福祉サービス事業所運転設備資金融資残額に基準金利を乗じて得た額（利子相当額）	障害福祉サービス事業所運転設備資金の貸付を行う金融機関	10/10	677	障害福祉サービス事業所新商品開発支援補助金	新商品（製品・サービス）開発のための開発設計費、研修・講習受講費、試作・改良・商品デザインに要する経費、評価・試験販売及び市場での評価分析等に要する委託料など	工賃水準の向上のための事業計画書及び収支予算書を作成する事業所	2/3 (1,000)	3,000	障害福祉サービス事業所協働連携企業補助金		県内の事業所と連携し、新商品・新サービスの開発等を行うあいサポート認定企業	2/3 (1,000)	1,000
貸付対象	事業所を運営する法人等																																					
貸付限度額	5,000千円																																					
貸付要件	無利子（県は金融機関に基準金利に基づき算出した利子相当額を全額補助） 担保及び保証人は、金融機関の取扱いによる。																																					
貸付用途	事業所運営に必要な資金（職員人件費、就労事業に必要な仕入れ経費等）及び設備資金（創業又は規模拡大のために必要な施設整備・備品購入の際の自己資金充当分）																																					
償還期間	5年以内（据置期間：6カ月以内）																																					
補助金名	補助対象事業・補助対象経費	実施主体	県補助率（上限額）	予算額																																		
障害福祉サービス事業所運転設備資金利子補填制度（上記融資制度に基づく利子補助事業）	障害福祉サービス事業所運転設備資金融資残額に基準金利を乗じて得た額（利子相当額）	障害福祉サービス事業所運転設備資金の貸付を行う金融機関	10/10	677																																		
障害福祉サービス事業所新商品開発支援補助金	新商品（製品・サービス）開発のための開発設計費、研修・講習受講費、試作・改良・商品デザインに要する経費、評価・試験販売及び市場での評価分析等に要する委託料など	工賃水準の向上のための事業計画書及び収支予算書を作成する事業所	2/3 (1,000)	3,000																																		
障害福祉サービス事業所協働連携企業補助金		県内の事業所と連携し、新商品・新サービスの開発等を行うあいサポート認定企業	2/3 (1,000)	1,000																																		
<p>3 その他</p> <p>・平成22年度の制度創設より、融資制度は33件（融資総額約1億4,700万円の利子相当分を支援）、新商品開発は99件（支援総額7,100万円）、企業との協働連携は7件（支援総額480万円）の支援を行った。</p>																																						

12目 障がい者自立支援事業費

（単位：千円）

事業名	本年度	前年度	比較	財 源 内 訳				備考																											
				国庫支出金	起債	その他	一般財源																												
障がい者のはたらき・自立のための工賃向上事業	47,151	47,725	△574	21,575			25,576																												
トータルコスト	52,672千円（前年度 57,898千円）〔正職員：0.7人〕																																		
事業内容の説明																																			
<p>1 事業の目的、概要 障害者就労継続支援事業所（以下「事業所」という。）に対して、各事業所の特徴に応じた支援を実施し、工賃向上計画（第4期計画）の目標達成を目指す。</p>																																			
<p>2 主な事業内容</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>細事業名</th> <th>内容</th> <th>予算額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>1. 総合相談窓口機能の充実</td> <td>事業所からの相談にワンストップで対応する総合相談窓口機能を整え、必要に応じて専門機関と連携して対応する。</td> <td rowspan="5">43,151</td> </tr> <tr> <td>2. 共同受注窓口機能の強化</td> <td>民需、官公需等の事業所への斡旋・調整等をワンストップで行う共同受注窓口を設置し、受発注のマッチングを行う。また、企業・団体等とのネットワークの構築、官公需等促進のための企画実施等により、共同受注窓口の機能を強化し、民需、官公需等の増進を図る。</td> </tr> <tr> <td>3. 事業所の実情・課題等に合わせた支援の実施</td> <td>事業所訪問等によるヒアリング・課題分析に基づき、各事業所の目標設定や中長期事業計画作成の支援等を行うとともに、生産活動や経営安定に係る専門家を派遣するなど、事業所の課題等に応じた支援を行う。</td> </tr> <tr> <td>4. 就労支援における「人づくり」プログラムの実施</td> <td>事業所職員等の経験年数や職位に合わせた人材育成研修を実施し、福祉とビジネス双方の視点やスキルを持った就労支援の「人づくり」を行う。</td> </tr> <tr> <td>5. 事業所等ネットワークの構築、全国の事業所支援機関との連携</td> <td>新たな高単価等作業、優良事例の横展開等のための事業所等ネットワークを構築し、課題整理、受注の仕組みづくりの検討等を行うほか、全国の事業所支援機関と連携し、情報交換会や共同企画の実施等を行う。</td> </tr> <tr> <td>6. 新たな工賃向上プラン実現加速化事業補助金（単県）</td> <td>事業所の利用率や満足度の向上のため、利用者負担軽減のための環境整備や治具導入、利用者の働く力や満足度向上に繋がるスポーツや芸術活動、地域との交流等の活動、職員人材育成等に取り組む事業所を支援（補助率1/2、上限200千円）</td> <td>4,000</td> </tr> </tbody> </table>									細事業名	内容	予算額	1. 総合相談窓口機能の充実	事業所からの相談にワンストップで対応する総合相談窓口機能を整え、必要に応じて専門機関と連携して対応する。	43,151	2. 共同受注窓口機能の強化	民需、官公需等の事業所への斡旋・調整等をワンストップで行う共同受注窓口を設置し、受発注のマッチングを行う。また、企業・団体等とのネットワークの構築、官公需等促進のための企画実施等により、共同受注窓口の機能を強化し、民需、官公需等の増進を図る。	3. 事業所の実情・課題等に合わせた支援の実施	事業所訪問等によるヒアリング・課題分析に基づき、各事業所の目標設定や中長期事業計画作成の支援等を行うとともに、生産活動や経営安定に係る専門家を派遣するなど、事業所の課題等に応じた支援を行う。	4. 就労支援における「人づくり」プログラムの実施	事業所職員等の経験年数や職位に合わせた人材育成研修を実施し、福祉とビジネス双方の視点やスキルを持った就労支援の「人づくり」を行う。	5. 事業所等ネットワークの構築、全国の事業所支援機関との連携	新たな高単価等作業、優良事例の横展開等のための事業所等ネットワークを構築し、課題整理、受注の仕組みづくりの検討等を行うほか、全国の事業所支援機関と連携し、情報交換会や共同企画の実施等を行う。	6. 新たな工賃向上プラン実現加速化事業補助金（単県）	事業所の利用率や満足度の向上のため、利用者負担軽減のための環境整備や治具導入、利用者の働く力や満足度向上に繋がるスポーツや芸術活動、地域との交流等の活動、職員人材育成等に取り組む事業所を支援（補助率1/2、上限200千円）	4,000										
細事業名	内容	予算額																																	
1. 総合相談窓口機能の充実	事業所からの相談にワンストップで対応する総合相談窓口機能を整え、必要に応じて専門機関と連携して対応する。	43,151																																	
2. 共同受注窓口機能の強化	民需、官公需等の事業所への斡旋・調整等をワンストップで行う共同受注窓口を設置し、受発注のマッチングを行う。また、企業・団体等とのネットワークの構築、官公需等促進のための企画実施等により、共同受注窓口の機能を強化し、民需、官公需等の増進を図る。																																		
3. 事業所の実情・課題等に合わせた支援の実施	事業所訪問等によるヒアリング・課題分析に基づき、各事業所の目標設定や中長期事業計画作成の支援等を行うとともに、生産活動や経営安定に係る専門家を派遣するなど、事業所の課題等に応じた支援を行う。																																		
4. 就労支援における「人づくり」プログラムの実施	事業所職員等の経験年数や職位に合わせた人材育成研修を実施し、福祉とビジネス双方の視点やスキルを持った就労支援の「人づくり」を行う。																																		
5. 事業所等ネットワークの構築、全国の事業所支援機関との連携	新たな高単価等作業、優良事例の横展開等のための事業所等ネットワークを構築し、課題整理、受注の仕組みづくりの検討等を行うほか、全国の事業所支援機関と連携し、情報交換会や共同企画の実施等を行う。																																		
6. 新たな工賃向上プラン実現加速化事業補助金（単県）	事業所の利用率や満足度の向上のため、利用者負担軽減のための環境整備や治具導入、利用者の働く力や満足度向上に繋がるスポーツや芸術活動、地域との交流等の活動、職員人材育成等に取り組む事業所を支援（補助率1/2、上限200千円）	4,000																																	
<p>※細事業1～5は、特定非営利活動法人鳥取県障がい者就労事業振興センターにコーディネーターを配置し実施する。（国1/2、県1/2）</p>																																			
<p>3 その他</p> <ul style="list-style-type: none"> 令和6年3月に第4期目となる工賃向上計画（令和6～11年度）を策定し、工賃支払総額を計画策定当初の平成19年度比で4倍以上とすること、事業所利用者の満足度が限りなく100%に近づくよう利用環境の充実を目指すことなどを内容とする「魅力ある就労B型実現目標」を設定した。 令和5年度の平均工賃は27,345円（前年度比6,967円増加）、工賃支払総額は約7億5千万円（前年度比約4,700万円増加）といずれも過去最高となり、高い工賃水準を実現している。 経営安定に課題を抱える事業所に対し中小企業診断士等の専門家を派遣する制度を新設した。 																																			
<p>【特定非営利活動法人鳥取県障がい者就労事業振興センターの概要】</p> <table border="1"> <tbody> <tr> <td>設立趣旨</td> <td colspan="8">鳥取県内の就労継続支援事業所等における障がい者の仕事を活性化させるための調整・支援を行う「鳥取県障がい者就労事業振興センター」を設置し、地域における障がい者の就労の場の確保及び就労活動を通じた自立の促進を図る。〔設立時期：平成16年7月1日〕</td> </tr> <tr> <td>職員数</td> <td colspan="8">12名（総合相談・事業コーディネーター、ワークコーポとっとり運営、農福連携等）</td> </tr> <tr> <td>事務局</td> <td colspan="8">（西部事務所）米子市糺町一丁目160（鳥取県西部総合事務所糺町庁舎1号館2階） （東部事務所）鳥取市商栄町403-1（ワークコーポとっとり内）</td> </tr> </tbody> </table>									設立趣旨	鳥取県内の就労継続支援事業所等における障がい者の仕事を活性化させるための調整・支援を行う「鳥取県障がい者就労事業振興センター」を設置し、地域における障がい者の就労の場の確保及び就労活動を通じた自立の促進を図る。〔設立時期：平成16年7月1日〕								職員数	12名（総合相談・事業コーディネーター、ワークコーポとっとり運営、農福連携等）								事務局	（西部事務所）米子市糺町一丁目160（鳥取県西部総合事務所糺町庁舎1号館2階） （東部事務所）鳥取市商栄町403-1（ワークコーポとっとり内）							
設立趣旨	鳥取県内の就労継続支援事業所等における障がい者の仕事を活性化させるための調整・支援を行う「鳥取県障がい者就労事業振興センター」を設置し、地域における障がい者の就労の場の確保及び就労活動を通じた自立の促進を図る。〔設立時期：平成16年7月1日〕																																		
職員数	12名（総合相談・事業コーディネーター、ワークコーポとっとり運営、農福連携等）																																		
事務局	（西部事務所）米子市糺町一丁目160（鳥取県西部総合事務所糺町庁舎1号館2階） （東部事務所）鳥取市商栄町403-1（ワークコーポとっとり内）																																		

12目 障がい者自立支援事業費

(単位：千円)

事業名	本年度	前年度	比較	財 源 内 訳				備考								
				国庫支出金	起債	その他	一般財源									
福祉の店販売機能強化事業	8,080	7,783	297				8,080									
トータルコスト	9,657千円 (前年度 9,348千円) [正職員：0.2人]															
事業内容の説明																
<p>1 事業の目的、概要</p> <p>障がい者の自立や社会参加、障がいに対する県民の理解の促進を図るため、障害者就労継続支援事業所等(以下「事業所」という。)が製作する商品を事業所同士の連携のもとに運営される常設店舗又は常設店舗を拠点に移動販売する福祉の店を支援する。</p> <p>2 主な事業内容</p> <p><支援スキーム></p> <table border="1"> <tr> <td>要件</td> <td> <ul style="list-style-type: none"> 運営に関して障がい者の関わりがあること 複数の事業所の連携のもとに運営がなされていること 販売力が脆弱又は販路確保が困難等の理由のある事業所商品を含め10カ所以上の事業所の商品を取り扱うこと </td> </tr> <tr> <td>支援方法</td> <td>要件を満たす福祉の店のある市町村への間接補助</td> </tr> <tr> <td>補助率</td> <td>県1/2</td> </tr> <tr> <td>補助対象経費</td> <td>福祉の店を運営するための経費</td> </tr> </table>									要件	<ul style="list-style-type: none"> 運営に関して障がい者の関わりがあること 複数の事業所の連携のもとに運営がなされていること 販売力が脆弱又は販路確保が困難等の理由のある事業所商品を含め10カ所以上の事業所の商品を取り扱うこと 	支援方法	要件を満たす福祉の店のある市町村への間接補助	補助率	県1/2	補助対象経費	福祉の店を運営するための経費
要件	<ul style="list-style-type: none"> 運営に関して障がい者の関わりがあること 複数の事業所の連携のもとに運営がなされていること 販売力が脆弱又は販路確保が困難等の理由のある事業所商品を含め10カ所以上の事業所の商品を取り扱うこと 															
支援方法	要件を満たす福祉の店のある市町村への間接補助															
補助率	県1/2															
補助対象経費	福祉の店を運営するための経費															

事業名	本年度	前年度	比較	財源内訳				備考
				国庫支出金	起債	その他	一般財源	
「あいサポート運動2.0」事業	29,183	36,482	△7,299	2,523			26,660	
トータルコスト	35,493千円（前年度 42,742千円）〔正職員：0.8人〕							
事業内容の説明								
1 事業の目的、概要								
平成21年度に本県でスタートしたあいサポート運動は、障害者差別解消法で規定する障がい者への合理的配慮の提供に深く関係するものであり、令和6年度の15周年の節目を経て、今後さらに全県・全国への浸透を加速させていく。また、令和6年4月から民間事業者にも「合理的配慮の提供」が義務化されたことを踏まえ、あいサポート運動を全県・全国に浸透させていくことで、真の共生社会の実現を図っていく。								
2 主な事業内容								
細事業名	内容						予算額	
（1）合理的配慮の地域実装を図るためのあいサポート運動の全県展開事業	地域全体で法への理解やあいサポート運動への参画が進むよう、事業者や若年層に対する普及啓発活動を強化する。 ・地元団体を巻き込んだ地域全体でのあいサポート運動の普及活動 ・キャラバン隊の編成による企業・団体訪問の強化 ・業界団体による合理的配慮の提供の実践を浸透させるための独自取組への支援 ・あいサポート企業の取組事例（好事例）発信強化 ・個別業種に特化した合理的配慮の提供の実践例等を学ぶ専門的研修会の開催 ・民間事業者が実施する社会的障壁の除去に必要な経費の助成 ・県内大学等と連携したあいサポート運動普及啓発 ・若年期からあいサポート運動を学ぶ機会の充実（学校でのあいサポート運動の学習の全県的導入の推進、教職員向け研修会の開催）						16,105	
（2）真の共生社会の実現を図るためのあいサポート運動の全国PR強化事業	県外におけるあいサポート運動の機運を高め、日本全国で合理的配慮の実践を進めていくため、あいサポート大使等と協働した全国PR活動を行う。						620	
（3）その他	各種研修会や啓発等を通して、県民の障がい理解の促進を図る。 ・「あいサポート運動」研修等事業（あいサポーター研修、あいサポートメッセンジャー研修等） ・あいサポート運動テーマソングを活用した広報 ・あいサポート運動の更なる推進事業（障害者週間の啓発、障がい者理解促進公開講座等） ・「鳥取県障がい者差別解消支援地域協議会」の開催 等						12,458	
3 その他（改善点等）								
<ul style="list-style-type: none"> 令和4年度に配置したあいサポート企業拡大推進員の活動により、県内のあいサポート企業・団体数は増加しており、一層の啓発を行うことで、あいサポート企業・団体の更なる拡大を図る。 （県内のあいサポート企業・団体認定数：令和3年度 20件、令和4年度 137件、令和5年度 159件） 令和6年度の改正障害者差別解消法施行及びあいサポート運動15周年を経て、地域や企業等にあいサポート運動を更に広めるため、県内大学等と連携し学生に対する研修を実施するほか、あいサポート企業・団体が取り組んでいる社会的障壁を除去するための取組（好事例）の発信等により県内企業へ取組の横展開を図るなど、あいサポート運動の地域実装をより一層進めていく。 								
〔令和6年11月末現在の状況〕								
○あいサポーター数：693,386人（うち県内90,581人、県外（連携協定自治体合計）602,805人）								
○あいサポート企業・団体数：3,093企業・団体（うち県内825企業・団体、県外2,268企業・団体）								

12目 障がい者自立支援事業費

（単位：千円）

事業名	本年度	前年度	比較	財源内訳				備考												
				国庫支出金	起債	その他 (雑入)	一般財源													
失語症者向け意思疎通支援事業	16,380	16,380	0	4,234		7,912	4,234													
トータルコスト	17,169千円（前年度 17,163千円）〔正職員：0.1人〕																			
事業内容の説明																				
<p>1 事業の目的、概要</p> <p>失語症者に対する意思疎通支援を行うため、失語症者向け意思疎通支援者の養成、当該養成に係る指導者の養成及び意思疎通支援者派遣に向けた体制づくりを実施する。</p>																				
<p>2 主な事業内容</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>細事業名</th> <th>内容</th> <th>予算額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>失語症者向け意思疎通支援者養成等事業 （国1/2、鳥取市負担金）</td> <td>失語症者向け意思疎通支援者を養成するために研修を実施する。</td> <td>7,543</td> </tr> <tr> <td>指導者養成研修への派遣 （国1/2、鳥取市負担金）</td> <td>失語症者向け意思疎通支援者の養成に必要な「指導者」を養成するため、厚生労働省が実施する指導者養成研修に候補者2名を派遣する。</td> <td>187</td> </tr> <tr> <td>意思疎通支援者の派遣 （国1/2、市町村負担金）</td> <td>意思疎通支援者の派遣調整等を行うコーディネーターを配置し、当事者個人への意思疎通支援者の派遣を開始するほか、主催者の依頼に基づき、会議等に支援者を派遣し、意思疎通支援を行う。</td> <td>8,650</td> </tr> </tbody> </table>									細事業名	内容	予算額	失語症者向け意思疎通支援者養成等事業 （国1/2、鳥取市負担金）	失語症者向け意思疎通支援者を養成するために研修を実施する。	7,543	指導者養成研修への派遣 （国1/2、鳥取市負担金）	失語症者向け意思疎通支援者の養成に必要な「指導者」を養成するため、厚生労働省が実施する指導者養成研修に候補者2名を派遣する。	187	意思疎通支援者の派遣 （国1/2、市町村負担金）	意思疎通支援者の派遣調整等を行うコーディネーターを配置し、当事者個人への意思疎通支援者の派遣を開始するほか、主催者の依頼に基づき、会議等に支援者を派遣し、意思疎通支援を行う。	8,650
細事業名	内容	予算額																		
失語症者向け意思疎通支援者養成等事業 （国1/2、鳥取市負担金）	失語症者向け意思疎通支援者を養成するために研修を実施する。	7,543																		
指導者養成研修への派遣 （国1/2、鳥取市負担金）	失語症者向け意思疎通支援者の養成に必要な「指導者」を養成するため、厚生労働省が実施する指導者養成研修に候補者2名を派遣する。	187																		
意思疎通支援者の派遣 （国1/2、市町村負担金）	意思疎通支援者の派遣調整等を行うコーディネーターを配置し、当事者個人への意思疎通支援者の派遣を開始するほか、主催者の依頼に基づき、会議等に支援者を派遣し、意思疎通支援を行う。	8,650																		

12目 障がい者自立支援事業費

（単位：千円）

事業名	本年度	前年度	比較	財 源 内 訳				備考												
				国庫支出金	起債	その他 (雑入)	一般財源													
聴覚障がい者センター事業	27,449	25,957	1,492	9,352		7,991	10,106													
トータルコスト	28,238千円（前年度26,740千円）〔正職員：0.1人〕																			
事業内容の説明																				
<p>1 事業の目的、概要 県内の3か所に設置した、きこえない・きこえにくい人の総合的な拠点である「鳥取県聴覚障がい者センター」において、きこえない・きこえにくい人の社会参加を推進するための事業を行う。</p>																				
<p>2 主な事業内容</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>細事業名</th> <th>内容</th> <th>予算額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>要約筆記者養成研修事業</td> <td>要約筆記者養成研修・要約筆記者現任者研修の実施、要約筆記者指導者養成研修への派遣等を行う。</td> <td>11,836</td> </tr> <tr> <td>要約筆記者設置・派遣事業</td> <td>主催者の依頼に基づき、講演会等に要約筆記者を派遣し、きこえない・きこえにくい人の情報保障を行う。</td> <td>10,483</td> </tr> <tr> <td>字幕入り映像等の貸出事業</td> <td>字幕入り映像作品の貸出事業等を実施する。</td> <td>5,130</td> </tr> </tbody> </table>									細事業名	内容	予算額	要約筆記者養成研修事業	要約筆記者養成研修・要約筆記者現任者研修の実施、要約筆記者指導者養成研修への派遣等を行う。	11,836	要約筆記者設置・派遣事業	主催者の依頼に基づき、講演会等に要約筆記者を派遣し、きこえない・きこえにくい人の情報保障を行う。	10,483	字幕入り映像等の貸出事業	字幕入り映像作品の貸出事業等を実施する。	5,130
細事業名	内容	予算額																		
要約筆記者養成研修事業	要約筆記者養成研修・要約筆記者現任者研修の実施、要約筆記者指導者養成研修への派遣等を行う。	11,836																		
要約筆記者設置・派遣事業	主催者の依頼に基づき、講演会等に要約筆記者を派遣し、きこえない・きこえにくい人の情報保障を行う。	10,483																		
字幕入り映像等の貸出事業	字幕入り映像作品の貸出事業等を実施する。	5,130																		
<p>3 その他 <聴覚障がい者センターの概要></p> <table border="1"> <tbody> <tr> <td>設置者</td> <td>鳥取県</td> </tr> <tr> <td>運営者</td> <td>公益社団法人鳥取県聴覚障害者協会</td> </tr> <tr> <td>設置場所</td> <td>鳥取市、倉吉市、米子市に1箇所ずつ設置</td> </tr> <tr> <td>聴覚障がい者センターの機能</td> <td>手話を使用するろう者だけでなく、広くきこえない・きこえにくい人を対象とした支援を行う。 (1) コミュニケーションが円滑に行われる環境づくり 手話通訳者等の養成・派遣、情報提供機器の貸出 (2) 身近で気軽に相談できる環境づくり ろう者の相談員の配置 (3) 居場所づくり（生きがい、学習、情報収集など） 参加型の日中活動の支援、字幕入り映像の貸出等</td> </tr> </tbody> </table>									設置者	鳥取県	運営者	公益社団法人鳥取県聴覚障害者協会	設置場所	鳥取市、倉吉市、米子市に1箇所ずつ設置	聴覚障がい者センターの機能	手話を使用するろう者だけでなく、広くきこえない・きこえにくい人を対象とした支援を行う。 (1) コミュニケーションが円滑に行われる環境づくり 手話通訳者等の養成・派遣、情報提供機器の貸出 (2) 身近で気軽に相談できる環境づくり ろう者の相談員の配置 (3) 居場所づくり（生きがい、学習、情報収集など） 参加型の日中活動の支援、字幕入り映像の貸出等				
設置者	鳥取県																			
運営者	公益社団法人鳥取県聴覚障害者協会																			
設置場所	鳥取市、倉吉市、米子市に1箇所ずつ設置																			
聴覚障がい者センターの機能	手話を使用するろう者だけでなく、広くきこえない・きこえにくい人を対象とした支援を行う。 (1) コミュニケーションが円滑に行われる環境づくり 手話通訳者等の養成・派遣、情報提供機器の貸出 (2) 身近で気軽に相談できる環境づくり ろう者の相談員の配置 (3) 居場所づくり（生きがい、学習、情報収集など） 参加型の日中活動の支援、字幕入り映像の貸出等																			

12目 障がい者自立支援事業費

（単位：千円）

事業名	本年度	前年度	比較	財 源 内 訳				備考																											
				国庫支出金	起債	その他	一般財源																												
手話でコミュニケーション事業	112,850	103,580	9,270	39,229		(雑入) 24,493	49,128																												
トータルコスト	119,160千円（前年度109,840千円）〔正職員：0.8人〕																																		
事業内容の説明																																			
<p>1 事業の目的、概要 平成25年10月に成立した鳥取県手話言語条例に基づき、手話を普及し、手話を使いやすい環境の整備を進め、ろう者の社会参加を推進するため、多様な取組を行う。</p> <p>2 主な事業内容</p>																																			
<table border="1"> <thead> <tr> <th>細事業名</th> <th>内容</th> <th>予算額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>ミニ手話講座、きこえない・きこえにくい人へのための手話講座、筆談セミナーの開催（単県）</td> <td>ミニ手話講座、筆談セミナーを開催するとともに、きこえない・きこえにくい人を対象とした手話講座を開催する。</td> <td>3,742</td> </tr> <tr> <td>手話サークル・手話啓発イベント等への補助（単県）</td> <td>手話サークル活動の推進、手話啓発イベント等の開催に係る経費に対し支援を行う。</td> <td>1,465</td> </tr> <tr> <td>遠隔手話通訳サービス（国1/2）</td> <td>ICTを活用した遠隔手話通訳サービスを実施する。</td> <td>5,949</td> </tr> <tr> <td>音声文字変換システム（単県）</td> <td>きこえにくい人のコミュニケーションを支援するため、音声を変換して表示するシステムを運用する。</td> <td>885</td> </tr> <tr> <td>手話通訳者設置・派遣等（国1/2、鳥取市負担金、単県）</td> <td>主催者の依頼に基づき、講演会等に手話通訳者を派遣し、ろう者の情報保障を行う。また、障がい者福祉団体がイベント等を開催する際の手話通訳者等の派遣に係る経費の一部を支援する。</td> <td>41,054</td> </tr> <tr> <td>手話通訳者養成研修等（国1/2、鳥取市負担金、単県）</td> <td>研修等を通じて、手話通訳者の養成、技術向上を図る。 ・手話通訳者養成研修、現任者研修等の実施 ・手話通訳者指導者養成研修への候補者の派遣 ・手話通訳者トレーナー（経験の浅い通訳者のサポート） ・手話通訳士試験受験料の補助 ・頸肩腕障がい予防のための講習会、健康診断の実施</td> <td>21,468</td> </tr> <tr> <td>相談支援事業（国1/2）</td> <td>圏域にろう者の相談員を配置し、きこえない・きこえにくい人からの各種相談に対して助言、関係機関との調整等を行う。</td> <td>36,576</td> </tr> <tr> <td>その他（単県）</td> <td>手話を使いやすい環境の整備・コミュニケーション支援等を行う。 ・【新規】行政の手話言語による情報発信 ・鳥取県手話施策推進協議会の開催 ・障がい者の居場所づくり（地域住民との交流サロン）への補助 ・難聴者等向けコミュニケーション学習会開催への補助 ・鳥取の手話を守り、伝える取組への補助</td> <td>1,711</td> </tr> </tbody> </table>									細事業名	内容	予算額	ミニ手話講座、きこえない・きこえにくい人へのための手話講座、筆談セミナーの開催（単県）	ミニ手話講座、筆談セミナーを開催するとともに、きこえない・きこえにくい人を対象とした手話講座を開催する。	3,742	手話サークル・手話啓発イベント等への補助（単県）	手話サークル活動の推進、手話啓発イベント等の開催に係る経費に対し支援を行う。	1,465	遠隔手話通訳サービス（国1/2）	ICTを活用した遠隔手話通訳サービスを実施する。	5,949	音声文字変換システム（単県）	きこえにくい人のコミュニケーションを支援するため、音声を変換して表示するシステムを運用する。	885	手話通訳者設置・派遣等（国1/2、鳥取市負担金、単県）	主催者の依頼に基づき、講演会等に手話通訳者を派遣し、ろう者の情報保障を行う。また、障がい者福祉団体がイベント等を開催する際の手話通訳者等の派遣に係る経費の一部を支援する。	41,054	手話通訳者養成研修等（国1/2、鳥取市負担金、単県）	研修等を通じて、手話通訳者の養成、技術向上を図る。 ・手話通訳者養成研修、現任者研修等の実施 ・手話通訳者指導者養成研修への候補者の派遣 ・手話通訳者トレーナー（経験の浅い通訳者のサポート） ・手話通訳士試験受験料の補助 ・頸肩腕障がい予防のための講習会、健康診断の実施	21,468	相談支援事業（国1/2）	圏域にろう者の相談員を配置し、きこえない・きこえにくい人からの各種相談に対して助言、関係機関との調整等を行う。	36,576	その他（単県）	手話を使いやすい環境の整備・コミュニケーション支援等を行う。 ・【新規】行政の手話言語による情報発信 ・鳥取県手話施策推進協議会の開催 ・障がい者の居場所づくり（地域住民との交流サロン）への補助 ・難聴者等向けコミュニケーション学習会開催への補助 ・鳥取の手話を守り、伝える取組への補助	1,711
細事業名	内容	予算額																																	
ミニ手話講座、きこえない・きこえにくい人へのための手話講座、筆談セミナーの開催（単県）	ミニ手話講座、筆談セミナーを開催するとともに、きこえない・きこえにくい人を対象とした手話講座を開催する。	3,742																																	
手話サークル・手話啓発イベント等への補助（単県）	手話サークル活動の推進、手話啓発イベント等の開催に係る経費に対し支援を行う。	1,465																																	
遠隔手話通訳サービス（国1/2）	ICTを活用した遠隔手話通訳サービスを実施する。	5,949																																	
音声文字変換システム（単県）	きこえにくい人のコミュニケーションを支援するため、音声を変換して表示するシステムを運用する。	885																																	
手話通訳者設置・派遣等（国1/2、鳥取市負担金、単県）	主催者の依頼に基づき、講演会等に手話通訳者を派遣し、ろう者の情報保障を行う。また、障がい者福祉団体がイベント等を開催する際の手話通訳者等の派遣に係る経費の一部を支援する。	41,054																																	
手話通訳者養成研修等（国1/2、鳥取市負担金、単県）	研修等を通じて、手話通訳者の養成、技術向上を図る。 ・手話通訳者養成研修、現任者研修等の実施 ・手話通訳者指導者養成研修への候補者の派遣 ・手話通訳者トレーナー（経験の浅い通訳者のサポート） ・手話通訳士試験受験料の補助 ・頸肩腕障がい予防のための講習会、健康診断の実施	21,468																																	
相談支援事業（国1/2）	圏域にろう者の相談員を配置し、きこえない・きこえにくい人からの各種相談に対して助言、関係機関との調整等を行う。	36,576																																	
その他（単県）	手話を使いやすい環境の整備・コミュニケーション支援等を行う。 ・【新規】行政の手話言語による情報発信 ・鳥取県手話施策推進協議会の開催 ・障がい者の居場所づくり（地域住民との交流サロン）への補助 ・難聴者等向けコミュニケーション学習会開催への補助 ・鳥取の手話を守り、伝える取組への補助	1,711																																	

12目 障がい者自立支援事業費

（単位：千円）

事業名	本年度	前年度	比較	財 源 内 訳				備考	
				国庫支出金	起債	その他	一般財源		
全国と連携した鳥取からの手話・障がい者アートの発信強化事業	68,376	83,969	△15,593			(寄附金) 15,022	53,354		
トータルコスト	79,677千円（前年度94,741千円）〔正職員：1.0人 会計年度任用職員：1.0人〕								
事業内容の説明									
<p>1 事業の目的、概要 本年9月に、県立美術館を中心としたエリアで、手話の全国への普及、全国団体と連携した障がい者アート活動の発表や鑑賞の場提供のための催しを開催し、障がいへの理解の促進と共生社会の実現を目指す取組として鳥取県から全国に発信する。</p> <p>2 主な事業内容 (1) 開催日：令和7年9月 (2) 会 場：県立美術館、エースバック未来中心 (3) 内 容：</p>									
	項目	説明						予算	
	とっとり手話フェス2025 （主催：手話パフォーマンス甲子園実行委員会） ※9/13～15開催	<ul style="list-style-type: none"> 全国高校生手話パフォーマンス甲子園の開催 全国の高校生によるチームが手話言語を使った歌唱・ダンス・演劇・漫才などのパフォーマンスを披露する。また、本大会の前日には、出場チーム、来賓等参加の交流会を開催する。 とっとり手話フェスマルシェ2025 手話関連のグッズ販売及び障害福祉サービス事業所等が出店するあいサポートマルシェを開催し、併設するミニステージにおいて様々な手話パフォーマンスを行う。 デフムービーシアター上映及び出演者によるトークセッション 手話通訳付きホビーワークショップ きこえない・きこえにくい・きこえる人が一緒に学べる趣味のワークショップを実施する。 						46,254	
	「障がい者の文化芸術国際フェスティバル」サテライトイベント（あいサポート・アートとっとり祭） ※9月下旬予定	<p>障がい者が取り組む舞台芸術活動の発表と鑑賞の機会として毎年開催している「あいサポート・アートとっとり祭」（鳥取県障がい者舞台芸術祭）を、令和7年10月に万博会場で開催予定の「障がい者の文化芸術国際フェスティバル」（主催：全国手をつなぐ育成会連合会等）のサテライトイベントとして連携開催し、障がい者の文化芸術の魅力と本県の共生社会の実現に向けた取組を国内外へ発信する。</p> <ul style="list-style-type: none"> 舞台芸術祭 県内公募団体による音楽、ダンス等のステージ発表や、「障がい者の文化芸術国際フェスティバル」に出演予定の全国で活躍する障がい者舞台芸術団体による公演等を行う。 						22,122	
	全国団体との連携 （「障がい者の文化芸術国際フェスティバル」鳥取巡回作品展）	上記イベント開催期間に併せ、全国手をつなぐ育成会連合会と連携の上、万博に出展される障がい者アート作品等の展示を行う。また、手話フェス期間中においては、手話付き対話鑑賞（鳥取県立美術館の所蔵作品や障がい者アート作品等について、ファシリテーターと手話通訳者を交えたグループでの対話鑑賞）等の本県独自のプログラムを盛り込んで実施する。						—	

12目 障がい者自立支援事業費

(単位:千円)

事業名	本年度	前年度	比較	財 源 内 訳				備考																											
				国庫支出金	起債	その他	一般財源																												
視覚障がい者情報支援事業	84,091	78,177	5,914	30,137			53,954																												
トータルコスト	85,668千円(前年度79,742千円)[正職員:0.2人]																																		
事業内容の説明																																			
<p>1 事業の目的、概要 情報の取得・利用、コミュニケーションに困難を抱える視覚障がい者等が、障がいの特性に応じたコミュニケーション手段やその他情報を取得する手段により、円滑に情報を取得し利用できるよう各種事業を実施する。</p>																																			
<p>2 主な事業内容</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>細事業名</th> <th>内容</th> <th>予算額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>点字図書館運営費補助金(国1/2、県1/2)</td> <td>社会福祉法人鳥取県ライトハウスが設置する点字図書館に対して運営費を助成する。</td> <td>49,862</td> </tr> <tr> <td>視覚障がい者支援センター運営事業(単県)</td> <td>視覚障がい者に対する総合的な相談支援の拠点として各圏域に設置する「鳥取県視覚障がい者支援センター」を継続して運営する。</td> <td>23,306</td> </tr> <tr> <td>その他、視覚障がい者相談支援等事業</td> <td>視覚障がい者の日常生活の自立と社会参加の促進を図るため、広報物等の点字版・音声版の作成・提供及び中途視覚障がい者に対する生活訓練の機会の提供、読書バリアフリーに向けた環境整備等を実施する。 ・点字・声の広報発行事業(国1/2、県1/2) 2,770千円 ・中途視覚障がい者生活訓練事業(国1/2、県1/2) 1,282千円 ・端末機器・ICT機器の使用等に係る研修会(国1/2、県1/2) 242千円 ・点訳・音訳ボランティア向けスキルアップ研修(国1/2、県1/2) 125千円 ・点字指導員資格認定講習会及び音訳指導員認定講習会への派遣(単県) 208千円</td> <td>4,627</td> </tr> <tr> <td>地域生活支援事業</td> <td>視覚障がい者の自立と社会参加の促進を図るため、歩行訓練、コミュニケーション訓練、日常生活訓練等を実施する。 ・視覚障がい者生活訓練事業(国1/2、県1/2) 1,429千円 ・点字による即時情報ネットワーク事業(国1/2、県1/2) 1,906千円 ・視覚障がい者向けICT機器活用支援事業(国1/2、県1/2) 300千円 ・補助犬育成事業(予防接種助成)(国1/2、県1/2) 80千円</td> <td>3,715</td> </tr> <tr> <td>補助犬育成事業(国1/2、県1/2)</td> <td>補助犬(盲導犬・介助犬・聴導犬)を育成し補助犬を必要とする身体障がい者へ貸与する。</td> <td>1,980</td> </tr> <tr> <td>情報アクセス・コミュニケーション研究会の開催(国1/2、県1/2)</td> <td>情報アクセス・コミュニケーションに困難を抱える視覚・聴覚・盲ろう・音声機能障がい者の意見を県政に反映させるため、情報アクセス・コミュニケーション研究会を開催する。</td> <td>102</td> </tr> <tr> <td>点字資料等作成費補助事業(単県)</td> <td>障がい者団体がイベント等を開催する際の点字資料作成に要する経費を補助する。</td> <td>300</td> </tr> <tr> <td>視覚障がい者移動支援従事者資質向上研修(国1/2、県1/2)</td> <td>視覚障がい者移動支援事業に従事している者の資質向上のため、日本盲人会連合会が実施する研修に受講者を派遣する。</td> <td>199</td> </tr> </tbody> </table>									細事業名	内容	予算額	点字図書館運営費補助金(国1/2、県1/2)	社会福祉法人鳥取県ライトハウスが設置する点字図書館に対して運営費を助成する。	49,862	視覚障がい者支援センター運営事業(単県)	視覚障がい者に対する総合的な相談支援の拠点として各圏域に設置する「鳥取県視覚障がい者支援センター」を継続して運営する。	23,306	その他、視覚障がい者相談支援等事業	視覚障がい者の日常生活の自立と社会参加の促進を図るため、広報物等の点字版・音声版の作成・提供及び中途視覚障がい者に対する生活訓練の機会の提供、読書バリアフリーに向けた環境整備等を実施する。 ・点字・声の広報発行事業(国1/2、県1/2) 2,770千円 ・中途視覚障がい者生活訓練事業(国1/2、県1/2) 1,282千円 ・端末機器・ICT機器の使用等に係る研修会(国1/2、県1/2) 242千円 ・点訳・音訳ボランティア向けスキルアップ研修(国1/2、県1/2) 125千円 ・点字指導員資格認定講習会及び音訳指導員認定講習会への派遣(単県) 208千円	4,627	地域生活支援事業	視覚障がい者の自立と社会参加の促進を図るため、歩行訓練、コミュニケーション訓練、日常生活訓練等を実施する。 ・視覚障がい者生活訓練事業(国1/2、県1/2) 1,429千円 ・点字による即時情報ネットワーク事業(国1/2、県1/2) 1,906千円 ・視覚障がい者向けICT機器活用支援事業(国1/2、県1/2) 300千円 ・補助犬育成事業(予防接種助成)(国1/2、県1/2) 80千円	3,715	補助犬育成事業(国1/2、県1/2)	補助犬(盲導犬・介助犬・聴導犬)を育成し補助犬を必要とする身体障がい者へ貸与する。	1,980	情報アクセス・コミュニケーション研究会の開催(国1/2、県1/2)	情報アクセス・コミュニケーションに困難を抱える視覚・聴覚・盲ろう・音声機能障がい者の意見を県政に反映させるため、情報アクセス・コミュニケーション研究会を開催する。	102	点字資料等作成費補助事業(単県)	障がい者団体がイベント等を開催する際の点字資料作成に要する経費を補助する。	300	視覚障がい者移動支援従事者資質向上研修(国1/2、県1/2)	視覚障がい者移動支援事業に従事している者の資質向上のため、日本盲人会連合会が実施する研修に受講者を派遣する。	199
細事業名	内容	予算額																																	
点字図書館運営費補助金(国1/2、県1/2)	社会福祉法人鳥取県ライトハウスが設置する点字図書館に対して運営費を助成する。	49,862																																	
視覚障がい者支援センター運営事業(単県)	視覚障がい者に対する総合的な相談支援の拠点として各圏域に設置する「鳥取県視覚障がい者支援センター」を継続して運営する。	23,306																																	
その他、視覚障がい者相談支援等事業	視覚障がい者の日常生活の自立と社会参加の促進を図るため、広報物等の点字版・音声版の作成・提供及び中途視覚障がい者に対する生活訓練の機会の提供、読書バリアフリーに向けた環境整備等を実施する。 ・点字・声の広報発行事業(国1/2、県1/2) 2,770千円 ・中途視覚障がい者生活訓練事業(国1/2、県1/2) 1,282千円 ・端末機器・ICT機器の使用等に係る研修会(国1/2、県1/2) 242千円 ・点訳・音訳ボランティア向けスキルアップ研修(国1/2、県1/2) 125千円 ・点字指導員資格認定講習会及び音訳指導員認定講習会への派遣(単県) 208千円	4,627																																	
地域生活支援事業	視覚障がい者の自立と社会参加の促進を図るため、歩行訓練、コミュニケーション訓練、日常生活訓練等を実施する。 ・視覚障がい者生活訓練事業(国1/2、県1/2) 1,429千円 ・点字による即時情報ネットワーク事業(国1/2、県1/2) 1,906千円 ・視覚障がい者向けICT機器活用支援事業(国1/2、県1/2) 300千円 ・補助犬育成事業(予防接種助成)(国1/2、県1/2) 80千円	3,715																																	
補助犬育成事業(国1/2、県1/2)	補助犬(盲導犬・介助犬・聴導犬)を育成し補助犬を必要とする身体障がい者へ貸与する。	1,980																																	
情報アクセス・コミュニケーション研究会の開催(国1/2、県1/2)	情報アクセス・コミュニケーションに困難を抱える視覚・聴覚・盲ろう・音声機能障がい者の意見を県政に反映させるため、情報アクセス・コミュニケーション研究会を開催する。	102																																	
点字資料等作成費補助事業(単県)	障がい者団体がイベント等を開催する際の点字資料作成に要する経費を補助する。	300																																	
視覚障がい者移動支援従事者資質向上研修(国1/2、県1/2)	視覚障がい者移動支援事業に従事している者の資質向上のため、日本盲人会連合会が実施する研修に受講者を派遣する。	199																																	

12目 障がい者自立支援事業費

（単位：千円）

事業名	本年度	前年度	比較	財 源 内 訳				備考																		
				国庫支出金	起債	その他	一般財源																			
盲ろう者意思疎通支援事業	63,168	55,313	7,855	14,168		(雑入) 10,647	38,353																			
トータルコスト	63,957千円（前年度56,096千円）〔正職員：0.1人〕																									
事業内容の説明																										
<p>1 事業の目的、概要</p> <p>盲ろう者（視覚と聴覚の両方に障がいのある方）が社会から孤立せず、安心して暮らすことを支援するために設置した「鳥取県盲ろう者支援センター」において、盲ろう者向け通訳・介助員の養成・派遣や専門の相談員による相談支援、生活・コミュニケーション訓練等を実施する。</p> <p>注）盲ろう者向け通訳・介助員とは、手話（触手話、接近手話）、指点字、掌書き、筆記、音声通訳、移動介助などの知識・技術を用いて、盲ろう者に対して通訳・介助を行う者のこと。</p> <p>2 主な事業内容</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>細事業名</th> <th>内容</th> <th>予算額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>盲ろう者支援センター運営費（単県）</td> <td>盲ろう者支援に関する総合的な拠点となる盲ろう者支援センター（東部及び西部に設置）を運営する。</td> <td>5,723</td> </tr> <tr> <td>盲ろう者相談支援事業（単県）</td> <td>県内2か所に設置した盲ろう者支援センターに相談員を配置し、盲ろう者やご家族などに対する相談支援を行う。</td> <td>18,461</td> </tr> <tr> <td>盲ろう者向け通訳・介助員養成事業（国1/2、県1/2、鳥取市負担金）</td> <td>盲ろう者向け通訳・介助員を養成するための研修を実施する。</td> <td>8,033</td> </tr> <tr> <td>盲ろう者向け通訳・介助員派遣事業（国1/2、県1/2、鳥取市負担金）</td> <td>盲ろう者のもとへ盲ろう者支援センターに配置する専任の盲ろう者向け通訳・介助員を派遣し、意思疎通支援等を行う。</td> <td>26,404</td> </tr> <tr> <td>盲ろう者向け生活・コミュニケーション訓練事業（国1/2、県1/2）</td> <td>盲ろう者向けに点字・手話等のコミュニケーション訓練や家事等の生活訓練等を行う。</td> <td>4,547</td> </tr> </tbody> </table> <p>3 その他（改善点等）</p> <ul style="list-style-type: none"> 障がいの進行や高齢化、家庭環境の変化等により、盲ろう者の通訳・介助員派遣件数が増加している中で、平日の日中に活動可能な通訳・介助員が少ないため、センターに専任の通訳・介助員を設置し、派遣調整が困難な場合や緊急で対応が必要となった場合などに備える。 									細事業名	内容	予算額	盲ろう者支援センター運営費（単県）	盲ろう者支援に関する総合的な拠点となる盲ろう者支援センター（東部及び西部に設置）を運営する。	5,723	盲ろう者相談支援事業（単県）	県内2か所に設置した盲ろう者支援センターに相談員を配置し、盲ろう者やご家族などに対する相談支援を行う。	18,461	盲ろう者向け通訳・介助員養成事業（国1/2、県1/2、鳥取市負担金）	盲ろう者向け通訳・介助員を養成するための研修を実施する。	8,033	盲ろう者向け通訳・介助員派遣事業（国1/2、県1/2、鳥取市負担金）	盲ろう者のもとへ盲ろう者支援センターに配置する専任の盲ろう者向け通訳・介助員を派遣し、意思疎通支援等を行う。	26,404	盲ろう者向け生活・コミュニケーション訓練事業（国1/2、県1/2）	盲ろう者向けに点字・手話等のコミュニケーション訓練や家事等の生活訓練等を行う。	4,547
細事業名	内容	予算額																								
盲ろう者支援センター運営費（単県）	盲ろう者支援に関する総合的な拠点となる盲ろう者支援センター（東部及び西部に設置）を運営する。	5,723																								
盲ろう者相談支援事業（単県）	県内2か所に設置した盲ろう者支援センターに相談員を配置し、盲ろう者やご家族などに対する相談支援を行う。	18,461																								
盲ろう者向け通訳・介助員養成事業（国1/2、県1/2、鳥取市負担金）	盲ろう者向け通訳・介助員を養成するための研修を実施する。	8,033																								
盲ろう者向け通訳・介助員派遣事業（国1/2、県1/2、鳥取市負担金）	盲ろう者のもとへ盲ろう者支援センターに配置する専任の盲ろう者向け通訳・介助員を派遣し、意思疎通支援等を行う。	26,404																								
盲ろう者向け生活・コミュニケーション訓練事業（国1/2、県1/2）	盲ろう者向けに点字・手話等のコミュニケーション訓練や家事等の生活訓練等を行う。	4,547																								

12目 障がい者自立支援事業費

（単位：千円）

事業名	本年度	前年度	比較	財 源 内 訳				備考																														
				国庫支出金	起債	その他	一般財源																															
鳥取県障がい者アート推進事業	94,772	87,489	7,283	4,500			90,272																															
トータルコスト	110,546千円（前年度 103,269千円）〔正職員：2.0人〕																																					
事業内容の説明																																						
<p>1 事業の目的、概要</p> <p>令和6年度から第2期がスタートした「鳥取県障がい者による文化芸術活動推進計画」に基づき、障がいのある人の文化芸術活動の更なる推進を図るとともに、大阪・関西万博に向け、他の都道府県と連携し、本県が誇る障がいのある人による文化芸術活動を広く発信する。</p>																																						
<p>2 主な事業内容</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>細事業名</th> <th>内容</th> <th>予算額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>「あいサポート・アートセンター」の運営等（国1/2）</td> <td>障がい者が文化芸術を鑑賞及び創造・発表する機会の創出をはじめ、情報発信、相談支援等の各事業を実施する障がい者文化芸術活動拠点「あいサポート・アートセンター」を運営する。 〔委託先〕 あいサポート・アートセンター運営事業共同事業体</td> <td>34,450</td> </tr> <tr> <td>「鳥取県障がい者芸術・文化活動推進委員会」の開催（単県）</td> <td>関係団体や市町村等と連携して、障がい者の芸術・文化活動の振興方策等について検討する。</td> <td>816</td> </tr> <tr> <td>障がい者アート活動支援事業補助金（単県）</td> <td>障がい者や障がい者が所属する団体等が県内で行う舞台発表、展示会等の芸術・文化活動に対して支援を行う。</td> <td>17,500</td> </tr> <tr> <td>「あいサポート・アートとっとり祭」の開催（再掲）</td> <td>障がい者が取り組む舞台芸術活動（音楽、演劇、ダンス等）の発表と鑑賞の機会として、「あいサポート・アートとっとり祭」（鳥取県障がい者舞台芸術祭）を開催する。 ※令和7年10月に万博会場で開催予定の「障がい者の文化芸術国際フェスティバル」（全国手をつなぐ育成会連合会等主催）のサテライトイベントとして連携開催。</td> <td>（別事業で計上）</td> </tr> <tr> <td>「あいサポート・アートとっとり展」の開催（単県）</td> <td>障がい者が制作した芸術・文化作品（美術・文芸・マンガ）の発表と鑑賞の機会として、「あいサポート・アートとっとり展」（鳥取県障がい者芸術・文化作品展）を開催する。</td> <td>16,447</td> </tr> <tr> <td>障がいのある人とない人が共につくる芸術の推進（単県）</td> <td>全国大会を契機に発足した障がいのある人とない人が共につくる劇団「じゅう劇場」の活動を支援する。 〔実施主体〕 鳥の劇場運営委員会（鳥取市鹿野町）</td> <td>19,000</td> </tr> <tr> <td>「フクシ×アート WEEKs」実行委員会への支援（単県）</td> <td>鳥取市中心市街地で行われる障がい者アートイベントを開催する実行委員会に対し支援する。（定額補助）</td> <td>1,000</td> </tr> <tr> <td>知的・発達障がい児（者）にむけた舞台芸術体験プログラム（単県）</td> <td>知的・発達障がい児（者）が、舞台芸術公演を鑑賞しながら鑑賞ルール等を学ぶプログラムの開催と併せて、文化施設職員等が鑑賞支援のノウハウを学ぶ研修の場を提供する。</td> <td>1,776</td> </tr> <tr> <td>【新規】関西パビリオン（多目的スペース）でのブース出展（単県）</td> <td>万博会場を訪れる国内外の人々に、作品展示等を通じて、本県の障がいのある人による文化芸術活動の魅力やあいサポート運動の取組をPRする。</td> <td>3,783</td> </tr> </tbody> </table>									細事業名	内容	予算額	「あいサポート・アートセンター」の運営等（国1/2）	障がい者が文化芸術を鑑賞及び創造・発表する機会の創出をはじめ、情報発信、相談支援等の各事業を実施する障がい者文化芸術活動拠点「あいサポート・アートセンター」を運営する。 〔委託先〕 あいサポート・アートセンター運営事業共同事業体	34,450	「鳥取県障がい者芸術・文化活動推進委員会」の開催（単県）	関係団体や市町村等と連携して、障がい者の芸術・文化活動の振興方策等について検討する。	816	障がい者アート活動支援事業補助金（単県）	障がい者や障がい者が所属する団体等が県内で行う舞台発表、展示会等の芸術・文化活動に対して支援を行う。	17,500	「あいサポート・アートとっとり祭」の開催（再掲）	障がい者が取り組む舞台芸術活動（音楽、演劇、ダンス等）の発表と鑑賞の機会として、「あいサポート・アートとっとり祭」（鳥取県障がい者舞台芸術祭）を開催する。 ※令和7年10月に万博会場で開催予定の「障がい者の文化芸術国際フェスティバル」（全国手をつなぐ育成会連合会等主催）のサテライトイベントとして連携開催。	（別事業で計上）	「あいサポート・アートとっとり展」の開催（単県）	障がい者が制作した芸術・文化作品（美術・文芸・マンガ）の発表と鑑賞の機会として、「あいサポート・アートとっとり展」（鳥取県障がい者芸術・文化作品展）を開催する。	16,447	障がいのある人とない人が共につくる芸術の推進（単県）	全国大会を契機に発足した障がいのある人とない人が共につくる劇団「じゅう劇場」の活動を支援する。 〔実施主体〕 鳥の劇場運営委員会（鳥取市鹿野町）	19,000	「フクシ×アート WEEKs」実行委員会への支援（単県）	鳥取市中心市街地で行われる障がい者アートイベントを開催する実行委員会に対し支援する。（定額補助）	1,000	知的・発達障がい児（者）にむけた舞台芸術体験プログラム（単県）	知的・発達障がい児（者）が、舞台芸術公演を鑑賞しながら鑑賞ルール等を学ぶプログラムの開催と併せて、文化施設職員等が鑑賞支援のノウハウを学ぶ研修の場を提供する。	1,776	【新規】関西パビリオン（多目的スペース）でのブース出展（単県）	万博会場を訪れる国内外の人々に、作品展示等を通じて、本県の障がいのある人による文化芸術活動の魅力やあいサポート運動の取組をPRする。	3,783
細事業名	内容	予算額																																				
「あいサポート・アートセンター」の運営等（国1/2）	障がい者が文化芸術を鑑賞及び創造・発表する機会の創出をはじめ、情報発信、相談支援等の各事業を実施する障がい者文化芸術活動拠点「あいサポート・アートセンター」を運営する。 〔委託先〕 あいサポート・アートセンター運営事業共同事業体	34,450																																				
「鳥取県障がい者芸術・文化活動推進委員会」の開催（単県）	関係団体や市町村等と連携して、障がい者の芸術・文化活動の振興方策等について検討する。	816																																				
障がい者アート活動支援事業補助金（単県）	障がい者や障がい者が所属する団体等が県内で行う舞台発表、展示会等の芸術・文化活動に対して支援を行う。	17,500																																				
「あいサポート・アートとっとり祭」の開催（再掲）	障がい者が取り組む舞台芸術活動（音楽、演劇、ダンス等）の発表と鑑賞の機会として、「あいサポート・アートとっとり祭」（鳥取県障がい者舞台芸術祭）を開催する。 ※令和7年10月に万博会場で開催予定の「障がい者の文化芸術国際フェスティバル」（全国手をつなぐ育成会連合会等主催）のサテライトイベントとして連携開催。	（別事業で計上）																																				
「あいサポート・アートとっとり展」の開催（単県）	障がい者が制作した芸術・文化作品（美術・文芸・マンガ）の発表と鑑賞の機会として、「あいサポート・アートとっとり展」（鳥取県障がい者芸術・文化作品展）を開催する。	16,447																																				
障がいのある人とない人が共につくる芸術の推進（単県）	全国大会を契機に発足した障がいのある人とない人が共につくる劇団「じゅう劇場」の活動を支援する。 〔実施主体〕 鳥の劇場運営委員会（鳥取市鹿野町）	19,000																																				
「フクシ×アート WEEKs」実行委員会への支援（単県）	鳥取市中心市街地で行われる障がい者アートイベントを開催する実行委員会に対し支援する。（定額補助）	1,000																																				
知的・発達障がい児（者）にむけた舞台芸術体験プログラム（単県）	知的・発達障がい児（者）が、舞台芸術公演を鑑賞しながら鑑賞ルール等を学ぶプログラムの開催と併せて、文化施設職員等が鑑賞支援のノウハウを学ぶ研修の場を提供する。	1,776																																				
【新規】関西パビリオン（多目的スペース）でのブース出展（単県）	万博会場を訪れる国内外の人々に、作品展示等を通じて、本県の障がいのある人による文化芸術活動の魅力やあいサポート運動の取組をPRする。	3,783																																				
<p>3 その他</p> <ul style="list-style-type: none"> 障がい者の芸術・文化活動の推進にあたり、「鳥取県障がい者による文化芸術活動推進計画」に数値目標を定めている。 <p>＜主な数値目標と達成状況＞</p> <p>アート活動取組団体数…令和11年度目標 70団体 ←令和5年度：50団体</p> <p>あいサポート・アートとっとり祭出演団体数…令和11年度目標 35団体 ←令和6年度：24団体</p> <p>あいサポート・アートとっとり展出展数…令和11年度目標 520点 ←令和6年度：477点</p>																																						

障がい福祉課 (内線：7856、7866、7193、7858)

12目 障がい者自立支援事業費

(単位:千円)

事業名	本年度	前年度	比較	財源内訳				備考
				国庫支出金	起債	その他	一般財源	
福祉保健部(障がい福祉課)管理運営費	32,981	13,909	19,072	4,734			28,247	
トータルコスト	108,637千円 (前年度 88,267千円) [正職員：8.9人、会計年度任用職員1.6人]							
事業内容の説明								
<p>1 事業の目的、概要</p> <p>身体障害者手帳等の発行・管理や障害福祉サービス指定事業者管理等の法施行事務を実施するとともに、各種会議を開催する。</p>								

12目 障がい者自立支援事業費

(単位:千円)

事業名	本年度	前年度	比較	財源内訳				備考												
				国庫支出金	起債	その他	一般財源													
ロービジョンケア推進事業	5,903	6,381	△478				5,903													
トータルコスト	7,480千円(前年度7,946千円)[正職員:0.2人]																			
事業内容の説明																				
<p>1 事業の目的、概要</p> <p>視機能の低下により、読み書き、仕事、学業、家事など生活の様々な場面で不安や困難を抱える人(ロービジョン者)が、保有する視機能を最大限に活かし、安心した日常生活・社会生活を送ることができるよう、各種事業を実施する。</p> <p>※ロービジョンとは、病気など何らかの原因により視覚に障がいを受け、「見えにくい」「まぶしい」「視野が狭い」など日常生活での不自由さをきたしている状態である。</p> <p>2 主な事業内容</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>細事業名</th> <th>内容</th> <th>予算額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>ロービジョンケア推進のための相談支援体制の強化</td> <td>ロービジョン者のための相談支援窓口を設置し、相談支援員(非常勤職員1名)を配置する。 また、窓口で相談に来ることが難しい方についても相談対応できるよう、出張相談等にも対応し、相談体制を強化する。</td> <td>4,953</td> </tr> <tr> <td>ロービジョンフォーラムの開催</td> <td>社会における理解や認識があまり進んでいないロービジョンに対する企業や県民の理解を深めるとともに、ロービジョン者をロービジョンケアに繋げていくためのフォーラムを開催する。</td> <td>800</td> </tr> <tr> <td>眼科医等向けロービジョン講習会の開催</td> <td>県内眼科医のロービジョンケアに対する理解を深めるための講習会を開催する。</td> <td>150</td> </tr> </tbody> </table> <p>3 その他(改善点等)</p> <ul style="list-style-type: none"> 全盲、ロービジョン(弱視)では必要とされる支援が異なり、その内容も多岐にわたるため、関係機関・団体との協議の場(連絡協議会)において、それぞれの特性に応じた支援の充実について検討を進めている。 									細事業名	内容	予算額	ロービジョンケア推進のための相談支援体制の強化	ロービジョン者のための相談支援窓口を設置し、相談支援員(非常勤職員1名)を配置する。 また、窓口で相談に来ることが難しい方についても相談対応できるよう、出張相談等にも対応し、相談体制を強化する。	4,953	ロービジョンフォーラムの開催	社会における理解や認識があまり進んでいないロービジョンに対する企業や県民の理解を深めるとともに、ロービジョン者をロービジョンケアに繋げていくためのフォーラムを開催する。	800	眼科医等向けロービジョン講習会の開催	県内眼科医のロービジョンケアに対する理解を深めるための講習会を開催する。	150
細事業名	内容	予算額																		
ロービジョンケア推進のための相談支援体制の強化	ロービジョン者のための相談支援窓口を設置し、相談支援員(非常勤職員1名)を配置する。 また、窓口で相談に来ることが難しい方についても相談対応できるよう、出張相談等にも対応し、相談体制を強化する。	4,953																		
ロービジョンフォーラムの開催	社会における理解や認識があまり進んでいないロービジョンに対する企業や県民の理解を深めるとともに、ロービジョン者をロービジョンケアに繋げていくためのフォーラムを開催する。	800																		
眼科医等向けロービジョン講習会の開催	県内眼科医のロービジョンケアに対する理解を深めるための講習会を開催する。	150																		

12目 障がい者自立支援事業費

（単位：千円）

事業名	本年度	前年度	比較	財 源 内 訳				備考
				国庫支出金	起債	その他	一般財源	
強度行動障がい者支援体制総合強化事業	23,273	32,372	△9,099	2,148			21,125	
トータルコスト	24,062千円（前年度33,155千円）〔正職員：0.1人〕							
事業内容の説明								
1 事業の目的、概要								
<p>強度行動障がい者の受け入れ先の確保・充実のため、施設整備や環境調整のための改良を行う場合の経費の補助を行うとともに、強度行動障がい者が、障害福祉サービス事業所の体験利用を行う場合や、訪問系サービスの提供を受ける場合の事業者負担の軽減を図る。</p> <p>また、若年の在宅の強度行動障がい者に対し、行動障がいの発現頻度を減らすための環境調整などをしながら障害福祉サービスの利用につながるよう支援を行う。</p>								
2 主な事業内容								
細事業名	内容							予算額
強度行動障がい児者環境整備事業	<p>強度行動障がい児者を受け入れるために必要な施設の整備（突起物の除去や壁・窓の構造強化など）や、備品購入に要する経費の補助を行う。</p> <p>【対象サービス】障害者支援施設、共同生活援助、短期入所、生活介護、療養介護 【補助内容等】受入れを行う強度行動障がい児者1人（居室）につき1,500千円を支援</p>							7,500
鳥取県型強度行動障がい者入居等支援事業	<p>強度行動障がい者が障害福祉サービスを利用する場合に、支援を行う社会福祉法人等に対し、1：1相当の配置に係る人件費から事業者が得る報酬相当額を引いた差額の助成を行う。</p> <p>【対象サービス】障害者支援施設、共同生活援助、短期入所、生活介護 【補助内容等】 [障害者支援施設] 一人当たり202千円/月 [共同生活援助] 一人当たり261～409千円/月 [短期入所] 一人当たり7～17千円/日 [生活介護] 一人当たり2千円/日</p>							4,741
鳥取県型強度行動障がい者訪問等支援事業	<p>在宅生活を支える訪問系サービスについて、重度者への手厚い支援、遠隔地への支援、複数人による通院時の支援について、積極的なサービス提供を促すため独自の加算制度を設け、補助を行う。</p> <p>【対象サービス】居宅介護、重度訪問介護、行動援護 【補助内容等】 [重度加算] 基本報酬に15%を乗じた金額を補助 [遠隔地加算] サービス提供1回当たり最大2千円を補助 [通院等加算] 通院等介助等のサービスを提供した場合に1回当たり最大2千円を補助</p>							3,500
強度行動障がい者体験利用等促進事業	<p>障害福祉サービスの環境適応のために、マッチングに向けた体験利用を行う場合に、必要な経費を支援する。</p> <p>【対象サービス】短期入所、生活介護等 【補助内容等】市町村による利用者の支給決定後に受領する報酬相当額を補助</p>							500
強度行動障がい支援者養成加速化事業	<p>県独自の研修を受講する際に、サービス提供をしていれば本来得られたであろう報酬額の1/2程度の奨励金を交付する。</p> <p>【補助内容等】受講者1人当たり52千円</p>							936
とっとり版強度行動障がい児者先導的支援事業	<p>現在障害福祉サービスの安定的な利用ができていない在宅の強度行動障がい児者を主な対象として、関係機関で支援チームを結成し支援方法の検証等を行うことで、サービスの安定的な利用等につなげていく。</p>							6,096

12目 障がい者自立支援事業費

（単位：千円）

事業名	本年度	前年度	比較	財源内訳				備考									
				国庫支出金	起債	その他	一般財源										
鳥取県立バリアフリー美術館運営事業	12,655	15,079	△2,424				12,655										
トータルコスト	14,232千円（前年度 16,644円）〔正職員：0.2人〕																
事業内容の説明																	
<p>1 事業の目的、概要</p> <p>障がいがある人の優れたアート作品を高精度でデジタルアーカイブとして整理し、そのデジタルデータを使って、何時でも・何処でも・誰でも鑑賞することができる美術館として令和5年2月に創立した「鳥取県立バリアフリー美術館」について、引き続きデジタルアーカイブの充実を図るとともに、デジタル美術館での展示やワークショップ等に活用し、障がいがある人の文化芸術活動や情報アクセシビリティについての理解促進を図る。</p> <p><目標値> バーチャルミュージアム閲覧者数…10,000人/年</p> <p><鳥取県立バリアフリー美術館について></p> <ul style="list-style-type: none"> ○最大110点（常設展示55点、企画展示55点）のデジタル化（3Dを含む）した障がいがある人の優れたアート作品を展示する。 <ul style="list-style-type: none"> ・常設展示では、福祉施設や個人を訪問調査して発掘した優れたアート作品を展示する。 ・企画展示では、あいサポート・アートとっとり展の入賞作品展等を開催する。 ○バリアフリー機能として、作品解説の音声読み上げや手話翻訳、背景の色調補正機能などを実装している。 <p>2 主な事業内容</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>細事業名</th> <th>内容</th> <th>予算額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>デジタルアーカイブ作品の調査、選定等</td> <td> <ul style="list-style-type: none"> ・県内の障がいがある人の優れたアート作品を高精度でデジタルアーカイブとして管理、保管、公開する。 ・デジタルアーカイブ作品の選定及び活用方法を検討する。 ・デジタル美術館及びデジタルアーカイブで使用するサーバーの利用料及び管理料について債務負担行為設定済 </td> <td>5,234</td> </tr> <tr> <td>デジタル美術館での常設展示及び企画展示等</td> <td> <ul style="list-style-type: none"> ・常設展示の展示替（年1回）及び企画展（年3回）を実施する。 ・デジタルアーカイブを活用したワークショップやギャラリートークなどを開催する。 </td> <td>7,421</td> </tr> </tbody> </table> <p>3 その他（改善点等）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・障がいがある人の優れたアート作品の掘り起こしによるデジタルアーカイブ作品の充実をはじめ、常設展示・企画展示の定期的な入れ替え、デザインやアクセシビリティの点検・向上を継続的に行い、より使いやすく、魅力的な美術館としていく。現在、バリアフリー美術館の作品を活用した商品化の取組も進んでいることから、これらの動きとも連携しながら障がい者の社会参加の機会の拡大を図っていく。 									細事業名	内容	予算額	デジタルアーカイブ作品の調査、選定等	<ul style="list-style-type: none"> ・県内の障がいがある人の優れたアート作品を高精度でデジタルアーカイブとして管理、保管、公開する。 ・デジタルアーカイブ作品の選定及び活用方法を検討する。 ・デジタル美術館及びデジタルアーカイブで使用するサーバーの利用料及び管理料について債務負担行為設定済 	5,234	デジタル美術館での常設展示及び企画展示等	<ul style="list-style-type: none"> ・常設展示の展示替（年1回）及び企画展（年3回）を実施する。 ・デジタルアーカイブを活用したワークショップやギャラリートークなどを開催する。 	7,421
細事業名	内容	予算額															
デジタルアーカイブ作品の調査、選定等	<ul style="list-style-type: none"> ・県内の障がいがある人の優れたアート作品を高精度でデジタルアーカイブとして管理、保管、公開する。 ・デジタルアーカイブ作品の選定及び活用方法を検討する。 ・デジタル美術館及びデジタルアーカイブで使用するサーバーの利用料及び管理料について債務負担行為設定済 	5,234															
デジタル美術館での常設展示及び企画展示等	<ul style="list-style-type: none"> ・常設展示の展示替（年1回）及び企画展（年3回）を実施する。 ・デジタルアーカイブを活用したワークショップやギャラリートークなどを開催する。 	7,421															

12目 障がい者自立支援事業費

（単位：千円）

事業名	本年度	前年度	比較	財源内訳				備考																					
				国庫支出金	起債	その他	一般財源																						
鳥取県社会福祉施設等施設整備事業	125,727	126,645	△918	68,133			57,594																						
トータルコスト	128,882千円（前年度129,775千円）〔正職員：0.4人〕																												
事業内容の説明																													
<p>1 事業の目的、概要</p> <p>障害福祉サービス事業所等、県内障がい福祉関係の社会資本の整備を促進するため、施設整備を行う事業者に対して助成を行う。</p> <p>2 主な事業内容</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>細事業名</th> <th>内容</th> <th>予算額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>鳥取県社会福祉施設等施設整備費補助金</td> <td> <p>利用者の環境改善、ハード面における県内の障がい福祉の向上、増進が図られるよう、社会福祉法人等による円滑な施設整備等を促進する。</p> <p>【事業主体】社会福祉法人、NPO法人、営利法人等</p> <p>【対象事業】障害福祉サービス事業所等の創設（新築）、改築・大規模修繕</p> <p>【補助対象経費】施設整備に必要な工事費及び設計監理費</p> <p>【補助率】3/4（財源：国1/2、県1/4、事業主体1/4）</p> <p>※国が別途定める基準額を上限とする。</p> </td> <td>102,200</td> </tr> <tr> <td>鳥取県重度障がい児者及び強度行動障がい児者利用施設基盤整備事業補助金</td> <td> <p>重症心身障がい児者が、より地域で生活しやすくするため、日中活動の場における支援の充実、住まいの場（ショートステイ含む）の充実を図る。</p> <p>【事業主体】社会福祉法人、NPO法人、営利法人等</p> <p>【対象事業】重症心身障がい児者等を受け入れるために、生活介護事業所、グループホーム、放課後等デイサービス事業所等を創設（新築）する事業等で、鳥取県社会福祉施設等施設整備費補助金において、補助対象経費が国庫補助基準額を上回っている事業。</p> <p>【補助額】以下のうち、いずれか低い額</p> <ol style="list-style-type: none"> 鳥取県社会福祉施設等施設整備費補助金における補助対象経費から国庫補助基準額を除いた額に1/2を乗じた額 国庫補助基準額に1/4を乗じた額（福祉保健部長が特に必要と認める場合は、国庫補助基準額に1/2を乗じた額） </td> <td>23,527</td> </tr> </tbody> </table> <p>3 その他</p> <p><近年の実績（社会福祉施設等施設整備費補助金のみ）></p> <table border="1"> <tbody> <tr> <td>令和6年度</td> <td>グループホームの創設1件、多機能型施設の創設1件</td> </tr> <tr> <td>令和5年度</td> <td>グループホームの創設1件</td> </tr> <tr> <td>令和4年度補正</td> <td>多機能型施設の大規模修繕（非常用自家発電装置更新）1件</td> </tr> <tr> <td>令和4年度</td> <td>グループホームの創設1件</td> </tr> <tr> <td>令和3年度補正</td> <td>多機能型施設の大規模修繕1件</td> </tr> <tr> <td>令和3年度</td> <td>グループホームの創設1件、自立訓練（生活訓練）事業所の大規模修繕1件</td> </tr> </tbody> </table>									細事業名	内容	予算額	鳥取県社会福祉施設等施設整備費補助金	<p>利用者の環境改善、ハード面における県内の障がい福祉の向上、増進が図られるよう、社会福祉法人等による円滑な施設整備等を促進する。</p> <p>【事業主体】社会福祉法人、NPO法人、営利法人等</p> <p>【対象事業】障害福祉サービス事業所等の創設（新築）、改築・大規模修繕</p> <p>【補助対象経費】施設整備に必要な工事費及び設計監理費</p> <p>【補助率】3/4（財源：国1/2、県1/4、事業主体1/4）</p> <p>※国が別途定める基準額を上限とする。</p>	102,200	鳥取県重度障がい児者及び強度行動障がい児者利用施設基盤整備事業補助金	<p>重症心身障がい児者が、より地域で生活しやすくするため、日中活動の場における支援の充実、住まいの場（ショートステイ含む）の充実を図る。</p> <p>【事業主体】社会福祉法人、NPO法人、営利法人等</p> <p>【対象事業】重症心身障がい児者等を受け入れるために、生活介護事業所、グループホーム、放課後等デイサービス事業所等を創設（新築）する事業等で、鳥取県社会福祉施設等施設整備費補助金において、補助対象経費が国庫補助基準額を上回っている事業。</p> <p>【補助額】以下のうち、いずれか低い額</p> <ol style="list-style-type: none"> 鳥取県社会福祉施設等施設整備費補助金における補助対象経費から国庫補助基準額を除いた額に1/2を乗じた額 国庫補助基準額に1/4を乗じた額（福祉保健部長が特に必要と認める場合は、国庫補助基準額に1/2を乗じた額） 	23,527	令和6年度	グループホームの創設1件、多機能型施設の創設1件	令和5年度	グループホームの創設1件	令和4年度補正	多機能型施設の大規模修繕（非常用自家発電装置更新）1件	令和4年度	グループホームの創設1件	令和3年度補正	多機能型施設の大規模修繕1件	令和3年度	グループホームの創設1件、自立訓練（生活訓練）事業所の大規模修繕1件
細事業名	内容	予算額																											
鳥取県社会福祉施設等施設整備費補助金	<p>利用者の環境改善、ハード面における県内の障がい福祉の向上、増進が図られるよう、社会福祉法人等による円滑な施設整備等を促進する。</p> <p>【事業主体】社会福祉法人、NPO法人、営利法人等</p> <p>【対象事業】障害福祉サービス事業所等の創設（新築）、改築・大規模修繕</p> <p>【補助対象経費】施設整備に必要な工事費及び設計監理費</p> <p>【補助率】3/4（財源：国1/2、県1/4、事業主体1/4）</p> <p>※国が別途定める基準額を上限とする。</p>	102,200																											
鳥取県重度障がい児者及び強度行動障がい児者利用施設基盤整備事業補助金	<p>重症心身障がい児者が、より地域で生活しやすくするため、日中活動の場における支援の充実、住まいの場（ショートステイ含む）の充実を図る。</p> <p>【事業主体】社会福祉法人、NPO法人、営利法人等</p> <p>【対象事業】重症心身障がい児者等を受け入れるために、生活介護事業所、グループホーム、放課後等デイサービス事業所等を創設（新築）する事業等で、鳥取県社会福祉施設等施設整備費補助金において、補助対象経費が国庫補助基準額を上回っている事業。</p> <p>【補助額】以下のうち、いずれか低い額</p> <ol style="list-style-type: none"> 鳥取県社会福祉施設等施設整備費補助金における補助対象経費から国庫補助基準額を除いた額に1/2を乗じた額 国庫補助基準額に1/4を乗じた額（福祉保健部長が特に必要と認める場合は、国庫補助基準額に1/2を乗じた額） 	23,527																											
令和6年度	グループホームの創設1件、多機能型施設の創設1件																												
令和5年度	グループホームの創設1件																												
令和4年度補正	多機能型施設の大規模修繕（非常用自家発電装置更新）1件																												
令和4年度	グループホームの創設1件																												
令和3年度補正	多機能型施設の大規模修繕1件																												
令和3年度	グループホームの創設1件、自立訓練（生活訓練）事業所の大規模修繕1件																												

12目 障がい者自立支援事業費

(単位：千円)

事業名	本年度	前年度	比較	財源内訳				備考
				国庫支出金	起債	その他	一般財源	
(新) 障がい福祉人材確保・職場環境改善事業	201,123	0	201,123	201,123				
トータルコスト	201,912千円 (前年度0千円) [正職員：0.1人]							
事業内容の説明								
<p>1 事業の目的、概要 福祉・介護職員の賃上げとともに、障害福祉サービス等事業所における業務効率化や職場環境の改善を図る取組を支援することで、職員の離職防止・現場定着を推進する。</p> <p>2 主な事業内容 福祉・介護職員等処遇改善加算を取得している事業所のうち、更なる業務効率化や職場環境の改善（職員等の業務の洗い出し、棚卸しとその業務効率化など、改善方策の立案）を図り、障がい福祉人材確保・定着の基盤を構築する事業所に対し、所要の額を補助する。 【補助額】福祉・介護職員1名当たり54千円に相当する額として、サービス種別ごとに報酬に一定率を乗じた額</p>								

2項 児童福祉費

3目 母子福祉費

(単位：千円)

事業名	本年度	前年度	比較	財源内訳				備考
				国庫支出金	起債	その他	一般財源	
特別児童扶養手当支給事業	4,003	4,003	0	2,663			1,340	
トータルコスト	16,881千円 (前年度16,340千円) [正職員：1.2人、会計年度任用職員1.0人]							
事業内容の説明								
<p>1 事業の目的、概要 20歳未満の精神または身体に中程度以上の障がいをもつ児童の福祉の増進を図るため、これらの在宅児童を監護・養育している者に対し手当を支給する。</p> <p>2 主な事業内容 (1) 特別児童扶養手当の支給に係る認定・市町村指導等に要する経費 (2,344千円、国10/10) (令和6年12月現在の受給権者数：1,482人) (2) 特別児童扶養手当支払事務システム管理委託料 (1,659千円、単県 (一部国庫))</p>								

4目 心身障がい者扶養共済事業費

（単位：千円）

事業名	本年度	前年度	比較	財 源 内 訳				備考								
				国庫支出金	起債	その他	一般財源									
心身障がい者扶養共済事業費	175,782	181,828	△6,046	30,968		(雑入) 110,412	34,402									
トータルコスト	182,351千円（前年度 187,905千円）〔正職員：0.4人、会計年度任用職員：1.0人〕															
事業内容の説明																
<p>1 事業の目的、概要</p> <p>心身障がい者の生活の安定と、保護者が抱く心身障がい者の将来に対する不安の軽減を図るため、心身障がい者の保護者である加入者が死亡又は重度障がいになったとき、心身障がい者に対して終身一定額の年金を支給する制度を運用する。</p> <p>2 主な事業内容</p> <p>心身障がい者を扶養している者（加入者）が納める一定の掛金を（独）福祉医療機構へ納付し、同機構が資産運用を行った後、年金支払時には、同機構から支払われた保険金を原資として、県が年金受給者へ年金を支払う。</p> <p>3 その他</p> <ul style="list-style-type: none"> 加入者に対しては掛金の確実な納付を促し、受給権者に対しては年金保険金の請求を案内している。 毎年度、加入者、受給権者等の現況確認を行い、請求忘れや年金の過払等が発生しないようにするなど制度の円滑な運用に努めている。 <p>加入者及び年金受給者の状況（令和6年4月1日現在）</p> <table border="1"> <tbody> <tr> <td>加入者数</td> <td>183人</td> </tr> <tr> <td>加入者口数</td> <td>275口</td> </tr> <tr> <td>年金受給者数</td> <td>321人</td> </tr> <tr> <td>年金受給者口数</td> <td>375口</td> </tr> </tbody> </table> <p>（心身障がい者年金給付金：20,000円／月・口、加入口数は1人2口まで）</p>									加入者数	183人	加入者口数	275口	年金受給者数	321人	年金受給者口数	375口
加入者数	183人															
加入者口数	275口															
年金受給者数	321人															
年金受給者口数	375口															

4款 衛生費
 1項 公衆衛生費
 4目 精神衛生費

障がい福祉課（内線：7862）
 （単位：千円）

事業名	本年度	前年度	比較	財源内訳				備考
				国庫支出金	起債	その他	一般財源	
精神障がい者地域移行・地域定着支援事業	39,115	36,393	2,722	19,557			19,558	

トータルコスト 40,692千円（前年度 37,958千円）〔正職員：0.2人〕

事業内容の説明

1 事業の目的、概要

精神科医療機関に入院している精神障がい者等の地域移行を促進するため、また、地域で暮らす精神障がい者等が安心して継続的な地域生活を送ることができるよう、本県における「精神障害にも対応した地域包括ケアシステム」の構築を推進する。

2 主な事業内容

細事業名	内容	予算額
地域移行・地域定着に向けた会議の設置（国 1/2）	圏域ごとに下記会議を開催する。 ①推進会議（代表者会議） 保健・医療・福祉分野の各責任者が、地域課題の整理や今後の対応方針の検討等を行う。 ②連絡会（実務者会議） 各分野の実務担当者が、個別課題の検討や事例研究、情報共有等を行う。 ③関係機関協議（コア会議） 上記会議の開催に向けて、主要メンバーが事前に意見交換会を行う。	508
（新規）入院者訪問支援事業（国 1/2）	精神科病院に入院している精神障がい者（市町村長同意による医療保護入院者等）を対象に、本人の希望に応じて訪問支援員を派遣し、傾聴、生活相談、情報提供等を行う。	572
精神障がい者の地域移行に向けた多職種・多機関連携推進事業（国 1/2）	基幹的な役割を果たす精神科医療機関を中心とした多職種・多機関連携による支援体制を構築し、地域での医療支援や住宅確保支援等を行うとともに、取組の試行を通じて今後必要な支援内容等の明確化を図る。	36,618
地域移行・地域定着に向けた支援強化研修会等（国 1/2）	・退院支援（地域移行支援）に携わる専門職等のスキルアップを図るため、研修会を開催する。 ・病院やグループホーム等からの依頼を受けて、ピアサポーターを派遣する。また、ピアサポーターの派遣に向けて、意見交換会や研修会を行う。 ・地域移行後の精神障がい者が、安心して継続的な地域生活を送ることができるよう、地域で手助けを行うボランティア組織の活動を支援する。 [補助先：県内で活動するボランティア組織]	1,417

3 その他（改善点等）

・精神科医療機関に1年以上在院する精神障がい者（長期在院者）の地域移行（退院促進）に向けて、圏域ごとに保健・医療・福祉等の関係機関の連携を強化するとともに、支援者育成や普及啓発等に取り組んでいる。

【県内の長期在院者数（令和5年6月末現在）】

65歳未満：238人、65歳以上：466人

4目 精神衛生費

(単位：千円)

事業名	本年度	前年度	比較	財 源 内 訳				備考												
				国庫支出金	起債	その他	一般財源													
精神科救急医療体制整備事業費	61,287	61,163	124	32,520			28,767													
トータルコスト	63,653千円 (前年度 63,511千円) [正職員：0.3人]																			
事業内容の説明																				
<p>1 事業の目的、概要</p> <p>休日・夜間において、緊急な医療を必要とする全ての精神障がい者等が、迅速かつ適正な医療を受けられるよう、精神科救急医療の体制整備を図る。</p>																				
<p>2 主な事業内容</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>細事業名</th> <th>内容</th> <th>予算額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>精神科救急医療体制確保事業</td> <td>圏域毎に精神科救急医療施設を指定（7病院）し、輪番制による精神科救急医療体制を確保する。（医師・看護師各1名が待機） また、直ちに入院の必要がある者へ対応するため精神科病床の空床（1床）を確保する。</td> <td>53,460</td> </tr> <tr> <td>精神医療相談事業等</td> <td> <ul style="list-style-type: none"> 精神科救急輪番病院による精神医療相談体制を確保するため、輪番当番日に精神医療相談を行っている精神科救急病院のうち県ホームページ上に掲載することに同意する医療機関に相談窓口を設置する。 精神保健福祉法第34条の移送で医療の提供が必要な場合に精神保健指定医に同行してもらおう等、移送体制を整備する。 </td> <td>7,827</td> </tr> <tr> <td>医療圏域ごとに連絡調整を行う委員会の設置運営</td> <td>医療圏域ごとに、連絡調整会議を開催し、関係機関との精神科救急の連携を図る。</td> <td>—</td> </tr> </tbody> </table>									細事業名	内容	予算額	精神科救急医療体制確保事業	圏域毎に精神科救急医療施設を指定（7病院）し、輪番制による精神科救急医療体制を確保する。（医師・看護師各1名が待機） また、直ちに入院の必要がある者へ対応するため精神科病床の空床（1床）を確保する。	53,460	精神医療相談事業等	<ul style="list-style-type: none"> 精神科救急輪番病院による精神医療相談体制を確保するため、輪番当番日に精神医療相談を行っている精神科救急病院のうち県ホームページ上に掲載することに同意する医療機関に相談窓口を設置する。 精神保健福祉法第34条の移送で医療の提供が必要な場合に精神保健指定医に同行してもらおう等、移送体制を整備する。 	7,827	医療圏域ごとに連絡調整を行う委員会の設置運営	医療圏域ごとに、連絡調整会議を開催し、関係機関との精神科救急の連携を図る。	—
細事業名	内容	予算額																		
精神科救急医療体制確保事業	圏域毎に精神科救急医療施設を指定（7病院）し、輪番制による精神科救急医療体制を確保する。（医師・看護師各1名が待機） また、直ちに入院の必要がある者へ対応するため精神科病床の空床（1床）を確保する。	53,460																		
精神医療相談事業等	<ul style="list-style-type: none"> 精神科救急輪番病院による精神医療相談体制を確保するため、輪番当番日に精神医療相談を行っている精神科救急病院のうち県ホームページ上に掲載することに同意する医療機関に相談窓口を設置する。 精神保健福祉法第34条の移送で医療の提供が必要な場合に精神保健指定医に同行してもらおう等、移送体制を整備する。 	7,827																		
医療圏域ごとに連絡調整を行う委員会の設置運営	医療圏域ごとに、連絡調整会議を開催し、関係機関との精神科救急の連携を図る。	—																		

4目 精神衛生費

（単位：千円）

事業名	本年度	前年度	比較	財 源 内 訳				備考
				国庫支出金	起債	その他	一般財源	
精神保健福祉体制確保事業	24,039	23,173	866	9,736		(負担金) 1	14,302	
トータルコスト	67,677千円（前年度 66,028千円）〔正職員：5.1人、会計年度任用職員：1.0人〕							
事業内容の説明								
1 事業の目的、概要 人権に配慮した適正な精神医療の確保及び入院制度等の適切な運用を図るため、精神保健及び精神障害者福祉に関する法律（以下「精神保健福祉法」という。）に基づき精神医療審査会の開催及び精神科病院に対する定期実地審査等を実施する。								
2 主な事業内容								
細事業名	内容						予算額	
精神医療審査会の開催等（単県）	<ul style="list-style-type: none"> 毎月1回開催し、精神保健福祉法に基づき、措置入院、医療保護入院の適否について書面審査、実地審査等を行うとともに、退院（処遇改善）の請求をした患者について、意見聴取を行い、病院管理者、家族等の意見に基づき審査を行う。 精神病床を有する県内の精神科病院10病院に対し、年1回の実地審査を行う。 						1,558	
定期病状報告書等の作成（単県）	精神病床を有する県内の精神科病院10病院へ医療保護入院者の入院届等及び措置入院者の定期病状報告書等の作成を委託する。						6,071	
精神保健福祉法第29条に基づく措置入院の実施等	<ul style="list-style-type: none"> 精神保健福祉法に基づき、措置入院等を実施するほか、措置入院医療費の公費負担及び精神保健福祉業務推進事務を実施する。（一部国3/4） 鳥取県措置入院解除後の支援体制に係るマニュアルに基づき、措置入院中から患者に対し、退院後支援計画を作成するため、支援に携わる関係者を集めた調整会議を開催するとともに、専門研修会等を開催する。（単県） 						13,361	
災害派遣精神医療チーム（DPAT）の編成（単県）	DPAT隊編成に向け、県内の精神科病院との意見交換会を開催するとともに、研修会への参加を支援する。						2,074	
精神保健福祉普及啓発（国1/2）	精神障がい者に対する正しい知識の普及啓発等を図るため、「心の健康フォーラム」及び「こころの健康啓発事業」を開催する。						975	

4目 精神衛生費

（単位：千円）

事業名	本年度	前年度	比較	財 源 内 訳				備考									
				国庫支出金	起債	その他	一般財源										
鳥取県精神障害者家族会連合会支援事業	1,718	1,718	0				1,718										
トータルコスト	4,084千円（前年度 4,066千円）〔正職員：0.3人〕																
事業内容の説明																	
<p>1 事業の目的、概要</p> <p>当事者・家族の立場から実施する精神保健福祉施策の円滑な推進を図るため、鳥取県精神障害者家族会連合会が実施する研修会、交流会や精神障がい者に対する正しい理解・知識の普及啓発事業等の取組に対して必要な経費を補助する。</p> <p>2 主な事業内容</p> <p>鳥取県精神障害者家族会連合会が行う次の事業に係る経費を助成する。（補助率：10/10）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・精神障がい福祉研修会等の実施 ・精神障がい者家族相談事業（研修会、相談ダイヤル）・研修会等参加活動事業・広報、啓発活動事業 																	
てんかん対策推進事業	2,600	2,200	400	950			1,650										
トータルコスト	3,389千円（前年度 2,983千円）〔正職員：0.1人〕																
事業内容の説明																	
<p>1 事業の目的、概要</p> <p>てんかんのある方への理解促進や支援の手法を学ぶための研修会等を開催するとともに、当事者の方を地域で支える体制の整備を行う。</p> <p>2 主な事業内容</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>細事業名</th> <th>内容</th> <th>予算額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>てんかんのある方の支援者等研修事業（単県）</td> <td>一般県民等を対象に出前講座を開催するとともに、普及啓発を図るための啓発セミナーを開催する。また、てんかんのある方への適切な対応（介助方法）を学ぶ研修会を開催する。 〔補助先：公益社団法人日本てんかん協会鳥取県支部〕 〔補助率：10/10〕</td> <td>700</td> </tr> <tr> <td>てんかん地域診療連携体制整備事業（国1/2）</td> <td>てんかんの外科治療や、複数の診療科による集団的治療を行うことのできる病院の「てんかん支援拠点病院」への指定、関係者会議の開催、コーディネーターの配置により、患者や家族等が適切な支援を受けることのできる診療ネットワークを構築する。</td> <td>1,900</td> </tr> </tbody> </table>									細事業名	内容	予算額	てんかんのある方の支援者等研修事業（単県）	一般県民等を対象に出前講座を開催するとともに、普及啓発を図るための啓発セミナーを開催する。また、てんかんのある方への適切な対応（介助方法）を学ぶ研修会を開催する。 〔補助先：公益社団法人日本てんかん協会鳥取県支部〕 〔補助率：10/10〕	700	てんかん地域診療連携体制整備事業（国1/2）	てんかんの外科治療や、複数の診療科による集団的治療を行うことのできる病院の「てんかん支援拠点病院」への指定、関係者会議の開催、コーディネーターの配置により、患者や家族等が適切な支援を受けることのできる診療ネットワークを構築する。	1,900
細事業名	内容	予算額															
てんかんのある方の支援者等研修事業（単県）	一般県民等を対象に出前講座を開催するとともに、普及啓発を図るための啓発セミナーを開催する。また、てんかんのある方への適切な対応（介助方法）を学ぶ研修会を開催する。 〔補助先：公益社団法人日本てんかん協会鳥取県支部〕 〔補助率：10/10〕	700															
てんかん地域診療連携体制整備事業（国1/2）	てんかんの外科治療や、複数の診療科による集団的治療を行うことのできる病院の「てんかん支援拠点病院」への指定、関係者会議の開催、コーディネーターの配置により、患者や家族等が適切な支援を受けることのできる診療ネットワークを構築する。	1,900															

4目 精神衛生費

事業名	本年度	前年度	比較	財 源 内 訳				備考
				国庫支出金	起債	その他	一般財源	
アルコール健康障害・依存症対策事業	22,104	22,332	△228	6,816			15,288	
トータルコスト	29,202千円（前年度 29,375千円）〔正職員：0.9人〕							
事業内容の説明								
1 事業の目的、概要 鳥取県アルコール健康障害・依存症対策推進計画及び関係法令の基本理念等へのつと、アルコール健康障害、薬物依存症及びギャンブル等依存症に関する対策を計画的に推進し、これらの依存症等に関連した問題を抱える当事者や家族への支援体制の強化を図るとともに、依存症及び依存症対策に対する県民意識の啓発を図る。								
2 主な事業内容								
細事業名	内容						予算額	
依存症支援拠点機関の設置（国1/2）	依存症の専門性を持った医師が在籍する精神科病院を依存症支援拠点機関（アルコール健康障害、薬物・ギャンブル等依存症）として指定の上、相談支援コーディネーターを配置して相談対応、研修会の開催、普及啓発を行う。〔委託先：医療福祉センター渡辺病院〕						10,000	
依存症啓発フォーラムの開催（国1/2、単県）	依存症について、県民の正しい理解と関心を深めるためのフォーラムを開催する。また、一般県民への普及啓発を一層推進するため、フォーラムに併せて商業施設でのパネル展（プレイベント）等を実施する。						2,465	
医師、看護師等の依存症専門研修等（単県）	<ul style="list-style-type: none"> ・依存症専門医療機関の充実（追加選定）に向けて、選定に必要な専門性を持った医師及び看護師等を養成するため、国が指定する依存症専門研修に派遣する。 ・一般診療科の医療従事者等を対象に依存症に関する研修を実施し、依存症への対応力向上を推進する。 						1,351	
鳥取アディクション連絡会及び自助グループ等に対する活動支援等（国1/2、単県）	<ul style="list-style-type: none"> ・依存症に関する複数の自助グループ等で構成する団体が行う普及啓発事業の実施を支援する。〔補助上限額：500千円 補助率：10/10〕 ・依存症に関する自助グループ等の活動を支援する。〔補助上限額：100千円 補助率：1/2〕 ・依存症者の回復・社会復帰促進を図るため、薬物依存症リハビリ施設の運営費の一部を助成する。〔補助率：10/10〕 						3,869	
依存症相談支援等の実施等（国1/2、単県）	<ul style="list-style-type: none"> ・学識経験者、医師、自助グループ、リハビリ施設、関係事業者等からなる「鳥取県アルコール健康障害・依存症対策会議」を開催し、対策の進捗状況について諮問・審査を行う。 ・各種依存症に関する地域の課題を検討するための関係者会議や相談支援の充実に向けた研修会等を開催する。 ・精神科医による依存症の定例相談会を開催する。 ・依存症当事者の家族を対象とした家族教室を開催する。 ・アルコール・薬物・ギャンブル等依存症から回復した当事者やその家族等を普及啓発相談員として任命し、県の機関や相談支援コーディネーターと協働して当事者・家族からの相談対応や普及啓発を行う。 						1,940	
（新規）出前説明会の実施（単県）	各種依存症の理解を深めるため、当事者団体及び依存症に精通した医療機関関係者等を講師派遣し、体験談や各種依存症についての説明会を実施する。〔対象：県内の高校生、教職員、保護者等〕						979	
（新規）【ギャンブル等依存症対策】若年層を対象とした啓発（単県）	ギャンブル等依存症の低年齢化が危惧されていることから、マンガ・SNS等のターゲティング広告を活用して、若年層への啓発を行う。						1,500	

4目 精神衛生費

事業名	本年度	前年度	比較	財源内訳				備考
				国庫支出金	起債	その他	一般財源	
(新) 第72回精神保健福祉全国大会開催事業	2,174	0	2,174				2,174	
トータルコスト	10,061千円（前年度0千円）〔正職員：1.0人〕							
事業内容の説明								
<p>1 事業の目的、概要</p> <p>障がいの有無に関わらず誰もが安心して暮らせる地域共生社会の実現に向けて、精神保健福祉に関する県民の理解を深めるため、精神保健福祉全国大会を本県において開催する。</p> <p>2 主な事業内容</p> <p>第72回精神保健福祉全国大会実行委員会に対し、開催経費の一部を負担する。</p> <p>【大会内容】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 記念式典（精神保健福祉事業功労者表彰など） ・ 精神保健分野に関する記念講演 ・ シンポジウム 								

令和7年度一般会計当初予算説明資料

3款 民生費

1項 社会福祉費

長寿社会課（内線：7689）

1目 社会福祉総務費

（単位：千円）

事業名	本年度	前年度	比較	財源内訳				備考
				国庫支出金	起債	その他	一般財源	
介護福祉士等修学資金貸付事業	(債務負担行為) 43,950 25,432	26,926	(債務負担行為) 43,950 △1,494	(債務負担行為) 43,950 20,550			4,882	
トータルコスト	27,009千円（前年度 28,491千円）〔正職員：0.2人〕							

事業内容の説明

1 事業の目的、概要

県内の介護福祉士及び社会福祉士の養成を図るため、介護福祉士等修学資金貸付事業の実施団体（鳥取県社会福祉協議会）に対し、貸付に係る原資の一部を補助する。

2 主な事業内容

(1) 介護福祉士等修学資金貸付事業 25,103千円（国庫、県費）

貸付対象	養成施設等に在学する者
貸付限度額	(1) 養成施設 月額5万円（加算）入学準備金 20万円、就職準備金 20万円 等 (2) 実務者養成施設 20万円
貸付期間	養成施設等の正規修学期間内
返還免除要件	養成施設等の卒業の日から1年以内に県内の社会福祉施設等において介護等の業務に5年間（実務者養成施設は2年間）継続して従事したとき。

・債務負担行為 43,950千円（令和8年度から令和12年度まで）

(2) 事務費 329千円（単県）
債権管理事務費（委託料）

事業名	本年度	前年度	比較	財源内訳				備考
				国庫支出金	起債	その他	一般財源	
「働く介護家族応援！」企業内研修開催支援事業	2,000	2,000	0			(基金繰入金) 2,000		
トータルコスト	2,789千円（前年度2,783千円）〔正職員：0.1人〕							

事業内容の説明

1 事業の目的、概要

働く家族が介護への不安から介護離職しないよう、職場を通じて介護サービスや制度に関する情報提供をするとともに、介護者が働きやすいような意識醸成・環境改善に向けて、企業内研修の開催促進を図る。

2 主な事業内容

企業等を訪問し介護サービス等の情報を提供するとともに、希望する企業等に講師を派遣し研修会を開催する。

【研修会内容】

・介護が必要になった際の介護サービスや相談窓口、介護休暇や介護休業の制度内容、介護離職防止に役立つ制度等の紹介

1目 社会福祉総務費

(単位:千円)

事業名	本年度	前年度	比較	財 源 内 訳				備考																		
				国庫支出金	起債	その他	一般財源																			
「介護で働きたい！」を増やす参入促進事業	39,590	41,756	△2,166			(基金繰入金) 39,590																				
トータルコスト	46,688千円 (前年度 57,406千円) [正職員:0.9人]																									
事業内容の説明																										
<p>1 事業の目的、概要</p> <p>今後も要介護認定者数の増加が見込まれる中、事業者団体や職能団体、介護福祉士養成機関等と連携しながら、さらなる介護人材の確保を図る。</p>																										
<p>2 主な事業内容</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>細事業名</th> <th>内 容</th> <th>予算額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>介護人材確保のためのマッチング機能強化事業</td> <td>介護分野専任の就職支援コーディネーターを2名配置し、求職者、求人事業所等とのきめ細やかなマッチングを行い、新規就労、再就職につなげる。(委託先)鳥取県社会福祉協議会</td> <td>11,902</td> </tr> <tr> <td>介護未経験者等の参入促進事業</td> <td>介護分野への参入促進や、介護に関する理解促進を働きかける機会として、介護に関する基本的な知識を学ぶ「介護の入門的研修」を開催する。</td> <td>4,383</td> </tr> <tr> <td>介護助手導入支援事業</td> <td>介護助手導入のための広報啓発、研修等を通じて、導入事業所の開拓、活用促進を行う。</td> <td>2,829</td> </tr> <tr> <td>介護人材確保対策協議会</td> <td>事業者団体、職能団体、養成機関、行政等による協議会を設け、介護人材の確保策について連携・協働を進める。</td> <td>476</td> </tr> <tr> <td>鳥取県地域医療介護総合確保基金(介護従事者確保)補助金</td> <td>鳥取県地域医療介護総合確保基金(介護分野)を活用し、介護従事者の確保、地域包括ケアを支える専門職や地域の担い手等の養成を行うため、介護事業者団体等の取組を支援する。 ・補助率:10/10 ・上限額:介護の仕事の普及啓発、研修会等開催 1,000千円 等</td> <td>20,000</td> </tr> </tbody> </table>									細事業名	内 容	予算額	介護人材確保のためのマッチング機能強化事業	介護分野専任の就職支援コーディネーターを2名配置し、求職者、求人事業所等とのきめ細やかなマッチングを行い、新規就労、再就職につなげる。(委託先)鳥取県社会福祉協議会	11,902	介護未経験者等の参入促進事業	介護分野への参入促進や、介護に関する理解促進を働きかける機会として、介護に関する基本的な知識を学ぶ「介護の入門的研修」を開催する。	4,383	介護助手導入支援事業	介護助手導入のための広報啓発、研修等を通じて、導入事業所の開拓、活用促進を行う。	2,829	介護人材確保対策協議会	事業者団体、職能団体、養成機関、行政等による協議会を設け、介護人材の確保策について連携・協働を進める。	476	鳥取県地域医療介護総合確保基金(介護従事者確保)補助金	鳥取県地域医療介護総合確保基金(介護分野)を活用し、介護従事者の確保、地域包括ケアを支える専門職や地域の担い手等の養成を行うため、介護事業者団体等の取組を支援する。 ・補助率:10/10 ・上限額:介護の仕事の普及啓発、研修会等開催 1,000千円 等	20,000
細事業名	内 容	予算額																								
介護人材確保のためのマッチング機能強化事業	介護分野専任の就職支援コーディネーターを2名配置し、求職者、求人事業所等とのきめ細やかなマッチングを行い、新規就労、再就職につなげる。(委託先)鳥取県社会福祉協議会	11,902																								
介護未経験者等の参入促進事業	介護分野への参入促進や、介護に関する理解促進を働きかける機会として、介護に関する基本的な知識を学ぶ「介護の入門的研修」を開催する。	4,383																								
介護助手導入支援事業	介護助手導入のための広報啓発、研修等を通じて、導入事業所の開拓、活用促進を行う。	2,829																								
介護人材確保対策協議会	事業者団体、職能団体、養成機関、行政等による協議会を設け、介護人材の確保策について連携・協働を進める。	476																								
鳥取県地域医療介護総合確保基金(介護従事者確保)補助金	鳥取県地域医療介護総合確保基金(介護分野)を活用し、介護従事者の確保、地域包括ケアを支える専門職や地域の担い手等の養成を行うため、介護事業者団体等の取組を支援する。 ・補助率:10/10 ・上限額:介護の仕事の普及啓発、研修会等開催 1,000千円 等	20,000																								
<p>3 その他</p> <ul style="list-style-type: none"> 介護未経験者等の参入促進事業では、令和6年度から、介護の入門的研修の受講者のうち希望者を対象に介護施設の見学会を実施するなど、介護従事者の参入促進に向けた取組を拡充している。 鳥取県地域医療介護総合確保基金(介護従事者確保)補助金により、令和6年度から新たに鳥取県老人福祉施設協議会が実施するノーリフティングケアに関する研修事業を支援するなど、介護職員の働きやすい環境づくりに向けた取組を強化している。 																										

1目 社会福祉総務費

（単位：千円）

事業名	本年度	前年度	比較	財源内訳				備考
				国庫支出金	起債	その他	一般財源	
高齢者福祉施設放射線防護対策事業	1,775	2,839	△1,064	1,775				
トータルコスト	2,564千円（前年度 3,622千円）〔正職員：0.1人〕							
事業内容の説明								
<p>1 事業の目的、概要</p> <p>島根原子力発電所から半径30キロメートル以内（UPZ圏内）に所在する老人保健施設において、原子力災害発生時、即時待避が困難な老人保健施設入所者等を安全に避難させるため、平成26年度及び令和元年度に放射線防護対策設備を整備し、一時的な屋内退避を可能とした。この設備が災害時に確実に機能を果たすよう定期的な保守点検を実施するための経費を補助する。</p> <p>2 主な事業内容</p> <p>(1) 実施主体：医療法人・社会福祉法人真誠会</p> <p>(2) 施設名：弓浜ホスピタウン（米子市大崎1151-1） 介護老人保健施設ゆうとぴあ（米子市河崎581-3）</p> <p>(3) 主な設備：陽圧（加圧）するための換気設備、非常用電源設備等</p> <p>(4) 県補助率：10/10（財源内訳：国10/10）</p>								

1目 社会福祉総務費

(単位:千円)

事業名	本年度	前年度	比較	財 源 内 訳				備考
				国庫支出金	起債	その他	一般財源	
介護分野で働く外国人材受入支援事業	債務負担行為 4,000 32,270	25,572	債務負担行為 4,000 6,698	3,833		債務負担行為 4,000 (基金繰入金) 25,770	2,667	
トータルコスト	36,214千円(前年度28,702千円)[正職員:0.5人]							
事業内容の説明								
1 事業の目的、概要								
介護現場において重要性が一層高まっている外国人介護人材の参入促進及び定着を図るため、介護事業所における外国人介護人材の就労支援及び受入環境整備を行う。								
2 主な事業内容								
細事業名	内 容						予算額	
在外機関と連携して行うリクルート活動支援事業(国庫2/3)	法人が海外で在外機関(学校等)と連携し、来日希望者に対する説明会、外国人材の情報収集、県内介護施設等の情報提供、面接や求人募集等のリクルート活動を行う場合に必要な経費を支援する。						3,500	
特定技能外国人の受入マッチング支援事業(基金)	一定の専門性・技能を有する特定技能外国人と県内介護施設等とのマッチング支援事業の実施により、外国人材未受入の小規模事業所等における受入を支援し、人材確保・定着を図る。						6,070	
外国人介護人材が介護現場で働きやすくするための環境整備事業(国庫1/2)	外国人介護人材が介護現場で円滑に就労・定着できるよう、県内受入施設等に対して、ツール等(携帯翻訳機、多言語対応の介護記録ソフトウェア、オンライン学習ツールなど)の導入費用や、ツール等を有効活用するための環境整備(導入研修、関連規程の整備など)に係る経費を支援する。						3,000	
鳥取県介護事業者による外国人留学生への奨学金支給に係る支援事業(基金)	日本語学校を經由して介護福祉士養成施設に留学する外国人留学生に対し、就労予定先の介護施設等が支援する奨学金に係る費用(学費、居住費、国家試験対策費、入学・就職準備金)を支援する。 ※令和8、9年度の債務負担行為を設定。						8,800	
外国人受入介護事業者等に対する学習強化・生活支援事業(基金)	受入介護施設等における介護福祉士資格取得支援や生活支援等の取組、介護福祉士養成施設における教員の質の向上や試験対策に必要な取組に対して支援する。						2,900	
外国人材・受入職員等の資質向上事業(基金)	外国人介護人材の介護技能・資質の向上を図るため、外国人職員や受入担当職員を対象にした研修等を実施する。						3,000	
介護福祉士養成施設の日本語学習充実支援事業(基金)	介護福祉士養成施設において、若年世代や留学生の確保に向けた取組の強化や、介護福祉士養成課程のカリキュラム外の取組として、留学生に対する日本語学習等の課外授業の実施に必要な経費に対して支援する。						5,000	
3 その他								
県内福祉施設に勤める外国人労働者を第9期鳥取県老人福祉計画及び鳥取県介護保険事業支援計画(令和6～8年度)の期間である令和8年度末までに100人増加させる取組を行う。 [令和8年度末目標値:230人] ※鳥取労働局「外国人雇用状況」届出状況(令和5年10月末現在)158人								

1目 社会福祉総務費

（単位：千円）

事業名	本年度	前年度	比較	財 源 内 訳				備考																											
				国庫支出金	起債	その他	一般財源																												
(新) 介護人材確保 緊急対策事業	(債務負担行為) 10,400 66,604	0	(債務負担行為) 10,400 66,604			(基金繰入金) 4,552	(債務負担行為) 10,400 62,052																												
トータルコスト	71,336千円（前年度 0千円）〔正職員：0.6人〕																																		
事業内容の説明																																			
<p>1 事業の目的、概要</p> <p>介護分野の危機的な人手不足に対応するため、令和6年9月に関係者を集めて開催した「介護人材確保に関する緊急対策検討会」の議論も踏まえ、今後の介護人材の安定的な確保を目指して、重点的かつ集中的な支援を実施する。</p>																																			
<p>2 主な事業内容</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>細事業名</th> <th>内 容</th> <th>予算額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>介護福祉士養成委託事業（単県）</td> <td>他産業からの介護への参入を促進させるため、県内の介護福祉士養成施設に失業者等に対する公共職業訓練の養成枠を新たに設定する。（令和8年度から訓練生の募集を開始することとし、令和8年度及び9年度の債務負担行為を設定）</td> <td>0 (債務負担行為) 10,400</td> </tr> <tr> <td>公共職業訓練（介護福祉士養成施設に入校）受講者支援（単県）</td> <td>公共職業訓練（介護福祉士養成施設に入校する2年コース）の受講者に対する生活支援金の貸付を行う。</td> <td>13,280</td> </tr> <tr> <td>西部地区在住者に対する介護福祉士養成施設通学費等支援（単県）</td> <td>県内西部地区在住者で、県内の介護福祉士養成施設に進学し、就学する者（公共職業訓練を除く）に対し、通学経費等の一部を補助する。</td> <td>2,772</td> </tr> <tr> <td>特定技能外国人材の受入に伴う初期経費支援（単県）及び受入施設見学会の実施（基金）</td> <td>一定の専門性・技能を有し、即戦力として期待できる特定技能外国人の受入を促進するため、雇用に係る初期経費の一部を支援する。また、特定技能外国人の未受入施設での円滑な受入を支援するため、既受入施設の視察見学会を実施する。</td> <td>6,120</td> </tr> <tr> <td>外国人介護人材のための宿舎（寮）整備に係る上乗せ支援（単県）</td> <td>外国人介護人材のために職員宿舎（寮）を整備する際に一定程度のかかり増し経費が発生することから、既存制度の地域医療介護総合確保基金事業に上乗せし、補助を行う。 補助率：1/10（上限額：20,000千円） ※既存制度における補助率：1/3</td> <td>40,000</td> </tr> <tr> <td>学校、教育委員会等と連携した介護の仕事の理解促進（基金）</td> <td>県・市町村教育委員会、小中学校、高校、介護事業所、県介護福祉士会等と連携し、児童生徒、教員、保護者を対象として、介護の仕事に対する理解促進の取組を行う。</td> <td>357</td> </tr> <tr> <td>各種研修参加に係る代替要員の確保対策（基金）</td> <td>介護職員の資質向上とキャリアパスの構築を図るため、多忙な介護現場で働く職員が多様な研修に参加することが可能となるよう、研修受講中の代替要員確保のための経費を支援する。</td> <td>1,575</td> </tr> <tr> <td>介護人材キャリアアップ研修支援事業（基金）</td> <td>喀痰吸引等研修、認知症ケアに携わる介護従事者の研修、サービス提供責任者研修等に係る経費を支援し、受講者の負担軽減を図る。</td> <td>2,500</td> </tr> </tbody> </table>									細事業名	内 容	予算額	介護福祉士養成委託事業（単県）	他産業からの介護への参入を促進させるため、県内の介護福祉士養成施設に失業者等に対する公共職業訓練の養成枠を新たに設定する。（令和8年度から訓練生の募集を開始することとし、令和8年度及び9年度の債務負担行為を設定）	0 (債務負担行為) 10,400	公共職業訓練（介護福祉士養成施設に入校）受講者支援（単県）	公共職業訓練（介護福祉士養成施設に入校する2年コース）の受講者に対する生活支援金の貸付を行う。	13,280	西部地区在住者に対する介護福祉士養成施設通学費等支援（単県）	県内西部地区在住者で、県内の介護福祉士養成施設に進学し、就学する者（公共職業訓練を除く）に対し、通学経費等の一部を補助する。	2,772	特定技能外国人材の受入に伴う初期経費支援（単県）及び受入施設見学会の実施（基金）	一定の専門性・技能を有し、即戦力として期待できる特定技能外国人の受入を促進するため、雇用に係る初期経費の一部を支援する。また、特定技能外国人の未受入施設での円滑な受入を支援するため、既受入施設の視察見学会を実施する。	6,120	外国人介護人材のための宿舎（寮）整備に係る上乗せ支援（単県）	外国人介護人材のために職員宿舎（寮）を整備する際に一定程度のかかり増し経費が発生することから、既存制度の地域医療介護総合確保基金事業に上乗せし、補助を行う。 補助率：1/10（上限額：20,000千円） ※既存制度における補助率：1/3	40,000	学校、教育委員会等と連携した介護の仕事の理解促進（基金）	県・市町村教育委員会、小中学校、高校、介護事業所、県介護福祉士会等と連携し、児童生徒、教員、保護者を対象として、介護の仕事に対する理解促進の取組を行う。	357	各種研修参加に係る代替要員の確保対策（基金）	介護職員の資質向上とキャリアパスの構築を図るため、多忙な介護現場で働く職員が多様な研修に参加することが可能となるよう、研修受講中の代替要員確保のための経費を支援する。	1,575	介護人材キャリアアップ研修支援事業（基金）	喀痰吸引等研修、認知症ケアに携わる介護従事者の研修、サービス提供責任者研修等に係る経費を支援し、受講者の負担軽減を図る。	2,500
細事業名	内 容	予算額																																	
介護福祉士養成委託事業（単県）	他産業からの介護への参入を促進させるため、県内の介護福祉士養成施設に失業者等に対する公共職業訓練の養成枠を新たに設定する。（令和8年度から訓練生の募集を開始することとし、令和8年度及び9年度の債務負担行為を設定）	0 (債務負担行為) 10,400																																	
公共職業訓練（介護福祉士養成施設に入校）受講者支援（単県）	公共職業訓練（介護福祉士養成施設に入校する2年コース）の受講者に対する生活支援金の貸付を行う。	13,280																																	
西部地区在住者に対する介護福祉士養成施設通学費等支援（単県）	県内西部地区在住者で、県内の介護福祉士養成施設に進学し、就学する者（公共職業訓練を除く）に対し、通学経費等の一部を補助する。	2,772																																	
特定技能外国人材の受入に伴う初期経費支援（単県）及び受入施設見学会の実施（基金）	一定の専門性・技能を有し、即戦力として期待できる特定技能外国人の受入を促進するため、雇用に係る初期経費の一部を支援する。また、特定技能外国人の未受入施設での円滑な受入を支援するため、既受入施設の視察見学会を実施する。	6,120																																	
外国人介護人材のための宿舎（寮）整備に係る上乗せ支援（単県）	外国人介護人材のために職員宿舎（寮）を整備する際に一定程度のかかり増し経費が発生することから、既存制度の地域医療介護総合確保基金事業に上乗せし、補助を行う。 補助率：1/10（上限額：20,000千円） ※既存制度における補助率：1/3	40,000																																	
学校、教育委員会等と連携した介護の仕事の理解促進（基金）	県・市町村教育委員会、小中学校、高校、介護事業所、県介護福祉士会等と連携し、児童生徒、教員、保護者を対象として、介護の仕事に対する理解促進の取組を行う。	357																																	
各種研修参加に係る代替要員の確保対策（基金）	介護職員の資質向上とキャリアパスの構築を図るため、多忙な介護現場で働く職員が多様な研修に参加することが可能となるよう、研修受講中の代替要員確保のための経費を支援する。	1,575																																	
介護人材キャリアアップ研修支援事業（基金）	喀痰吸引等研修、認知症ケアに携わる介護従事者の研修、サービス提供責任者研修等に係る経費を支援し、受講者の負担軽減を図る。	2,500																																	

4目 高齢者福祉費

（単位：千円）

事業名	本年度	前年度	比較	財 源 内 訳				備考																				
				国庫支出金	起債	その他	一般財源																					
介護保険運営負担金事業	9,746,868	9,619,102	127,766			(財産収入) 4,632	9,742,236																					
トータルコスト	9,755,544千円（前年度 9,627,710千円）〔正職員：1.1人〕																											
事業内容の説明																												
<p>1 事業の目的、概要</p> <p>介護保険制度の安定的な運営を支援するため、各保険者に対し介護保険法に基づく介護給付費の負担及び地域支援事業交付金の交付等を行う。</p>																												
<p>2 主な事業内容</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>細事業名</th> <th colspan="2">内 容</th> <th>予算額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>介護給付費負担金</td> <td colspan="2">介護保険事業に関し、在宅介護給付費の12.5%、施設介護給付費の17.5%を負担する。</td> <td>9,204,470</td> </tr> <tr> <td>地域支援事業交付金</td> <td colspan="2">市町等が行う地域支援事業に要する経費のうち、介護予防・日常生活支援総合事業の12.5%、包括的支援事業・任意事業の19.25%を負担する。</td> <td>534,813</td> </tr> <tr> <td>介護保険財政安定化基金運用益の積立</td> <td colspan="2">基金運用益を一般会計予算に収入し、その後基金に積み立てる。</td> <td>4,632</td> </tr> <tr> <td>介護職員処遇改善加算に係る業務委託</td> <td colspan="2">事業者からの承認申請、実績報告書の受理、審査、承認等の事務を行う業務を委託する。（中部・西部に各1名分を配置）</td> <td>2,953</td> </tr> </tbody> </table>									細事業名	内 容		予算額	介護給付費負担金	介護保険事業に関し、在宅介護給付費の12.5%、施設介護給付費の17.5%を負担する。		9,204,470	地域支援事業交付金	市町等が行う地域支援事業に要する経費のうち、介護予防・日常生活支援総合事業の12.5%、包括的支援事業・任意事業の19.25%を負担する。		534,813	介護保険財政安定化基金運用益の積立	基金運用益を一般会計予算に収入し、その後基金に積み立てる。		4,632	介護職員処遇改善加算に係る業務委託	事業者からの承認申請、実績報告書の受理、審査、承認等の事務を行う業務を委託する。（中部・西部に各1名分を配置）		2,953
細事業名	内 容		予算額																									
介護給付費負担金	介護保険事業に関し、在宅介護給付費の12.5%、施設介護給付費の17.5%を負担する。		9,204,470																									
地域支援事業交付金	市町等が行う地域支援事業に要する経費のうち、介護予防・日常生活支援総合事業の12.5%、包括的支援事業・任意事業の19.25%を負担する。		534,813																									
介護保険財政安定化基金運用益の積立	基金運用益を一般会計予算に収入し、その後基金に積み立てる。		4,632																									
介護職員処遇改善加算に係る業務委託	事業者からの承認申請、実績報告書の受理、審査、承認等の事務を行う業務を委託する。（中部・西部に各1名分を配置）		2,953																									
介護保険円滑推進事業	9,297	9,577	△280	4,880			4,417																					
トータルコスト	10,874千円（前年度 11,142千円）〔正職員：0.2人〕																											
事業内容の説明																												
<p>1 事業の目的、概要</p> <p>介護保険制度の円滑な制度運営を推進するため、市町村に対する助言や研修の実施、介護サービス事業所に関する情報システムの管理運営を実施するとともに、制度の普及啓発等を図る。</p>																												
<p>2 主な事業内容</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>細事業名</th> <th colspan="2">内 容</th> <th>予算額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>介護保険円滑推進事業</td> <td colspan="2">介護保険審査会の開催、介護保険事業支援計画及び老人福祉計画の策定、介護保険制度の普及啓発、ケアプラン点検支援、国民健康保険団体連合会が実施する苦情処理業務に対する助成等を行う。</td> <td>6,395</td> </tr> <tr> <td>介護保険関係システム利用料等</td> <td colspan="2">介護サービス事業者の情報管理システムの保守管理、介護保険サービス事業者への指導監督、事業者指定手続等を行う。</td> <td>1,001</td> </tr> <tr> <td>要介護認定制度の円滑実施のための研修実施</td> <td colspan="2">保険者である市町等の要介護認定の実施が円滑かつ適正に行われるよう、介護認定調査員、介護認定審査会委員及び主治医等を対象とした、新任・現任研修を実施する。</td> <td>1,901</td> </tr> </tbody> </table>									細事業名	内 容		予算額	介護保険円滑推進事業	介護保険審査会の開催、介護保険事業支援計画及び老人福祉計画の策定、介護保険制度の普及啓発、ケアプラン点検支援、国民健康保険団体連合会が実施する苦情処理業務に対する助成等を行う。		6,395	介護保険関係システム利用料等	介護サービス事業者の情報管理システムの保守管理、介護保険サービス事業者への指導監督、事業者指定手続等を行う。		1,001	要介護認定制度の円滑実施のための研修実施	保険者である市町等の要介護認定の実施が円滑かつ適正に行われるよう、介護認定調査員、介護認定審査会委員及び主治医等を対象とした、新任・現任研修を実施する。		1,901				
細事業名	内 容		予算額																									
介護保険円滑推進事業	介護保険審査会の開催、介護保険事業支援計画及び老人福祉計画の策定、介護保険制度の普及啓発、ケアプラン点検支援、国民健康保険団体連合会が実施する苦情処理業務に対する助成等を行う。		6,395																									
介護保険関係システム利用料等	介護サービス事業者の情報管理システムの保守管理、介護保険サービス事業者への指導監督、事業者指定手続等を行う。		1,001																									
要介護認定制度の円滑実施のための研修実施	保険者である市町等の要介護認定の実施が円滑かつ適正に行われるよう、介護認定調査員、介護認定審査会委員及び主治医等を対象とした、新任・現任研修を実施する。		1,901																									
<p>3 その他（改善点等）</p> <p>介護給付適正化の取組については、保険者の体制等にも差があり、また、保険者単独では実施することが難しい取組もあることから、各種研修会の実施やケアプラン点検員の派遣等を通じ、各保険者の取組を支援し、一定の成果を挙げている。</p>																												

4目 高齢者福祉費

（単位：千円）

事業名	本年度	前年度	比較	財 源 内 訳				備考																					
				国庫支出金	起債	その他	一般財源																						
介護職員向け研修・職場環境向上事業	50,391	43,433	6,958	1,960		(手数料) 40 (基金繰入金) 43,433	4,958																						
トータルコスト	60,668千円（前年度 53,321千円）〔正職員：1.0人、会計年度任用職員：0.7人〕																												
事業内容の説明																													
<p>1 事業の目的、概要</p> <p>介護に携わる各種職員の資質の向上を図るとともに、介護の職場における労働環境・処遇改善等の事業を実施する。</p>																													
<p>2 主な事業内容</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>細事業名</th> <th>内 容</th> <th>予算額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>介護支援専門員研修実施事業</td> <td> <ul style="list-style-type: none"> 介護支援専門員法定研修（実務、更新、主任、主任更新）の実施を支援する。 （実施主体：鳥取県社会福祉協議会、補助率：10/10） 介護支援専門員研修の企画・立案を行うための介護支援専門員支援会議等を設置し、圏域別意見交換会等を開催する。 主任介護支援専門員を小規模事業所に派遣し、初任段階の介護支援専門員に対して実地で指導・支援等を行う。 （実施主体：介護支援専門員連絡協議会、補助率：10/10） 介護支援専門員証の新規交付、書換交付等の業務を行う。 介護支援専門員実務研修受講試験に係る経費のうち、受験手数料を充当しても不足となる経費を補助する。 （実施主体：指定試験実施機関、補助率：10/10） 介護支援専門員の法定研修において、eラーニングなどのオンラインで受講できる環境の整備に必要なシステム等の保守管理を委託する。 </td> <td>35,914</td> </tr> <tr> <td>介護職員処遇改善加算取得促進研修・相談窓口設置事業</td> <td>処遇改善加算未取得事業所からの個別相談に応じるため、専門的知識を持つ社労士等の相談員による相談窓口を設置する。介護職員に対する処遇改善を図るため、処遇改善加算を取得していない介護事業所等に対し、取得のための研修会を開催する。</td> <td>1,960</td> </tr> <tr> <td>介護事業所等におけるBCP策定支援事業</td> <td>令和3年度介護保険制度改正に伴い義務化された介護事業所等のBCP策定支援のため、相談窓口の設置や研修会の開催等を行う。</td> <td>1,950</td> </tr> <tr> <td>高齢者施設における認定看護師現地指導事業</td> <td>介護従事者の高齢者ケアのスキルアップのため、高齢者施設に認定看護師を派遣し、現場の状況を確認した上で、個別・具体的にケアに関する指導・助言を行う。</td> <td>500</td> </tr> <tr> <td>若手従事者のための介護の未来創造研修事業</td> <td>県内の若手介護従事者のモチベーション向上と資質向上を図り、人材定着につなげるための研修会を開催する。</td> <td>810</td> </tr> <tr> <td>介護職員等の喀痰吸引等研修事業</td> <td>安全に医療的ケア（喀痰吸引及び経管栄養）を行うことができる介護職員等の養成を目的とした、知識・技術習得のための研修を実施する。</td> <td>9,257</td> </tr> </tbody> </table>									細事業名	内 容	予算額	介護支援専門員研修実施事業	<ul style="list-style-type: none"> 介護支援専門員法定研修（実務、更新、主任、主任更新）の実施を支援する。 （実施主体：鳥取県社会福祉協議会、補助率：10/10） 介護支援専門員研修の企画・立案を行うための介護支援専門員支援会議等を設置し、圏域別意見交換会等を開催する。 主任介護支援専門員を小規模事業所に派遣し、初任段階の介護支援専門員に対して実地で指導・支援等を行う。 （実施主体：介護支援専門員連絡協議会、補助率：10/10） 介護支援専門員証の新規交付、書換交付等の業務を行う。 介護支援専門員実務研修受講試験に係る経費のうち、受験手数料を充当しても不足となる経費を補助する。 （実施主体：指定試験実施機関、補助率：10/10） 介護支援専門員の法定研修において、eラーニングなどのオンラインで受講できる環境の整備に必要なシステム等の保守管理を委託する。 	35,914	介護職員処遇改善加算取得促進研修・相談窓口設置事業	処遇改善加算未取得事業所からの個別相談に応じるため、専門的知識を持つ社労士等の相談員による相談窓口を設置する。介護職員に対する処遇改善を図るため、処遇改善加算を取得していない介護事業所等に対し、取得のための研修会を開催する。	1,960	介護事業所等におけるBCP策定支援事業	令和3年度介護保険制度改正に伴い義務化された介護事業所等のBCP策定支援のため、相談窓口の設置や研修会の開催等を行う。	1,950	高齢者施設における認定看護師現地指導事業	介護従事者の高齢者ケアのスキルアップのため、高齢者施設に認定看護師を派遣し、現場の状況を確認した上で、個別・具体的にケアに関する指導・助言を行う。	500	若手従事者のための介護の未来創造研修事業	県内の若手介護従事者のモチベーション向上と資質向上を図り、人材定着につなげるための研修会を開催する。	810	介護職員等の喀痰吸引等研修事業	安全に医療的ケア（喀痰吸引及び経管栄養）を行うことができる介護職員等の養成を目的とした、知識・技術習得のための研修を実施する。	9,257
細事業名	内 容	予算額																											
介護支援専門員研修実施事業	<ul style="list-style-type: none"> 介護支援専門員法定研修（実務、更新、主任、主任更新）の実施を支援する。 （実施主体：鳥取県社会福祉協議会、補助率：10/10） 介護支援専門員研修の企画・立案を行うための介護支援専門員支援会議等を設置し、圏域別意見交換会等を開催する。 主任介護支援専門員を小規模事業所に派遣し、初任段階の介護支援専門員に対して実地で指導・支援等を行う。 （実施主体：介護支援専門員連絡協議会、補助率：10/10） 介護支援専門員証の新規交付、書換交付等の業務を行う。 介護支援専門員実務研修受講試験に係る経費のうち、受験手数料を充当しても不足となる経費を補助する。 （実施主体：指定試験実施機関、補助率：10/10） 介護支援専門員の法定研修において、eラーニングなどのオンラインで受講できる環境の整備に必要なシステム等の保守管理を委託する。 	35,914																											
介護職員処遇改善加算取得促進研修・相談窓口設置事業	処遇改善加算未取得事業所からの個別相談に応じるため、専門的知識を持つ社労士等の相談員による相談窓口を設置する。介護職員に対する処遇改善を図るため、処遇改善加算を取得していない介護事業所等に対し、取得のための研修会を開催する。	1,960																											
介護事業所等におけるBCP策定支援事業	令和3年度介護保険制度改正に伴い義務化された介護事業所等のBCP策定支援のため、相談窓口の設置や研修会の開催等を行う。	1,950																											
高齢者施設における認定看護師現地指導事業	介護従事者の高齢者ケアのスキルアップのため、高齢者施設に認定看護師を派遣し、現場の状況を確認した上で、個別・具体的にケアに関する指導・助言を行う。	500																											
若手従事者のための介護の未来創造研修事業	県内の若手介護従事者のモチベーション向上と資質向上を図り、人材定着につなげるための研修会を開催する。	810																											
介護職員等の喀痰吸引等研修事業	安全に医療的ケア（喀痰吸引及び経管栄養）を行うことができる介護職員等の養成を目的とした、知識・技術習得のための研修を実施する。	9,257																											
<p>3 その他</p> <p>平成28年度から研修カリキュラムが大幅に改正されたことにあわせ、県独自のカリキュラム追加等も含めた研修の質の向上に努めてきた。コロナ禍ではオンライン研修を導入し、世の中の状況が変化しても介護支援専門員の確保ができるよう取り組んできた。</p>																													

4目 高齢者福祉費

（単位：千円）

事業名	本年度	前年度	比較	財源内訳				備考									
				国庫支出金	起債	その他	一般財源										
介護保険料・利用者負担軽減事業	166,676	205,380	△38,704	14,383			152,293										
トータルコスト	167,465千円（前年度 206,163千円）〔正職員：0.1人〕																
事業内容の説明																	
<p>1 事業の目的、概要</p> <p>高齢化の急速な進展に伴い、介護費用の増加と保険料負担水準の上昇が避けられない中で、低所得の高齢者の介護保険料・利用料について、公費によりその一部を負担する仕組みを構築し、負担軽減を図る。</p>																	
<p>2 主な事業内容</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>細事業名</th> <th>内容</th> <th>予算額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>介護保険料軽減強化事業</td> <td>低所得者に対する介護保険料の軽減措置（所得区分に応じ0.5%～20%を軽減）に要する経費の一部を負担する。 （負担割合：国1/2、県1/4、市町村1/4）</td> <td>145,102</td> </tr> <tr> <td>社会福祉法人等による利用者負担軽減制度</td> <td>生計困難者や中山間地に在住する低所得者に対し利用者負担の軽減を行う事業者を支援する。 （負担割合：国1/2、県1/4、市町村1/4）</td> <td>21,574</td> </tr> </tbody> </table>									細事業名	内容	予算額	介護保険料軽減強化事業	低所得者に対する介護保険料の軽減措置（所得区分に応じ0.5%～20%を軽減）に要する経費の一部を負担する。 （負担割合：国1/2、県1/4、市町村1/4）	145,102	社会福祉法人等による利用者負担軽減制度	生計困難者や中山間地に在住する低所得者に対し利用者負担の軽減を行う事業者を支援する。 （負担割合：国1/2、県1/4、市町村1/4）	21,574
細事業名	内容	予算額															
介護保険料軽減強化事業	低所得者に対する介護保険料の軽減措置（所得区分に応じ0.5%～20%を軽減）に要する経費の一部を負担する。 （負担割合：国1/2、県1/4、市町村1/4）	145,102															
社会福祉法人等による利用者負担軽減制度	生計困難者や中山間地に在住する低所得者に対し利用者負担の軽減を行う事業者を支援する。 （負担割合：国1/2、県1/4、市町村1/4）	21,574															
<p>3 その他</p> <p>保険料負担軽減事業については、令和6年度より国の定める標準段階数、標準乗率、公費軽減割合が見直され、低所得者の負担割合がさらに引き下げられた。</p>																	

4目 高齢者福祉費

（単位：千円）

事業名	本年度	前年度	比較	財源内訳				備考									
				国庫支出金	起債	その他	一般財源										
軽費老人ホーム運営費補助事業	781,407	757,951	23,456				781,407										
トータルコスト	783,667千円（前年度 760,105千円）〔正職員：0.2人、会計年度任用職員：0.2人〕																
事業内容の説明																	
<p>1 事業の目的、概要</p> <p>無料又は低額な料金で、日常生活上必要な便宜を供与する施設である軽費老人ホームについて、入所者に対し利用料（サービスの提供に要する費用・生活費・居住に要する費用・居室に係る光熱水費など）の減免を行う場合に必要な経費を支援する。</p> <p>また、軽費老人ホームに勤務する職員の処遇改善を行う事業者を支援する。</p>																	
<p>2 主な事業内容</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>細事業名</th> <th>内容</th> <th>予算額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>軽費老人ホーム運営費補助金</td> <td>令和6年9月1日現在の入所者数等をもとに基準額を定めて交付する。 （施設数）軽費老人ホームA型4施設、ケアハウス19施設 合計23施設</td> <td>750,980</td> </tr> <tr> <td>処遇改善支援補助金</td> <td>軽費老人ホームの職員の処遇改善のため、各施設が実際に職員の給与引上げを行った場合に、その引上げ額に応じた補助金を交付する。 ア 補助対象施設 軽費老人ホーム イ 補助対象経費 各施設が実際に職員の給与引上げを行った額 （上限：月額15千円相当） ウ 補助率 10/10</td> <td>30,427</td> </tr> </tbody> </table>									細事業名	内容	予算額	軽費老人ホーム運営費補助金	令和6年9月1日現在の入所者数等をもとに基準額を定めて交付する。 （施設数）軽費老人ホームA型4施設、ケアハウス19施設 合計23施設	750,980	処遇改善支援補助金	軽費老人ホームの職員の処遇改善のため、各施設が実際に職員の給与引上げを行った場合に、その引上げ額に応じた補助金を交付する。 ア 補助対象施設 軽費老人ホーム イ 補助対象経費 各施設が実際に職員の給与引上げを行った額 （上限：月額15千円相当） ウ 補助率 10/10	30,427
細事業名	内容	予算額															
軽費老人ホーム運営費補助金	令和6年9月1日現在の入所者数等をもとに基準額を定めて交付する。 （施設数）軽費老人ホームA型4施設、ケアハウス19施設 合計23施設	750,980															
処遇改善支援補助金	軽費老人ホームの職員の処遇改善のため、各施設が実際に職員の給与引上げを行った場合に、その引上げ額に応じた補助金を交付する。 ア 補助対象施設 軽費老人ホーム イ 補助対象経費 各施設が実際に職員の給与引上げを行った額 （上限：月額15千円相当） ウ 補助率 10/10	30,427															

4目 高齢者福祉費

（単位：千円）

事業名	本年度	前年度	比較	財 源 内 訳				備考
				国庫支出金	起債	その他	一般財源	
鳥取県地域医療介護総合確保基金事業（介護分）（施設整備）	1,751,456	1,098,501	652,955	500		(基金繰入金) 1,750,956		

トータルコスト 1,753,033千円（前年度 1,100,066千円）〔正職員：0.2人〕

事業内容の説明

1 事業の目的、概要

医療介護総合確保推進法に基づき、各都道府県に設置した地域医療介護総合確保基金を活用し、介護施設等の整備を進める。

2 主な事業内容

(1) 地域医療介護総合確保基金事業（介護分）（施設整備）

細事業名	内 容	予算額
地域密着型サービス等整備助成事業 (補助率10/10)	可能な限り住み慣れた地域で安心して暮らせるよう地域密着型サービス施設・事業所等の整備を行う事業者に対し、市町村を通じて支援を行う。 (対象施設) 認知症高齢者グループホーム、小規模多機能型居宅介護事業所 等	266,520
	介護施設等の創設を条件に、広域型施設の大規模修繕・耐震化事業に係る経費について支援を行う。(対象施設) 介護老人保健施設、軽費老人ホーム 等	504,070
介護施設等の施設開設準備経費等支援事業 (補助率10/10)	介護施設等の円滑な開設、増床及び再開設（改築）のため、施設の開設準備等に要する経費について支援を行う。(対象施設) 認知症高齢者グループホーム 等	190,877
	介護施設等の大規模修繕の際にあわせて行う介護ロボット・ICTの導入に必要な経費について支援を行う。(対象施設) 特別養護老人ホーム 等	382,912
既存の特別養護老人ホーム等のユニット化改修事業 (補助率10/10)	介護施設等（個室・多床室）のユニット化改修に要する経費を支援する。 (対象施設) 介護老人保健施設 等	262,260
	介護施設等における看取り及び家族等の宿泊のための個室の確保を目的として行う施設の改修費、ベッド等の設備の経費について支援を行う。 (対象施設) 介護老人保健施設 等	4,130
介護施設等における感染拡大防止対策支援事業 (補助率 10/10)	感染拡大リスク軽減のため、陰圧室（ウイルスが外に漏れないよう気圧を低くしける感染拡大防止居室）とするための陰圧装置の設置に必要な費用について補助する。 (対象施設) 介護老人保健施設 等	6,800
	介護施設等における多床室の個室化に要する改修に要する経費について補助する。(対象施設) 特別養護老人ホーム 等	6,187
介護職員の宿舎施設整備事業 (補助率 1/3)	介護人材を確保するため、介護施設等の事業者が当該介護施設に勤務する職員の宿舎を整備するための費用の一部を補助する。 (対象施設) 特別養護老人ホーム 等	127,200

(2) 小規模多機能型居宅介護普及啓発事業 500千円（補助率 国 10/10）

小規模多機能型居宅介護事業所の普及のため、保険者向け講演会等を開催する。

3 その他

<近年の整備実績>

令和5年度	23件（認知症高齢者グループホーム等整備4件、その他改修等19件）
令和4年度	19件（認知症高齢者グループホーム等整備6件、その他改修等13件）
令和3年度	20件（認知症高齢者グループホーム等整備8件、その他改修等12件）
令和2年度	15件（認知症高齢者グループホーム等整備5件、その他改修等10件）
令和元年度	7件（認知症高齢者グループホーム等整備5件、その他改修等2件）

4目 高齢者福祉費

（単位：千円）

事業名	本年度	前年度	比較	財 源 内 訳				備考																		
				国庫支出金	起債	その他	一般財源																			
地域包括ケア推進 支援事業	33,437	35,197	△1,760	31,043		(基金繰入金) 2,394																				
トータルコスト	38,169千円（前年度 39,892千円）〔正職員：0.6人〕																									
事業内容の説明																										
<p>1 事業の目的、概要</p> <p>団塊の世代が75歳以上となる2025（令和7）年を迎え、さらに2040年に向け高齢者人口の増加が見込まれる中、住み慣れた地域で暮らし続けられる「地域包括ケアシステム」の構築が市町村に求められている。県においては、市町村による「地域包括ケアシステム」の構築・深化に向けて、市町村の取組を支援する。</p>																										
<p>2 主な事業内容</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>細事業名</th> <th>内 容</th> <th>予算額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>地域包括支援センターの機能強化（国 10/10）</td> <td>地域包括支援センター職員等を対象としたセミナーや階層別研修会を開催するとともに、支援員等からなる支援チームを設置し、市町村の課題解決に向けた支援を検討・実施する。</td> <td>1,870</td> </tr> <tr> <td>介護予防・日常生活支援総合事業の推進（国 10/10）</td> <td>市町村へのリハビリ専門職やアドバイザーの派遣による介護予防の取組強化、市町村職員等を対象とした研修会の開催、県介護予防・日常生活支援総合事業支援員の派遣による市町村への伴走型支援を実施する。</td> <td>4,274</td> </tr> <tr> <td>高齢者のケア体制の構築支援（国 10/10・基金）</td> <td> <ul style="list-style-type: none"> 市町村へリハビリ専門職等を派遣し地域ケア会議の機能強化を図る。 各保健所において、多職種との連携会議や研修等を実施する。 高齢者施設において入所者への口腔健診や職員研修等を実施する。（委託先：鳥取県歯科医師会） 介護職員等に対して看取りについて学ぶ研修を実施する。 </td> <td>3,526</td> </tr> <tr> <td>生活支援体制整備事業の推進（国 10/10）</td> <td>生活支援コーディネーター等を対象とした研修・情報交換会やフォーラムの開催、県生活支援体制整備事業支援員による市町村への伴走型支援を実施する。（委託先：鳥取県社会福祉協議会）</td> <td>14,434</td> </tr> <tr> <td>医療専門職等を活用した市町村取組支援事業（国 10/10、基金）</td> <td>医療専門職の専門性や民間企業の専門性を活かした事業を行う市町村を支援する。</td> <td>9,333</td> </tr> </tbody> </table>									細事業名	内 容	予算額	地域包括支援センターの機能強化（国 10/10）	地域包括支援センター職員等を対象としたセミナーや階層別研修会を開催するとともに、支援員等からなる支援チームを設置し、市町村の課題解決に向けた支援を検討・実施する。	1,870	介護予防・日常生活支援総合事業の推進（国 10/10）	市町村へのリハビリ専門職やアドバイザーの派遣による介護予防の取組強化、市町村職員等を対象とした研修会の開催、県介護予防・日常生活支援総合事業支援員の派遣による市町村への伴走型支援を実施する。	4,274	高齢者のケア体制の構築支援（国 10/10・基金）	<ul style="list-style-type: none"> 市町村へリハビリ専門職等を派遣し地域ケア会議の機能強化を図る。 各保健所において、多職種との連携会議や研修等を実施する。 高齢者施設において入所者への口腔健診や職員研修等を実施する。（委託先：鳥取県歯科医師会） 介護職員等に対して看取りについて学ぶ研修を実施する。 	3,526	生活支援体制整備事業の推進（国 10/10）	生活支援コーディネーター等を対象とした研修・情報交換会やフォーラムの開催、県生活支援体制整備事業支援員による市町村への伴走型支援を実施する。（委託先：鳥取県社会福祉協議会）	14,434	医療専門職等を活用した市町村取組支援事業（国 10/10、基金）	医療専門職の専門性や民間企業の専門性を活かした事業を行う市町村を支援する。	9,333
細事業名	内 容	予算額																								
地域包括支援センターの機能強化（国 10/10）	地域包括支援センター職員等を対象としたセミナーや階層別研修会を開催するとともに、支援員等からなる支援チームを設置し、市町村の課題解決に向けた支援を検討・実施する。	1,870																								
介護予防・日常生活支援総合事業の推進（国 10/10）	市町村へのリハビリ専門職やアドバイザーの派遣による介護予防の取組強化、市町村職員等を対象とした研修会の開催、県介護予防・日常生活支援総合事業支援員の派遣による市町村への伴走型支援を実施する。	4,274																								
高齢者のケア体制の構築支援（国 10/10・基金）	<ul style="list-style-type: none"> 市町村へリハビリ専門職等を派遣し地域ケア会議の機能強化を図る。 各保健所において、多職種との連携会議や研修等を実施する。 高齢者施設において入所者への口腔健診や職員研修等を実施する。（委託先：鳥取県歯科医師会） 介護職員等に対して看取りについて学ぶ研修を実施する。 	3,526																								
生活支援体制整備事業の推進（国 10/10）	生活支援コーディネーター等を対象とした研修・情報交換会やフォーラムの開催、県生活支援体制整備事業支援員による市町村への伴走型支援を実施する。（委託先：鳥取県社会福祉協議会）	14,434																								
医療専門職等を活用した市町村取組支援事業（国 10/10、基金）	医療専門職の専門性や民間企業の専門性を活かした事業を行う市町村を支援する。	9,333																								

4目 高齢者福祉費

（単位：千円）

事業名	本年度	前年度	比較	財源内訳				備考
				国庫支出金	起債	その他	一般財源	
鳥取県地域医療介護総合確保基金造成事業（介護分野）	1,901,606	1,240,478	661,128	1,266,739		(財産収入) 1,496	633,371	
トータルコスト	1,902,395千円（前年度 1,242,043千円）〔正職員：0.1人〕							

事業内容の説明

1 事業の目的、概要

住み慣れた地域で安心して暮らせるよう地域包括ケアシステムの構築を進めるため、「介護サービス提供体制の整備促進」及び「介護従事者の確保対策」に必要な経費を鳥取県地域医療介護総合確保基金（介護分野）に積み増す。

2 主な事業内容

(1) 基金の造成

基金の造成額	造成額の負担内訳	
	国 (2/3)	県 (1/3)
介護施設等の整備	1,732,086	577,362
介護従事者の確保	168,024	56,009
合計	1,900,110	633,371

<対象事業>

「医療介護総合確保法に基づく鳥取県計画」に盛り込む事業

○介護施設等の整備に関する事業

- ・ 地域密着型サービス施設等の整備への助成
- ・ 介護施設の開設準備経費等への支援
- ・ 既存の特別養護老人ホーム等のユニット化改修等支援事業 等

○介護従事者の確保に関する事業

- ・ 参入促進
- ・ 資質の向上
- ・ 労働環境・処遇の改善
- ・ 基盤整備

(2) 運用益の積立て 1,496千円

4目 高齢者福祉費

（単位：千円）

事業名	本年度	前年度	比較	財 源 内 訳				備考																					
				国庫支出金	起債	その他	一般財源																						
いきいきシニア 人生充実応援事業	76,367	73,882	2,485	17,716			58,651																						
トータルコスト	85,043千円（前年度 82,490千円）〔正職員：1.1人〕																												
事業内容の説明																													
<p>1 事業の目的、概要 要介護者や独居等の高齢者世帯が増加する中、要介護者の支援や地域の助け合い等において、元気な高齢者には地域の担い手としての活躍が期待されていることから、元気な高齢者の生きがいきづくり・健康づくりを支援し、その活動の促進を図る。</p> <p><事業目標> シニアバンクの新規登録者数：200人（令和6年度新規登録者数：217人、累計登録者数：6,844人）</p>																													
<p>2 主な事業内容</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>細事業名</th> <th>内 容</th> <th>予算額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>いきいき高齢者クラブ活動支援補助金 （国1/3、県1/3、市町村1/3 ほか）</td> <td>地域を支える高齢者の生きがいきづくり・健康づくりを支援し、さらなる地域活動の発展及び団体の育成強化を図るため、市町村及び県老人クラブ連合会に補助する。</td> <td></td> </tr> <tr> <td>1 単位老人クラブに対する補助</td> <td>60歳以上の高齢者で概ね30人以上で組織される老人クラブが行う「地域を豊かにする活動」（友愛訪問等）や「生活を豊かにする楽しい活動」（健康づくり等）に対して補助する。</td> <td>15,546</td> </tr> <tr> <td>2 市町村老人クラブ連合会に対する補助</td> <td>市町村老人クラブ連合会の活動促進に資する取組、地域の支え愛活動につながる事業、若手高齢者を対象としたリーダー研修等の取組に対して補助する。</td> <td>13,940</td> </tr> <tr> <td>3 県老人クラブ連合会に対する補助</td> <td>県老人クラブ連合会の職員人件費、圏域で実施される若手高齢者を対象としたリーダー研修等の取組に対して補助する。</td> <td>5,946</td> </tr> <tr> <td>とっとりいきいきシニアバンク「生涯現役」運営事業（単県）</td> <td>資格、特技、技能等を持つ高齢者の活動促進を図るため、高齢者の人材バンク「とっとりいきいきシニアバンク」を運営し、活動の場づくりを行う。</td> <td>14,325</td> </tr> <tr> <td>明るい長寿社会づくり推進事業（単県）</td> <td>元気な高齢者のスポーツや文化活動等の促進を図るため、高齢者美術作品展の開催や、全国健康福祉祭（ねんりんピック）等への派遣、健康教室等でのeスポーツ体験会を行う。</td> <td>26,610</td> </tr> </tbody> </table>									細事業名	内 容	予算額	いきいき高齢者クラブ活動支援補助金 （国1/3、県1/3、市町村1/3 ほか）	地域を支える高齢者の生きがいきづくり・健康づくりを支援し、さらなる地域活動の発展及び団体の育成強化を図るため、市町村及び県老人クラブ連合会に補助する。		1 単位老人クラブに対する補助	60歳以上の高齢者で概ね30人以上で組織される老人クラブが行う「地域を豊かにする活動」（友愛訪問等）や「生活を豊かにする楽しい活動」（健康づくり等）に対して補助する。	15,546	2 市町村老人クラブ連合会に対する補助	市町村老人クラブ連合会の活動促進に資する取組、地域の支え愛活動につながる事業、若手高齢者を対象としたリーダー研修等の取組に対して補助する。	13,940	3 県老人クラブ連合会に対する補助	県老人クラブ連合会の職員人件費、圏域で実施される若手高齢者を対象としたリーダー研修等の取組に対して補助する。	5,946	とっとりいきいきシニアバンク「生涯現役」運営事業（単県）	資格、特技、技能等を持つ高齢者の活動促進を図るため、高齢者の人材バンク「とっとりいきいきシニアバンク」を運営し、活動の場づくりを行う。	14,325	明るい長寿社会づくり推進事業（単県）	元気な高齢者のスポーツや文化活動等の促進を図るため、高齢者美術作品展の開催や、全国健康福祉祭（ねんりんピック）等への派遣、健康教室等でのeスポーツ体験会を行う。	26,610
細事業名	内 容	予算額																											
いきいき高齢者クラブ活動支援補助金 （国1/3、県1/3、市町村1/3 ほか）	地域を支える高齢者の生きがいきづくり・健康づくりを支援し、さらなる地域活動の発展及び団体の育成強化を図るため、市町村及び県老人クラブ連合会に補助する。																												
1 単位老人クラブに対する補助	60歳以上の高齢者で概ね30人以上で組織される老人クラブが行う「地域を豊かにする活動」（友愛訪問等）や「生活を豊かにする楽しい活動」（健康づくり等）に対して補助する。	15,546																											
2 市町村老人クラブ連合会に対する補助	市町村老人クラブ連合会の活動促進に資する取組、地域の支え愛活動につながる事業、若手高齢者を対象としたリーダー研修等の取組に対して補助する。	13,940																											
3 県老人クラブ連合会に対する補助	県老人クラブ連合会の職員人件費、圏域で実施される若手高齢者を対象としたリーダー研修等の取組に対して補助する。	5,946																											
とっとりいきいきシニアバンク「生涯現役」運営事業（単県）	資格、特技、技能等を持つ高齢者の活動促進を図るため、高齢者の人材バンク「とっとりいきいきシニアバンク」を運営し、活動の場づくりを行う。	14,325																											
明るい長寿社会づくり推進事業（単県）	元気な高齢者のスポーツや文化活動等の促進を図るため、高齢者美術作品展の開催や、全国健康福祉祭（ねんりんピック）等への派遣、健康教室等でのeスポーツ体験会を行う。	26,610																											

4目 高齢者福祉費

（単位：千円）

事業名	本年度	前年度	比較	財源内訳				備考
				国庫支出金	起債	その他	一般財源	
福祉施設版共生ホーム推進事業	2,000	2,000	0				2,000	
トータルコスト	3,577千円（前年度 3,565千円）〔正職員：0.2人〕							
<p>事業内容の説明</p> <p>1 事業の目的、概要 高齢者、障がい者、児童など地域住民の誰もが集う居場所である「鳥取ふれあい共生ホーム」を県内に広げるため、施設整備・改修等に必要な経費を支援する。</p> <p>2 主な事業内容 福祉サービス施設を拠点として高齢者、障がい者、児童等の地域住民が集う鳥取ふれあい共生ホームの整備を支援する。 （補助率：10/10、補助上限額：1,000千円）</p> <p>3 その他 市町村を通じたPR等を行うとともに好事例等を掲載した事例集をホームページに掲載して周知を行い、施設数の増加を図っている。</p>								

4目 高齢者福祉費

（単位：千円）

事業名	本年度	前年度	比較	財源内訳				備考																								
				国庫支出金	起債	その他	一般財源																									
認知症サポートプロジェクト事業	90,424	96,224	△5,800	39,382		(手数料) 4 (基金繰入金) 9,290	41,748																									
トータルコスト	109,353千円（前年度 116,569千円）〔正職員：2.4人〕																															
事業内容の説明																																
<p>1 事業の目的、概要</p> <p>認知症基本法を踏まえ、認知症の人を含めた国民一人一人がその個性と能力を十分に発揮し、相互に人格と個性を尊重しつつ支え合いながら共生する活力ある社会の実現を目指し、本人意見等を基に総合的に取組を実施していく。</p>																																
<p>2 主な事業内容</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>細事業名</th> <th>内容</th> <th>予算額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>認知症本人の社会参加支援 (国10/10)</td> <td>認知症本人の社会参加を推進し、その視点を施策や地域啓発へ反映させるための「認知症本人ミーティング」や研修等を開催する。</td> <td>1,027</td> </tr> <tr> <td>認知症本人と家族の一体的支援 (国1/2)</td> <td>認知症本人と介護家族等(介護者)を地域で支えるための、コールセンター運営・相談対応、ピアサポートを実施する。 (委託先) 認知症の人と家族の会鳥取県支部</td> <td>9,362</td> </tr> <tr> <td>認知症になっても安心して暮らせる共生社会の推進 (国10/10)</td> <td>認知症サポーター等の養成、新聞広告による理解促進、GPSなどのICT活用への補助、認知症行方不明に関する市町村等及び関係機関との連携会議等を開催し、多様な主体による連携強化を実施する。</td> <td>6,337</td> </tr> <tr> <td>若年性認知症支援事業 (国1/2)</td> <td>若年性認知症の人への相談支援として若年性認知症サポートセンターの運営、関係機関とのネットワーク構築、企業や地域等への啓発研修等を実施する。(委託先) 認知症の人と家族の会鳥取県支部</td> <td>8,130</td> </tr> <tr> <td>認知症医療体制の充実 (国10/10、国1/2、基金)</td> <td>認知症専門医療の中核となる認知症疾患医療センターの運営を行うとともに、地域の認知症医療への対応や、早期発見、地域包括支援センター等との連携を進めるため医療関係者への研修等を開催し、認知症医療に係る人材を育成する。なお、アルツハイマー病治療薬(レカネマブ)の投与等へ引き続き支援し、新たに保険適用されたドナネマブも補助対象とする。</td> <td>31,811</td> </tr> <tr> <td>認知症高齢者介護人材の育成 (国10/10、基金、単県)</td> <td>認知症介護職員等を対象とした各種研修会の開催、認知症地域支援推進員の人材育成や、認知症重度化予防に関する知識・技術を確実に習得させるための研修会を開催する。</td> <td>16,842</td> </tr> <tr> <td>デジタルを活用した認知症予防啓発 (国1/2、国10/10)</td> <td>ICTを導入した認知症予防教室の実施、認知症に関する啓発・情報発信の強化により、多くの高齢者がライフスタイルに合わせて、早期からリスクを軽減させるための予防が可能となるような環境を構築していく。</td> <td>16,915</td> </tr> </tbody> </table>									細事業名	内容	予算額	認知症本人の社会参加支援 (国10/10)	認知症本人の社会参加を推進し、その視点を施策や地域啓発へ反映させるための「認知症本人ミーティング」や研修等を開催する。	1,027	認知症本人と家族の一体的支援 (国1/2)	認知症本人と介護家族等(介護者)を地域で支えるための、コールセンター運営・相談対応、ピアサポートを実施する。 (委託先) 認知症の人と家族の会鳥取県支部	9,362	認知症になっても安心して暮らせる共生社会の推進 (国10/10)	認知症サポーター等の養成、新聞広告による理解促進、GPSなどのICT活用への補助、認知症行方不明に関する市町村等及び関係機関との連携会議等を開催し、多様な主体による連携強化を実施する。	6,337	若年性認知症支援事業 (国1/2)	若年性認知症の人への相談支援として若年性認知症サポートセンターの運営、関係機関とのネットワーク構築、企業や地域等への啓発研修等を実施する。(委託先) 認知症の人と家族の会鳥取県支部	8,130	認知症医療体制の充実 (国10/10、国1/2、基金)	認知症専門医療の中核となる認知症疾患医療センターの運営を行うとともに、地域の認知症医療への対応や、早期発見、地域包括支援センター等との連携を進めるため医療関係者への研修等を開催し、認知症医療に係る人材を育成する。なお、アルツハイマー病治療薬(レカネマブ)の投与等へ引き続き支援し、新たに保険適用されたドナネマブも補助対象とする。	31,811	認知症高齢者介護人材の育成 (国10/10、基金、単県)	認知症介護職員等を対象とした各種研修会の開催、認知症地域支援推進員の人材育成や、認知症重度化予防に関する知識・技術を確実に習得させるための研修会を開催する。	16,842	デジタルを活用した認知症予防啓発 (国1/2、国10/10)	ICTを導入した認知症予防教室の実施、認知症に関する啓発・情報発信の強化により、多くの高齢者がライフスタイルに合わせて、早期からリスクを軽減させるための予防が可能となるような環境を構築していく。	16,915
細事業名	内容	予算額																														
認知症本人の社会参加支援 (国10/10)	認知症本人の社会参加を推進し、その視点を施策や地域啓発へ反映させるための「認知症本人ミーティング」や研修等を開催する。	1,027																														
認知症本人と家族の一体的支援 (国1/2)	認知症本人と介護家族等(介護者)を地域で支えるための、コールセンター運営・相談対応、ピアサポートを実施する。 (委託先) 認知症の人と家族の会鳥取県支部	9,362																														
認知症になっても安心して暮らせる共生社会の推進 (国10/10)	認知症サポーター等の養成、新聞広告による理解促進、GPSなどのICT活用への補助、認知症行方不明に関する市町村等及び関係機関との連携会議等を開催し、多様な主体による連携強化を実施する。	6,337																														
若年性認知症支援事業 (国1/2)	若年性認知症の人への相談支援として若年性認知症サポートセンターの運営、関係機関とのネットワーク構築、企業や地域等への啓発研修等を実施する。(委託先) 認知症の人と家族の会鳥取県支部	8,130																														
認知症医療体制の充実 (国10/10、国1/2、基金)	認知症専門医療の中核となる認知症疾患医療センターの運営を行うとともに、地域の認知症医療への対応や、早期発見、地域包括支援センター等との連携を進めるため医療関係者への研修等を開催し、認知症医療に係る人材を育成する。なお、アルツハイマー病治療薬(レカネマブ)の投与等へ引き続き支援し、新たに保険適用されたドナネマブも補助対象とする。	31,811																														
認知症高齢者介護人材の育成 (国10/10、基金、単県)	認知症介護職員等を対象とした各種研修会の開催、認知症地域支援推進員の人材育成や、認知症重度化予防に関する知識・技術を確実に習得させるための研修会を開催する。	16,842																														
デジタルを活用した認知症予防啓発 (国1/2、国10/10)	ICTを導入した認知症予防教室の実施、認知症に関する啓発・情報発信の強化により、多くの高齢者がライフスタイルに合わせて、早期からリスクを軽減させるための予防が可能となるような環境を構築していく。	16,915																														
<p>3 その他</p> <p>「認知症本人ミーティング」を隔月開催し、施策に本人の視点を活用するとともに、引き続き認知症サポーター（令和6年9月末：113,569人）養成講座を実施して支援者の増加を図る。</p>																																

4目 高齢者福祉費

（単位：千円）

事業名	本年度	前年度	比較	財 源 内 訳				備考
				国庫支出金	起債	その他	一般財源	
高齢者虐待防止推進事業	1,732	1,732	0	866			866	
トータルコスト	3,309千円（前年度 3,297千円）〔正職員：0.2人〕							
事業内容の説明								
<p>1 事業の目的、概要 高齢者虐待防止法に基づき県内の高齢者虐待問題に適切に対応するため、相談窓口の設置や研修の実施により高齢者虐待対応のための体制を整備する。</p>								
<p>2 主な事業内容 地域や高齢者施設における高齢者虐待防止の推進</p>								
細事業名	内 容							予算額
高齢者の権利擁護相談支援等事業(国1/2)	弁護士、司法書士、社会福祉士等の専門家チームによる面接相談や地域包括支援センター職員等への助言等を行う。 （委託先） ・一般社団法人とっとり東部権利擁護支援センター ・一般社団法人成年後見ネットワーク倉吉 ・一般社団法人権利擁護ネットワークほうき また、通報受付機関（地域包括支援センター及び市町村）の職員に対し、現場対応力向上を目的とした研修を実施する。 （委託先）鳥取県社会福祉士会							1,230
介護職員、管理者等責任者向け高齢者権利擁護研修会（国1/2）	施設内における権利擁護や身体拘束廃止に向け、具体的な知識と技術を習得するため、介護職員に対して研修や意見交換会を行う。なお、介護施設等の施設長等、施設内において指導的立場にある者に対しては法人及び組織のスキルアップや虐待防止に向けた資質向上や意識啓発のために研修会を行う。							502

4目 高齢者福祉費

（単位：千円）

事業名	本年度	前年度	比較	財源内訳				備考
				国庫支出金	起債	その他	一般財源	
福祉保健部（長寿社会課）管理運営費	1,001	2,277	△1,276	313			688	
トータルコスト	46,240千円（前年度 46,412千円）〔正職員：5.0人 会計年度任用職員：1.7人〕							
事業内容の説明								
1 事業の目的、概要 県内の介護サービス等の適切な実施のための事業を行う。								
2 主な事業内容								
細事業名	内容						予算額	
老人福祉施設指導監督事務費	老人福祉施設等に対する指導監査の実施及び市町村が行う老人ホームの入所措置に対し、県が入所時期、順位等に関する調整等を行う。						90	
福祉施設等の情報公開推進事業	利用者のサービス選択に資する情報の提供と、サービス資質向上のために、介護サービス情報の公表、及び地域密着型サービスの外部評価を行う。						762	
福祉保健部（長寿社会課）管理運営費	長寿社会課の予算・決算・庶務業務、各種連絡調整を行う。						149	

4目 高齢者福祉費

（単位：千円）

事業名	本年度	前年度	比較	財源内訳				備考
				国庫支出金	起債	その他	一般財源	
中山間地域等訪問介護事業安定確保対策事業	6,000	18,000	△12,000				6,000	
トータルコスト	6,789千円（前年度 18,783千円）〔正職員：0.1人〕							
事業内容の説明								
1 事業の目的、概要 過疎地域においても在宅介護ができる体制を維持するため、事業存続が困難となっている訪問介護事業所の運営費を市町村が支援した額に対して県が補助を行う。								
2 主な事業内容 過疎地域である平成合併前の市町村区域があり、当該区域において訪問介護サービス事業所が2ヶ所以下の市町村が、事業継続が困難となっている訪問介護事業所の運営支援を行う場合に、支援に要する額の一部を補助する。 （補助率：1/2、補助上限額：1事業所あたり1,000千円/年） ※過疎債が活用できる場合は活用することとし、交付税措置を除いた実質市町村負担額を補助								
3 その他 令和6年度交付決定市町村：若桜町、三朝町、日南町、八頭町								

4目 高齢者福祉費

（単位：千円）

事業名	本年度	前年度	比較	財 源 内 訳				備考									
				国庫支出金	起債	その他	一般財源										
地域介護・福祉空間整備等施設整備交付金	47,577	2,253	45,324	31,718			15,859										
トータルコスト	48,366千円（前年度 3,036千円）〔正職員：0.1人〕																
事業内容の説明																	
<p>1 事業の目的、概要</p> <p>平成元年に成立した「地域における医療及び介護の総合的な確保の促進に関する法律」に基づく交付金を活用して、都道府県が策定した防災・減災等事業整備計画に基づき、高齢者施設等の防災・減災対策等を推進する施設及び設備等の整備を支援する。</p>																	
<p>2 主な事業内容</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>細事業名</th> <th>内 容</th> <th>予算額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>高齢者施設等の水害対策強化事業</td> <td> 高齢者施設等の水害対策に伴う改修等を促進する。 【対象施設】 特別養護老人ホーム、介護老人保健施設、軽費老人ホーム、養護老人ホーム、介護医療院 【補助率】 3/4（国 1/2、県 1/4） 【上限額】 なし 【下限額】 総事業費 80 万円/施設 </td> <td>747</td> </tr> <tr> <td>(新) 高齢者施設等の給水設備整備事業</td> <td> 高齢者施設等が、災害による停電・断水時にも、施設機能を維持するための水を自力で確保できるよう、給水設備（受水槽・地下水利用給水設備）の整備を促進する。 【対象施設】 特別養護老人ホーム、介護老人保健施設、軽費老人ホーム、養護老人ホーム、介護医療院 【補助率】 3/4（国 1/2、県 1/4） 【上限額】 なし 【下限額】 総事業費 500 万円/施設 </td> <td>46,830</td> </tr> </tbody> </table>									細事業名	内 容	予算額	高齢者施設等の水害対策強化事業	高齢者施設等の水害対策に伴う改修等を促進する。 【対象施設】 特別養護老人ホーム、介護老人保健施設、軽費老人ホーム、養護老人ホーム、介護医療院 【補助率】 3/4（国 1/2、県 1/4） 【上限額】 なし 【下限額】 総事業費 80 万円/施設	747	(新) 高齢者施設等の給水設備整備事業	高齢者施設等が、災害による停電・断水時にも、施設機能を維持するための水を自力で確保できるよう、給水設備（受水槽・地下水利用給水設備）の整備を促進する。 【対象施設】 特別養護老人ホーム、介護老人保健施設、軽費老人ホーム、養護老人ホーム、介護医療院 【補助率】 3/4（国 1/2、県 1/4） 【上限額】 なし 【下限額】 総事業費 500 万円/施設	46,830
細事業名	内 容	予算額															
高齢者施設等の水害対策強化事業	高齢者施設等の水害対策に伴う改修等を促進する。 【対象施設】 特別養護老人ホーム、介護老人保健施設、軽費老人ホーム、養護老人ホーム、介護医療院 【補助率】 3/4（国 1/2、県 1/4） 【上限額】 なし 【下限額】 総事業費 80 万円/施設	747															
(新) 高齢者施設等の給水設備整備事業	高齢者施設等が、災害による停電・断水時にも、施設機能を維持するための水を自力で確保できるよう、給水設備（受水槽・地下水利用給水設備）の整備を促進する。 【対象施設】 特別養護老人ホーム、介護老人保健施設、軽費老人ホーム、養護老人ホーム、介護医療院 【補助率】 3/4（国 1/2、県 1/4） 【上限額】 なし 【下限額】 総事業費 500 万円/施設	46,830															
<p>3 その他</p> <p><近年の整備実績></p> <table border="1"> <tbody> <tr> <td>令和5年度</td> <td>1件（非常用自家発電装置）</td> </tr> <tr> <td>令和4年度</td> <td>2件（水害対策改修）</td> </tr> <tr> <td>令和3年度</td> <td>1件（非常用自家発電装置）</td> </tr> <tr> <td>令和2年度</td> <td>3件（非常用自家発電装置）</td> </tr> </tbody> </table>									令和5年度	1件（非常用自家発電装置）	令和4年度	2件（水害対策改修）	令和3年度	1件（非常用自家発電装置）	令和2年度	3件（非常用自家発電装置）	
令和5年度	1件（非常用自家発電装置）																
令和4年度	2件（水害対策改修）																
令和3年度	1件（非常用自家発電装置）																
令和2年度	3件（非常用自家発電装置）																

4目 高齢者福祉費

（単位：千円）

事業名	本年度	前年度	比較	財源内訳				備考
				国庫支出金	起債	その他	一般財源	
(新) 介護生産性向上推進総合事業	14,000	0	14,000			(基金繰入金) 14,000		
トータルコスト	15,577千円（前年度 0千円）〔正職員：0.2人〕							
事業内容の説明								
<p>1 事業の目的、概要</p> <p>介護現場における業務の効率化、職員の負担軽減、事務所運営改善につなげるため、介護現場でのテクノロジー導入・活用等に向け、ワンストップ相談窓口の設置、事業所への専門家派遣等による相談支援体制の整備を行う。</p> <p>2 主な事業内容</p> <p>（公財）介護労働安定センター鳥取支部に委託し以下の事業を実施する。</p> <p>（1）テクノロジー導入・活用のための県内事業所を対象にしたワンストップ相談窓口の設置・運営</p> <p>（2）ICT機器や経営改善等に係る専門家の事業所への派遣による相談・助言支援 ※支援対象事業所による事例・成果発表も想定</p> <p>（3）生産性向上に関する取組手法に関するセミナーの開催 介護ロボット・ICT等の活用による業務改善方策や計画策定から実施までのポイントの説明、先進地域の事例紹介、事業者による参加型ワークショップ等</p> <p>（4）県内の福祉・介護関係者（介護事業所）や有識者等で構成するワンストップ相談窓口の運営方針や課題の検討のための連携会議の開催</p>								

4目 高齢者福祉費

（単位：千円）

事業名	本年度	前年度	比較	財源内訳				備考
				国庫支出金	起債	その他	一般財源	
(新) 介護人材確保・職場環境改善等事業	637,000	0	637,000	633,000			4,000	
トータルコスト	639,366千円（前年度 0千円）〔正職員：0.3人〕							
事業内容の説明								
<p>1 事業の目的、概要</p> <p>介護職員等の賃上げとともに、介護現場における業務効率化や職場環境の改善を図る取組を支援することで、職員の離職防止・現場定着を推進する。</p> <p>2 主な事業内容</p> <p>介護職員等処遇改善加算を取得している事業所のうち更なる業務効率化や職場環境の改善（職員等の業務の洗い出し、棚卸しとその業務効率化など、改善方策の立案）を図り、介護人材確保・定着の基盤を構築する事業所に対し、所要の額を補助する。</p> <p>【補助額】介護職員1名当たり54千円に相当する額として、サービス種別ごとに報酬に一定率を乗じた額</p>								

4目 高齢者福祉費

（単位：千円）

事業名	本年度	前年度	比較	財源内訳				備考												
				国庫支出金	起債	その他	一般財源													
(新) スローショッピング実施支援事業	4,288	0	4,288				4,288													
トータルコスト	5,077千円（前年度0千円）〔正職員：0.1人〕																			
事業内容の説明																				
<p>1 事業の目的、概要</p> <p>認知症になっても安心して暮らせる地域や共生社会づくりを進めるため、自分のペースでゆっくり買い物が楽しめるよう、店内表示や店員の付き添いを行うスローショッピングの県内での普及に取り組む。</p>																				
<p>2 主な事業内容</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>細事業名</th> <th>内容</th> <th>予算額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>検討会の開催</td> <td> <ul style="list-style-type: none"> 県内関係者や有識者（商業関係者、認知症の人と家族の会代表等を想定）により構成 実証実験結果からモデルスキーム（店舗の規模、業種等による標準型）決定 協力店舗の公募に先立ち、募集要領を検討 </td> <td>48</td> </tr> <tr> <td>協力店舗の公募と広報・啓発</td> <td>スローショッピングの協力店舗を公募し、とりネット上で紹介するとともに、県民向けにスローショッピングの利用を契機とした認知症の早期発見の効果や相談窓口の案内等の啓発活動を実施する。</td> <td>1,240</td> </tr> <tr> <td>協力店舗への助成</td> <td> スローショッピングを実施するために必要な経費の一部を助成する。 <ol style="list-style-type: none"> 対象経費：店舗内外の掲示物の作成、地域住民への広報等に係る経費 補助率：2/3 補助上限額：300千円/店舗 </td> <td>3,000</td> </tr> </tbody> </table>									細事業名	内容	予算額	検討会の開催	<ul style="list-style-type: none"> 県内関係者や有識者（商業関係者、認知症の人と家族の会代表等を想定）により構成 実証実験結果からモデルスキーム（店舗の規模、業種等による標準型）決定 協力店舗の公募に先立ち、募集要領を検討 	48	協力店舗の公募と広報・啓発	スローショッピングの協力店舗を公募し、とりネット上で紹介するとともに、県民向けにスローショッピングの利用を契機とした認知症の早期発見の効果や相談窓口の案内等の啓発活動を実施する。	1,240	協力店舗への助成	スローショッピングを実施するために必要な経費の一部を助成する。 <ol style="list-style-type: none"> 対象経費：店舗内外の掲示物の作成、地域住民への広報等に係る経費 補助率：2/3 補助上限額：300千円/店舗 	3,000
細事業名	内容	予算額																		
検討会の開催	<ul style="list-style-type: none"> 県内関係者や有識者（商業関係者、認知症の人と家族の会代表等を想定）により構成 実証実験結果からモデルスキーム（店舗の規模、業種等による標準型）決定 協力店舗の公募に先立ち、募集要領を検討 	48																		
協力店舗の公募と広報・啓発	スローショッピングの協力店舗を公募し、とりネット上で紹介するとともに、県民向けにスローショッピングの利用を契機とした認知症の早期発見の効果や相談窓口の案内等の啓発活動を実施する。	1,240																		
協力店舗への助成	スローショッピングを実施するために必要な経費の一部を助成する。 <ol style="list-style-type: none"> 対象経費：店舗内外の掲示物の作成、地域住民への広報等に係る経費 補助率：2/3 補助上限額：300千円/店舗 	3,000																		
<p>3 その他（改善点等）</p> <ul style="list-style-type: none"> 令和5年10月以降、本県と包括連携協定を結んだ事業者とスローショッピングの具体的な実施に向けて協議を進め、令和6年7月にファミリーマート（倉吉清谷（せいだに）店）で試行したところ、参加者からは、ゆっくり買い物ができて楽しかったと好評があり、店側からは多くの品物を楽しんで購入されたと高評価を受けた。 実証実験を行う店舗の募集を令和7年3月31日まで行っており、県内への「スローショッピング」拡大を図っていく。 																				

10目 高齢者福祉施設費

（単位：千円）

事業名	本年度	前年度	比較	財源内訳				備考
				国庫支出金	起債	その他	一般財源	
(新)療養病床転換支援事業	22,000	0	22,000	8,148		(雑入) 9,777	4,075	
トータルコスト	22,789千円（前年度 0千円）〔正職員：0.1人〕							
<p>事業内容の説明</p> <p>1 事業の目的、概要</p> <p>利用者に対して長期的に医療から介護まで幅広い支援の提供を図ることができるよう、医療療養病床を介護施設に転換する医療機関に対して、その改修等に係る経費の一部を支援する。</p> <p>2 主な事業内容</p> <p>医療療養病床の長期入院病床を、有料老人ホームに転換する際に係る経費について支援を行う。</p> <p>対象施設：鳥取医療生協鹿野温泉病院</p> <p>補助率：国 10/27、県 5/27、その他（保険者） 12/27</p>								

令和7年度一般会計当初予算説明資料

4款 衛生費

1項 公衆衛生費

健康政策課（内線：7861）

1目 公衆衛生総務費

（単位：千円）

事業名	本年度	前年度	比較	財源内訳				備考
				国庫支出金	起債	その他 (手数料)	一般財源	
栄養改善指導事業	1,203	7,620	△6,417	719		80	404	
トータルコスト	16,188千円（前年度 22,488千円）[正職員：1.9人]							

事業内容の説明

1 事業の目的、概要

生活習慣病対策を推進するため、県民への栄養教育を担う栄養改善関係者の人材育成を行うとともに、健康増進法に基づき、栄養管理が必要な特定給食施設等への指導や国民健康・栄養調査等を実施する。

2 主な事業内容

細事業名	内容	予算額
栄養改善指導 (単県)	・栄養・食生活改善活動を行う者等に対する研修会の開催 ・栄養管理が必要な特定給食施設等に対して巡回等による指導・助言の実施 ・食品表示や広告に関する制度について相談指導の実施、実務講習会の開催	404
国民健康・栄養調査(国10/10、単県)	・国民健康・栄養調査の実施（厚生労働省からの委託事業）	719
栄養士法施行事務 (手数料)	・栄養士免許及び管理栄養士免許に係る免許更新事務	80

3目 予防費

（単位：千円）

事業名	本年度	前年度	比較	財 源 内 訳				備考												
				国庫支出金	起債	その他	一般財源													
ハンセン病問題対策事業	1,429	1,429	0				1,429													
トータルコスト	6,502千円（前年度 6,419千円） [正職員：0.6人、会計年度任用職員：0.1人]																			
事業内容の説明																				
<p>1 事業の目的、概要</p> <p>ハンセン病の元患者（回復者）は、国の強制隔離政策によりハンセン病療養所に入所を強いられた歴史があり、平成8年の「らい予防法」廃止後も、社会に根強く残っている偏見と誤解のために故郷に帰ることができず、療養所でそのまま生活しておられる。</p> <p>本県出身の療養所入所者が安心して生活ができるように支援するとともに、ハンセン病に起因する人権問題解決のため、普及啓発事業を実施する。</p>																				
<p>2 主な事業内容</p>																				
<table border="1"> <thead> <tr> <th>細事業名</th> <th>内容</th> <th>予算額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>ハンセン病問題人権啓発事業</td> <td>○県内の小・中・高等学校において、ハンセン病問題に係る人権学習会を実施する。 ○県民が、長島愛生園及び邑久光明園（岡山県瀬戸内市）を訪問し、施設見学や学芸員継承講話等を通してハンセン病問題に対する理解を深める。 （一般公募） ○「らい予防法による被害者の名誉回復及び追悼の日」（6月22日）に合わせ、ハンセン病に対する偏見・差別を解消し、正しい知識の普及啓発を行うため、県内各地でパネル展を開催する。</td> <td>844</td> </tr> <tr> <td>本県出身入所者支援事業</td> <td>職員が療養所を訪問し、本県出身の入所者の意見・要望等をお伺いし、また、郷土の特産品、新聞、地方情報誌の送付、郷土芸能団の派遣等を行う。また、本県出身の入所者の里帰りに係る経費を負担し、支援を行う。</td> <td>505</td> </tr> <tr> <td>ハンセン病家族補償法支援事業</td> <td>法律等が令和元年11月22日に施行され、請求期限が令和11年11月21日まで延長されたことに伴い、県内各圏域の相談窓口を継続して設置し、本補償金の支給対象の方への申請手続き等の支援を行う。</td> <td>80</td> </tr> </tbody> </table>									細事業名	内容	予算額	ハンセン病問題人権啓発事業	○県内の小・中・高等学校において、ハンセン病問題に係る人権学習会を実施する。 ○県民が、長島愛生園及び邑久光明園（岡山県瀬戸内市）を訪問し、施設見学や学芸員継承講話等を通してハンセン病問題に対する理解を深める。 （一般公募） ○「らい予防法による被害者の名誉回復及び追悼の日」（6月22日）に合わせ、ハンセン病に対する偏見・差別を解消し、正しい知識の普及啓発を行うため、県内各地でパネル展を開催する。	844	本県出身入所者支援事業	職員が療養所を訪問し、本県出身の入所者の意見・要望等をお伺いし、また、郷土の特産品、新聞、地方情報誌の送付、郷土芸能団の派遣等を行う。また、本県出身の入所者の里帰りに係る経費を負担し、支援を行う。	505	ハンセン病家族補償法支援事業	法律等が令和元年11月22日に施行され、請求期限が令和11年11月21日まで延長されたことに伴い、県内各圏域の相談窓口を継続して設置し、本補償金の支給対象の方への申請手続き等の支援を行う。	80
細事業名	内容	予算額																		
ハンセン病問題人権啓発事業	○県内の小・中・高等学校において、ハンセン病問題に係る人権学習会を実施する。 ○県民が、長島愛生園及び邑久光明園（岡山県瀬戸内市）を訪問し、施設見学や学芸員継承講話等を通してハンセン病問題に対する理解を深める。 （一般公募） ○「らい予防法による被害者の名誉回復及び追悼の日」（6月22日）に合わせ、ハンセン病に対する偏見・差別を解消し、正しい知識の普及啓発を行うため、県内各地でパネル展を開催する。	844																		
本県出身入所者支援事業	職員が療養所を訪問し、本県出身の入所者の意見・要望等をお伺いし、また、郷土の特産品、新聞、地方情報誌の送付、郷土芸能団の派遣等を行う。また、本県出身の入所者の里帰りに係る経費を負担し、支援を行う。	505																		
ハンセン病家族補償法支援事業	法律等が令和元年11月22日に施行され、請求期限が令和11年11月21日まで延長されたことに伴い、県内各圏域の相談窓口を継続して設置し、本補償金の支給対象の方への申請手続き等の支援を行う。	80																		

3目 予防費

（単位：千円）

事業名	本年度	前年度	比較	財 源 内 訳				備考									
				国庫支出金	起債	その他	一般財源										
熱中症対策事業	1,134	1,062	72				1,134										
トータルコスト	12,176千円（前年度12,017千円）〔正職員：1.4人〕																
事業内容の説明																	
<p>1 事業の目的、概要</p> <p>ヒートアイランド現象や地球温暖化等の環境の変化により、日常生活における熱中症発症リスクの高まりが懸念されることから、熱中症による健康被害を未然に防ぐための取組を実施する。</p> <p>2 主な事業内容</p>																	
<table border="1"> <thead> <tr> <th>細事業名</th> <th>内容</th> <th>予算額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>鳥取県熱中症対策連絡会議</td> <td>シーズン前後等に関係者間で取組内容の共有や連携等について協議を行う。また、県内で死亡事例の発生や気象情報により熱中症の危険が想定される場合等に、必要に応じて緊急の連絡会議を開催する。</td> <td>72</td> </tr> <tr> <td>熱中症の予防啓発</td> <td> <ul style="list-style-type: none"> ○啓発物の作成 予防啓発ツールとして、啓発物（チラシ等）を作成し、高齢者を対象に民生・児童委員が啓発ツールを手渡すと共に予防の声かけを実施する。 ○研修会の開催 市町村職員、民生・児童委員、中山間集落見守り活動実施者等、地域で啓発を行う者に対し研修会を実施する。 ○注意喚起 県独自の基準に基づく、熱中症警戒宣言、熱中症警戒期間等を発出し熱中症対策を注意喚起する。 ○その他の啓発 各媒体を活用した広報活動（広報課の枠を利用）として、県政だより、新聞広告、テレビ、ラジオスポットCM等を実施する。 夏季イベント時、必要に応じて啓発のぼり旗や啓発ツール（ミストシャワー）を貸与する。 </td> <td>1,062</td> </tr> </tbody> </table>									細事業名	内容	予算額	鳥取県熱中症対策連絡会議	シーズン前後等に関係者間で取組内容の共有や連携等について協議を行う。また、県内で死亡事例の発生や気象情報により熱中症の危険が想定される場合等に、必要に応じて緊急の連絡会議を開催する。	72	熱中症の予防啓発	<ul style="list-style-type: none"> ○啓発物の作成 予防啓発ツールとして、啓発物（チラシ等）を作成し、高齢者を対象に民生・児童委員が啓発ツールを手渡すと共に予防の声かけを実施する。 ○研修会の開催 市町村職員、民生・児童委員、中山間集落見守り活動実施者等、地域で啓発を行う者に対し研修会を実施する。 ○注意喚起 県独自の基準に基づく、熱中症警戒宣言、熱中症警戒期間等を発出し熱中症対策を注意喚起する。 ○その他の啓発 各媒体を活用した広報活動（広報課の枠を利用）として、県政だより、新聞広告、テレビ、ラジオスポットCM等を実施する。 夏季イベント時、必要に応じて啓発のぼり旗や啓発ツール（ミストシャワー）を貸与する。 	1,062
細事業名	内容	予算額															
鳥取県熱中症対策連絡会議	シーズン前後等に関係者間で取組内容の共有や連携等について協議を行う。また、県内で死亡事例の発生や気象情報により熱中症の危険が想定される場合等に、必要に応じて緊急の連絡会議を開催する。	72															
熱中症の予防啓発	<ul style="list-style-type: none"> ○啓発物の作成 予防啓発ツールとして、啓発物（チラシ等）を作成し、高齢者を対象に民生・児童委員が啓発ツールを手渡すと共に予防の声かけを実施する。 ○研修会の開催 市町村職員、民生・児童委員、中山間集落見守り活動実施者等、地域で啓発を行う者に対し研修会を実施する。 ○注意喚起 県独自の基準に基づく、熱中症警戒宣言、熱中症警戒期間等を発出し熱中症対策を注意喚起する。 ○その他の啓発 各媒体を活用した広報活動（広報課の枠を利用）として、県政だより、新聞広告、テレビ、ラジオスポットCM等を実施する。 夏季イベント時、必要に応じて啓発のぼり旗や啓発ツール（ミストシャワー）を貸与する。 	1,062															

4目 精神衛生費

（単位：千円）

事業名	本年度	前年度	比較	財源内訳				備考
				国庫支出金	起債	その他	一般財源	
〈地方機関計上予算〉 精神保健福祉センター運営費	〔債務負担行為〕 1,634 5,193	3,948	〔債務負担行為〕 1,634 1,245	542			〔債務負担行為〕 1,634 4,651	
トータルコスト	68,289千円（前年度66,548千円）〔正職員：8.0人〕							
事業内容の説明								
<p>1 事業の目的、概要 県民の心の健康づくりと精神障がい者の社会参加、地域生活支援に資する事業を行う。</p> <p>2 主な事業内容</p> <p>(1) 教育研修 精神保健福祉業務に従事する職員を対象として、資質の向上を図るため、専門的な教育研修を実施する。（精神保健福祉研修会、地域支援研修会、アディクション（嗜癖）研修会等）</p> <p>(2) 精神保健福祉相談 心の悩みや、精神疾患、職員のメンタルヘルス、精神障がいの社会制度、ひきこもり、自死、発達障がい、アディクション（嗜癖）等様々な相談に応じる。</p> <p>(3) こころの健康に関する普及啓発 講演、リーフレット等の作成・配布、ビデオ・書籍・教育パネルの貸し出し等を行う。</p> <p>(4) 関係機関への技術指導、技術援助 地域の精神保健福祉活動を推進するため、専門的立場から助言、指導、制度等に関する相談及び関係職員を対象とした依頼講演等を行う。</p> <p>(5) 地域精神保健向上のための当事者団体等への支援 家族会等、精神保健福祉に関する団体の活動を支援する。</p> <p>(6) 精神保健福祉に関する企画立案及び調査研究</p> <p>(7) 精神医療審査会事務（事業に係る予算：障がい福祉課「精神保健福祉体制確保事業」）</p> <p>(8) 精神障害者保健福祉手帳等に係る判定業務（事業に係る予算：障がい福祉課「自立支援給付費（障害者医療費（更生医療、精神通院医療、療養介護医療）」）</p> <p>(9) 自死対策推進センターの運営（事業に係る予算：健康政策課「みんなで支えあう自死対策総合推進事業」）</p> <p>3 その他（改善点等） 県民を対象に精神障がいや心の健康に関する様々な相談に対応した。近年、発達障がい、ひきこもり、アルコール等依存症関連の相談も増加傾向にある中、困難な事例に対する関係機関からの相談も増加しており、専門機関として個別の事例検討やケース検討会議の開催などの技術援助の充実を図る。 市町村や医療機関等関係機関の職員に対する教育研修を開催し、技術支援を行いながら関係機関のスキルアップを図った。その都度、新たな課題や各種事業に取り組み、関係機関と連携をとりながら地域の精神保健福祉の向上及び精神障がい者の健康と福祉の増進を図っている。</p>								

7目 難病対策費

（単位：千円）

事業名	本年度	前年度	比較	財 源 内 訳				備考																					
				国庫支出金	起債	その他	一般財源																						
難病対策事業	1,055,710	1,020,648	35,062	516,264	<3,000> 6,000		533,446	県費負担 536,446																					
トータルコスト	1,081,737千円（前年度1,046,471千円）〔正職員：3.3人〕																												
事業内容の説明																													
<p>1 事業の目的、概要</p> <p>発病の原因が不明であり、治療が困難で長期療養を要するために、医療費負担が高額となる難病について、その患者に対して良質で適切な医療を提供することができるよう、法律に基づき県がその治療に要した医療費の一部を負担する。</p> <p>また、難病患者の療養生活を向上させるための環境整備や、難病患者が早期に正しい診断を受けて、適切な治療を受けることができる体制を整備する。</p>																													
<p>2 主な事業内容</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>細事業名</th> <th>内容</th> <th>予算額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>難病等医療費助成事業（国1/2、10/10）</td> <td>難病法等に基づき難病患者等の医療費の一部を公費で負担するとともに、受給者等の発給管理を行うシステム管理を行う。マイナ保険証を医療費助成の受給者証として利用し、医療機関で受診できるようにするため、難病医療等公費負担管理システムの改修を実施する。</td> <td>1,017,682</td> </tr> <tr> <td>難病患者地域支援対策推進事業（国1/2、単県）</td> <td>地域の医療機関と連携し、日常生活に著しい支障がある在宅難病患者に対し、訪問相談等を行う。</td> <td>217</td> </tr> <tr> <td>難病フォーラム開催経費（単県）</td> <td>難病に係る県民への理解を広げるため、難病フォーラムを開催する。</td> <td>193</td> </tr> <tr> <td>在宅難病患者一時入院事業（国1/2）</td> <td>難病患者の家族等介護者の休息等を目的とした入院を、医療機関が受け入れる。</td> <td>9,869</td> </tr> <tr> <td>在宅人工呼吸器使用患者支援事業（国1/2）</td> <td>在宅で適切な医療の確保をするため、訪問看護を委託し必要な訪問看護を提供する。</td> <td>5,141</td> </tr> <tr> <td>難病相談・支援センター等設置委託（国1/2）</td> <td>難病相談支援センター及び難病医療連絡協議会の設置を委託し、難病患者の相談支援を実施する。</td> <td>22,608</td> </tr> </tbody> </table>									細事業名	内容	予算額	難病等医療費助成事業（国1/2、10/10）	難病法等に基づき難病患者等の医療費の一部を公費で負担するとともに、受給者等の発給管理を行うシステム管理を行う。マイナ保険証を医療費助成の受給者証として利用し、医療機関で受診できるようにするため、難病医療等公費負担管理システムの改修を実施する。	1,017,682	難病患者地域支援対策推進事業（国1/2、単県）	地域の医療機関と連携し、日常生活に著しい支障がある在宅難病患者に対し、訪問相談等を行う。	217	難病フォーラム開催経費（単県）	難病に係る県民への理解を広げるため、難病フォーラムを開催する。	193	在宅難病患者一時入院事業（国1/2）	難病患者の家族等介護者の休息等を目的とした入院を、医療機関が受け入れる。	9,869	在宅人工呼吸器使用患者支援事業（国1/2）	在宅で適切な医療の確保をするため、訪問看護を委託し必要な訪問看護を提供する。	5,141	難病相談・支援センター等設置委託（国1/2）	難病相談支援センター及び難病医療連絡協議会の設置を委託し、難病患者の相談支援を実施する。	22,608
細事業名	内容	予算額																											
難病等医療費助成事業（国1/2、10/10）	難病法等に基づき難病患者等の医療費の一部を公費で負担するとともに、受給者等の発給管理を行うシステム管理を行う。マイナ保険証を医療費助成の受給者証として利用し、医療機関で受診できるようにするため、難病医療等公費負担管理システムの改修を実施する。	1,017,682																											
難病患者地域支援対策推進事業（国1/2、単県）	地域の医療機関と連携し、日常生活に著しい支障がある在宅難病患者に対し、訪問相談等を行う。	217																											
難病フォーラム開催経費（単県）	難病に係る県民への理解を広げるため、難病フォーラムを開催する。	193																											
在宅難病患者一時入院事業（国1/2）	難病患者の家族等介護者の休息等を目的とした入院を、医療機関が受け入れる。	9,869																											
在宅人工呼吸器使用患者支援事業（国1/2）	在宅で適切な医療の確保をするため、訪問看護を委託し必要な訪問看護を提供する。	5,141																											
難病相談・支援センター等設置委託（国1/2）	難病相談支援センター及び難病医療連絡協議会の設置を委託し、難病患者の相談支援を実施する。	22,608																											
<p>3 その他（改善点等）</p> <p>医療費助成の情報を医療機関、薬局と連携させ、マイナンバー保険証で当該情報を活用できるよう、システム改修を実施することで、患者本人の紙の受給者証を持参する手間の軽減、紙の受給者証の紛失リスクや持参忘れによる再来院防止となるとともに、医療機関、薬局との情報連携により、患者本人の薬剤や診療のデータに基づくより良い医療の提供につながることを期待される。</p>																													

（注）起債欄の上段<>書きは交付税措置を除いた額である。

備考欄の県費負担は、起債欄の<>書きの金額と一般財源の金額を加算したものである。

8目 健康県づくり推進費

（単位：千円）

事業名	本年度	前年度	比較	財 源 内 訳				備考												
				国庫支出金	起債	その他	一般財源													
ココカラげんき鳥 取県推進事業	12,375	11,717	658	284			12,091													
トータルコスト	41,557千円（前年度40,670千円）[正職員：3.7人]																			
事業内容の説明																				
<p>1 事業の目的、概要</p> <p>鳥取県健康づくり文化創造プランに掲げる「健康づくり文化」の定着と「健康寿命」の延伸を目指すため、手軽に取り組めるウォーキングをはじめ、地域や職域で取り組む健康づくり事業を展開する。</p>																				
<p>2 主な事業内容</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>細事業名</th> <th>内容</th> <th>予算額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>あるくと健康！うごく くと元気！キャンペーン (とっとり健康ポイント事業)</td> <td>ゲーム感覚で健康づくりに取り組めるアプリの活用や活動に応じたポイント付与による個人へのインセンティブにより、一人ひとりの健康づくりの習慣化を促す。</td> <td>8,197</td> </tr> <tr> <td>ウォーキング立県推進事業</td> <td>・実行委員会が認定するウォーキング大会に参加しポイントを集めた方へ認定証や特典を進呈する。(委託先：「ウォーキング立県19のまちを歩こう事業」実行委員会) ・ウォーキング大会を新規又は拡充して開催する団体等に対し、開催経費等を助成する。(補助率1/2)</td> <td>1,900</td> </tr> <tr> <td>地域・職域連携等健康づくり事業</td> <td>・職域から始める健康づくり推進事業 協会けんぽ鳥取支部と連携し、健康経営に取り組む企業の認定、表彰、研修会を実施する。 ・みんなで取り組む「まちの保健室」事業 地域における健康づくり活動や健康意識の向上に取り組む団体に対して支援する。(補助率1/2、上限額400千円) ・健康づくり文化創造推進県民会議の運営等(国1/2) 「鳥取県健康づくり文化創造プラン(第4次)」の推進に係る地域・職域連携会議を開催する。 ・健康寿命延伸に関する調査・分析事業 健康寿命延伸のための基礎となるデータ収集・調査・分析を行う。</td> <td>2,278</td> </tr> </tbody> </table>									細事業名	内容	予算額	あるくと健康！うごく くと元気！キャンペーン (とっとり健康ポイント事業)	ゲーム感覚で健康づくりに取り組めるアプリの活用や活動に応じたポイント付与による個人へのインセンティブにより、一人ひとりの健康づくりの習慣化を促す。	8,197	ウォーキング立県推進事業	・実行委員会が認定するウォーキング大会に参加しポイントを集めた方へ認定証や特典を進呈する。(委託先：「ウォーキング立県19のまちを歩こう事業」実行委員会) ・ウォーキング大会を新規又は拡充して開催する団体等に対し、開催経費等を助成する。(補助率1/2)	1,900	地域・職域連携等健康づくり事業	・職域から始める健康づくり推進事業 協会けんぽ鳥取支部と連携し、健康経営に取り組む企業の認定、表彰、研修会を実施する。 ・みんなで取り組む「まちの保健室」事業 地域における健康づくり活動や健康意識の向上に取り組む団体に対して支援する。(補助率1/2、上限額400千円) ・健康づくり文化創造推進県民会議の運営等(国1/2) 「鳥取県健康づくり文化創造プラン(第4次)」の推進に係る地域・職域連携会議を開催する。 ・健康寿命延伸に関する調査・分析事業 健康寿命延伸のための基礎となるデータ収集・調査・分析を行う。	2,278
細事業名	内容	予算額																		
あるくと健康！うごく くと元気！キャンペーン (とっとり健康ポイント事業)	ゲーム感覚で健康づくりに取り組めるアプリの活用や活動に応じたポイント付与による個人へのインセンティブにより、一人ひとりの健康づくりの習慣化を促す。	8,197																		
ウォーキング立県推進事業	・実行委員会が認定するウォーキング大会に参加しポイントを集めた方へ認定証や特典を進呈する。(委託先：「ウォーキング立県19のまちを歩こう事業」実行委員会) ・ウォーキング大会を新規又は拡充して開催する団体等に対し、開催経費等を助成する。(補助率1/2)	1,900																		
地域・職域連携等健康づくり事業	・職域から始める健康づくり推進事業 協会けんぽ鳥取支部と連携し、健康経営に取り組む企業の認定、表彰、研修会を実施する。 ・みんなで取り組む「まちの保健室」事業 地域における健康づくり活動や健康意識の向上に取り組む団体に対して支援する。(補助率1/2、上限額400千円) ・健康づくり文化創造推進県民会議の運営等(国1/2) 「鳥取県健康づくり文化創造プラン(第4次)」の推進に係る地域・職域連携会議を開催する。 ・健康寿命延伸に関する調査・分析事業 健康寿命延伸のための基礎となるデータ収集・調査・分析を行う。	2,278																		

8目 健康県づくり推進費

（単位：千円）

事業名	本年度	前年度	比較	財 源 内 訳				備考																											
				国庫支出金	起債	その他	一般財源																												
キラリと光る食育推進活動事業	5,086	5,117	△31	341			4,745																												
トータルコスト	25,592千円（前年度25,462千円）[正職員：2.6人]																																		
事業内容の説明																																			
<p>1 事業の目的、概要</p> <p>鳥取県健康増進計画に定める栄養・食生活分野及び鳥取県食育推進計画に掲げる目標を達成するため、関係者の育成・連携強化・情報発信、取組への助成、食環境の整備等を行う。</p>																																			
<p>2 主な事業内容</p> <p>(1) 食育地域ネットワーク強化事業</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>細事業名</th> <th>内容</th> <th>予算額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>食育推進活動知事表彰（単県）</td> <td>県内における食育活動の推進を奨励するため、他の模範となり地域社会に貢献している食育推進活動を表彰する。</td> <td>62</td> </tr> <tr> <td>圏域食育推進ネットワーク交流会・会議（単県）</td> <td>ネットワーク交流会を開催し、先駆的活動事例の情報提供、関係者の情報共有・意見交換、専門家による講演、食育活動の視察・体験等を行う。</td> <td>158</td> </tr> <tr> <td>「健康を支える食文化」推進事業（国1/2）</td> <td>・「健康を支える食文化」専門会議の開催 ・「鳥取県食育推進計画（第4次）」に基づく情報発信</td> <td>284</td> </tr> </tbody> </table> <p>(2) 「食の応援団」支援事業（単県）</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>細事業名</th> <th>内容</th> <th>予算額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>鳥取県食生活改善推進員連絡協議会補助金</td> <td>・地域住民に対する食習慣改善講習会の開催及び普及啓発 ・会員に対する教育研修の実施 等 (補助率：定額)</td> <td>2,077</td> </tr> <tr> <td>(公社)鳥取県栄養士会補助金</td> <td>・生活習慣病予防のための栄養教室の開催、個別栄養相談の実施 ・子どものための食育教室の開催 (補助率：定額)</td> <td>2,305</td> </tr> </tbody> </table> <p>(3) 鳥取県地域での食育の推進事業（国10/10）</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>細事業名</th> <th>内容</th> <th>予算額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>鳥取県地域での食育の推進事業交付金</td> <td>市町村、団体等が行う地域食文化の継承、和食給食の普及、共食の場における食育活動、食育を推進するリーダーの育成等の取組に対して補助する。 (補助率：1/2 以内)</td> <td>200</td> </tr> </tbody> </table>									細事業名	内容	予算額	食育推進活動知事表彰（単県）	県内における食育活動の推進を奨励するため、他の模範となり地域社会に貢献している食育推進活動を表彰する。	62	圏域食育推進ネットワーク交流会・会議（単県）	ネットワーク交流会を開催し、先駆的活動事例の情報提供、関係者の情報共有・意見交換、専門家による講演、食育活動の視察・体験等を行う。	158	「健康を支える食文化」推進事業（国1/2）	・「健康を支える食文化」専門会議の開催 ・「鳥取県食育推進計画（第4次）」に基づく情報発信	284	細事業名	内容	予算額	鳥取県食生活改善推進員連絡協議会補助金	・地域住民に対する食習慣改善講習会の開催及び普及啓発 ・会員に対する教育研修の実施 等 (補助率：定額)	2,077	(公社)鳥取県栄養士会補助金	・生活習慣病予防のための栄養教室の開催、個別栄養相談の実施 ・子どものための食育教室の開催 (補助率：定額)	2,305	細事業名	内容	予算額	鳥取県地域での食育の推進事業交付金	市町村、団体等が行う地域食文化の継承、和食給食の普及、共食の場における食育活動、食育を推進するリーダーの育成等の取組に対して補助する。 (補助率：1/2 以内)	200
細事業名	内容	予算額																																	
食育推進活動知事表彰（単県）	県内における食育活動の推進を奨励するため、他の模範となり地域社会に貢献している食育推進活動を表彰する。	62																																	
圏域食育推進ネットワーク交流会・会議（単県）	ネットワーク交流会を開催し、先駆的活動事例の情報提供、関係者の情報共有・意見交換、専門家による講演、食育活動の視察・体験等を行う。	158																																	
「健康を支える食文化」推進事業（国1/2）	・「健康を支える食文化」専門会議の開催 ・「鳥取県食育推進計画（第4次）」に基づく情報発信	284																																	
細事業名	内容	予算額																																	
鳥取県食生活改善推進員連絡協議会補助金	・地域住民に対する食習慣改善講習会の開催及び普及啓発 ・会員に対する教育研修の実施 等 (補助率：定額)	2,077																																	
(公社)鳥取県栄養士会補助金	・生活習慣病予防のための栄養教室の開催、個別栄養相談の実施 ・子どものための食育教室の開催 (補助率：定額)	2,305																																	
細事業名	内容	予算額																																	
鳥取県地域での食育の推進事業交付金	市町村、団体等が行う地域食文化の継承、和食給食の普及、共食の場における食育活動、食育を推進するリーダーの育成等の取組に対して補助する。 (補助率：1/2 以内)	200																																	

8目 健康県づくり推進費

（単位：千円）

事業名	本年度	前年度	比較	財源内訳				備考												
				国庫支出金	起債	その他	一般財源													
アレルギー対策推進事業	1,522	1,790	△268	761			761													
トータルコスト	3,099千円（前年度 3,355千円）〔正職員：0.2人〕																			
事業内容の説明																				
<p>1 事業の目的、概要</p> <p>アレルギー疾患を有する患者及びその家族が安心して生活できる社会を目指し、アレルギー疾患拠点病院や関係機関と連携しながら、地域の実情に応じたアレルギー疾患対策を推進する。</p>																				
<p>2 主な事業内容</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>細事業名</th> <th>内容</th> <th>予算額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>鳥取県アレルギー疾患医療連絡協議会の開催 （国 1/2）</td> <td>アレルギー疾患に係る診療体制の在り方や情報提供、人材育成等の施策の企画、立案等について検討・協議する。（委託先：鳥取県医師会）（年2回程度）</td> <td>252</td> </tr> <tr> <td>アレルギー疾患医療や支援に関わる医療従事者等の人材育成 （国 1/2）</td> <td>かかりつけ医や医療従事者、教育機関関係者等を対象にした研修を実施し、診療ガイドラインによる標準的治療やアレルギー疾患対応に関する知識の普及と技能向上を図る。（委託先：鳥取大学医学部附属病院（県拠点病院））</td> <td>770</td> </tr> <tr> <td>アレルギー疾患患者や家族、地域住民等に対する啓発及び知識の普及 （国 1/2）</td> <td>患者やその家族等を対象にした、関係機関と連携した講習や啓発資料の作成等によりアレルギー疾患に関する正しい知識の普及啓発を行う。（委託先：鳥取大学医学部附属病院（県拠点病院））</td> <td>500</td> </tr> </tbody> </table>									細事業名	内容	予算額	鳥取県アレルギー疾患医療連絡協議会の開催 （国 1/2）	アレルギー疾患に係る診療体制の在り方や情報提供、人材育成等の施策の企画、立案等について検討・協議する。（委託先：鳥取県医師会）（年2回程度）	252	アレルギー疾患医療や支援に関わる医療従事者等の人材育成 （国 1/2）	かかりつけ医や医療従事者、教育機関関係者等を対象にした研修を実施し、診療ガイドラインによる標準的治療やアレルギー疾患対応に関する知識の普及と技能向上を図る。（委託先：鳥取大学医学部附属病院（県拠点病院））	770	アレルギー疾患患者や家族、地域住民等に対する啓発及び知識の普及 （国 1/2）	患者やその家族等を対象にした、関係機関と連携した講習や啓発資料の作成等によりアレルギー疾患に関する正しい知識の普及啓発を行う。（委託先：鳥取大学医学部附属病院（県拠点病院））	500
細事業名	内容	予算額																		
鳥取県アレルギー疾患医療連絡協議会の開催 （国 1/2）	アレルギー疾患に係る診療体制の在り方や情報提供、人材育成等の施策の企画、立案等について検討・協議する。（委託先：鳥取県医師会）（年2回程度）	252																		
アレルギー疾患医療や支援に関わる医療従事者等の人材育成 （国 1/2）	かかりつけ医や医療従事者、教育機関関係者等を対象にした研修を実施し、診療ガイドラインによる標準的治療やアレルギー疾患対応に関する知識の普及と技能向上を図る。（委託先：鳥取大学医学部附属病院（県拠点病院））	770																		
アレルギー疾患患者や家族、地域住民等に対する啓発及び知識の普及 （国 1/2）	患者やその家族等を対象にした、関係機関と連携した講習や啓発資料の作成等によりアレルギー疾患に関する正しい知識の普及啓発を行う。（委託先：鳥取大学医学部附属病院（県拠点病院））	500																		

8目 健康県づくり推進費

（単位：千円）

事業名	本年度	前年度	比較	財 源 内 訳				備考																														
				国庫支出金	起債	その他	一般財源																															
みんなで支えあう 自死対策総合推進 事業	28,922	30,582	△1,660	16,684			12,238																															
トータルコスト	46,003千円（前年度 45,084千円）[正職員：1.3人、会計年度任用職員：2.0人]																																					
事業内容の説明																																						
<p>1 事業の目的、概要</p> <p>誰もが自死に追い込まれることのない鳥取県を実現するため、令和6年4月に策定した第2次鳥取県自死対策計画に基づき、関係機関と連携の上、自死に関する様々な取組を実施する。</p>																																						
<p>2 主な事業内容</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>細事業名</th> <th>内容</th> <th>予算額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>自死対策事業に係る会議の開催（国1/2）</td> <td>・「鳥取県心といのちを守る県民運動」（附属機関）の運営 ・相談窓口担当者連絡会の開催</td> <td>360</td> </tr> <tr> <td>自死対策研修会の開催（国1/2）</td> <td>相談支援等を行う者を対象に研修会を実施する。</td> <td>160</td> </tr> <tr> <td>精神医療体制の充実（国1/2）</td> <td>・かかりつけ医と精神科医との連携会議（県医師会へ委託） ・かかりつけ医心の健康対応力向上研修（各地区医師会へ委託） ・精神医療関係者等研修（県医師会へ委託）</td> <td>1,800</td> </tr> <tr> <td>普及啓発に関する事業（国1/2、国2/3）</td> <td>心の健康やうつ病及び自死に対する理解の促進を図るための啓発を行う。 ・「眠れてますか？」睡眠キャンペーンの実施 ・メンタルヘルス出前講座・ゲートキーパー養成研修 ・職域における自死予防啓発</td> <td>1,896</td> </tr> <tr> <td>こども・若者の自死危機対応チーム事業（国10/10）</td> <td>学校や地域の支援者等では対応が困難な事案に対して、多職種の専門家で構成する「こども・若者の自死危機対応チーム」による助言等を行う。</td> <td>1,400</td> </tr> <tr> <td>とっとり SNS 相談事業（国1/2）</td> <td>若年層を中心とした自死に関する悩みを抱える者に対して、LINEを活用した相談事業を実施する。</td> <td>8,709</td> </tr> <tr> <td>鳥取県市町村自死対策強化交付金の交付（国10/10）</td> <td>国の事業メニューに沿った事業実施に対して市町村に交付金を交付し、自死対策の充実を図る。</td> <td>3,000</td> </tr> <tr> <td>鳥取いのちの電話支援事業（国1/2）</td> <td>社会福祉法人鳥取いのちの電話に対し、電話相談の運営、相談員の養成及び30周年記念事業に要する経費を助成する（補助率：定額）</td> <td>10,436</td> </tr> <tr> <td>自死遺族支援事業（国1/2）</td> <td>・自死遺族の集いの開催 ・鳥取県自死遺族支援団体に対する補助金（補助率：4/5、一部10/10） 自死遺族支援を行っている団体へ活動費用を助成する。</td> <td>1,161</td> </tr> </tbody> </table>									細事業名	内容	予算額	自死対策事業に係る会議の開催（国1/2）	・「鳥取県心といのちを守る県民運動」（附属機関）の運営 ・相談窓口担当者連絡会の開催	360	自死対策研修会の開催（国1/2）	相談支援等を行う者を対象に研修会を実施する。	160	精神医療体制の充実（国1/2）	・かかりつけ医と精神科医との連携会議（県医師会へ委託） ・かかりつけ医心の健康対応力向上研修（各地区医師会へ委託） ・精神医療関係者等研修（県医師会へ委託）	1,800	普及啓発に関する事業（国1/2、国2/3）	心の健康やうつ病及び自死に対する理解の促進を図るための啓発を行う。 ・「眠れてますか？」睡眠キャンペーンの実施 ・メンタルヘルス出前講座・ゲートキーパー養成研修 ・職域における自死予防啓発	1,896	こども・若者の自死危機対応チーム事業（国10/10）	学校や地域の支援者等では対応が困難な事案に対して、多職種の専門家で構成する「こども・若者の自死危機対応チーム」による助言等を行う。	1,400	とっとり SNS 相談事業（国1/2）	若年層を中心とした自死に関する悩みを抱える者に対して、LINEを活用した相談事業を実施する。	8,709	鳥取県市町村自死対策強化交付金の交付（国10/10）	国の事業メニューに沿った事業実施に対して市町村に交付金を交付し、自死対策の充実を図る。	3,000	鳥取いのちの電話支援事業（国1/2）	社会福祉法人鳥取いのちの電話に対し、電話相談の運営、相談員の養成及び30周年記念事業に要する経費を助成する（補助率：定額）	10,436	自死遺族支援事業（国1/2）	・自死遺族の集いの開催 ・鳥取県自死遺族支援団体に対する補助金（補助率：4/5、一部10/10） 自死遺族支援を行っている団体へ活動費用を助成する。	1,161
細事業名	内容	予算額																																				
自死対策事業に係る会議の開催（国1/2）	・「鳥取県心といのちを守る県民運動」（附属機関）の運営 ・相談窓口担当者連絡会の開催	360																																				
自死対策研修会の開催（国1/2）	相談支援等を行う者を対象に研修会を実施する。	160																																				
精神医療体制の充実（国1/2）	・かかりつけ医と精神科医との連携会議（県医師会へ委託） ・かかりつけ医心の健康対応力向上研修（各地区医師会へ委託） ・精神医療関係者等研修（県医師会へ委託）	1,800																																				
普及啓発に関する事業（国1/2、国2/3）	心の健康やうつ病及び自死に対する理解の促進を図るための啓発を行う。 ・「眠れてますか？」睡眠キャンペーンの実施 ・メンタルヘルス出前講座・ゲートキーパー養成研修 ・職域における自死予防啓発	1,896																																				
こども・若者の自死危機対応チーム事業（国10/10）	学校や地域の支援者等では対応が困難な事案に対して、多職種の専門家で構成する「こども・若者の自死危機対応チーム」による助言等を行う。	1,400																																				
とっとり SNS 相談事業（国1/2）	若年層を中心とした自死に関する悩みを抱える者に対して、LINEを活用した相談事業を実施する。	8,709																																				
鳥取県市町村自死対策強化交付金の交付（国10/10）	国の事業メニューに沿った事業実施に対して市町村に交付金を交付し、自死対策の充実を図る。	3,000																																				
鳥取いのちの電話支援事業（国1/2）	社会福祉法人鳥取いのちの電話に対し、電話相談の運営、相談員の養成及び30周年記念事業に要する経費を助成する（補助率：定額）	10,436																																				
自死遺族支援事業（国1/2）	・自死遺族の集いの開催 ・鳥取県自死遺族支援団体に対する補助金（補助率：4/5、一部10/10） 自死遺族支援を行っている団体へ活動費用を助成する。	1,161																																				
<p>3 その他（改善点等）</p> <p>「眠れてますか？」睡眠キャンペーンにおいて、従来の心の健康やうつ病等に対する理解の促進に加え、生活習慣病との関連なども含め、睡眠の重要性に関する普及啓発活動を強化する。</p>																																						

8目 健康県づくり推進費

（単位：千円）

事業名	本年度	前年度	比較	財 源 内 訳				備考									
				国庫支出金	起債	その他	一般財源										
糖尿病・慢性腎臓病（CKD）予防対策事業	1,940	1,940	0	970			970										
トータルコスト	11,404千円（前年度 11,330千円）[正職員：1.2人]																
事業内容の説明																	
<p>1 事業の目的、概要</p> <p>糖尿病の予防対策として、糖尿病診療の窓口となるかかりつけ医の養成や糖尿病専門医との診療連携等を図り、県民が安心してかかりつけ医療機関で糖尿病の初期治療等が受けられる体制を整備する。</p> <p>また、慢性腎臓病（CKD）については、早期発見・治療や生活習慣の改善により進行が抑えられることから、鳥取県腎友会と連携して正しい知識の普及啓発を図り、もって県民の健康保持・増進や医療費の適正化を図る。</p>																	
<p>2 主な事業内容</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>細事業名</th> <th>内容</th> <th>予算額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>糖尿病予防対策連携強化事業 （国1/2）</td> <td>○鳥取県医師会に委託して、糖尿病診療の窓口となるかかりつけ医師（糖尿病医療連携登録医）や、良質な生活療養指導を提供する保健師等のコメディカルスタッフ（糖尿病療養指導士）を養成し、円滑な医療連携等を推進する。 ○圏域における糖尿病対策の推進（倉吉・米子保健所が実施） 糖尿病対策の一層の推進を図るため、関係機関の担当者を集めた研修会や連絡会議、予防啓発事業を実施する。</td> <td>1,940</td> </tr> <tr> <td>慢性腎臓病（CKD）予防対策事業 （単県）</td> <td>一般県民向けにCKDの理解、食事・生活上の注意点、透析患者からのメッセージ等を伝える健康講座を開催する。（鳥取県腎友会との共催） 講師：医師、管理栄養士 等</td> <td>その他 事務費 で対応</td> </tr> </tbody> </table>									細事業名	内容	予算額	糖尿病予防対策連携強化事業 （国1/2）	○鳥取県医師会に委託して、糖尿病診療の窓口となるかかりつけ医師（糖尿病医療連携登録医）や、良質な生活療養指導を提供する保健師等のコメディカルスタッフ（糖尿病療養指導士）を養成し、円滑な医療連携等を推進する。 ○圏域における糖尿病対策の推進（倉吉・米子保健所が実施） 糖尿病対策の一層の推進を図るため、関係機関の担当者を集めた研修会や連絡会議、予防啓発事業を実施する。	1,940	慢性腎臓病（CKD）予防対策事業 （単県）	一般県民向けにCKDの理解、食事・生活上の注意点、透析患者からのメッセージ等を伝える健康講座を開催する。（鳥取県腎友会との共催） 講師：医師、管理栄養士 等	その他 事務費 で対応
細事業名	内容	予算額															
糖尿病予防対策連携強化事業 （国1/2）	○鳥取県医師会に委託して、糖尿病診療の窓口となるかかりつけ医師（糖尿病医療連携登録医）や、良質な生活療養指導を提供する保健師等のコメディカルスタッフ（糖尿病療養指導士）を養成し、円滑な医療連携等を推進する。 ○圏域における糖尿病対策の推進（倉吉・米子保健所が実施） 糖尿病対策の一層の推進を図るため、関係機関の担当者を集めた研修会や連絡会議、予防啓発事業を実施する。	1,940															
慢性腎臓病（CKD）予防対策事業 （単県）	一般県民向けにCKDの理解、食事・生活上の注意点、透析患者からのメッセージ等を伝える健康講座を開催する。（鳥取県腎友会との共催） 講師：医師、管理栄養士 等	その他 事務費 で対応															

8目 健康県づくり推進費

（単位：千円）

事業名	本年度	前年度	比較	財源内訳				備考									
				国庫支出金	起債	その他	一般財源										
福祉保健部（健康政策課）管理運営費	6,311	3,206	3,105			（雑入） 700	5,611										
トータルコスト	7,100千円（前年度3,989千円）〔正職員：0.1人〕																
事業内容の説明																	
1 事業の目的、概要 健康政策課内外の連絡調整等を行う経費である。																	
更年期障がい対策推進事業	15,000	17,610	△2,610				15,000										
トータルコスト	19,732千円（前年度22,305千円）〔正職員：0.6人〕																
事業内容の説明																	
1 事業の目的、概要 更年期のつらい症状を抱える方を支援するため、更年期症状・障がいに係る医療提供体制・相談体制を整備するとともに、県民への正しい知識の普及啓発等を行う。																	
2 主な事業内容 <table border="1" style="width:100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width:15%;">細事業名</th> <th style="width:60%;">内容</th> <th style="width:25%;">予算額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>更年期障がい医療・相談体制の整備</td> <td> 県拠点病院及び地域拠点病院を設置し、医療提供体制を整備するとともに、更年期症状・障がいに関する県民等からの相談に応じる相談支援センターを開設する。 ・県拠点病院（鳥取県更年期障がい医療拠点病院） 委託先：鳥取大学医学部附属病院 ・地域拠点病院（鳥取県更年期障がい医療地域拠点病院） 委託先：（東部）県立中央病院（中部）県立厚生病院 （西部）山陰労災病院 </td> <td style="text-align: center;">14,000</td> </tr> <tr> <td>普及啓発</td> <td> ・普及啓発セミナー等の開催 ・新聞広告 </td> <td style="text-align: center;">1,000</td> </tr> </tbody> </table>									細事業名	内容	予算額	更年期障がい医療・相談体制の整備	県拠点病院及び地域拠点病院を設置し、医療提供体制を整備するとともに、更年期症状・障がいに関する県民等からの相談に応じる相談支援センターを開設する。 ・県拠点病院（鳥取県更年期障がい医療拠点病院） 委託先：鳥取大学医学部附属病院 ・地域拠点病院（鳥取県更年期障がい医療地域拠点病院） 委託先：（東部）県立中央病院（中部）県立厚生病院 （西部）山陰労災病院	14,000	普及啓発	・普及啓発セミナー等の開催 ・新聞広告	1,000
細事業名	内容	予算額															
更年期障がい医療・相談体制の整備	県拠点病院及び地域拠点病院を設置し、医療提供体制を整備するとともに、更年期症状・障がいに関する県民等からの相談に応じる相談支援センターを開設する。 ・県拠点病院（鳥取県更年期障がい医療拠点病院） 委託先：鳥取大学医学部附属病院 ・地域拠点病院（鳥取県更年期障がい医療地域拠点病院） 委託先：（東部）県立中央病院（中部）県立厚生病院 （西部）山陰労災病院	14,000															
普及啓発	・普及啓発セミナー等の開催 ・新聞広告	1,000															

8目 健康県づくり推進費

（単位：千円）

事業名	本年度	前年度	比較	財 源 内 訳				備考												
				国庫支出金	起債	その他	一般財源													
鳥取方式フレイル予防対策推進事業	8,635	17,472	△8,837				8,635													
トータルコスト	18,099千円（前年度26,862千円）〔正職員：1.2人〕																			
事業内容の説明																				
<p>1 事業の目的、概要</p> <p>「100年ライフを楽しめる地域へ」を目標に、県民の健康寿命の延伸及び自分らしく暮らし続けられる地域づくりを推進するため、全世代に向けたフレイル予防の認知度アップ・無関心層への啓発、世代の特性に応じた支援メニューの提供、多様な主体への活動支援等の「鳥取方式フレイル予防対策」を行う。</p> <p>＜基本目標＞</p> <p>健康寿命を令和11年までに1年半以上、令和22年までに3年以上延伸させる。</p>																				
<p>2 主な事業内容</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>細事業名</th> <th>内容</th> <th>予算額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>推進体制の構築と普及啓発</td> <td> (1) 推進体制の構築 鳥取県フレイル予防対策専門委員会の開催 メンバー：県・市町村、医療関係者、保険者等 (2) 普及啓発 ア 鳥取県健康づくり応援隊事業 地域住民の適切な食生活や運動習慣の定着等を応援する企業・団体等の「鳥取県健康づくり応援隊」の認定と応援隊活動の情報発信 イ フレイル予防月間（2月） 県が独自に定めたフレイル予防月間（2月）に鳥取方式フレイル予防対策イベント等を実施 </td> <td>2,135</td> </tr> <tr> <td>各世代の特性に応じた取組の推進</td> <td> ＜働き盛り世代＞ 職域におけるフレイル予防推進事業 職能団体が実施する県内事業所での出前教室等の活動支援 （補助率10/10、補助上限額：500千円又は1,000千円、8団体程度） ＜高齢者世代＞ 長寿社会課事業 </td> <td>5,000</td> </tr> <tr> <td>市町村によるフレイル予防の取組支援</td> <td> 市町村が実施するフレイル予防の取組支援 世代間交流等を取り入れたフレイル予防事業に対する支援 （補助率1/2、補助上限額：500千円、10市町村程度） </td> <td>1,500</td> </tr> </tbody> </table>									細事業名	内容	予算額	推進体制の構築と普及啓発	(1) 推進体制の構築 鳥取県フレイル予防対策専門委員会の開催 メンバー：県・市町村、医療関係者、保険者等 (2) 普及啓発 ア 鳥取県健康づくり応援隊事業 地域住民の適切な食生活や運動習慣の定着等を応援する企業・団体等の「鳥取県健康づくり応援隊」の認定と応援隊活動の情報発信 イ フレイル予防月間（2月） 県が独自に定めたフレイル予防月間（2月）に鳥取方式フレイル予防対策イベント等を実施	2,135	各世代の特性に応じた取組の推進	＜働き盛り世代＞ 職域におけるフレイル予防推進事業 職能団体が実施する県内事業所での出前教室等の活動支援 （補助率10/10、補助上限額：500千円又は1,000千円、8団体程度） ＜高齢者世代＞ 長寿社会課事業	5,000	市町村によるフレイル予防の取組支援	市町村が実施するフレイル予防の取組支援 世代間交流等を取り入れたフレイル予防事業に対する支援 （補助率1/2、補助上限額：500千円、10市町村程度）	1,500
細事業名	内容	予算額																		
推進体制の構築と普及啓発	(1) 推進体制の構築 鳥取県フレイル予防対策専門委員会の開催 メンバー：県・市町村、医療関係者、保険者等 (2) 普及啓発 ア 鳥取県健康づくり応援隊事業 地域住民の適切な食生活や運動習慣の定着等を応援する企業・団体等の「鳥取県健康づくり応援隊」の認定と応援隊活動の情報発信 イ フレイル予防月間（2月） 県が独自に定めたフレイル予防月間（2月）に鳥取方式フレイル予防対策イベント等を実施	2,135																		
各世代の特性に応じた取組の推進	＜働き盛り世代＞ 職域におけるフレイル予防推進事業 職能団体が実施する県内事業所での出前教室等の活動支援 （補助率10/10、補助上限額：500千円又は1,000千円、8団体程度） ＜高齢者世代＞ 長寿社会課事業	5,000																		
市町村によるフレイル予防の取組支援	市町村が実施するフレイル予防の取組支援 世代間交流等を取り入れたフレイル予防事業に対する支援 （補助率1/2、補助上限額：500千円、10市町村程度）	1,500																		
<p>3 その他（改善点等）</p> <p>本県の健康寿命は、前回調査（令和元年）と比べ、男性の年数が1.3年以上延伸し全国順位も上昇する等、目標達成に大きく近づいてきた。（女性は横ばい）</p> <p>＜健康寿命＞</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>男性</th> <th>女性</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>A. 直近値（R4）</td> <td>72.89年（17位）</td> <td>74.97年（39位）</td> </tr> <tr> <td>B. 基準値（R1）</td> <td>71.58年（45位）</td> <td>74.74年（41位）</td> </tr> <tr> <td>A-B（差）</td> <td>1.31年 延伸↑</td> <td>0.23年 延伸↑</td> </tr> </tbody> </table>										男性	女性	A. 直近値（R4）	72.89年（17位）	74.97年（39位）	B. 基準値（R1）	71.58年（45位）	74.74年（41位）	A-B（差）	1.31年 延伸↑	0.23年 延伸↑
	男性	女性																		
A. 直近値（R4）	72.89年（17位）	74.97年（39位）																		
B. 基準値（R1）	71.58年（45位）	74.74年（41位）																		
A-B（差）	1.31年 延伸↑	0.23年 延伸↑																		

9目 生活習慣病予防対策費

（単位：千円）

事業名	本年度	前年度	比較	財 源 内 訳				備考
				国庫支出金	起債	その他	一般財源	
肝臓がん（肝炎）対策事業	15,011	13,568	1,443	7,849			7,162	
トータルコスト	18,166千円（前年度 15,916千円）〔正職員：0.4人〕							
事業内容の説明								
1 事業の目的、概要								
<p>肝炎ウイルスの早期発見、早期治療を促進するため、受検者が減少傾向にある肝炎ウイルス検査の検査体制や精密検査の受診支援を充実させ、県民が検査を受けやすい体制を整備するとともに、肝疾患診療連携拠点病院を中心とした肝疾患の地域連携体制を強化することで、肝硬変又は肝がんの死亡者を低減させる。</p>								
2 主な事業内容								
細事業名	内容							予算額
保健所・医療機関肝炎ウイルス検査（国1/2ほか）	<ul style="list-style-type: none"> 肝炎ウイルスの早期発見、早期治療を促すため、39歳以下の希望者及び40歳以上で市町村肝炎ウイルス検査等を受診できなかった希望者に対し、保健所及び医療機関において肝炎ウイルス検査を無料で実施する。 医療機関検査については、職場定期健診の受診等にあわせて肝炎ウイルス検査を同時に受診できる体制を整備する。 							2,533
肝炎ウイルス精密検査費・定期検査費助成（国1/2）	<p>ウイルス検査で陽性と判断された者等の重症化を予防するため、以下の検査費用助成を行う。</p> <ul style="list-style-type: none"> ウイルス検査で陽性と診断された者に、初回に限り精密検査の自己負担額を助成 肝炎ウイルスの感染を原因とする低所得の慢性肝炎患者等の定期検査費用を所得区分に応じ年2回助成 							314
肝疾患診療地域連携体制強化事業（国1/2）	<p>肝疾患診療連携拠点病院等連絡協議会を設置し、肝疾患治療の中核組織である肝疾患診療連携拠点病院（鳥取大学医学部附属病院）を核とした医療機関、市町村等の関係機関との地域連携体制を強化するとともに、患者や家族の相談支援、県・市町村に対する技術支援、地域連携の促進、肝炎に関する各種情報の収集・共有化を推進する。</p>							11,335
肝炎医療コーディネーター養成研修会（国1/2）	<p>医療機関や検診機関、市町村及び県保健所に在籍する看護師、薬剤師及び保健師等を対象に、肝炎ウイルス検査の受検勧奨や受検後のフォローアップ等を支援する「肝炎医療コーディネーター」を養成する研修会を開催する。</p>							289
肝臓がん検診等精度管理（国1/2）	<p>肝炎検査等の精度管理の向上を図り、肝臓がんの早期発見と死亡率の低下を推進するため、以下の事業を行う。</p> <ul style="list-style-type: none"> 肝炎対策協議会の開催 肝臓がん検診従事者講習会、症例検討会の開催、追跡調査の実施 							540

9目 生活習慣病予防対策費

（単位：千円）

事業名	本年度	前年度	比較	財源内訳				備考									
				国庫支出金	起債	その他	一般財源										
肝炎治療特別促進事業	67,699	63,929	3,770	33,789			33,910										
トータルコスト	74,268千円（前年度 70,006千円）〔正職員：0.4人、会計年度任用職員：1.0人〕																
事業内容の説明																	
<p>1 事業の目的、概要</p> <p>肝炎患者等が継続的かつ適切な肝炎医療を受けられるよう、保険医療費の月額自己負担上限額を上回る額を助成する。</p>																	
<p>2 主な事業内容</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>細事業名</th> <th>内容</th> <th>予算額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>肝炎治療特別促進事業（国1/2）</td> <td>B型肝炎、C型肝炎の早期治療を促進し、肝硬変や肝がんへの進行を未然に防ぐ観点から、肝炎治療にかかる月々の自己負担額を世帯の所得に応じて軽減するため、医療費を助成する。</td> <td>60,663</td> </tr> <tr> <td>肝がん・重度肝硬変治療研究促進事業（国1/2）</td> <td>肝炎ウイルスに起因する肝がん及び重度肝硬変（非代償性肝硬変）は、長期に渡り療養を要することから、中・低所得患者の医療費の自己負担額を軽減し、また、患者からの臨床データを収集し、肝がん・重度肝硬変の治療研究を促進するため、医療費を助成する。</td> <td>7,036</td> </tr> </tbody> </table>									細事業名	内容	予算額	肝炎治療特別促進事業（国1/2）	B型肝炎、C型肝炎の早期治療を促進し、肝硬変や肝がんへの進行を未然に防ぐ観点から、肝炎治療にかかる月々の自己負担額を世帯の所得に応じて軽減するため、医療費を助成する。	60,663	肝がん・重度肝硬変治療研究促進事業（国1/2）	肝炎ウイルスに起因する肝がん及び重度肝硬変（非代償性肝硬変）は、長期に渡り療養を要することから、中・低所得患者の医療費の自己負担額を軽減し、また、患者からの臨床データを収集し、肝がん・重度肝硬変の治療研究を促進するため、医療費を助成する。	7,036
細事業名	内容	予算額															
肝炎治療特別促進事業（国1/2）	B型肝炎、C型肝炎の早期治療を促進し、肝硬変や肝がんへの進行を未然に防ぐ観点から、肝炎治療にかかる月々の自己負担額を世帯の所得に応じて軽減するため、医療費を助成する。	60,663															
肝がん・重度肝硬変治療研究促進事業（国1/2）	肝炎ウイルスに起因する肝がん及び重度肝硬変（非代償性肝硬変）は、長期に渡り療養を要することから、中・低所得患者の医療費の自己負担額を軽減し、また、患者からの臨床データを収集し、肝がん・重度肝硬変の治療研究を促進するため、医療費を助成する。	7,036															

9目 生活習慣病予防対策費

（単位：千円）

事業名	本年度	前年度	比較	財源内訳				備考
				国庫支出金	起債	その他	一般財源	
健康増進事業	31,110	33,035	△1,925	16,063			15,047	
トータルコスト	33,476千円（前年度 35,383円）〔正職員：0.3人〕							
事業内容の説明								
1 事業の目的、概要 市町村が健康増進法に基づき実施する健康診査等に要する費用の一部を補助する。								
2 主な事業内容								
細事業名	内容						予算額	
健康増進事業費補助金	健康増進法に基づき、健康教育や健康相談、健康診査など健康増進事業を実施する市町村に対して補助金を交付する。 ・補助率 2/3（うち、国 1/2） ※肝炎ウイルス検診個別勧奨メニュー受診者自己負担相当額のみ国 10/10						31,110	

9目 生活習慣病予防対策費

（単位：千円）

事業名	本年度	前年度	比較	財源内訳				備考
				国庫支出金	起債	その他	一般財源	
元健康増進センター等庁舎管理費	13,452	1,027	12,425				13,452	
トータルコスト	15,029千円（前年度 2,592千円）〔正職員：0.2人〕							
事業内容の説明								
1 事業の目的、概要 元健康増進センターの施設管理を行う。								
2 主な事業内容								
細事業名	内容						予算額	
元東部健康増進センターの管理	不用品の廃棄等を行う。						939	
元中部健康増進センターの管理	劣化が進んでおり通行者への危険性がある玄関前通路上の屋根の解体撤去等を行う。						12,513	

9目 生活習慣病予防対策費

（単位：千円）

事業名	本年度	前年度	比較	財 源 内 訳				備考
				国庫支出金	起債	その他	一般財源	
生活習慣病検診等 精度管理委託事業	23,902	22,472	1,430	3,092			20,810	
トータルコスト	30,212千円（前年度 28,732千円）〔正職員：0.8人〕							
事業内容の説明								
1 事業の目的、概要								
健康増進法等により県の役割に位置付けられている市町村が行うがん検診等の精度管理について、鳥取県健康対策協議会に委託して実施するとともに、県民の健康増進の推進を図るため、県民の健康に関する調査研究や、県民を対象とした啓発講演会等を実施する。								
2 主な事業内容								
細事業名	内容							予算額
①生活習慣病等管理指導事業 （国1/2）	管理指導協議会（7部会）を設け、市町村が実施する各種検診結果を評価・分析し、専門的見地からの助言並びに検診関係者に対する能力向上のための講習会を開催する。							1,877
②がん検診精度確保事業等 （国1/2）	<ul style="list-style-type: none"> 胃、子宮、肺、乳、大腸などのがん検診の精度管理を徹底するため、各がん検診ごとに相互評価を行う検討会を開催する。 マンモグラフィの読影医師の確保及び質の確保のため、資格取得に係る費用を負担する。 肺がん医療機関検診の読影委員会を開催し、読影技術の精度向上を推進する。 							4,307
③県民健康調査研究事業（単県）	<ul style="list-style-type: none"> 県民の健康に関する諸問題についての調査研究を実施する。 非ウイルス性肝炎患者における肝疾患の進展に関する分析を進めるため、研究対象者である高リスク者の定期検査費用を負担する。 							3,253
④生活習慣病対策セミナー開催事業（単県）	<ul style="list-style-type: none"> 一次予防に重点をおいた生活習慣病対策セミナー及び健康フォーラムを開催する。 新聞に保健衛生情報を掲載し健康に関する啓発を実施する。 							1,450
⑤生活習慣病登録評価分析事業等 （がん登録）（単県）	<ul style="list-style-type: none"> 県内医療機関において、がんに罹患した患者を登録し、疾患の動向について解析し、予防対策の評価を実施する。 がん登録に係る標準化データベースにより、登録情報のとりまとめや統計分析を実施する。 国立がん研究センターに収集される「全国がん登録」のデータと都道府県がんデータベースを一体的に運用することで、本県の都道府県がんデータベースの円滑な構築・運用を行う。（委託先：国立がん研究センター） 							7,572
⑥健康対策協議会事務局強化対策等事業（単県）	<ul style="list-style-type: none"> ○健康対策協議会事務局運営のための経費を負担する。 <ul style="list-style-type: none"> ・事務局専任職員人件費（1人） ・連絡調整、理事会費等 ○健康対策協議会の各部会におけるがん検診等精度管理を向上させるために、各都道府県の生活習慣病等管理指導協議会の部会長等を対象とした研修に参加する。 							5,443

9目 生活習慣病予防対策費

（単位：千円）

事業名	本年度	前年度	比較	財源内訳				備考
				国庫支出金	起債	その他	一般財源	
歯科口腔保健推進事業	11,827	14,606	△2,779	4,495			7,332	
トータルコスト	55,206千円（前年度 57,644千円）〔正職員：5.5人〕							
事業内容の説明								
1 事業の目的、概要								
県民一人ひとりが生涯自分の歯でおいしく食べ、豊かな生活を送ることができるよう、生涯を通じた歯科保健対策を推進するため、鳥取県歯と口腔の健康づくり推進条例及び鳥取県歯科保健推進計画に基づき、各種施策に取り組む。								
2 主な事業内容								
細事業名	内容						予算額	
8020運動推進事業【国10/10（定額）、単県】	<ul style="list-style-type: none"> ・8020運動推進協議会の開催 ・地域歯科保健推進協議会の開催 ・歯と口の健康週間相談事業の実施（委託先：県歯科医師会） ・口腔衛生関係者研修会の開催（1回/年） ・普及啓発事業の実施（すこやかシニアよい歯のコンクール等） 						1,327	
フッ化物洗口事業【国（定額）】	<p>子どものむし歯予防に効果の高いフッ化物洗口法（うがい）を普及・実施できる体制を整備する。</p> <p>園・学校において、職員・保護者・児童生徒が学びやすい体制を整備するため、フッ化物洗口動画を作成する。（従来は、歯科医師・歯科衛生士が都度訪問し事業説明を実施）（委託先：県歯科医師会）</p> <p>【国（定額：1,782千円）】</p>						8,198	
歯と口腔の健康づくり推進事業【国（定額）、単県】	<ul style="list-style-type: none"> ・デンタルプロフェッショナル派遣事業等 小中学校や地域におけるむし歯や歯周病の予防教育を行うため、歯科医師、歯科衛生士を派遣。 ・成人歯科健診・保健指導研修 県と保険者協議会が共催する保健師等の専門職を対象とした研修会において、歯科疾患予防を推進するために必要な指導ができる人材を育成する。 ・大学生を対象とした歯科健診啓発事業【国（定額：2,097千円）】 高校卒業後に歯科健診がなくなることで口腔衛生への意識が低くなりがちな学生に対し、県歯科医師会及び大学と連携して大学生歯科健診を実施し、定期的な歯科健診受診を啓発する。 						2,302	
3 その他（改善点等）								
大学生を対象とした歯科健診啓発事業について、多人数の歯科健診に対応できるよう、従来の1名ではなく複数の歯科健診医を派遣する。								

9目 生活習慣病予防対策費

（単位：千円）

事業名	本年度	前年度	比較	財 源 内 訳				備考
				国庫支出金	起債	その他	一般財源	
がん対策推進事業	73,859	76,086	△2,227	28,206			45,653	
トータルコスト	131,553千円（前年度 131,786千円）〔正職員：5.8人、会計年度任用職員：3.5人〕							
事業内容の説明								
1 事業の目的、概要								
鳥取県におけるがんの75歳未満年齢調整死亡率は、年ごとに増減を繰り返しながら概ね減少傾向で推移しており、さらに効果的にがん死亡率を低減させるため、総合的ながん対策（医療提供体制の整備、がん予防対策等）を推進する。								
2 主な事業内容								
細事業名	内容							予算額
がん対策推進県民会議等（国1/2）	医療、大学、がん患者など、各団体の代表者と、広い立場から本県のがん対策について協議していく。							952
出張がん予防教室等（国1/2ほか）	がんに関する正しい知識の普及啓発のため、学校及び企業等に対し講師派遣等を実施するとともに、関係機関との連絡調整等を行う。							3,899
がん検診、精密検査の受診率向上対策（国1/2ほか）	<ul style="list-style-type: none"> 市町村が胃がん対策として行うピロリ菌等検査の検査費用を助成する。 市町村が行う休日がん検診、大腸がん検診キットに係る費用を助成する。 							9,131
がん診療連携拠点病院の機能強化等（国1/2ほか）	<ul style="list-style-type: none"> がん診療連携拠点病院が実施する相談支援、普及啓発などの取組に対して補助するとともに、院内がん登録の実施に対する支援等を行う。 鳥大附属病院の放射線技師をがん診療連携拠点病院へ派遣するなど、医療技術の向上を支援する。 							38,062
放射線治療提供体制強化事業・医療従事者等育成事業（国1/2ほか）	<ul style="list-style-type: none"> 放射線治療の診療体制及び放射線治療専門医の育成体制を強化するため、鳥大附属病院の放射線治療専門医1名分の経費を補助する。 放射線治療の理解を深めるため、県内医療機関で放射線治療専門医・医学物理士による研修会を開催する。 がんゲノム医療をはじめ、がん専門医、がん専門医療従事者、放射線治療専門医、がん薬物療法専門医の新規資格取得等に係る経費を補助する。 							9,308
ライフステージに応じたがん対策事業等（国1/2）	<ul style="list-style-type: none"> がんの親を持つ子どもに対する相談支援体制の充実を図るため、医療従事者対象の研修会を開催する。 がん治療等に伴って生じる不妊に備え、患者の卵子や精子を凍結保存する妊よう性温存療法及び妊よう性温存療法で得た検体を用いて実施する温存後生殖補助医療費用に対し支援する。 							1,834
医療費等支援事業（単県）	高額な医療費が発生するがんの先進医療を受けた場合の金融機関からの借入れ利子やウィッグ・補正下着等の購入費用を助成する。							6,431
患者等支援事業（国1/2ほか）	看護協会が運営するがんカフェ等への助成を行うとともに、相談支援の研修会を開催する。							1,223
がん罹患率等の高い要因分析等（単県）	本県のがん罹患、死亡率が高い要因について、検診情報・がん登録情報など関連データの解析等を実施する。							3,019
3 その他（改善点等）								
令和5年のがんの75歳未満年齢調整死亡率は、第3次がん対策推進計画の目標値70を下回り、増減を繰り返しながらも徐々に減少してきている。								

9目 生活習慣病予防対策費

（単位：千円）

事業名	本年度	前年度	比較	財源内訳				備考												
				国庫支出金	起債	その他	一般財源													
受動喫煙防止対策推進事業	1,300	854	446	250			1,050													
トータルコスト	7,610千円（前年度7,114千円）〔正職員：0.8人〕																			
事業内容の説明																				
<p>1 事業の目的、概要 健康増進法の改正による受動喫煙防止対策強化に伴い、受動喫煙防止について県民への普及啓発を行う。また、望まない受動喫煙を防止するため、既存の小規模な飲食店による施設の全面禁煙化や、従業員の卒煙に取り組む事業所を支援する。</p> <p>2 主な事業内容</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>細事業名</th> <th>内容</th> <th>予算額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>普及啓発（国1/2）</td> <td>受動喫煙防止対策の周知に係る普及啓発（啓発イベント、説明会等）を実施する。</td> <td>500</td> </tr> <tr> <td>既存特定飲食提供施設の禁煙化支援（単県）</td> <td>既存の小規模飲食店が全面禁煙化を行う場合の施設改装費用の一部を補助する。（補助率2/3、上限100千円）</td> <td>200</td> </tr> <tr> <td>卒煙取組支援（単県）</td> <td>従業員の卒煙に取り組む事業所に対して、事務所における従業員の卒煙取組に係る経費を補助（補助率2/3、上限100千円）するほか、地域の団体及び事務所に卒煙アドバイザーを派遣する。</td> <td>600</td> </tr> </tbody> </table>									細事業名	内容	予算額	普及啓発（国1/2）	受動喫煙防止対策の周知に係る普及啓発（啓発イベント、説明会等）を実施する。	500	既存特定飲食提供施設の禁煙化支援（単県）	既存の小規模飲食店が全面禁煙化を行う場合の施設改装費用の一部を補助する。（補助率2/3、上限100千円）	200	卒煙取組支援（単県）	従業員の卒煙に取り組む事業所に対して、事務所における従業員の卒煙取組に係る経費を補助（補助率2/3、上限100千円）するほか、地域の団体及び事務所に卒煙アドバイザーを派遣する。	600
細事業名	内容	予算額																		
普及啓発（国1/2）	受動喫煙防止対策の周知に係る普及啓発（啓発イベント、説明会等）を実施する。	500																		
既存特定飲食提供施設の禁煙化支援（単県）	既存の小規模飲食店が全面禁煙化を行う場合の施設改装費用の一部を補助する。（補助率2/3、上限100千円）	200																		
卒煙取組支援（単県）	従業員の卒煙に取り組む事業所に対して、事務所における従業員の卒煙取組に係る経費を補助（補助率2/3、上限100千円）するほか、地域の団体及び事務所に卒煙アドバイザーを派遣する。	600																		

9目 生活習慣病予防対策費

（単位：千円）

事業名	本年度	前年度	比較	財源内訳				備考												
				国庫支出金	起債	その他	一般財源													
循環器病対策推進事業	8,842	9,663	△821	4,421			4,421													
トータルコスト	15,940千円（前年度16,706千円）〔正職員：0.9人〕																			
事業内容の説明																				
<p>1 事業の目的、概要 「健康寿命の延伸等を図るための脳卒中、心臓病その他の循環器病に係る対策に関する基本法」に基づき策定した「鳥取県循環器病対策推進計画」の個別施策の推進を図り、健康寿命の延伸と循環器病に係る年齢調整死亡率の低減を目指す。</p> <p>2 主な事業内容</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>細事業名</th> <th>内容</th> <th>予算額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>脳卒中及び心疾患に係る小委員会</td> <td>脳卒中及び心疾患の医療提供体制に係る小委員会を開催する。（委託先：県医師会）</td> <td>600</td> </tr> <tr> <td>若年者心臓検診対策専門委員会</td> <td>各学校で実施される心臓検診（心電図）の精度管理、精密検査対象者及び医療が必要な若年者の医療提供体制に係る検討委員会を開催する。（委託先：県医師会）</td> <td>200</td> </tr> <tr> <td>脳卒中・心臓病等総合支援センター運営</td> <td>循環器病対策の中核機関である脳卒中・心臓病等総合支援センターを運営する。 ・心疾患遠隔リハビリテーションの実施、画像情報共有システムによる院内外連携 ・循環器病に係る医療従事者向け研修及び県民向け講演会の開催、「健康ハートの日」「世界脳卒中デー」における啓発ライトアップの実施（委託先：鳥取大学）</td> <td>8,042</td> </tr> </tbody> </table>									細事業名	内容	予算額	脳卒中及び心疾患に係る小委員会	脳卒中及び心疾患の医療提供体制に係る小委員会を開催する。（委託先：県医師会）	600	若年者心臓検診対策専門委員会	各学校で実施される心臓検診（心電図）の精度管理、精密検査対象者及び医療が必要な若年者の医療提供体制に係る検討委員会を開催する。（委託先：県医師会）	200	脳卒中・心臓病等総合支援センター運営	循環器病対策の中核機関である脳卒中・心臓病等総合支援センターを運営する。 ・心疾患遠隔リハビリテーションの実施、画像情報共有システムによる院内外連携 ・循環器病に係る医療従事者向け研修及び県民向け講演会の開催、「健康ハートの日」「世界脳卒中デー」における啓発ライトアップの実施（委託先：鳥取大学）	8,042
細事業名	内容	予算額																		
脳卒中及び心疾患に係る小委員会	脳卒中及び心疾患の医療提供体制に係る小委員会を開催する。（委託先：県医師会）	600																		
若年者心臓検診対策専門委員会	各学校で実施される心臓検診（心電図）の精度管理、精密検査対象者及び医療が必要な若年者の医療提供体制に係る検討委員会を開催する。（委託先：県医師会）	200																		
脳卒中・心臓病等総合支援センター運営	循環器病対策の中核機関である脳卒中・心臓病等総合支援センターを運営する。 ・心疾患遠隔リハビリテーションの実施、画像情報共有システムによる院内外連携 ・循環器病に係る医療従事者向け研修及び県民向け講演会の開催、「健康ハートの日」「世界脳卒中デー」における啓発ライトアップの実施（委託先：鳥取大学）	8,042																		

令和7年度一般会計当初予算説明資料

4款 衛生費

4項 医薬費

医療政策課（内線：7182）

2目 医務費

（単位：千円）

事業名	本年度	前年度	比較	財 源 内 訳				備考
				国庫支出金	起債	その他	一般財源	
鳥取県地域医療介護総合確保基金事業（医療分）	714,259	619,282	94,977			(財産収入) 5,555 (基金繰入金) 693,704 (雑入) 15,000		
トータルコスト	737,920千円（前年度649,800千円）〔正職員：3.0人〕							

事業内容の説明

1 事業の目的、概要

地域医療介護総合確保基金を活用して、鳥取県地域医療構想に掲げる「必要な医療を適切な場所で提供できる体制の整備」と「希望すれば在宅で療養できる地域づくり」のための取組を進める。

2 主な事業内容

細事業名	内容	予算額
居宅等の医療提供に関する事業	○在宅医療推進に向けた連携拠点の取組支援 ○在宅医療推進のための訪問看護師の育成支援 など	153,354
医療従事者の確保に関する事業	○「地域医療学講座」への寄附、「地域医療支援センター」の運営 ○中山間地域の医療人材確保対策 ○看護師の定着・資質向上に向けた研修への支援 ○「医療勤務環境改善支援センター」の運営 など	327,617
医師の働き方改革に関する事業	○病院が行う医師の時間外労働縮減に向けた取組への支援 など	226,233
預金利息、返還金の基金への積立て		7,055

【主な事業】

①地域の医療維持支援事業：10,000千円

中山間地域の市町（病院）が連携して行う病院勤務医確保の取組を支援する。

②中山間地域の病院看護師確保事業：10,405千円

中山間地域の病院の看護体制を維持するため、中核病院が行う同地域の病院への看護師派遣の取組を支援する（代替看護師の確保支援）。

③歯科医療従事者確保対策事業：1,000千円

県歯科医師会と連携し、歯科医療人材（歯科衛生士、歯科技工士）の安定的な確保に向けた検討を進める。

3 その他

平成26年度の基金創設以来、「病床の機能分化・連携」「在宅医療・介護サービスの充実」「医療従事者等の確保・養成」を推進するための事業に取り組み、回復リハ病床・地域包括ケア病床の充実や在宅医療連携拠点の整備、訪問看護師の養成・確保等に取り組んでいる。また、平成28年12月に鳥取県地域医療構想を策定し、「必要な医療を必要な場所で提供できる体制の整備」と「希望すれば在宅で療養できる地域づくり」に向けた取組を進めている。

2目 医務費

（単位：千円）

事業名	本年度	前年度	比較	財源内訳				備考
				国庫支出金	起債	その他	一般財源	
令和7年度鳥取県 地域医療介護総合 確保基金造成事業 (医療分)	764,675	651,228	113,447	509,783			254,892	
トータルコスト	765,464千円（前年度652,011千円）〔正職員：0.1人〕							
事業内容の説明								
<p>1 事業の目的、概要</p> <p>地域における医療及び介護を総合的に確保することを推進するため厚生労働省から交付される「医療介護提供体制改革推進交付金」及び県負担分を財源として、鳥取県地域医療介護総合確保基金（医療分）を積み増す。</p> <p>2 主な事業内容</p> <p>年度当初から実施予定の当該基金を充当して実施する事業に係る予算見合いの額の基金造成を行うものである。</p>								
医療政策課管理運営費	11,485	8,101	3,384				11,485	
トータルコスト	19,372千円（前年度15,926千円）〔正職員：1.0人〕							
事業内容の説明								
<p>1 事業の目的、概要</p> <p>医療政策課内外の連絡調整等を行う経費である。</p>								

2目 医務費

(単位: 千円)

事業名	本年度	前年度	比較	財 源 内 訳				備考																		
				国庫支出金	起債	その他	一般財源																			
医療行政費	8,072	7,716	356	48		(手数料) 35	7,989																			
トータルコスト	41,986千円 (前年度41,364千円) [正職員: 4.3人]																									
事業内容の説明																										
<p>1 事業の目的、概要</p> <p>鳥取県保健医療計画を踏まえた地域医療の充実に関する協議・検討、災害時の医療体制の確保等を通して、地域医療の充実、災害時の医療体制の確保を図る。</p>																										
<p>2 主な事業内容</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>細事業名</th> <th>内容</th> <th>予算額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>医療機関管理等費</td> <td>医療提供体制の確保に関する審議を行う医療審議会、医療法人部会及び死因究明等の推進に向けた協議を行う死因究明等推進協議会の開催等に要する経費等である。</td> <td>1,376</td> </tr> <tr> <td>地域保健医療推進・対策費</td> <td>保健医療圏毎(中部地区、西部地区)における鳥取県保健医療計画の推進に関して協議を行う地域保健医療協議会の開催及び医療従事者の確保や医師の効率的な配置に配慮した医療機関の連携について検討する地域医療対策協議会の開催に要する経費である。</td> <td>1,210</td> </tr> <tr> <td>臨床検査精度管理推進費等</td> <td>(公社)鳥取県医師会が行う臨床検査の外部精度管理調査に対する助成に要する経費(補助率: 県1/2)及び死因究明等の推進のため、関係機関・団体が協議する死因究明等推進協議会の開催経費である。</td> <td>696</td> </tr> <tr> <td>災害医療対策推進費</td> <td>災害時などの緊急事態において、適切な災害応急対策、事業継続、早期復旧を実施するため、災害医療研修を開催するとともに、研修への参加を支援する。また、県腎友会が作成する防災ハンドブック改訂の経費を支援する。</td> <td>3,784</td> </tr> <tr> <td>医療DX普及推進費</td> <td>医療DXの普及推進に向けた研修会の開催経費である。</td> <td>1,006</td> </tr> </tbody> </table>									細事業名	内容	予算額	医療機関管理等費	医療提供体制の確保に関する審議を行う医療審議会、医療法人部会及び死因究明等の推進に向けた協議を行う死因究明等推進協議会の開催等に要する経費等である。	1,376	地域保健医療推進・対策費	保健医療圏毎(中部地区、西部地区)における鳥取県保健医療計画の推進に関して協議を行う地域保健医療協議会の開催及び医療従事者の確保や医師の効率的な配置に配慮した医療機関の連携について検討する地域医療対策協議会の開催に要する経費である。	1,210	臨床検査精度管理推進費等	(公社)鳥取県医師会が行う臨床検査の外部精度管理調査に対する助成に要する経費(補助率: 県1/2)及び死因究明等の推進のため、関係機関・団体が協議する死因究明等推進協議会の開催経費である。	696	災害医療対策推進費	災害時などの緊急事態において、適切な災害応急対策、事業継続、早期復旧を実施するため、災害医療研修を開催するとともに、研修への参加を支援する。また、県腎友会が作成する防災ハンドブック改訂の経費を支援する。	3,784	医療DX普及推進費	医療DXの普及推進に向けた研修会の開催経費である。	1,006
細事業名	内容	予算額																								
医療機関管理等費	医療提供体制の確保に関する審議を行う医療審議会、医療法人部会及び死因究明等の推進に向けた協議を行う死因究明等推進協議会の開催等に要する経費等である。	1,376																								
地域保健医療推進・対策費	保健医療圏毎(中部地区、西部地区)における鳥取県保健医療計画の推進に関して協議を行う地域保健医療協議会の開催及び医療従事者の確保や医師の効率的な配置に配慮した医療機関の連携について検討する地域医療対策協議会の開催に要する経費である。	1,210																								
臨床検査精度管理推進費等	(公社)鳥取県医師会が行う臨床検査の外部精度管理調査に対する助成に要する経費(補助率: 県1/2)及び死因究明等の推進のため、関係機関・団体が協議する死因究明等推進協議会の開催経費である。	696																								
災害医療対策推進費	災害時などの緊急事態において、適切な災害応急対策、事業継続、早期復旧を実施するため、災害医療研修を開催するとともに、研修への参加を支援する。また、県腎友会が作成する防災ハンドブック改訂の経費を支援する。	3,784																								
医療DX普及推進費	医療DXの普及推進に向けた研修会の開催経費である。	1,006																								

2目 医務費

（単位：千円）

事業名	本年度	前年度	比較	財源内訳				備考
				国庫支出金	起債	その他	一般財源	
地域医療対策費(医療施設等施設設備整備費)	498,161	331,578	166,583	351,742			146,419	
トータルコスト	498,950千円（前年度333,144千円）〔正職員：0.1人〕							
事業内容の説明								
1 事業の目的、概要 安全・安心な医療提供体制の維持及び拡充のため、国補助を活用し、医療機関等が行う施設・設備整備事業を支援する。								
2 主な事業内容								
(1) 鳥取県医療施設等設備整備費補助金								
細事業名	内容						予算額	
病院群輪番制病院及び共同利用型病院設備整備事業	休日・夜間の入院を必要とする重症救急患者の救急医療の円滑な事業運営が図られるよう、医療機関が行う医療機器等設備整備に係る費用について市町村と協調支援する。 〔実施主体〕病院群輪番制病院及び共同利用型病院 〔補助対象経費〕医療機器又は重病救急患者の治療に係る専用医療機器の購入費 〔補助率〕2/3（国1/3、県1/3）						14,657	
へき地医療拠点病院設備整備事業	へき地診療所等への代診医等の派遣や遠隔診療支援等の活動を行うへき地医療拠点病院に対し、活動に必要な機器の整備に要する経費を補助する。 〔実施主体〕へき地医療拠点病院（中央病院、西伯病院、日南病院など） 〔補助対象経費〕へき地医療拠点病院として必要な医療機器購入費 〔補助率〕10/10（国1/2、県1/2）						289,000	
共同利用施設設備整備事業	地域医療支援病院として必要な共同利用高額医療機器の整備に要する経費を支援する。 〔実施主体〕厚生病院、中央病院、西伯病院 〔補助対象経費〕共同利用高額医療機器購入費 〔補助率〕県補助率：2/3（県立病院の場合1/3）						94,098	
救命救急センター設備整備事業	ドクターカーの更新を支援する。 〔実施主体〕鳥取大学医学部附属病院〔補助対象経費〕ドクターカー等の購入費 〔補助率〕10/10（国1/2、県1/2） ※あわせて運用時間を拡充する。（現行：8時30分～17時→拡充：8時30分～22時）						10,000	
死亡時画像診断システム設備整備事業	死因究明のための解剖または死亡時画像診断の実施に必要な設備整備に要する経費を補助する。 〔実施主体〕鳥取医療センター 〔補助対象経費〕死因究明に必要な設備購入費 〔補助率〕1/2（国）						18,590	
(2) 鳥取県医療提供体制施設整備補助金								
細事業名	内容						予算額	
地球温暖化対策施設整備事業	地球温暖化対策に資する整備（施設のLED化、高効率熱源機器等）に要する経費に対して支援する。 〔実施主体〕鳥取赤十字病院、鳥取医療センター 〔補助対象経費〕地域温暖化対策に資する整備に係る経費等 〔補助率〕33%						34,889	
死亡時画像診断システム施設整備事業	死因究明のための解剖または死亡時画像診断の実施に必要な施設の工事費に対して補助する。 〔実施主体〕鳥取医療センター〔補助対象経費〕死因時画像診断実施に必要な施設整備費 〔補助率〕1/2（国）						3,927	
非常用自家発電設備及び給水設備整備事業	非常用自家発電設備、受水槽、給水設備、燃料タンクの整備に要する経費に対して補助する。 〔実施主体〕鳥取生協病院 〔補助対象経費〕非常用自家発電等の整備費 〔補助率〕33%						33,000	
3 その他								
老朽化したドクターカーの更新（及び運用時間の拡充）支援や非常用自家発電設備整備支援により、救急医療体制・災害医療体制の強化を図る。								

2目 医務費

（単位：千円）

事業名	本年度	前年度	比較	財 源 内 訳				備考
				国庫支出金	起債	その他	一般財源	
地域医療対策費（医療施設等運営事業費）	44,557	44,564	△7	40,424			4,133	
トータルコスト	48,501千円（前年度48,477千円）〔正職員：0.5人〕							
事業内容の説明								
1 事業の目的、概要								
国補助の活用により県内の医療施設等の円滑な運営を支援し、適切な医療提供体制を確保する。								
2 主な事業内容								
細事業名	内容							予算額
救急救命士病院実習受入促進事業	救急救命士に対する気管挿管の実地実習を受け入れる病院に対し、指導医の人件費等を支援する。 〔実施主体〕鳥取市立病院、鳥取赤十字病院、厚生病院、野島病院、山陰労災病院 〔補助対象経費〕救急救命士の実地修練に係る経費（人件費等） 〔補助率〕10/10（県立病院は1/2）							4,343
周産期母子医療センター運営事業	周産期母子医療センターの充実強化に必要な経費を支援する。 〔実施主体〕中央病院（地域周産期母子医療センター）〔補助対象経費〕地域周産期母子医療センター運営に必要な経費（給与費、需用費、備品購入費等） 〔補助率〕1/3							34,671
鍼灸マッサージ師講習会補助事業	施術者の技術向上を図るための講習会の開催経費を支援する。 〔実施主体〕鳥取県鍼灸マッサージ師会 〔補助額〕定額120千円 〔補助対象経費〕講習会を開催するための経費							120
救急患者退院コーディネーター事業	医療機関が配置している「救急患者退院コーディネーター」の人件費等の経費を支援する。 〔実施主体〕中央病院 〔補助対象経費〕救急患者退院コーディネーターの確保に必要な給与費等 〔補助率〕1/3							3,241
休日等歯科診療所運営事業	各医療圏で市等が行う休日・祝祭日、年末年始等における救急歯科診療に係る経費を支援する。 〔実施主体〕市町村等（東中西部の各地区歯科医師会へ委託） 〔補助対象経費〕救急歯科診療に係る経費（人件費等）〔補助率〕1/3							1,299
中部小児救急医療支援事業	中部圏域における小児救急医療を充実するため、中部ふるさと広域連合が行う小児休日急患診療事業（委託先：厚生病院、医師：中部医療圏小児科開業医）の運営費を支援する。 〔実施主体〕中部ふるさと広域連合 〔補助対象経費〕休日診療にかかる経費 〔補助率〕1/2							883

2目 医務費

（単位：千円）

事業名	本年度	前年度	比較	財 源 内 訳				備考																								
				国庫支出金	起債	その他	一般財源																									
移植医療推進事業	16,293	16,293	0				16,293																									
トータルコスト	20,237千円（前年度20,206千円）〔正職員：0.5人〕																															
事業内容の説明																																
<p>1 事業の目的、概要 臓器移植推進のために（公財）鳥取県臓器・アイバンクの運営費を支援する。 また、骨髄移植の推進のため、骨髄ドナー登録会の開催やドナー等への支援金の支給を行う。</p>																																
<p>2 主な事業内容</p> <p>(1) 臓器移植推進関係</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>細事業名</th> <th>内容</th> <th>予算額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>公益財団法人鳥取県臓器・アイバンク運営費補助金</td> <td>臓器移植コーディネーターを配置（1名）するとともに、移植医療の普及啓発を行うため、以下の事業を実施する。 ・院内移植コーディネーター会議の開催 ・移植医療のシンボルカラーであるグリーンライトアップの実施 ・「移植を受けた子ども達の作品展」の開催 等 実施主体：（公財）鳥取県臓器・アイバンク 県補助率：10/10</td> <td>15,523</td> </tr> </tbody> </table> <p>(2) 骨髄移植推進関係</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>細事業名</th> <th>内容</th> <th>予算額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>骨髄ドナー提供支援事業等</td> <td>骨髄移植の推進のために、骨髄ドナー登録会の開催を行うとともに、以下の事業を実施する。 ・骨髄提供のための入院等に係る負担軽減のため、ドナー及び企業に対し、支援金を支給</td> <td>770</td> </tr> <tr> <td colspan="2"> <table border="1"> <thead> <tr> <th>対象</th> <th>支給額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>骨髄提供したドナー本人</td> <td>骨髄提供のため入院・通院した日数×10千円（上限70千円）</td> </tr> <tr> <td>ドナーの骨髄等提供のために有給の特別休暇を付与した企業</td> <td>付与した休暇1日あたり20千円（上限140千円） ※このうち少なくとも10千円をドナーに支給（上記ドナー本人への支援金との併給不可）</td> </tr> </tbody> </table> </td> <td></td> </tr> <tr> <td colspan="2">・骨髄ドナー登録説明員の養成</td> <td></td> </tr> </tbody> </table>									細事業名	内容	予算額	公益財団法人鳥取県臓器・アイバンク運営費補助金	臓器移植コーディネーターを配置（1名）するとともに、移植医療の普及啓発を行うため、以下の事業を実施する。 ・院内移植コーディネーター会議の開催 ・移植医療のシンボルカラーであるグリーンライトアップの実施 ・「移植を受けた子ども達の作品展」の開催 等 実施主体：（公財）鳥取県臓器・アイバンク 県補助率：10/10	15,523	細事業名	内容	予算額	骨髄ドナー提供支援事業等	骨髄移植の推進のために、骨髄ドナー登録会の開催を行うとともに、以下の事業を実施する。 ・骨髄提供のための入院等に係る負担軽減のため、ドナー及び企業に対し、支援金を支給	770	<table border="1"> <thead> <tr> <th>対象</th> <th>支給額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>骨髄提供したドナー本人</td> <td>骨髄提供のため入院・通院した日数×10千円（上限70千円）</td> </tr> <tr> <td>ドナーの骨髄等提供のために有給の特別休暇を付与した企業</td> <td>付与した休暇1日あたり20千円（上限140千円） ※このうち少なくとも10千円をドナーに支給（上記ドナー本人への支援金との併給不可）</td> </tr> </tbody> </table>		対象	支給額	骨髄提供したドナー本人	骨髄提供のため入院・通院した日数×10千円（上限70千円）	ドナーの骨髄等提供のために有給の特別休暇を付与した企業	付与した休暇1日あたり20千円（上限140千円） ※このうち少なくとも10千円をドナーに支給（上記ドナー本人への支援金との併給不可）		・骨髄ドナー登録説明員の養成		
細事業名	内容	予算額																														
公益財団法人鳥取県臓器・アイバンク運営費補助金	臓器移植コーディネーターを配置（1名）するとともに、移植医療の普及啓発を行うため、以下の事業を実施する。 ・院内移植コーディネーター会議の開催 ・移植医療のシンボルカラーであるグリーンライトアップの実施 ・「移植を受けた子ども達の作品展」の開催 等 実施主体：（公財）鳥取県臓器・アイバンク 県補助率：10/10	15,523																														
細事業名	内容	予算額																														
骨髄ドナー提供支援事業等	骨髄移植の推進のために、骨髄ドナー登録会の開催を行うとともに、以下の事業を実施する。 ・骨髄提供のための入院等に係る負担軽減のため、ドナー及び企業に対し、支援金を支給	770																														
<table border="1"> <thead> <tr> <th>対象</th> <th>支給額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>骨髄提供したドナー本人</td> <td>骨髄提供のため入院・通院した日数×10千円（上限70千円）</td> </tr> <tr> <td>ドナーの骨髄等提供のために有給の特別休暇を付与した企業</td> <td>付与した休暇1日あたり20千円（上限140千円） ※このうち少なくとも10千円をドナーに支給（上記ドナー本人への支援金との併給不可）</td> </tr> </tbody> </table>		対象	支給額	骨髄提供したドナー本人	骨髄提供のため入院・通院した日数×10千円（上限70千円）	ドナーの骨髄等提供のために有給の特別休暇を付与した企業	付与した休暇1日あたり20千円（上限140千円） ※このうち少なくとも10千円をドナーに支給（上記ドナー本人への支援金との併給不可）																									
対象	支給額																															
骨髄提供したドナー本人	骨髄提供のため入院・通院した日数×10千円（上限70千円）																															
ドナーの骨髄等提供のために有給の特別休暇を付与した企業	付与した休暇1日あたり20千円（上限140千円） ※このうち少なくとも10千円をドナーに支給（上記ドナー本人への支援金との併給不可）																															
・骨髄ドナー登録説明員の養成																																
<p>3 その他</p> <ul style="list-style-type: none"> （公財）鳥取県臓器・アイバンクが県民及び医療従事者への普及啓発を行っているほか、県内7病院の医療従事者38名に院内移植コーディネーターを委嘱して医療機関の体制整備に取り組んでいる。 令和6年度に開催した「臓器移植推進国民大会」の成果を踏まえ、引き続き若年層に向けた普及啓発を強化する。 																																

2目 医務費

（単位：千円）

事業名	本年度	前年度	比較	財 源 内 訳				備考									
				国庫支出金	起債	その他	一般財源										
持続可能な地域医療提供体制構築推進事業	1,572	3,516	△1,944			(基金繰入金) 218	1,354										
トータルコスト	3,149千円（前年度5,081千円）〔正職員：0.2人〕																
事業内容の説明																	
<p>1 事業の目的、概要</p> <p>将来にわたって、県民一人ひとりが適切な医療サービスを受けられるよう、限られた医療資源の効率的な活用による持続的で効果的な医療のあり方等について議論を進める。</p> <p>2 主な事業内容</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>細事業名</th> <th>内容</th> <th>予算額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>地域医療構想アドバイザー派遣事業</td> <td>地域医療構想調整会議において、地域医療構想の推進に関する助言を得るため、アドバイザーを調整会議へ派遣する。</td> <td>218</td> </tr> <tr> <td>地域医療構想調整会議開催経費</td> <td>保健医療圏ごとに地域医療構想調整会議を設け、持続可能な地域医療のあり方等を検討する。</td> <td>1,354</td> </tr> </tbody> </table> <p>3 その他</p> <p>国において、2040年を見据えた新たな地域医療構想の議論が行われており、令和8年度から県内における議論がスタート。国の動きを踏まえ、適宜圏域の地域医療構想調整会議に情報提供を行う。</p> <p><新たな地域医療構想策定に向けたスケジュール></p> <p>R7 国においてガイドライン策定</p> <p>R8 県において体制全体の方向性等について議論</p> <p>R9～R10 地域の医療機関の機能分化・連携の協議等</p>									細事業名	内容	予算額	地域医療構想アドバイザー派遣事業	地域医療構想調整会議において、地域医療構想の推進に関する助言を得るため、アドバイザーを調整会議へ派遣する。	218	地域医療構想調整会議開催経費	保健医療圏ごとに地域医療構想調整会議を設け、持続可能な地域医療のあり方等を検討する。	1,354
細事業名	内容	予算額															
地域医療構想アドバイザー派遣事業	地域医療構想調整会議において、地域医療構想の推進に関する助言を得るため、アドバイザーを調整会議へ派遣する。	218															
地域医療構想調整会議開催経費	保健医療圏ごとに地域医療構想調整会議を設け、持続可能な地域医療のあり方等を検討する。	1,354															

2目 医務費

（単位：千円）

事業名	本年度	前年度	比較	財源内訳				備考
				国庫支出金	起債	その他	一般財源	
県立歯科衛生専門学校費	65,573	58,903	6,670			(使用料) 21,249 (手数料) 284 (基金繰入金) 2,960	41,080	
トータルコスト	67,939千円（前年度 61,251千円）〔正職員：0.3人〕							

事業内容の説明

1 事業の目的、概要

歯科衛生専門学校の運営に要する経費である。

2 主な事業内容

細事業名	内容	予算額
学校運営経費	歯科衛生専門学校の運営に要する経費を(社)鳥取県歯科医師会に委託する。 [拡充概要]入学生の確保、県内就業の促進等に向けた学校の体制強化に向け、教員体制を強化する。	63,751
(臨) 県立歯科衛生専門学校ホームページ新規構築	歯科衛生専門学校のホームページを新規に構築し入学者の確保を図る。	1,822

3 その他

- ・ 歯科衛生士の不足感が大きくなる中、歯科衛生士の確保は喫緊の課題となっている。
- ・ 学校の発信強化、教育体制の拡充により、学生の確保・定着支援を図る。

2目 医務費

(単位:千円)

事業名	本年度	前年度	比較	財源内訳				備考
				国庫支出金	起債	その他	一般財源	
周産期医療対策事業	4,329	4,313	16	1,772			2,557	
トータルコスト	5,906千円(前年度5,878千円)〔正職員:0.2人〕							
事業内容の説明								
1 事業の目的、概要								
安全、安心な出産ができる医療提供体制の整備のため、鳥取大学医学部附属病院の総合周産期母子医療センターを中心とする県内の周産期医療施設の患者情報等の管理を行う周産期医療情報システムのネットワーク運用等を行うとともに、周産期医療搬送コーディネーターを総合周産期母子医療センターに配置する。								
2 主な事業内容								
細事業名	内容						予算額	
周産期医療協議会の開催等	周産期医療協議会を開催するとともに、近畿ブロック周産期医療広域連携検討会へ参加する。						578	
周産期医療情報ネットワークシステムの運営等	鳥取大学医学部附属病院に委託し、周産期医療情報ネットワークシステムの運営等を行う。						1,595	
搬送コーディネーターの配置	周産期医療情報システムの活用を推進し、緊急時に総合周産期母子医療センターが迅速かつ的確に対応できるよう、重症患者及びハイリスク患者の把握を行うコーディネーターを総合周産期母子医療センターに配置する。						2,156	

2目 医務費

（単位：千円）

事業名	本年度	前年度	比較	財 源 内 訳				備考
				国庫支出金	起債	その他	一般財源	
災害派遣医療チーム 体制整備事業	26,455	12,226	14,229	14,782			11,673	
トータルコスト	29,610千円（前年度 16,139千円）〔正職員：0.4人〕							
事業内容の説明								
1 事業の目的、概要								
大規模災害や局地災害における急性期の医療活動を行うDMAT隊員の養成及び技能の維持を図るため、DMAT隊員による訓練、研修への参加を推進する。また、災害時の医療に加え、感染症発生・まん延時の医療提供体制を確保するため、DMAT隊員を対象とした感染症対応研修の実施や、所要の資機材整備等への支援を行う。								
2 主な事業内容								
細事業名	内容							予算額
DMAT隊員養成研修 等補助金	DMAT隊員の養成及び技能維持のため、厚生労働省主催研修等の受講に係る経費（旅費等）を補助する。 ・補助対象：DMAT指定医療機関4病院 ・補助率：2/3（400千円/病院） ・補助対象経費：厚労省主催の研修等の受講に係る経費							1,600
防災訓練等参加支 援事業補助金	大規模地震を想定して行われる政府総合訓練にDMAT隊員が参加する旅費等の経費を補助する。 ・補助対象：DMAT指定医療機関4病院 ・補助率：10/10 ・補助対象経費：政府総合訓練への参加経費 （旅費等500千円/病院、ドクターヘリでの参加4,385千円（鳥大病院））							6,385
感染症クラスター 対応研修	DMAT隊員を対象に、感染症発生・まん延時の対応に向けた知識や技術習得を図るための研修会を開催する。							845
（新）災害・感染症医療業務従事者 派遣設備整備事業 補助金	災害発生直後や新興感染症まん延時における被災地等の医療機能の低下に対応するため、災害・感染症医療業務従事者の派遣に必要な設備整備費を補助する。 ・補助対象：DMAT指定医療機関4病院 ・補助率：2/3（負担割合：国1/3、県1/3、病院1/3） ・補助対象経費：派遣に必要な資機材の整備費 （派遣用資機材、災害時通信用装備等の整備費）							16,800
鳥取県航空搬送拠点 臨時医療施設医療 機器整備費補助 金	大規模災害時に航空搬送拠点臨時医療施設（SCU）に搬送された傷病者の広域搬送体制を確保するため、SCU設置・運営時に使用する医療機器の整備に要する経費を補助する。 ・補助対象：DMAT指定医療機関4病院 ・補助率：1/2 ・補助対象経費：SCU設置時に使用する医療機器の整備に要する経費 （搬送用モニター等）							825
3 その他（改善点等）								
有事に向けた更なる体制強化を図るため、令和6年度に新たに創設された国補助制度を活用し、DMAT指定医療機関のDMAT派遣に必要な資機材整備（更新を含む）を新規に支援する。								

2目 医務費

(単位:千円)

事業名	本年度	前年度	比較	財源内訳				備考												
				国庫支出金	起債	その他	一般財源													
原子力災害医療体制整備事業	70,514	34,851	35,663	70,414			100													
トータルコスト	73,669千円(前年度 37,981千円)〔正職員:0.4人〕																			
事業内容の説明																				
<p>1 事業の目的、概要</p> <p>原子力災害時の医療活動に必要な放射線測定器の維持管理及び、医療従事者等に対する研修を実施し、原子力災害医療の体制整備を図る。</p>																				
<p>2 主な事業内容</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>細事業名</th> <th>内容</th> <th>予算額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>放射線測定機器の校正等</td> <td>県が原子力災害医療機関に整備した放射線測定器等(ホールボディカウンタ、GM管サーベイメータ、個人線量計等)の校正を実施する。 ・原子力災害拠点病院 2病院、原子力災害医療協力機関 14病院</td> <td>10,854</td> </tr> <tr> <td>鳥取県原子力発電施設等緊急時安全対策費補助金</td> <td>放射線防護対策設備の定期点検及び放射線測定機器の校正を実施する医療機関への補助(例年実施)に加えて、放射線防護施設のフィルタ交換(済生会境港総合病院)、ホールボディカウンタの検出器交換(鳥取大学医学部附属病院)を臨時的に支援する。 ・実施主体:済生会境港総合病院、鳥取大学医学部附属病院 ・補助率:10/10 ・補助対象経費:電気設備・機械設備等の保守点検、放射線測定機器の校正費用等</td> <td>44,260</td> </tr> <tr> <td>(臨)ホールボディカウンタ用PC・ソフトウェアの更新等</td> <td>平成26年度に県で整備し中央病院に配置したホールボディカウンタの制御用PC及びソフトウェアの更新を支援する。</td> <td>15,400</td> </tr> </tbody> </table>									細事業名	内容	予算額	放射線測定機器の校正等	県が原子力災害医療機関に整備した放射線測定器等(ホールボディカウンタ、GM管サーベイメータ、個人線量計等)の校正を実施する。 ・原子力災害拠点病院 2病院、原子力災害医療協力機関 14病院	10,854	鳥取県原子力発電施設等緊急時安全対策費補助金	放射線防護対策設備の定期点検及び放射線測定機器の校正を実施する医療機関への補助(例年実施)に加えて、放射線防護施設のフィルタ交換(済生会境港総合病院)、ホールボディカウンタの検出器交換(鳥取大学医学部附属病院)を臨時的に支援する。 ・実施主体:済生会境港総合病院、鳥取大学医学部附属病院 ・補助率:10/10 ・補助対象経費:電気設備・機械設備等の保守点検、放射線測定機器の校正費用等	44,260	(臨)ホールボディカウンタ用PC・ソフトウェアの更新等	平成26年度に県で整備し中央病院に配置したホールボディカウンタの制御用PC及びソフトウェアの更新を支援する。	15,400
細事業名	内容	予算額																		
放射線測定機器の校正等	県が原子力災害医療機関に整備した放射線測定器等(ホールボディカウンタ、GM管サーベイメータ、個人線量計等)の校正を実施する。 ・原子力災害拠点病院 2病院、原子力災害医療協力機関 14病院	10,854																		
鳥取県原子力発電施設等緊急時安全対策費補助金	放射線防護対策設備の定期点検及び放射線測定機器の校正を実施する医療機関への補助(例年実施)に加えて、放射線防護施設のフィルタ交換(済生会境港総合病院)、ホールボディカウンタの検出器交換(鳥取大学医学部附属病院)を臨時的に支援する。 ・実施主体:済生会境港総合病院、鳥取大学医学部附属病院 ・補助率:10/10 ・補助対象経費:電気設備・機械設備等の保守点検、放射線測定機器の校正費用等	44,260																		
(臨)ホールボディカウンタ用PC・ソフトウェアの更新等	平成26年度に県で整備し中央病院に配置したホールボディカウンタの制御用PC及びソフトウェアの更新を支援する。	15,400																		

2目 医務費

（単位：千円）

事業名	本年度	前年度	比較	財源内訳				備考									
				国庫支出金	起債	その他	一般財源										
救急医療対策事業	10,981	5,898	5,083				10,981										
トータルコスト	11,770千円（前年度 6,681千円）〔正職員：0.1人〕																
事業内容の説明																	
<p>1 事業の目的、概要</p> <p>鳥取大学医学部附属病院ドクターカーの運行を支援し、重層的な救急医療体制の確保を図るとともに、鳥取県医師会が行う研修への支援により、救急医療の現場で働く医師、看護師、救急救命士等の資質向上を図る。</p>																	
<p>2 主な事業内容</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>細事業名</th> <th>内容</th> <th>予算額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>【拡充】ドクターカー運営事業費補助金</td> <td>ドクターカーの運営費（運転手人件費、燃料費等）を補助する。 ・実施主体：鳥取大学医学部附属病院（高度救命救急センター） ・補助率：10/10 ・運行時間：年末年始（12/29～1/3）を除く毎日午前8時30分～午後10時 ※ドクターカー更新にあわせ運行時間を延長（午後5時まで→午後10時まで）することで、これまで対応できていなかった夜間の救急現場への早期医療介入が可能となる。</td> <td>10,281</td> </tr> <tr> <td>高度救命処置研修開催事業費補助金</td> <td>救急医療の現場で働く医師、看護師等の資質向上を図るため、医師会が開催する心肺蘇生に関する救急処置研修（ACLS）及び外傷現場活動指針に関する研修（JPTEC）を支援する。 ・実施主体：（公社）鳥取県医師会 ・補助率：10/10</td> <td>700</td> </tr> </tbody> </table>									細事業名	内容	予算額	【拡充】ドクターカー運営事業費補助金	ドクターカーの運営費（運転手人件費、燃料費等）を補助する。 ・実施主体：鳥取大学医学部附属病院（高度救命救急センター） ・補助率：10/10 ・運行時間：年末年始（12/29～1/3）を除く毎日午前8時30分～午後10時 ※ドクターカー更新にあわせ運行時間を延長（午後5時まで→午後10時まで）することで、これまで対応できていなかった夜間の救急現場への早期医療介入が可能となる。	10,281	高度救命処置研修開催事業費補助金	救急医療の現場で働く医師、看護師等の資質向上を図るため、医師会が開催する心肺蘇生に関する救急処置研修（ACLS）及び外傷現場活動指針に関する研修（JPTEC）を支援する。 ・実施主体：（公社）鳥取県医師会 ・補助率：10/10	700
細事業名	内容	予算額															
【拡充】ドクターカー運営事業費補助金	ドクターカーの運営費（運転手人件費、燃料費等）を補助する。 ・実施主体：鳥取大学医学部附属病院（高度救命救急センター） ・補助率：10/10 ・運行時間：年末年始（12/29～1/3）を除く毎日午前8時30分～午後10時 ※ドクターカー更新にあわせ運行時間を延長（午後5時まで→午後10時まで）することで、これまで対応できていなかった夜間の救急現場への早期医療介入が可能となる。	10,281															
高度救命処置研修開催事業費補助金	救急医療の現場で働く医師、看護師等の資質向上を図るため、医師会が開催する心肺蘇生に関する救急処置研修（ACLS）及び外傷現場活動指針に関する研修（JPTEC）を支援する。 ・実施主体：（公社）鳥取県医師会 ・補助率：10/10	700															
<p>3 その他（改善点等）</p> <p>ドクターカーの運行時間延長により、これまで対応できていなかった夜間の救急現場への早期医療介入が可能となる。</p>																	

2目 医務費

(単位：千円)

事業名	本年度	前年度	比較	財 源 内 訳				備考															
				国庫支出金	起債	その他	一般財源																
ドクターヘリ運航事業	169,995	166,540	3,455				169,995																
トータルコスト	176,305千円 (前年度 172,800千円) [正職員：0.8人]																						
事業内容の説明																							
<p>1 事業の目的、概要</p> <p>早期医療介入・搬送時間短縮による救命率の向上等を図るため、鳥取県ドクターヘリ、3府県ドクターヘリ、島根県ドクターヘリの運航経費等を負担する。</p>																							
<p>2 主な事業内容</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>細事業名</th> <th>内容</th> <th>予算額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>鳥取県ドクターヘリ運航事業</td> <td>鳥取県ドクターヘリの運航経費等について、利用実績に応じて負担金を支出する。 <ul style="list-style-type: none"> ・事業主体：関西広域連合 ・基地病院：鳥取大学医学部附属病院 ・運航範囲：鳥取県全域及び兵庫県、島根県、岡山県及び広島県の一部 ・H30. 3.26から運航を開始 </td> <td>129,307</td> </tr> <tr> <td>3府県ドクターヘリ運航事業</td> <td>3府県ドクターヘリの運航経費等について、利用実績に応じて負担金を支出する。 <ul style="list-style-type: none"> ・事業主体：関西広域連合 ・基地病院：公立豊岡病院組合立豊岡病院 ・運航範囲：鳥取県全域及び兵庫県・京都府の一部 ・H22. 4.17から3府県共同運航事業を開始し、H23. 4.1に関西広域連合へ事業移管 </td> <td>35,302</td> </tr> <tr> <td>島根県ドクターヘリ運航事業</td> <td>島根県ドクターヘリの運航経費等について、利用実績に応じて負担金を支出する。 <ul style="list-style-type: none"> ・事業主体：島根県 ・基地病院：島根県立中央病院 ・運航範囲：鳥取県中・西部及び島根県全域及び広島県の一部 ・中国地方5県ドクターヘリ広域連携基本協定に基づき、H25. 5.27から鳥取県への乗り入れを開始 </td> <td>2,120</td> </tr> <tr> <td>ヘリコプター運行支援・維持管理費</td> <td>鳥取県ドクターヘリ格納庫の維持管理費及び消防防災ヘリコプターに医療チームが搭乗する「医師搭乗型消防防災ヘリコプター」の運用に必要な傷害保険料である。</td> <td>3,266</td> </tr> </tbody> </table>									細事業名	内容	予算額	鳥取県ドクターヘリ運航事業	鳥取県ドクターヘリの運航経費等について、利用実績に応じて負担金を支出する。 <ul style="list-style-type: none"> ・事業主体：関西広域連合 ・基地病院：鳥取大学医学部附属病院 ・運航範囲：鳥取県全域及び兵庫県、島根県、岡山県及び広島県の一部 ・H30. 3.26から運航を開始 	129,307	3府県ドクターヘリ運航事業	3府県ドクターヘリの運航経費等について、利用実績に応じて負担金を支出する。 <ul style="list-style-type: none"> ・事業主体：関西広域連合 ・基地病院：公立豊岡病院組合立豊岡病院 ・運航範囲：鳥取県全域及び兵庫県・京都府の一部 ・H22. 4.17から3府県共同運航事業を開始し、H23. 4.1に関西広域連合へ事業移管 	35,302	島根県ドクターヘリ運航事業	島根県ドクターヘリの運航経費等について、利用実績に応じて負担金を支出する。 <ul style="list-style-type: none"> ・事業主体：島根県 ・基地病院：島根県立中央病院 ・運航範囲：鳥取県中・西部及び島根県全域及び広島県の一部 ・中国地方5県ドクターヘリ広域連携基本協定に基づき、H25. 5.27から鳥取県への乗り入れを開始 	2,120	ヘリコプター運行支援・維持管理費	鳥取県ドクターヘリ格納庫の維持管理費及び消防防災ヘリコプターに医療チームが搭乗する「医師搭乗型消防防災ヘリコプター」の運用に必要な傷害保険料である。	3,266
細事業名	内容	予算額																					
鳥取県ドクターヘリ運航事業	鳥取県ドクターヘリの運航経費等について、利用実績に応じて負担金を支出する。 <ul style="list-style-type: none"> ・事業主体：関西広域連合 ・基地病院：鳥取大学医学部附属病院 ・運航範囲：鳥取県全域及び兵庫県、島根県、岡山県及び広島県の一部 ・H30. 3.26から運航を開始 	129,307																					
3府県ドクターヘリ運航事業	3府県ドクターヘリの運航経費等について、利用実績に応じて負担金を支出する。 <ul style="list-style-type: none"> ・事業主体：関西広域連合 ・基地病院：公立豊岡病院組合立豊岡病院 ・運航範囲：鳥取県全域及び兵庫県・京都府の一部 ・H22. 4.17から3府県共同運航事業を開始し、H23. 4.1に関西広域連合へ事業移管 	35,302																					
島根県ドクターヘリ運航事業	島根県ドクターヘリの運航経費等について、利用実績に応じて負担金を支出する。 <ul style="list-style-type: none"> ・事業主体：島根県 ・基地病院：島根県立中央病院 ・運航範囲：鳥取県中・西部及び島根県全域及び広島県の一部 ・中国地方5県ドクターヘリ広域連携基本協定に基づき、H25. 5.27から鳥取県への乗り入れを開始 	2,120																					
ヘリコプター運行支援・維持管理費	鳥取県ドクターヘリ格納庫の維持管理費及び消防防災ヘリコプターに医療チームが搭乗する「医師搭乗型消防防災ヘリコプター」の運用に必要な傷害保険料である。	3,266																					

2目 医務費

(単位: 千円)

事業名	本年度	前年度	比較	財 源 内 訳				備考
				国庫支出金	起債	その他	一般財源	
鳥取県救急電話相談事業	3,346	6,861	△3,515			(雑入) 1,553	1,793	
トータルコスト	4,135千円 (前年度 7,644千円) [正職員: 0.1人]							
事業内容の説明								
<p>1 事業の目的、概要</p> <p>県民の不安軽減、救急車・救急医療機関の適正利用 (逼迫回避) を図るため、電話相談事業 (#7119) を継続実施する。※#7119の対象: 概ね15歳以上の大人に係る電話相談 救急搬送人員に占める軽症患者の割合を令和11年までに25%以下とする。(参考: 令和5年: 36.0%)</p> <p>2 主な事業内容</p> <p>県民が急な病気やケガをした時、24時間365日、看護師に傷病の緊急性の有無や救急車要請の可否等を相談できる窓口 (#7119) を委託して設置する。</p> <p>3 その他</p> <p><相談件数 (直近3年間) 及び効果></p> <ul style="list-style-type: none"> ・相談件数 (直近3年間) 令和3年度: 1,231件 令和4年度: 1,302件 令和5年度: 2,573件 ・効果 軽症患者の搬送割合の減少 (H29年: 38.0% → R5年: 36.0% (▲2.0%)) 								

2目 医務費

（単位：千円）

事業名	本年度	前年度	比較	財 源 内 訳				備考												
				国庫支出金	起債	その他	一般財源													
へき地医療対策費	134,961	133,005	1,956	2,467			132,494													
トータルコスト	195,691千円（前年度193,258千円）〔正職員：7.7人〕																			
事業内容の説明																				
<p>1 事業の目的、概要</p> <p>へき地の公立病院等で勤務する総合医を育成する学校法人自治医科大学の運営費用を負担するとともに、へき地拠点病院・へき地保健指導所の運営経費を補助することで、へき地医療の充実を図る。</p> <p>2 主な事業内容</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>細事業名</th> <th>内容</th> <th>予算額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>自治医科大学負担金</td> <td>へき地医療の充実を図るため、自治医科大学に負担金を交付し、将来本県のへき地医療に貢献する医師を養成する。</td> <td>131,200</td> </tr> <tr> <td>へき地医療拠点病院運営事業</td> <td>へき地医療支援機構の指導・調整により、巡回診療、医師派遣等を行う へき地医療拠点病院に必要な経費を補助する。 ・実施主体：鳥取市立病院、日野病院、日南病院 ・補助率：10/10</td> <td>2,588</td> </tr> <tr> <td>へき地保健指導所運営事業</td> <td>へき地保健指導所（倉吉市関金町）の運営費を補助する。 ・実施主体：倉吉市 ・補助率：1/2</td> <td>1,173</td> </tr> </tbody> </table> <p>3 その他（改善点等）</p> <p>令和6年度の指定勤務期間内の自治医科大学卒の医師は21人であり、鳥取大学医学部特別養成卒卒の医師（県版自治医）とともに、県職員としてへき地医療等に貢献している。</p>									細事業名	内容	予算額	自治医科大学負担金	へき地医療の充実を図るため、自治医科大学に負担金を交付し、将来本県のへき地医療に貢献する医師を養成する。	131,200	へき地医療拠点病院運営事業	へき地医療支援機構の指導・調整により、巡回診療、医師派遣等を行う へき地医療拠点病院に必要な経費を補助する。 ・実施主体：鳥取市立病院、日野病院、日南病院 ・補助率：10/10	2,588	へき地保健指導所運営事業	へき地保健指導所（倉吉市関金町）の運営費を補助する。 ・実施主体：倉吉市 ・補助率：1/2	1,173
細事業名	内容	予算額																		
自治医科大学負担金	へき地医療の充実を図るため、自治医科大学に負担金を交付し、将来本県のへき地医療に貢献する医師を養成する。	131,200																		
へき地医療拠点病院運営事業	へき地医療支援機構の指導・調整により、巡回診療、医師派遣等を行う へき地医療拠点病院に必要な経費を補助する。 ・実施主体：鳥取市立病院、日野病院、日南病院 ・補助率：10/10	2,588																		
へき地保健指導所運営事業	へき地保健指導所（倉吉市関金町）の運営費を補助する。 ・実施主体：倉吉市 ・補助率：1/2	1,173																		

2目 医務費

（単位：千円）

事業名	本年度	前年度	比較	財源内訳				備考
				国庫支出金	起債	その他	一般財源	
医師確保奨学金等貸付事業	(債務負担行為) 342,000 320,100	294,360	(債務負担行為) 342,000 25,740			(債務負担行為) 21,600 (基金繰入金) 9,600	(債務負担行為) 320,400 310,500	
トータルコスト	331,931千円（前年度 306,098千円）〔正職員：1.5人〕							
事業内容の説明								
1 事業の目的、概要								
地域医療を担う医師を確保するため、鳥取大学医学部をはじめ県内外の医学生に対して奨学金の貸付を行う（県内医療機関で一定期間勤務した場合、奨学金の返還を免除）。								
2 主な事業内容								
以下の大学の医学部医学科入学者・在学者に対して、奨学金の貸付を行う。また、制度利用希望者の募集に際し、債務負担行為を設定する。（令和8年度～令和13年度）								
医師養成確保奨学金（地域枠）	貸付対象者	鳥取大学医学部医学科（推薦入試）入学者						
	貸付枠	新規：5人以内、継続：25人						
	奨学金の額	月額120千円（年額1,440千円）						
	免除条件	臨床研修（県内）修了後、9年以内に、知事の指定する県内医療機関に6年勤務						
医師養成確保奨学金（編入枠）	貸付対象者	鳥取大学医学部医学科（学士編入）入学者						
	貸付枠	新規：5人以内、継続：15人						
	奨学金の額	月額120千円（年額1,440千円）						
	免除条件	臨床研修（県内）修了後、9年以内に、知事の指定する県内医療機関に6年勤務						
医師養成確保奨学金（一般貸付枠）	貸付対象者	県内外の大学医学部医学科在学者で以下の者 鳥取大学：出身地・卒業高校の所在地を問わない、その他大学：県内高校卒業者						
	貸付枠	新規：8人以内（うち3人は自治医科大学医学部在学者）、継続：19人						
	奨学金の額	月額100千円（年額1,200千円）						
	免除条件	（自治医大以外）臨床研修（県内）修了後、貸付期間の1.5倍に3年を加えた期間（最大9年）以内に、知事の指定する県内医療機関に貸付期間の1.5倍の期間（最大6年）勤務 （自治医大）卒業後、県職員（医師）として知事が勤務を命じる県内医療機関に貸付期間の1.5倍の期間（最大6年）勤務						
緊急医師確保対策奨学金（特別養成枠）	貸付対象者	鳥取大学医学部医学科（推薦入試）入学者						
	貸付枠	新規：6人以内、継続：27人						
	奨学金の額	月額150千円（年額1,800千円）						
	免除条件	卒業後、県職員（医師）として、知事が勤務を命じる県内医療機関に、9年勤務						
臨時特例医師確保対策奨学金（臨時養成枠）	貸付対象者	鳥取大学医学部医学科（一般入試）						
	貸付枠	新規：13人以内、継続：74人						
	奨学金の額	月額150千円（年額1,800千円）						
	免除条件	（令和4年度以降貸付分） 臨床研修（県内）開始後、12年以内に、知事の指定する県内医療機関に9年勤務、かつ、当該9年のうち知事が指定した区域で4年（臨床研修期間除く）勤務（令和3年度以前貸付分） 臨床研修（県内）修了後、9年以内に、知事の指定する県内医療機関に6年勤務						
3 その他								
<ul style="list-style-type: none"> 国による臨時定員削減により、令和7年版は、臨時養成枠の新規貸付枠が令和6年比2名減の13名となった。その後粘り強く国要望を行い、令和8年度の更なる削減は無い見込。 令和6年4月現在、指定勤務期間中の医師132人が本県の医療に貢献している。 								

2目 医務費

（単位：千円）

事業名	本年度	前年度	比較	財源内訳				備考																																											
				国庫支出金	起債	その他	一般財源																																												
医師確保対策推進事業	9,071	7,885	1,186	2,501			6,570																																												
トータルコスト	22,479千円（前年度 21,188千円）〔正職員：1.7人〕																																																		
事業内容の説明																																																			
<p>1 事業の目的、概要</p> <p>県内で勤務する臨床研修医・専門研修医の確保等を通じ、将来の安定的な医療提供体制の確保を図る。また、県内の医師が少ない区域等における医師の継続的な勤務の支援により、医師の地域偏在の解消を目指す。</p> <p>2 主な事業内容</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>細事業名</th> <th>内容</th> <th>予算額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>地域医療体験研修推進事業</td> <td>県内で勤務する研修医等の確保に向け、県内外の医学生向けに医療現場を体験できる研修を開催する。</td> <td>900</td> </tr> <tr> <td>専門研修医師支援事業</td> <td>県内外の医療機関で専門研修を行う医師を支援し、研修修了後に県内で勤務する専門医の確保を図る。</td> <td>97</td> </tr> <tr> <td>研修医確保対策支援事業</td> <td>各臨床研修指定病院と連携して「鳥取県臨床研修指定病院協議会」を組織し、臨床研修医の確保に向けた取組を行うとともに臨床研修病院の指定及び研修医定員の設定等を行う。</td> <td>2,400</td> </tr> <tr> <td>医師臨床研修事業</td> <td>臨床研修病院の指定及び研修医定員の設定等を行う。</td> <td>163</td> </tr> <tr> <td>医師少数区域経験認定医師支援事業</td> <td>へき地等の医療機関に勤務する医師の確保を図るため、同区域に一定期間の勤務経験を有する医師の研修経費等を支援する。 〔補助率〕10/10（国1/2、県1/2）</td> <td>5,002</td> </tr> <tr> <td>その他の医師確保推進事業</td> <td> <ul style="list-style-type: none"> ・県内勤務を希望する医師に対する職業紹介 ・本県に縁のある著名な医療関係者を「医療人材顧問」として委嘱し、本県で勤務を希望する医師を紹介していただく ・自治医科大学医学生と鳥取大学特別養成枠医学生を対象とした交流会の実施 </td> <td>509</td> </tr> </tbody> </table> <p>3 その他（改善点等）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・これまでの医師確保の取組により県内従事医師は増加してきたものの直近は減少。引き続き若年医師の確保の取組を進める必要がある。 ・臨床研修全国マッチング（H16）以降、若手医師の県外流出が加速したものの、その後地域枠や臨床研修医確保の取組により回復傾向にある。しかし近年は伸び悩み。引き続き臨床研修医の確保の取組を進める必要がある。 <p>【県内の医療施設従事医師数】※厚生労働省医師数調査より</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>年</th> <th>H16</th> <th>H18</th> <th>H20</th> <th>H22</th> <th>H24</th> <th>H26</th> <th>H28</th> <th>H30</th> <th>R2</th> <th>R4</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>総数（人）</td> <td>1,573</td> <td>1,570</td> <td>1,585</td> <td>1,565</td> <td>1,627</td> <td>1,662</td> <td>1,699</td> <td>1,707</td> <td>1,742</td> <td>1,740</td> </tr> </tbody> </table>									細事業名	内容	予算額	地域医療体験研修推進事業	県内で勤務する研修医等の確保に向け、県内外の医学生向けに医療現場を体験できる研修を開催する。	900	専門研修医師支援事業	県内外の医療機関で専門研修を行う医師を支援し、研修修了後に県内で勤務する専門医の確保を図る。	97	研修医確保対策支援事業	各臨床研修指定病院と連携して「鳥取県臨床研修指定病院協議会」を組織し、臨床研修医の確保に向けた取組を行うとともに臨床研修病院の指定及び研修医定員の設定等を行う。	2,400	医師臨床研修事業	臨床研修病院の指定及び研修医定員の設定等を行う。	163	医師少数区域経験認定医師支援事業	へき地等の医療機関に勤務する医師の確保を図るため、同区域に一定期間の勤務経験を有する医師の研修経費等を支援する。 〔補助率〕10/10（国1/2、県1/2）	5,002	その他の医師確保推進事業	<ul style="list-style-type: none"> ・県内勤務を希望する医師に対する職業紹介 ・本県に縁のある著名な医療関係者を「医療人材顧問」として委嘱し、本県で勤務を希望する医師を紹介していただく ・自治医科大学医学生と鳥取大学特別養成枠医学生を対象とした交流会の実施 	509	年	H16	H18	H20	H22	H24	H26	H28	H30	R2	R4	総数（人）	1,573	1,570	1,585	1,565	1,627	1,662	1,699	1,707	1,742	1,740
細事業名	内容	予算額																																																	
地域医療体験研修推進事業	県内で勤務する研修医等の確保に向け、県内外の医学生向けに医療現場を体験できる研修を開催する。	900																																																	
専門研修医師支援事業	県内外の医療機関で専門研修を行う医師を支援し、研修修了後に県内で勤務する専門医の確保を図る。	97																																																	
研修医確保対策支援事業	各臨床研修指定病院と連携して「鳥取県臨床研修指定病院協議会」を組織し、臨床研修医の確保に向けた取組を行うとともに臨床研修病院の指定及び研修医定員の設定等を行う。	2,400																																																	
医師臨床研修事業	臨床研修病院の指定及び研修医定員の設定等を行う。	163																																																	
医師少数区域経験認定医師支援事業	へき地等の医療機関に勤務する医師の確保を図るため、同区域に一定期間の勤務経験を有する医師の研修経費等を支援する。 〔補助率〕10/10（国1/2、県1/2）	5,002																																																	
その他の医師確保推進事業	<ul style="list-style-type: none"> ・県内勤務を希望する医師に対する職業紹介 ・本県に縁のある著名な医療関係者を「医療人材顧問」として委嘱し、本県で勤務を希望する医師を紹介していただく ・自治医科大学医学生と鳥取大学特別養成枠医学生を対象とした交流会の実施 	509																																																	
年	H16	H18	H20	H22	H24	H26	H28	H30	R2	R4																																									
総数（人）	1,573	1,570	1,585	1,565	1,627	1,662	1,699	1,707	1,742	1,740																																									

2目 医務費

（単位：千円）

事業名	本年度	前年度	比較	財 源 内 訳				備考
				国庫支出金	起債	その他	一般財源	
災害支援ナース派遣調整事業	777	600	177				777	
トータルコスト	1,566千円（前年度 1,383千円）〔正職員：0.1人〕							
事業内容の説明								
<p>災害支援ナース（医療法等の改正により令和6年度から「災害・感染症医療業務従事者」として位置付け）の応援派遣に係る調整業務等を県看護協会に委託する。</p> <p>（参考）災害支援ナース</p> <p>災害発生時における看護ニーズに迅速に対応できるよう、日本看護協会及び都道府県看護協会が養成。被災した医療機関における看護業務、避難所の環境整備や感染症対策、避難所における心身の体調不良者に対する受診支援等を行う。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・令和6年12月時点で79人を養成・登録 ・災害や感染症等の発生にあたり、迅速に看護職員が出動、看護活動を行うため、養成・登録した看護師が所属する医療機関と協定を締結。（令和6年12月時点で18病院） 								

2目 医務費

事業名	本年度	前年度	比較	財 源 内 訳				備考																								
				国庫支出金	起債	その他	一般財源																									
医師・看護職員確保・定着促進事業	(債務負担行為) 14,400 64,636	740	(債務負担行為) 14,400 63,896	18,546		(基金繰入金) 28,503	(債務負担行為) 14,400 17,587																									
トータルコスト	67,791千円（前年度14,459千円）〔正職員：0.4人〕																															
事業内容の説明																																
<p>1 事業の目的、概要 地域の安全・安心な医療提供体制の維持・確保に向け、特に喫緊の課題となっている中山間地域を含め、医師・看護師確保対策を強化する。</p>																																
<p>2 主な事業内容 (1) 中山間地域対策の強化 (63,443千円)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>区分</th> <th>内容</th> <th>予算額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>東部医療連携協定を踏まえた医師派遣の推進</td> <td>東部医療連携協定の締結（昨年10月）を踏まえ、へき地医療拠点病院等が行う医師不足の医療機関への医師派遣を推進する（非常勤、代診、宿日直）。 (1)へき地医療拠点病院の医師派遣支援（国補助金活用） 〔補助対象経費〕派遣医師人件費（定額） (2)県立病院の医師派遣支援（特別交付税措置あり） 〔補助対象経費〕派遣医師人件費（定額）</td> <td>33,251</td> </tr> <tr> <td>郵便局を活用したオンライン診療の推進</td> <td>医師の不足を抱える中山間地域（無医地区等）における、地域に身近な郵便局を拠点とした効率的な医療提供体制の整備を進める市町村等の取組を支援する。 〔補助対象経費〕オンライン診療体制整備に要する経費〔補助率〕10/10（国2/3、県1/3）</td> <td>2,882</td> </tr> <tr> <td>訪問看護サービスの維持・確保</td> <td>中山間地域への訪問により生じる訪問看護ステーションのかかり増し経費の一部を支援するとともに、訪問看護支援センターによる支援・調整機能を強化する。 (1)訪問看護ステーションへの支援（23,400千円） 片道30分以上1時間未満の利用者宅に訪問しサービスを提供する場合に定額を支援する。※1時間以上の場合、診療報酬による加算制度あり。 〔補助単価〕1,300円/回 (2)訪問看護支援センターの機能強化（3,910千円） センター体制を拡充（事務職員：1名→2名）し、ステーションからの相談対応、他ステーションとの調整、補助金支払い等を行う。</td> <td>27,310</td> </tr> </tbody> </table> <p>(2) 看護職員の確保・定着対策の強化 (1,193千円)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>区分</th> <th>内容</th> <th>予算額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>看護学生の確保に向けた入口対策の強化</td> <td>将来の看護人材を確保する観点から、小中高生向けの看護の魅力発信を強化するとともに、医療の高度化・専門化に伴い、医療現場のニーズが高まっている大卒看護師の養成・確保を加速する。 (1)魅力発信の強化（1,193千円） 「看護フェア」の充実に向けた支援、県看護協会と連携した効果的・体系的な普及啓発の実施、県外就職フェアでの県内病院等の紹介など (2)鳥取大学保健学科設置の地域枠定員増（債務負担行為（R8～R11）14,400千円） 平成20年度に設置した看護学科地域枠（県内出身者対象）の定員を拡充（10名→15名）※拡充5名分について債務負担行為（定員増に伴う貸付金の増）を設定</td> <td>1,193</td> </tr> <tr> <td>定着支援等に向けた県ナースセンターの機能強化</td> <td>看護学生の就業マッチング・新卒看護師の定着支援や、看護補助者の確保・あっせん機能の創出等に向け、県ナースセンターの体制を拡充する。（看護師：時限的（R4～R6）に増強していた1名増体制の維持、事務職員：1名増）</td> <td>(別事業で計上)</td> </tr> <tr> <td>看護師の業務負担軽減に向けた業務支援システム等導入支援</td> <td>看護師の業務負担を軽減し、定着を推進する観点から、病院等によるICT機器の導入等を支援する（タブレット端末、離床センサー、インカム等）。</td> <td>(別事業で計上)</td> </tr> </tbody> </table>									区分	内容	予算額	東部医療連携協定を踏まえた医師派遣の推進	東部医療連携協定の締結（昨年10月）を踏まえ、へき地医療拠点病院等が行う医師不足の医療機関への医師派遣を推進する（非常勤、代診、宿日直）。 (1)へき地医療拠点病院の医師派遣支援（国補助金活用） 〔補助対象経費〕派遣医師人件費（定額） (2)県立病院の医師派遣支援（特別交付税措置あり） 〔補助対象経費〕派遣医師人件費（定額）	33,251	郵便局を活用したオンライン診療の推進	医師の不足を抱える中山間地域（無医地区等）における、地域に身近な郵便局を拠点とした効率的な医療提供体制の整備を進める市町村等の取組を支援する。 〔補助対象経費〕オンライン診療体制整備に要する経費〔補助率〕10/10（国2/3、県1/3）	2,882	訪問看護サービスの維持・確保	中山間地域への訪問により生じる訪問看護ステーションのかかり増し経費の一部を支援するとともに、訪問看護支援センターによる支援・調整機能を強化する。 (1)訪問看護ステーションへの支援（23,400千円） 片道30分以上1時間未満の利用者宅に訪問しサービスを提供する場合に定額を支援する。※1時間以上の場合、診療報酬による加算制度あり。 〔補助単価〕1,300円/回 (2)訪問看護支援センターの機能強化（3,910千円） センター体制を拡充（事務職員：1名→2名）し、ステーションからの相談対応、他ステーションとの調整、補助金支払い等を行う。	27,310	区分	内容	予算額	看護学生の確保に向けた入口対策の強化	将来の看護人材を確保する観点から、小中高生向けの看護の魅力発信を強化するとともに、医療の高度化・専門化に伴い、医療現場のニーズが高まっている大卒看護師の養成・確保を加速する。 (1)魅力発信の強化（1,193千円） 「看護フェア」の充実に向けた支援、県看護協会と連携した効果的・体系的な普及啓発の実施、県外就職フェアでの県内病院等の紹介など (2)鳥取大学保健学科設置の地域枠定員増（債務負担行為（R8～R11）14,400千円） 平成20年度に設置した看護学科地域枠（県内出身者対象）の定員を拡充（10名→15名）※拡充5名分について債務負担行為（定員増に伴う貸付金の増）を設定	1,193	定着支援等に向けた県ナースセンターの機能強化	看護学生の就業マッチング・新卒看護師の定着支援や、看護補助者の確保・あっせん機能の創出等に向け、県ナースセンターの体制を拡充する。（看護師：時限的（R4～R6）に増強していた1名増体制の維持、事務職員：1名増）	(別事業で計上)	看護師の業務負担軽減に向けた業務支援システム等導入支援	看護師の業務負担を軽減し、定着を推進する観点から、病院等によるICT機器の導入等を支援する（タブレット端末、離床センサー、インカム等）。	(別事業で計上)
区分	内容	予算額																														
東部医療連携協定を踏まえた医師派遣の推進	東部医療連携協定の締結（昨年10月）を踏まえ、へき地医療拠点病院等が行う医師不足の医療機関への医師派遣を推進する（非常勤、代診、宿日直）。 (1)へき地医療拠点病院の医師派遣支援（国補助金活用） 〔補助対象経費〕派遣医師人件費（定額） (2)県立病院の医師派遣支援（特別交付税措置あり） 〔補助対象経費〕派遣医師人件費（定額）	33,251																														
郵便局を活用したオンライン診療の推進	医師の不足を抱える中山間地域（無医地区等）における、地域に身近な郵便局を拠点とした効率的な医療提供体制の整備を進める市町村等の取組を支援する。 〔補助対象経費〕オンライン診療体制整備に要する経費〔補助率〕10/10（国2/3、県1/3）	2,882																														
訪問看護サービスの維持・確保	中山間地域への訪問により生じる訪問看護ステーションのかかり増し経費の一部を支援するとともに、訪問看護支援センターによる支援・調整機能を強化する。 (1)訪問看護ステーションへの支援（23,400千円） 片道30分以上1時間未満の利用者宅に訪問しサービスを提供する場合に定額を支援する。※1時間以上の場合、診療報酬による加算制度あり。 〔補助単価〕1,300円/回 (2)訪問看護支援センターの機能強化（3,910千円） センター体制を拡充（事務職員：1名→2名）し、ステーションからの相談対応、他ステーションとの調整、補助金支払い等を行う。	27,310																														
区分	内容	予算額																														
看護学生の確保に向けた入口対策の強化	将来の看護人材を確保する観点から、小中高生向けの看護の魅力発信を強化するとともに、医療の高度化・専門化に伴い、医療現場のニーズが高まっている大卒看護師の養成・確保を加速する。 (1)魅力発信の強化（1,193千円） 「看護フェア」の充実に向けた支援、県看護協会と連携した効果的・体系的な普及啓発の実施、県外就職フェアでの県内病院等の紹介など (2)鳥取大学保健学科設置の地域枠定員増（債務負担行為（R8～R11）14,400千円） 平成20年度に設置した看護学科地域枠（県内出身者対象）の定員を拡充（10名→15名）※拡充5名分について債務負担行為（定員増に伴う貸付金の増）を設定	1,193																														
定着支援等に向けた県ナースセンターの機能強化	看護学生の就業マッチング・新卒看護師の定着支援や、看護補助者の確保・あっせん機能の創出等に向け、県ナースセンターの体制を拡充する。（看護師：時限的（R4～R6）に増強していた1名増体制の維持、事務職員：1名増）	(別事業で計上)																														
看護師の業務負担軽減に向けた業務支援システム等導入支援	看護師の業務負担を軽減し、定着を推進する観点から、病院等によるICT機器の導入等を支援する（タブレット端末、離床センサー、インカム等）。	(別事業で計上)																														
<p>3 その他</p> <ul style="list-style-type: none"> 令和6年度から「中山間地域の医療人材確保総合対策」をスタートしているが、新たな課題等を踏まえた対策の強化が必要。 近年少子化の影響等もあり、養成施設の定員割れや閉校、募集停止が続いている。また、新卒はじめ看護師の離職率も高止まりしており、入口対策の強化や定着に向けた対策強化が必要。 																																

2目 医務費

（単位：千円）

事業名	本年度	前年度	比較	財 源 内 訳				備考															
				国庫支出金	起債	その他	一般財源																
(新) 看護・介護ペイシエントハラスメント対策	22,895	0	22,895			(基金繰入金) 22,895																	
トータルコスト	26,050千円（前年度 0千円）〔正職員：0.4人〕																						
事業内容の説明																							
1 事業の目的、概要 県内病院や訪問サービスの現場等で喫緊の課題となっているペイシエント（カスタマー）ハラスメント対策を強化し、看護・介護職員が安心して働き続けられる環境を整備する。																							
2 主な事業内容 <table border="1" style="width:100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width:20%;">区分</th> <th style="width:60%;">内容</th> <th style="width:20%;">予算額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>患者・利用者向け啓発強化</td> <td>・啓発用チラシ・ポスター等の作成、普及啓発</td> <td>3,000</td> </tr> <tr> <td>研修・セミナーの開催、対応マニュアル等の作成</td> <td>・病院長・管理者向けセミナーの開催 ・看護・介護スタッフ対象の実践的な対応研修の開催 ・病院・施設向け対策指針やステーション等向け対応マニュアルの作成</td> <td>2,137</td> </tr> <tr> <td>相談窓口の設置</td> <td>・県看護協会、県社会福祉協議会に総合相談窓口を設置 ※ナースセンターの事務職員を1名から2名に拡充して対応 ・一次的な電話法律相談窓口を設置（月2回、各半日程度）</td> <td>4,767</td> </tr> <tr> <td>病院やステーション等による発生抑制対策等への支援</td> <td>(1) 病院やステーション等が行う通話録音装置や防犯機器整備を支援する。 （補助率等）1/2（上限50千円） (2) ステーション、介護事業所がやむを得ず複数名で訪問する場合への支援（報酬上の加算を算定できない場合） ※報酬上、複数名訪問加算を算定できるものの、ハラスメント対策の場合、利用者・家族同意を得られず、算定できない課題がある。 <看護>（補助単価）2,250円/回 <介護>（補助単価）1,500円/回 ※課題解決を促す観点から1利用者あたり3月（24回）を上限とする</td> <td>12,991</td> </tr> </tbody> </table>									区分	内容	予算額	患者・利用者向け啓発強化	・啓発用チラシ・ポスター等の作成、普及啓発	3,000	研修・セミナーの開催、対応マニュアル等の作成	・病院長・管理者向けセミナーの開催 ・看護・介護スタッフ対象の実践的な対応研修の開催 ・病院・施設向け対策指針やステーション等向け対応マニュアルの作成	2,137	相談窓口の設置	・県看護協会、県社会福祉協議会に総合相談窓口を設置 ※ナースセンターの事務職員を1名から2名に拡充して対応 ・一次的な電話法律相談窓口を設置（月2回、各半日程度）	4,767	病院やステーション等による発生抑制対策等への支援	(1) 病院やステーション等が行う通話録音装置や防犯機器整備を支援する。 （補助率等）1/2（上限50千円） (2) ステーション、介護事業所がやむを得ず複数名で訪問する場合への支援（報酬上の加算を算定できない場合） ※報酬上、複数名訪問加算を算定できるものの、ハラスメント対策の場合、利用者・家族同意を得られず、算定できない課題がある。 <看護>（補助単価）2,250円/回 <介護>（補助単価）1,500円/回 ※課題解決を促す観点から1利用者あたり3月（24回）を上限とする	12,991
区分	内容	予算額																					
患者・利用者向け啓発強化	・啓発用チラシ・ポスター等の作成、普及啓発	3,000																					
研修・セミナーの開催、対応マニュアル等の作成	・病院長・管理者向けセミナーの開催 ・看護・介護スタッフ対象の実践的な対応研修の開催 ・病院・施設向け対策指針やステーション等向け対応マニュアルの作成	2,137																					
相談窓口の設置	・県看護協会、県社会福祉協議会に総合相談窓口を設置 ※ナースセンターの事務職員を1名から2名に拡充して対応 ・一次的な電話法律相談窓口を設置（月2回、各半日程度）	4,767																					
病院やステーション等による発生抑制対策等への支援	(1) 病院やステーション等が行う通話録音装置や防犯機器整備を支援する。 （補助率等）1/2（上限50千円） (2) ステーション、介護事業所がやむを得ず複数名で訪問する場合への支援（報酬上の加算を算定できない場合） ※報酬上、複数名訪問加算を算定できるものの、ハラスメント対策の場合、利用者・家族同意を得られず、算定できない課題がある。 <看護>（補助単価）2,250円/回 <介護>（補助単価）1,500円/回 ※課題解決を促す観点から1利用者あたり3月（24回）を上限とする	12,991																					
3 その他 <ul style="list-style-type: none"> ・令和6年12月に病院（看護部）、訪問看護ステーション、県看護協会（ナースセンター、訪問看護支援センターを含む）をメンバーとする対策検討会を立ち上げた（これまでに2回開催）。 ・また、全病院、全ステーション対象に行ったアンケート調査を実施し、ハラスメント実態や支援ニーズを把握したところであり、調査結果を踏まえ、今後のハラスメント対策を実施していく。 																							

2目 医務費

（単位：千円）

事業名	本年度	前年度	比較	財源内訳				備考
				国庫支出金	起債	その他	一般財源	
(新)医療分野生産性向上・職場環境整備等事業	466,960	0	466,960	466,960				
トータルコスト	467,749千円（前年度 0千円）〔正職員：0.1人〕							
事業内容の説明								
<p>1 事業の目的、概要</p> <p>国の補正事業を活用し、医療機関等による生産性向上に資する設備導入等の取組を支援し、勤務環境の整備を図る。</p> <p>2 主な事業内容</p> <p>医療機関等による生産性向上に資するICT機器の導入やタスクシフト／タスクシェアによる業務の効率化等の取組を支援する。</p> <p>※ベースアップ評価料算定機関が対象</p> <p>（交付額） 病院・有床診療所：40千円／病床数 診療所（医科・歯科）・訪問看護ステーション：180千円／施設</p> <p>（補助率） 10/10</p> <p>【想定される取組】</p> <p>○ICT機器の導入：タブレット端末、離床センサー、インカム、WEB会議設備等の導入 等</p> <p>○タスクシフト／シェア：医師事務作業補助者や看護補助者の配置 等</p>								

2目 医務費

（単位：千円）

事業名	本年度	前年度	比較	財源内訳				備考
				国庫支出金	起債	その他	一般財源	
(新)県立歯科衛生専門学校 校外壁改修工事	1,851	0	1,851				1,851	
トータルコスト	4,217千円（前年度 0千円）〔正職員：0.3人〕							
事業内容の説明								
1 事業の目的、概要 県立歯科衛生専門学校について外壁のひび割れ、タイルの破損等による雨漏り等が顕著なため、改修を行う。								
2 主な事業内容 令和7年度は設計委託を実施（令和8年度に改修事業を実施予定）。								

3目 保健師等指導管理費

（単位：千円）

事業名	本年度	前年度	比較	財源内訳				備考
				国庫支出金	起債	その他	一般財源	
保健師等教育研修 事業	1,548	1,536	12	480			1,068	
トータルコスト	7,858千円（前年度 7,796千円）〔正職員：0.8人〕							
事業内容の説明								
1 事業の目的、概要 地域保健対策の推進に向けた県及び市町村の保健師等に対する研修を行い、保健師の資質向上を図る。								
2 主な事業内容								
細事業名	内容							予算額
保健師等教育 研修事業	新人、初任者、中堅者、管理者の各階層別や教育推進者向けの研修を行う。							584
保健師現任教 育検討会等	県全体の保健師現任教育の進捗状況を評価し、課題に対する対策を検討する。							679
保健師等連携 体制構築支援 事業	県退職保健師が育成トレーナーとなり、初任者保健師の保健指導技術と知識の向上を図る。							285
看護職員研修補助 事業	2,600	2,600	0				2,600	
トータルコスト	3,389千円（前年度 3,383千円）〔正職員：0.1人〕							
事業内容の説明								
1 事業の目的、概要 看護職員の資質向上を図るため、（公社）鳥取県看護協会が行う各種研修に対し補助を行う。								
2 主な事業内容 補助対象経費：看護職員の資質向上を図るための研修事業に要する経費 事業主体：公益社団法人鳥取県看護協会 補助率等：定額								

3目 保健師等指導管理費

(単位:千円)

事業名	本年度	前年度	比較	財 源 内 訳				備考
				国庫支出金	起債	その他	一般財源	
准看護師試験等実施費	546	652	△106			(手数料) 546		
トータルコスト	5,278千円(前年度 5,347千円) [正職員:0.6人]							
事業内容の説明								
鳥取県准看護師試験委員会を開催し、准看護師試験の実施及び准看護師免許証の交付を行うための経費である。								
助産師出向支援事業	1,328	1,328	0	1,328				
トータルコスト	2,117千円(前年度 2,111千円) [正職員:0.1人]							
事業内容の説明								
1 事業の目的、概要 助産師の就業偏在解消や、助産師としての技能向上等を図るため、助産師出向システムによる出向を支援する。								
2 主な事業内容 ・委託先:公益社団法人鳥取県看護協会 ・事業(委託)内容 ①鳥取県助産師出向支援事業協議会の開催(年3回)及び運営 ②助産師出向コーディネーターの配置及び活動								

3目 保健師等指導管理費

（単位：千円）

事業名	本年度	前年度	比較	財 源 内 訳				備考
				国庫支出金	起債	その他	一般財源	
看護職員等充足対策費	695,538	734,672	△39,134	1,129		(基金繰入金) 3,292	691,117	

トータルコスト 724,968千円（前年度762,893千円）〔正職員：2.0人、会計年度任用職員：4.0人〕

事業内容の説明

1 事業の目的、概要

県内に就業する看護職員等の確保及び離職防止のため、修学資金の貸付や病院内保育施設の運営支援等を行う。

2 主な事業内容

細事業名	内容	要求額
病院内保育施設運営費補助事業	病院内保育施設を運営する医療機関（地域医療介護総合確保基金で対象とならない医療機関）に対し、運営費を助成	3,491
医師・看護職員等の仕事と育児の両立応援事業	県内の医師・看護職員等の仕事と育児の両立に向け、職員による保育サービスの利用補助を行う病院等の取組を支援する。	1,041
看護職員等修学資金等貸付事業	県内に就業する看護職員、理学療法士・作業療法士・言語聴覚士の確保のため、各養成施設等に在学している学生に対して修学上必要な資金の貸付を行う。	654,008
ナースセンター事業	県看護協会に委託し、再就業相談事業や再就業支援研修等を実施する。 ※看護学生の就業マッチング、新卒看護師の定着支援や看護補助者の確保、あっせん機能創出等に向け、令和6年度までに時限的に増強していた看護師の1名増体制を維持。	29,937
新卒訪問看護師育成支援事業	訪問看護師の育成・確保に向け、新卒看護師を雇用し、訪問看護師として育成する訪問看護事業所を支援する。	3,292
第9次看護職員需給見通し作成事業	看護行政の方向を考える上での基礎資料として、看護職員需給見通しにかかる一斉調査を実施する。	1,129
看護職員修学資金管理事務デジタル化	看護職員修学資金・奨学金のオンライン申請、及び支払い・猶予・返還業務管理のデジタル一元化するためのシステム保守・運営経費	2,640

3 その他（改善点等）

看護職員数については、これまで就学資金貸与等の効果もあり、順調に伸びてきたが直近は減少に転じた。養成施設の定員割れや閉校がある他、看護師の離職も高止まりが続いていく中、緊急的な対策を実施する。（別事業にて計上）。

<看護職員数の推移>

H22～R2の10年で約1.2倍（+1,713人）に増加したが、直近のR4調査では10,123人に減少（△111人）。

	H18末	H22末	H26末	H30末	R2末	R4末
看護職員数	7,823	8,521	9,186	9,954	10,234	10,123

<養成校定員数増減の経過>

- ・H27：鳥取看護大学開学（80名増）、鳥取市医療看護専門学校開校（80名増）
- ・R1：米子看護高等専修学校閉校（35名減） R3：倉吉看護高等専修学校閉校（30名減）
- ・R7：鳥取看護高等専修学校閉校（40名減） R8：米子医療センター附属学校閉校（40名減）

3目 保健師等指導管理費

(単位:千円)

事業名	本年度	前年度	比較	財源内訳				備考
				国庫支出金	起債	その他	一般財源	
認定看護師養成研修事業(単県)	3,750	3,750	0				3,750	
トータルコスト	4,539千円(前年度 4,533千円) [正職員:0.1人]							
事業内容の説明								
<p>1 事業の目的、概要</p> <p>熟練した看護技術と知識を持ち、水準の高い看護実践ができる認定看護師を養成し、県内の看護現場における看護ケアの広がりや質の向上を図る。</p> <p>2 主な事業内容</p> <p>認定看護師養成研修に派遣を行う医療機関に対して、研修経費の一部(学費相当)を補助する。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・実施主体: 民間病院・診療所等 (国立・独立行政法人・公立病院は、地域医療介護総合確保基金事業で実施) ・補助率: 10/10 (上限額: 750千円) 								

5目 病院費

（単位：千円）

事業名	本年度	前年度	比較	財源内訳				備考																		
				国庫支出金	起債	その他	一般財源																			
自治体病院補助事業	59,149	66,021	△6,872				59,149																			
トータルコスト	59,938千円（前年度66,804千円）〔正職員：0.1人〕																									
事業内容の説明																										
<p>1 事業の目的、概要 へき地等に所在する公的病院が行う施設等整備を支援することにより、へき地等の医療提供体制の確保を図る。</p> <p>2 主な事業内容 公的病院が行った施設等の整備に係る借入金の償還支払利息に対する支援を行う。 （H18年度までの借入が対象）</p> <ul style="list-style-type: none"> 補助対象：病院を建設するために借り入れた地方債の支払利息について、一般会計から病院会計へ繰出を行う町 対象病院：岩美病院、智頭病院、西伯病院、日南病院、日野病院 補助率：1/2 																										
県立病院運営事業費	2,982,447	3,131,897	△149,450		<125,500> 251,000		2,731,447	県費負担 2,856,947																		
トータルコスト	2,983,236千円（前年度3,132,680千円）〔正職員：0.1人〕																									
事業内容の説明																										
<p>1 事業の目的、概要 各圏域の中核的な病院として、県民へ医療提供を行っている県立病院に対して、円滑な管理運営を行うために必要な経費を交付する。</p> <p>2 主な事業内容</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>細事業名</th> <th>内容</th> <th>予算額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>運営費交付金</td> <td>救急医療等の不採算部門に対する交付金</td> <td>1,688,324</td> </tr> <tr> <td>児童手当</td> <td>病院会計において支払う児童手当への一般会計負担金</td> <td>197,036</td> </tr> <tr> <td>施設・機器整備費負担金</td> <td>機器購入、施設の整備、補修等に要する経費に対する負担金</td> <td>639,480</td> </tr> <tr> <td>一般会計精算金の再交付</td> <td>過年度の一般会計精算金に係る過年度に整備した施設・医療機器等に係る病院事業費の償還に対する一般会計負担金</td> <td>177,746</td> </tr> <tr> <td>（新）県立中央病院におけるシステム等導入補助</td> <td>県立中央病院が行う総合医療情報システム（電子カルテ）端末等更新事業及び生体情報モニタリングシステム整備事業の実施を支援する経費</td> <td>279,861</td> </tr> </tbody> </table>									細事業名	内容	予算額	運営費交付金	救急医療等の不採算部門に対する交付金	1,688,324	児童手当	病院会計において支払う児童手当への一般会計負担金	197,036	施設・機器整備費負担金	機器購入、施設の整備、補修等に要する経費に対する負担金	639,480	一般会計精算金の再交付	過年度の一般会計精算金に係る過年度に整備した施設・医療機器等に係る病院事業費の償還に対する一般会計負担金	177,746	（新）県立中央病院におけるシステム等導入補助	県立中央病院が行う総合医療情報システム（電子カルテ）端末等更新事業及び生体情報モニタリングシステム整備事業の実施を支援する経費	279,861
細事業名	内容	予算額																								
運営費交付金	救急医療等の不採算部門に対する交付金	1,688,324																								
児童手当	病院会計において支払う児童手当への一般会計負担金	197,036																								
施設・機器整備費負担金	機器購入、施設の整備、補修等に要する経費に対する負担金	639,480																								
一般会計精算金の再交付	過年度の一般会計精算金に係る過年度に整備した施設・医療機器等に係る病院事業費の償還に対する一般会計負担金	177,746																								
（新）県立中央病院におけるシステム等導入補助	県立中央病院が行う総合医療情報システム（電子カルテ）端末等更新事業及び生体情報モニタリングシステム整備事業の実施を支援する経費	279,861																								

（注）起債欄の上段<>書きは交付税措置を除いた額である。

備考欄の県費負担は、起債欄の<>書きの金額と一般財源の金額を加算したものである。

6目 鳥取看護専門学校費

（単位：千円）

事業名	本年度	前年度	比較	財源内訳				備考															
				国庫支出金	起債	その他	一般財源																
<地方機関計上予算> 鳥取看護専門学校管理 運営費	19,659	19,939	△280			(使用料) 12,879 (手数料) 414 (雑入) 18	6,348																
トータルコスト	99,388千円（前年度 98,118千円）〔正職員：9.2人、会計年度任用職員：2.1人〕																						
事業内容の説明																							
<p>1 事業の目的、概要</p> <p>看護師として必要な知識・技術・態度を身につけ、主体的に学習する学生を育成し、県民の医療、保健、福祉の担い手として貢献できる看護師の育成を行う。</p> <p>2 主な事業内容</p> <p>鳥取看護専門学校（3年課程の看護学科）の運営に要する経費である。</p> <p>○看護師として必要な知識及び技能を習得させ、地域医療に貢献する人材を育成する。</p> <ul style="list-style-type: none"> 看護実践力を向上させるため、臨地実習施設の確保と実習の充実を図る。 魅力ある教育内容を継続して学生に提供するため、特別講義を授業計画に組み込んで実施する。 <p>○専任教員を専門領域ごと（基礎、地域・在宅、成人、老年、小児、母性、精神）に配置するとともに、教員の教育力を高める研修の実施や教育用備品の整備を行い、教育体制・内容の充実を図る。</p> <ul style="list-style-type: none"> 新カリキュラム（令和4年度～）による教育を執行するため、教員のICT機器活用力の向上を図る。 専任教員の県外研修派遣及びオンラインセミナー参加や教育方法の検討、研究を充実し、教員の資質の向上を図る。 <p>○学校運営状況（令和6年4月在籍者数）</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>区分</th> <th>1学年</th> <th>2学年</th> <th>3学年</th> <th>合計</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>定員</td> <td>40人</td> <td>40人</td> <td>40人</td> <td>120人</td> </tr> <tr> <td>現員</td> <td>33人</td> <td>42人</td> <td>39人</td> <td>114人</td> </tr> </tbody> </table> <p>3 その他（改善点等）</p> <ul style="list-style-type: none"> 学内教員や病院医師による補強講義及び模擬試験を活用した学力診断・弱点把握、個別面談を実施した結果、看護師国家試験（令和6年2月実施）の合格率は92.5%であった。国家試験合格率100%を目指し、国家試験対策の充実と個別のサポートに取り組むとともに、教育の質の向上を図る。 ハローワークの職員から面接方法やエントリーシートの書き方の指導を受けた効果もあり、就職希望者の内定率は100%、また県内就職率は96.9%（令和6年3月末）であった。今後も就職サポート、ハローワークとの連携を継続し、県内就職の推進を図る。 									区分	1学年	2学年	3学年	合計	定員	40人	40人	40人	120人	現員	33人	42人	39人	114人
区分	1学年	2学年	3学年	合計																			
定員	40人	40人	40人	120人																			
現員	33人	42人	39人	114人																			

6目 鳥取看護専門学校費

（単位：千円）

事業名	本年度	前年度	比較	財源内訳				備考
				国庫支出金	起債	その他	一般財源	
<地方機関計上予算> (新)鳥取看護専門学校空調設備更新工事	19,199	0	19,199		<8,500> 17,000		2,199	県費負担 10,699
トータルコスト	19,988千円（前年度0千円）〔正職員：0.1人〕							
事業内容の説明								
経年劣化により破損した鳥取看護専門学校における空調設備について、更新工事を行う。								

(注) 起債欄の上段<>書きは交付税措置を除いた額である。

備考欄の県費負担は、起債欄の<>書きの金額と一般財源の金額を加算したものである。

7目 倉吉総合看護専門学校費

（単位：千円）

事業名	本年度	前年度	比較	財源内訳				備考	
				国庫支出金	起債	その他	一般財源		
<地方機関計上予算> 倉吉総合看護専門学校 管理運営費						(使用料) 13,046 (手数料) 765 (雑入) 2,552	15,591		
トータルコスト	200,984千円（前年度203,962千円）〔正職員：19.7人、会計年度任用職員：4.0人〕								
事業内容の説明									
1 事業の目的、概要									
教育の質を高め、学生の学力向上を図り、本県の保健・医療・福祉の向上に貢献できる、質の高い看護職員の育成を行う。									
2 主な事業内容									
倉吉総合看護専門学校（3年課程の第1看護学科、2年課程の第2看護学科及び1年課程の助産学科の3学科を有する総合看護教育施設）の運営に要する経費である。									
○助産師、看護師の養成機関として、必要な知識・技能を習得させ、地域医療に貢献する人材を育成する。									
○専任教員を助産及び看護専門領域（基礎、在宅、成人、老年、小児、母性、精神）ごとに配置するとともに、教員の専門性を高める研修の実施、教育用備品の整備等を行い、教育体制・内容の充実を図る。									
・魅力ある教育内容とするため、最新の情報、実践経験のある講師による特別講義を行う。									
・専任教員のオンライン研修を含む県外研修派遣、教育方法の検討・研究等を充実し、教員の資質向上を図る。									
○学校運営状況（令和6年4月在籍者数）									
区分	第1看護学科				第2看護学科			助産学科	合計
	1学年	2学年	3学年	小計	1学年	2学年	小計		
定員	35	35	35	105	20	20	40	16	161
現員	24	27	35	86	4	13	17	16	119
3 その他（改善点等）									
学校の実績をPRし、県内志願者の維持及び優秀な学生の確保を図るため、入試出願要件の緩和やオープンキャンパスの拡充等を行った。									

令和7年度一般会計当初予算説明資料

3款 民生費

1項 社会福祉費

4目 高齢者福祉費

医療・保険課 (内線: 7 1 6 5)

(単位: 千円)

事業名	本年度	前年度	比較	財 源 内 訳				備考
				国庫支出金	起債	その他	一般財源	
後期高齢者医療制度財政支援事業	9,082,841	8,989,971	92,870			(財産収入) 3,009	9,079,832	
トータルコスト	9,086,785千円 (前年度8,993,884千円) [正職員: 0.5人]							

事業内容の説明

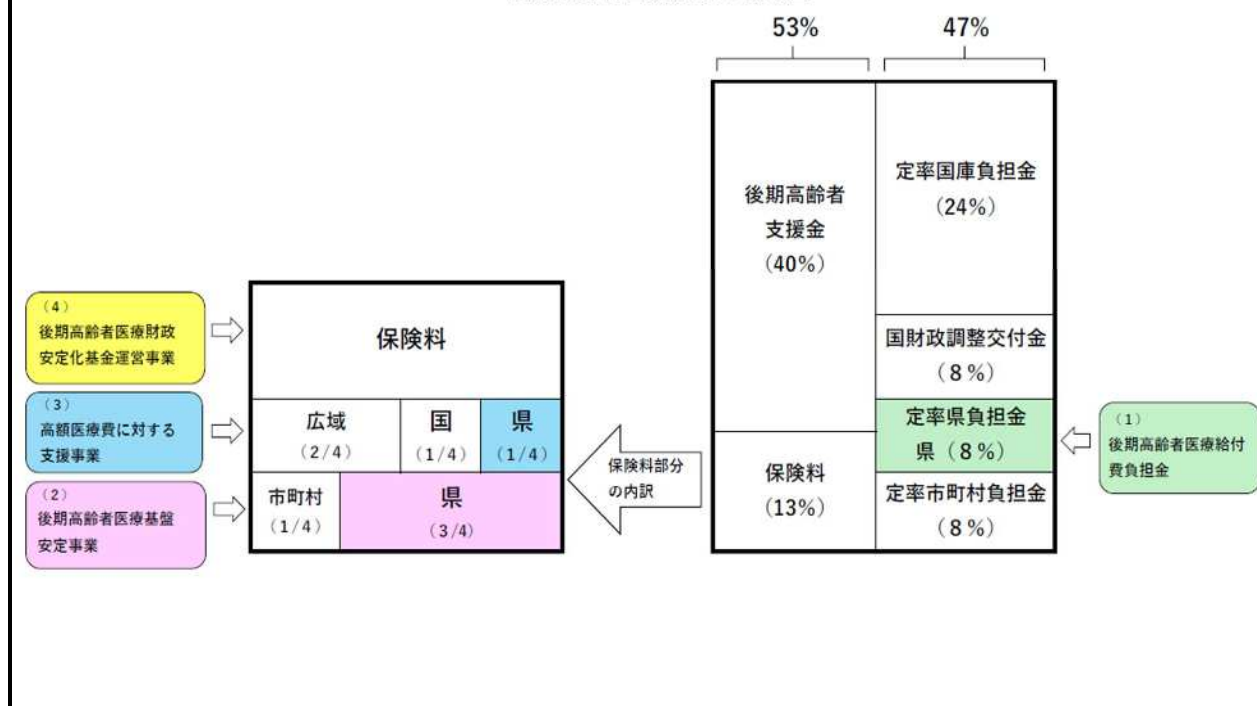
1 事業の目的、概要

鳥取県後期高齢者医療広域連合（以下「広域連合」という。）が行う後期高齢者医療制度に対して、円滑で安定的な事業運営のため、広域連合及び市町村に対して高齢者の医療の確保に関する法律に基づく財政支援等を行う。

2 主な事業内容

細事業名	内容	予算額
後期高齢者医療給付費負担金 ※下図(1)	広域連合が実施する医療費給付事業に要する費用について、12分の1を県が負担する。	6,945,219
後期高齢者医療基盤安定事業 ※下図(2)	後期高齢者医療制度の財政基盤の安定化を図るため、保険料を軽減した被保険者分について、軽減分の一部を負担する。	1,484,166
高額医療費に対する支援事業 ※下図(3)	高額な医療給付の発生による後期高齢者医療制度の財政リスクを軽減するため、レセプト1件あたり90万円を超える医療費の部分について、一部負担する。	597,194
後期高齢者医療財政安定化基金運営事業 ※下図(4)	後期高齢者医療の財政安定化に資する事業及び保険料増加抑制を図るための事業に必要な費用に充てることを目的として設置された鳥取県後期高齢者医療財政安定化基金の管理運営を行う。	3,009
後期高齢者医療制度健康診査支援事業	県内の高齢者の健康づくりの観点から、広域連合が行う健診事業及び歯科健診事業に対し、国と同額の3分の1の額を助成する。	53,253

後期高齢者医療財政の概念図



4目 高齢者福祉費

（単位：千円）

事業名	本年度	前年度	比較	財 源 内 訳				備考
				国庫支出金	起債	その他	一般財源	
医療費適正化計画 策定評価委員会等 運営費	823	1,300	△477				823	
トータルコスト	35,526千円（前年度35,729千円）〔正職員：4.4人〕							
事業内容の説明								
1 事業の目的、概要								
医療費適正化計画の進捗を審議する医療費適正化計画策定評価委員会を開催するとともに、保険診療等の質的向上及び適正化を図ることを目的に、保険医療機関、保険薬局等に対して、厚生労働省（中国四国厚生局）とともに指導等を行う。								
2 主な事業内容								
細事業名	内容						予算額	
医療費適正化対策事業	高齢者の医療の確保に関する法律第9条に基づき策定した「鳥取県医療費適正化計画」の推進を図るとともに、鳥取県医療費適正化計画策定評価委員会を開催し、進捗管理を行う。 計画の期間：6年間（令和6年度～令和11年度）						192	
後期高齢者医療審査会費	後期高齢者医療給付に関する処分、又は保険料その他の徴収金に関して市町村及び後期高齢者医療広域連合の行った処分に対する不服申立を審査するため後期高齢者医療審査会を開催する。						124	
国民健康保険審査会費	保険給付に関する処分、又は保険料その他国民健康保険法の規定による徴収金に関する処分に対しての不服申立を審査するため、国民健康保険審査会を開催する。						146	
保険医療機関等の指導	ア 個別指導 保険医療機関等に対して、個別面談方式により、診療録（カルテ）や診療報酬明細書（レセプト）等の内容を確認し、指導を行う。 イ 集団指導等 保険医療機関等に対して、講習等の方法により実施する。						361	

9目 国民健康保険連絡調整費

（単位：千円）

事業名	本年度	前年度	比較	財 源 内 訳				備考
				国庫支出金	起債	その他	一般財源	
国民健康保険運営 事業特別会計繰出 事業	3,004,882	3,124,181	△119,299				3,004,882	
トータルコスト	3,006,459千円（前年度3,125,746千円）〔正職員：0.2人〕							
事業内容の説明								
1 事業の目的、概要								
県及び市町村が行う国民健康保険の財政の安定化を図るため、国民健康保険法（第72条の2）に基づき、県一般会計から、鳥取県国民健康保険運営事業特別会計へ繰出しを行う。								
2 主な事業内容								
細事業名	内容						予算額	
県繰出金等	国民健康保険の財政安定化及び県内市町村の財政状況等に応じた財政調整を行うため、算定対象額の9/100に相当する額等を繰り出す。						2,607,196	
高額医療費負担 金繰出金	1件90万円超の高額医療費に対する助成を行う。 負担割合：国1/4、県1/4、市町村1/2						335,027	
特定健康診査等 負担金繰出金	市町村が実施する特定健康診査・特定保健指導事業の経費の1/3を県が負担する。 負担割合：国1/3、県1/3、市町村1/3						62,659	

9目 国民健康保険連絡調整費

（単位：千円）

事業名	本年度	前年度	比較	財 源 内 訳				備考															
				国庫支出金	起債	その他	一般財源																
国民健康保険基盤安定等推進費	1,692,711	1,883,776	△191,065				1,692,711																
トータルコスト	1,694,288千円（前年度1,885,341千円）〔正職員：0.2人〕																						
事業内容の説明																							
<p>1 事業の目的、概要 市町村国民健康保険の財政基盤の安定化を図るための保険料（税）軽減に対する助成に要する経費である。</p> <p>2 主な事業内容</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>細事業名</th> <th>内容</th> <th>予算額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>国民健康保険基盤安定事業負担金（保険料軽減分）</td> <td>低所得者の保険料軽減に対する助成を行う。 負担割合：県3/4、市町村1/4 実施主体：市町村</td> <td>1,447,495</td> </tr> <tr> <td>国民健康保険基盤安定事業負担金（保険者支援分）</td> <td>低所得者数に応じた財政支援を行う。 負担割合：国1/2、県1/4、市町村1/4 実施主体：市町村</td> <td>239,544</td> </tr> <tr> <td>子どもに係る国民健康保険料等の均等割額の減額措置</td> <td>未就学児の保険料軽減に対する助成を行う。 負担割合：国1/2、県1/4、市町村1/4 実施主体：市町村</td> <td>4,415</td> </tr> <tr> <td>妊産婦に係る国民健康保険料等の均等割額及び所得割額の軽減措置</td> <td>産前産後期間（4か月間）の均等割保険料及び所得割保険料の軽減に対する助成を行う。 負担割合：国1/2、県1/4、市町村1/4 実施主体：市町村</td> <td>1,257</td> </tr> </tbody> </table>									細事業名	内容	予算額	国民健康保険基盤安定事業負担金（保険料軽減分）	低所得者の保険料軽減に対する助成を行う。 負担割合：県3/4、市町村1/4 実施主体：市町村	1,447,495	国民健康保険基盤安定事業負担金（保険者支援分）	低所得者数に応じた財政支援を行う。 負担割合：国1/2、県1/4、市町村1/4 実施主体：市町村	239,544	子どもに係る国民健康保険料等の均等割額の減額措置	未就学児の保険料軽減に対する助成を行う。 負担割合：国1/2、県1/4、市町村1/4 実施主体：市町村	4,415	妊産婦に係る国民健康保険料等の均等割額及び所得割額の軽減措置	産前産後期間（4か月間）の均等割保険料及び所得割保険料の軽減に対する助成を行う。 負担割合：国1/2、県1/4、市町村1/4 実施主体：市町村	1,257
細事業名	内容	予算額																					
国民健康保険基盤安定事業負担金（保険料軽減分）	低所得者の保険料軽減に対する助成を行う。 負担割合：県3/4、市町村1/4 実施主体：市町村	1,447,495																					
国民健康保険基盤安定事業負担金（保険者支援分）	低所得者数に応じた財政支援を行う。 負担割合：国1/2、県1/4、市町村1/4 実施主体：市町村	239,544																					
子どもに係る国民健康保険料等の均等割額の減額措置	未就学児の保険料軽減に対する助成を行う。 負担割合：国1/2、県1/4、市町村1/4 実施主体：市町村	4,415																					
妊産婦に係る国民健康保険料等の均等割額及び所得割額の軽減措置	産前産後期間（4か月間）の均等割保険料及び所得割保険料の軽減に対する助成を行う。 負担割合：国1/2、県1/4、市町村1/4 実施主体：市町村	1,257																					

4款 衛生費

2項 環境衛生費

3目 環境衛生連絡調整費

（単位：千円）

事業名	本年度	前年度	比較	財 源 内 訳				備考
				国庫支出金	起債	その他	一般財源	
家庭用品安全対策事業	199	281	△82				199	
トータルコスト	988千円（前年度1,064千円）〔正職員：0.1人〕							
事業内容の説明								
<p>1 事業の目的、概要 有害物質を含有する家庭用品の規制に関する法律第6条及び第7条に基づき、家庭用品について、保健衛生上の安全性検査及び業者への指導等を行う経費である。</p> <p>2 主な事業内容 （1）規制の基準の定められた家庭用品を買い上げ（試買）、規制有害物質の含有量等について検査をする。 （2）家庭用品による被害情報の収集・報告、製造業者及び販売業者の監視指導を行う。</p>								

4項 医薬費
2目 医務費

医療・保険課 (内線: 7189)
(単位: 千円)

事業名	本年度	前年度	比較	財 源 内 訳				備考
				国庫支出金	起債	その他	一般財源	
医療安全確保事業	2,973	3,024	△51			(雑入) 350	2,623	
トータルコスト	41,619千円 (前年度41,367千円) [正職員: 4.9人]							
事業内容の説明								
1 事業の目的、概要								
<p>県内の医療提供施設が取り組む院内感染対策を支援するために、関係行政機関と医療機関による感染制御地域支援ネットワークを運営するとともに、医療に対する苦情・相談への対応のための相談窓口を設置する等、安心・安全な医療の確保を推進する。</p>								
2 主な事業内容								
細事業名	内容						予算額	
地域支援ネットワーク運営事業	<p>県全体のネットワークを整備、運営するとともに、各医療圏域に整備したネットワーク（医療機関、保健所、地区医師会等が参加）により、感染対策に関する日常的な情報交換や研修会等を行う。</p> <p>また、感染管理の専門資格を持った医師等により組織した感染制御専門家チームにより、感染制御に関する相談対応や医療機関に対する実地指導を行う。</p>						371	
院内感染対策講習会等事業	<p>県内の病院、診療所等医療機関に勤務する医師、看護師、薬剤師及び臨床検査技師等を対象に、院内感染対策に必要な専門知識を習得するための講習会を開催する。</p> <p>また、県内の各医療機関が質の高い感染対策を実施することを支援するため、県内医療機関における薬剤耐性菌の分離状況、院内感染の発生状況等に関する情報を提供することを目的としたサーベイランス（動向調査）を実施する。</p>						2,343	
医療安全推進・医療機関等の指導	<p>医療安全支援センターを設置し、医療相談窓口の運営、医療安全推進協議会の開催、医療機関の相談窓口担当者を対象とした研修会を開催する。</p> <p>また、医療法第 25 条の規定に基づき医療機関の立入検査等を行う。</p>						259	

4目 薬務費

（単位：千円）

事業名	本年度	前年度	比較	財 源 内 訳				備考
				国庫支出金	起債	その他	一般財源	
医薬品医療機器等 総合対策事業	4,396	2,543	1,853	132		(手数料) 184	4,080	
トータルコスト	32,001千円（前年度29,931千円）〔正職員：3.5人〕							
事業内容の説明								
1 事業の目的、概要								
県民の保健衛生の向上を図るため、医薬品医療機器等法に規定する医薬品等に関して、総合的な取組を行う。								
2 主な事業内容								
細事業名	内容						予算額	
医薬品等の製造 及び販売時の指 導・監督	医薬品医療機器等法に基づく、医薬品等の製造及び販売等の事業者への指導・監督を行う。 ・許可事務及び監視指導、取締（GMP調査含む） ・GMP調査に係る人的体制整備 ・薬事台帳システムに係る保守委託（医薬品医療機器等法に基づく許可情報、指導状況等を管理するシステム） ・研修会・講習会の開催 ・登録販売者試験の実施						733	
緊急用医薬品等 の流通調整等	・国有ワクチン・抗毒素（ボツリヌス抗毒素、狂犬病ワクチン、ガスエソウマ抗毒素、ジフテリア抗毒素）の医療機関へのあっせん ・乾燥ガスエソウマ抗毒素の使用期限切れに係る購入 ・ワクチン等の流通調整 ・災害時に必要な医薬品等の購入・備蓄委託（2保健所・2病院）						2,352	
【拡充】鳥取県薬 剤師会に対する 補助	・「薬事情報センター（設置者：（一社）鳥取県薬剤師会）」の運営の補助を行う。 ・災害時に派遣するモバイルファーマシーに係る維持費の補助を新たに行う。						1,273	
その他	・医薬品及び特定保健医療材料の市場（実勢）価格を調査し、薬価基準及び材料価格基準設定の基礎資料とする。（4事業者を対象に調査を実施する。） ・長年、薬事衛生の普及等のために献身的な活動を続け、その功績が顕著である者を表彰する。等						38	
3 その他（改善点等）								
県薬剤師会が保有、運営するモバイルファーマシーは、令和6年1月の能登半島地震で出動し、現地の医療救護支援活動に寄与した。今後の災害発生に備え、必要な維持管理経費について新たに支援を行う。								

4目 薬務費

（単位：千円）

事業名	本年度	前年度	比較	財源内訳				備考
				国庫支出金	起債	その他	一般財源	
献血推進・使用適正化事業	4,152	3,150	1,002				4,152	
トータルコスト	14,405千円（前年度13,323千円）〔正職員：1.3人〕							
事業内容の説明								
1 事業の目的、概要								
安全な血液製剤の安定供給の確保等に関する法律に基づき、献血者の安定的な確保のための普及啓発、血液製剤の適正使用を推進する。								
2 主な事業内容								
細事業名	内容						予算額	
献血推進事業	・若年層向け献血普及啓発事業 ・献血推進協力団体等感謝状の贈呈						3,994	
血液製剤使用適正化普及事業	・医療機関において血液製剤が有効かつ適正に使用されるように鳥取県合同輸血療法委員会（県、県赤十字血液センター、主要医療機関により構成）を設置し、血液製剤の適正使用・安全な輸血のための情報交換、研修会等を行う。						158	

4目 薬務費

（単位：千円）

事業名	本年度	前年度	比較	財源内訳				備考
				国庫支出金	起債	その他	一般財源	
医療・保険課管理運営費	5,097	3,483	1,614				5,097	
トータルコスト	12,984千円（前年度11,308千円）〔正職員：1.0人〕							
事業内容の説明								
1 事業の目的、概要								
医療・保険課内外の連絡調整等を行う。								

4目 薬務費

（単位：千円）

事業名	本年度	前年度	比較	財 源 内 訳				備考
				国庫支出金	起債	その他	一般財源	
薬物・毒劇物総合対策事業	1,151	2,848	△1,697	201		(手数料) 219	731	
トータルコスト	11,769千円（前年度13,031千円）〔正職員：1.0人、会計年度任用職員：0.8人〕							
事業内容の説明								
1 事業の目的、概要								
規制薬物、毒物劇物等に係る法令遵守を確保するとともに、薬物乱用による保健衛生上の危害の防止を図る。								
2 主な事業内容								
細事業名	内容						予算額	
麻薬・覚醒剤等対策費	(1) 麻薬・覚醒剤指導取締事業 ・麻薬取扱者免許等の事務及び麻薬業務所に対する監視指導 ・不正大麻・けし撲滅運動 (2) 麻薬中毒者措置事業						422	
危険ドラッグ等薬物乱用対策事業	(1) 危険ドラッグ等の監視・規制取締り ・危険ドラッグ製品等の情報収集・対策 ・雑貨店等の巡回指導、情報収集、啓発活動 (2) 薬物専門アドバイザーの委嘱に係る経費 薬物専門アドバイザー（2名）の助言を受け、知事指定薬物の指定等を行う。 (3) 鳥取県薬物乱用対策推進本部会議の開催 薬物濫用対策推進計画の進捗確認等を行う (4) 薬物乱用防止推進功労者知事表彰 (5) 薬物乱用防止指導員協議会 県協議会及び地区協議会の開催及び指導員講習会を開催する。 (6) 啓発活動 ・学校・公民館等での薬物乱用防止教室の実施 ・「ダメ。ゼッタイ。」街頭キャンペーン等の街頭啓発の実施						729	

4目 薬務費

（単位：千円）

事業名	本年度	前年度	比較	財 源 内 訳				備考
				国庫支出金	起債	その他	一般財源	
薬剤師確保対策促進事業	2,338	2,338	0			(基金繰入金) 420	1,918	
トータルコスト	5,493千円（前年度4,686千円）〔正職員：0.4人〕							
事業内容の説明								
1 事業の目的、概要								
鳥取県薬剤師会と連携し、県内への薬剤師の就職の促進、未就業薬剤師の復職支援、高校生等への薬剤師の職業紹介等を行い、県内で不足している薬剤師の確保を促進する。								
2 主な事業内容								
細事業名	内容						予算額	
薬剤師確保対策促進事業補助金	（一社）鳥取県薬剤師会が実施する以下の薬剤師確保対策事業に対して補助金を交付する。（補助率 1/2） （1）薬学部設置大学における就職ガイダンスへの参加 （2）薬剤師の未就業者登録・マッチング事業、復職支援プログラムの実施 （3）高校生、保護者、高校教員向けの薬学部進学セミナーの開催等						600	
薬学生サマーセミナー（職業体験事業）	全国の薬学生を対象に、県内（病院、薬局、行政等）での就業体験や、県内薬剤師との意見交換を通して、卒業後の進路検討の参考としてもらい、県内就業促進につなげる。						658	
薬学生合同企業説明会の実施	薬剤師を目指す全国の薬学生を対象に、鳥取県内の病院・薬局による合同企業説明会（オンライン）を実施し、薬剤師の県内就業促進を図る。						660	
中山間地域の病院薬剤師確保事業	薬剤師が不足している中山間地域の病院における薬剤師確保と薬剤師自身のキャリアアップを両立することのできる奨学金返還助成制度を実施する。						420	

4目 薬務費

（単位：千円）

事業名	本年度	前年度	比較	財源内訳				備考
				国庫支出金	起債	その他	一般財源	
（新）献血運動推進 全国大会準備経費	5,662	0	5,662				5,662	
トータルコスト	41,154千円（前年度0千円）〔正職員：4.5人〕							
事業内容の説明								
1 事業の目的、概要								
「献血運動推進全国大会」は、献血について国民一人一人、特に若年層に理解と協力を求め、献血運動の一層の推進を図ること目的として、毎年、「愛の血液助け合い運動」の期間中（7月1日～31日）に開催されており、令和8年度に本県での開催が予定されている。								
大会の成功に向け、「第62回献血運動推進全国大会実行委員会」を設立し、実行委員会の運営や献血啓発事業を実施する。								
2 主な事業内容								
細事業名	内容						予算額	
実行委員会運営事業	実行委員会等を開催し、大会運営に関する協議を行う。						847	
献血啓発事業	献血に対する意識向上、大会への機運醸成を図るため、ポスターコンクール、標語コンクールを開催する。						242	
大会運営事業	<ul style="list-style-type: none"> 大会の計画及び運営を実施する事業者を選定するため、プロポーザル審査会を実施する。 大会開催の企画案等について、厚生労働省等との協議を行う。 また、令和7年度開催県（宮城県）の視察を行う。						4,573	

4目 薬務費

（単位：千円）

事業名	本年度	前年度	比較	財源内訳				備考
				国庫支出金	起債	その他	一般財源	
原子力災害医療体制整備事業（安定ヨウ素剤関係）	6,131	6,432	△301	6,131				
トータルコスト	8,497千円（前年度8,780千円）〔正職員：0.3人〕							
事業内容の説明								
1 事業の目的、概要								
原子力災害の発生時に備え、被ばく防護措置の一環として、安定ヨウ素剤の備蓄、事前配布、緊急配布体制の整備等を行う。								
2 主な事業内容								
細事業名	内容						予算額	
安定ヨウ素剤の備蓄	安定ヨウ素剤（丸剤・ゼリー剤等）の購入（更新等）、期限切れ薬剤の処分を行う。						1,856	
安定ヨウ素剤の事前配布 ※対象：事故発生時に一時集結所での安定ヨウ素剤の受取りが困難で希望する者	<ul style="list-style-type: none"> 配布にかかる事前説明会（米子市・境港市）の実施 郵送配布の実施 配布スタッフ・医師等の研修 動画作成、配布資料作成 						4,225	
原子力防災訓練	原子力防災訓練において安定ヨウ素剤に係る医療活動訓練を実施する。						50	
3 その他（改善点等）								
事前配布を希望する方の利便性が向上するよう、事前配布説明会や米子保健所での通年配布に加え、新たに郵送による事前配布を行う。								

令和7年度一般会計当初予算説明資料

4款 衛生費

1項 公衆衛生費

感染症対策センター（内線：7857）

2目 結核対策費

（単位：千円）

事業名	本年度	前年度	比較	財源内訳				備考
				国庫支出金	起債	その他	一般財源	
結核予防対策事業	16,280	16,301	△21	5,174			11,106	

トータルコスト 69,912千円（前年度69,511千円）[正職員：6.8人]

事業内容の説明

1 事業の目的、概要

結核の予防・拡大防止を図り、また結核患者に適正な医療を提供するため、研修啓発事業、結核の医療費の公費による負担、服薬支援（治療薬を確実に服用できるよう支援する）等を行う。

[感染症予防計画] 全結核の人口10万人対罹患率 目標値7以下（令和11年）（令和5年：6.1）

2 主な事業内容

結核の罹患率は減少傾向であるものの、近年、結核患者に占める高齢者の割合及び若年層に占める外国人患者の割合が高い状況であること等から、高齢者施設、医療機関や監理団体(※)への啓発活動や医療従事者の研修派遣等を実施し、結核予防を推進する。

※技能実習生を受け入れ、その活動及び受け入れ企業へのサポート等を行う非営利団体

細事業名	内容	予算額
啓発事業	結核予防功労者表彰のほか、結核予防週間（9/24～9/30）における普及啓発、結核関係医療従事者等に対する研修を実施する。	834
健診事業	感染のおそれのある者等に対する健康診断を実施するとともに、感染症法に基づき結核健康診断を実施する高齢者施設等に対して補助する。（補助率2/3）	6,591
医療事業等	感染症診査協議会結核部会の運営のほか、結核医療費の公費負担を行う。また、在宅患者に対する訪問指導等継続的な服薬支援を実施する。	8,855

3目 予防費

（単位：千円）

事業名	本年度	前年度	比較	財 源 内 訳				備考
				国庫支出金	起債	その他	一般財源	
感染症対策推進事業	110,456	113,805	△3,349	34,948		(手数料) 5	75,503	

トータルコスト 255,730千円（前年度256,626千円）〔正職員：17.9人 会計年度任用職員：1.2人〕

事業内容の説明

1 事業の目的、概要

関係機関との連携により、平時から感染症発生に備えるとともに、感染症患者に対する適切な医療の提供、感染症対策に関する専門人材の育成、感染症の発生動向調査を踏まえた適切な予防活動、エイズ・性感染症や麻しん・風しん対策、予防接種などの感染症対策を総合的に推進する。

2 主な事業内容

細事業名	内容	予算額
鳥取県感染症対策センター（県版CDC）運営費（単県）	県版CDCにより、平時の人材育成と県内の関係団体や専門家との連携を更に密にするとともに、有事においては即時に感染症危機対応を行う体制を整備する。	764
感染症対応連携体制整備事業（国1/2、単県）	感染症対策連携協議会の開催等を通じて、関係団体や医療機関等と連携して、平時から感染症発生時の対応体制を整備する。	1,326
感染症発生動向調査事業（国10/10、国1/2）	感染症発生動向調査、感染症流行予測調査を行うとともに、感染症発生時は感染源の調査や病原体の検査を行い、感染拡大防止等を図る。（主な変更点）新たに新型コロナ下水サーベイランスを実施する。	15,118
感染症予防事業（国1/2、国3/4、単県）	感染症指定医療機関に対する運営費補助のほか、感染症患者への医療費公費負担や市町村が実施する防疫対策経費に対する補助を行う。	32,804
寄附講座「臨床感染症学講座」設置事業（単県）	県内の感染症対策に貢献する専門的知識を有した人材育成及び教育・研究等のため、鳥取大学医学部「臨床感染症学講座」設置に対して、寄附を行う。	32,000
エイズ予防対策事業（国1/2）	保健所でのHIV・性感染症検査（無料匿名）の実施、世界エイズデーキャンペーンなどの啓発等を実施し、エイズ等の予防対策を推進する。	4,058
麻しん・風しん対策事業（国1/2、単県）	無料抗体検査の実施やワクチン接種費用の補助、啓発を実施する。また、麻しん患者発生時の緊急ワクチン接種を実施する。（主な変更点）風しんに加え、麻しんの無料抗体検査を実施する。	9,858
予防接種事故対策事業（国10/10、国1/2、国2/3、単県）	予防接種法に基づく予防接種により発生した健康被害者を救済するための給付等を行う。	6,296
動物由来感染症対策事業（単県）	動物由来感染症に関する研修・普及啓発や情報収集・分析・情報提供体制等の整備を行う。	157
新型インフルエンザ等対策事業（国1/2、単県）	新型インフルエンザ等発生時の医療体制整備のため、医療従事者研修、図上訓練・患者搬送訓練等を行う。また、新興感染症発生時の医療提供に伴う減収補填（流行初期医療確保措置）のための国保連等システム保守委託を行う。（主な変更点）国の備蓄基準に基づき个人防护具・検査試薬の備蓄を行う。	8,075

3 その他（改善点等）

令和6年7月の新型インフルエンザ等対策政府行動計画の改定を受け、令和7年2月に県行動計画を改定したところであり、今後さらに新興感染症に備えた平時の取組を強化していく。

3目 予防費

（単位：千円）

事業名	本年度	前年度	比較	財 源 内 訳				備考
				国庫支出金	起債	その他	一般財源	
新興感染症初動対応事業	500,000	500,000	0	374,750	<87,500> 112,000		13,250	県費負担 100,750

トータルコスト 500,789千円（前年度 500,783千円）〔正職員：0.1人〕

事業内容の説明

1 事業の目的、概要

発生初期から医療提供体制の確保と感染拡大防止を図り、県民の命と健康を守るため、新興感染症の発生初期に対応する医療機関に対する減収補填等を行う。

2 主な事業内容

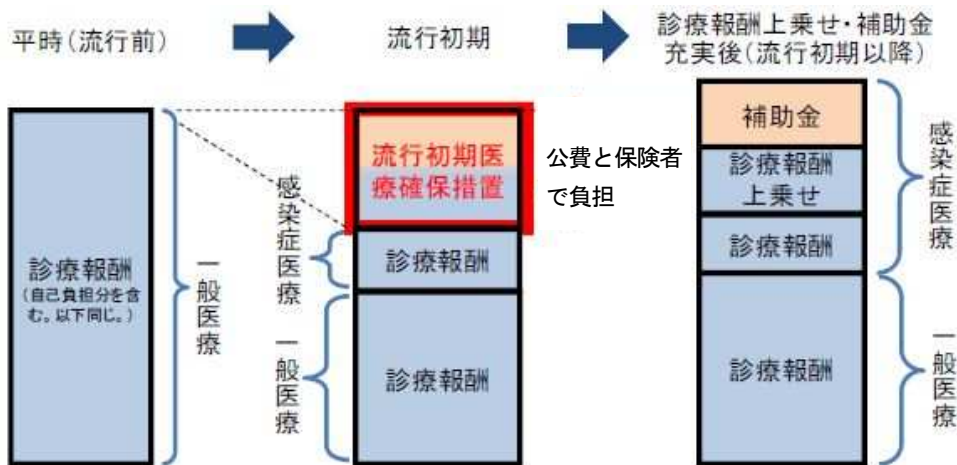
- (1) 新興感染症の流行初期から医療提供体制を確保するため、発生初期から医療提供（病床確保、発熱外来等）を行うとして協定を締結した医療機関に対して、流行初期期間（新興感染症発生から3ヶ月程度）における減収補填を行う。

【流行初期医療確保措置】（341,000千円）

（流行初期期間経過後は診療報酬の上乗せ、補助金により支援継続する想定）

※公費（国・都道府県）と保険者（被用者保険・国保・後期高齢）が1：1で負担

（公費の負担割合）国：3/4、県：1/4 県負担分には起債充当可



- (2) 宿泊施設確保（宿泊療養対応）（159,000千円） ※ 国：3/4、県：1/4 県負担分には起債充当可
 宿泊療養施設を整備する場合の宿泊施設借上費用（東・中・西部に各1棟 2ヶ月分）

（注）起債欄の上段<>書きは交付税措置を除いた額である。

備考欄の県費負担は、起債欄の<>書きの金額と一般財源の金額を加算したものである。

3目 予防費

（単位：千円）

事業名	本年度	前年度	比較	財源内訳				備考
				国庫支出金	起債	その他	一般財源	
福祉保健部（感染症対策センター）管理運営費	4,222	6,020	△1,798				4,222	
トータルコスト	5,011千円（前年度6,803千円）〔正職員：0.1人〕							
事業内容の説明								
<p>1 事業の目的、概要</p> <p>感染症対策センターの予算・決算・庶務業務、各種連絡調整を行う。</p>								

令和7年度 一般会計当初予算歳入歳出事項別明細書（福祉保健部）

（単位：千円）

款項目 節	2款 総務費			3款 民生費				
		1項 総務管理費			1項 社会福祉費			
			12目 諸費			1目 社会福祉総務費	2目 身体障がい者福祉費	
1 報酬				151,603	146,153	140,617	991	489
2 給料				360,272	317,196	317,196		
3 職員手当等				225,556	201,323	201,323		
4 共済費				141,858	126,462	126,453	3	3
5 災害補償費								
6 恩給及び退職年金								
7 報償費				847,691	754,749	8,798	820	
8 旅費				24,695	23,347	5,574	139	
費用弁償				4,405	4,229	2,913		
普通旅費				6,317	5,307	1,458		
特別旅費				13,973	13,811	1,203	139	
9 交際費				100	100	100		
10 需用費				21,324	20,183	8,036		
11 役務費				28,903	13,889	2,040		
12 委託料				1,114,962	1,086,494	301,130	568	
13 使用料及び賃借料				26,970	26,810	6,335		
14 工事請負費								
15 原材料費								
16 公有財産購入費								
17 備品購入費				424	424			
18 負担金、補助及び交付金				31,093,581	30,804,255	906,266	21	24
19 扶助費				1,312,131	1,138,024	2,288		
20 貸付金								
21 補償、補填及び賠償金								
22 償還金、利子及び割引料	100,000	100,000	100,000					
23 投資及び出資金								
24 積立金				1,918,291	1,909,247			
25 寄附金				950	50			
26 公課費								
27 繰出金				3,004,882	3,004,882			
予備費								
計	100,000	100,000	100,000	40,274,193	39,573,588	2,026,156	2,542	516
財源内訳	国庫支出金			4,572,944	4,291,736	386,741		
	地方債			2,000	2,000	2,000		
	その他			2,172,695	2,060,271	153,431		
	一般財源	100,000	100,000	33,526,554	33,219,581	1,483,984	2,542	516

令和7年度 一般会計当初予算歳入歳出事項別明細書（福祉保健部）

（単位：千円）

款項目 節	3款 民生費							
	1項 社会福祉費						2項 児童福祉費	
	4目 高齢者福祉 費	6目 遺家族等援 護費	8目 特別医療費 助成事業費	9目 国民健康保 険連絡調整 費	10目 高齢者福祉 施設費	12目 障がい者自 立支援事業 費		1目 児童福祉総 務費
1 報 酬	820					3,236	1,522	
2 給 料								
3 職 員 手 当 等								
4 共 済 費						3		
5 災 害 補 償 費								
6 恩給及び退職年金								
7 報 償 費	626,955	464				117,712	92,702	73,670
8 旅 費	5,684	367				11,583	90	
費用弁償	151	65				1,100	34	
普通旅費	184	122				3,543	34	
特別旅費	5,349	180				6,940	22	
9 交 際 費								
10 需 用 費	1,245	756				10,146	372	
11 役 務 費	3,602	507				7,740	14,844	
12 委 託 料	183,737	2,478				598,581	1,983	
13 使用料及び賃借料	2,334	1,555				16,586	50	
14 工 事 請 負 費								
15 原 材 料 費								
16 公 有 財 産 購 入 費								
17 備 品 購 入 費	424							
18 負担金、補助及び交付金	22,291,143	6,487	655,871	1,692,711	22,000	5,229,732	160,652	
19 扶 助 費		143				1,135,593		
20 貸 付 金								
21 補償、補填及び賠償金								
22 償還金、利子及び割引料								
23 投資及び出資金								
24 積 立 金	1,909,247							
25 寄 附 金		50						
26 公 課 費								
27 繰 出 金				3,004,882				
予 備 費								
計	25,025,191	12,807	655,871	4,697,593	22,000	7,130,912	272,215	73,670
財 源								
内								
一 般 財 源	2,662,500	7,786			8,148	1,226,561	126,061	73,670
地 方 債								
そ の 他	1,829,254	11			9,777	67,798	110,412	
一 般 財 源	20,533,437	5,010	655,871	4,697,593	4,075	5,836,553	35,742	

令和7年度 一般会計当初予算歳入歳出事項別明細書（福祉保健部）

（単位：千円）

款項目 節	3款 民生費							
	2項 児童福祉費			3項 生活保護費			4項 災害救助費	
	3目 母子福祉費	4目 心身障がい 者扶養共済 事業費	5目 児童福祉施 設費		1目 生活保護総 務費	2目 扶 助 費		1目 救 助 費
1 報 酬	1,522			3,928	3,928			
2 給 料				43,076	43,076			
3 職 員 手 当 等				24,233	24,233			
4 共 済 費				15,396	15,396			
5 災 害 補 償 費								
6 恩給及び退職年金								
7 報 償 費	272		18,760	240	240			
8 旅 費	50	40		1,258	1,258			
費用弁償	14	20		142	142			
普通旅費	14	20		976	976			
特別旅費	22			140	140			
9 交 際 費								
10 需 用 費	322	50		769	769			
11 役 務 費	128	14,716		170	170			
12 委 託 料	1,659	324		26,485	26,485			
13 使用料及び賃借料	50			110	110			
14 工 事 請 負 費								
15 原 材 料 費								
16 公 有 財 産 購 入 費								
17 備 品 購 入 費								
18 負担金、補助及び交付金		160,652		128,674		128,674		
19 扶 助 費				172,607		172,607	1,500	1,500
20 貸 付 金								
21 補償、補填及び賠償金								
22 償還金、利子及び割引料								
23 投資及び出資金								
24 積 立 金							9,044	
25 寄 附 金							900	900
26 公 課 費								
27 繰 出 金								
予 備 費								
計	4,003	175,782	18,760	416,946	115,665	301,281	11,444	2,400
財 源								
内 庫 支 出 金	2,663	30,968	18,760	155,147	25,692	129,455		
地 方 債								
そ の 他		110,412		19	19		1,993	
一 般 財 源	1,340	34,402		261,780	89,954	171,826	9,451	2,400

令和7年度 一般会計当初予算歳入歳出事項別明細書（福祉保健部）

（単位：千円）

款項目 節	3款 民生費	4款 衛生費							
	4項 災害救助費	1項 公衆衛生費							
	2目 備蓄費			1目 公衆衛生総 務費	2目 結核対策費	3目 予防費	4目 精神衛生費	5目 母子衛生費	
1 報酬		96,087	46,200	35,179	2,890	1,045	2,867		
2 給料		708,796	140,976	140,976					
3 職員手当等		527,814	88,255	88,255					
4 共済費		261,542	55,925	55,916			9		
5 災害補償費									
6 恩給及び退職年金									
7 報償費		506,751	12,380	1,065	141	4,242	2,693		
8 旅費		28,502	13,153	1,598	769	2,724	5,040		
費用弁償		3,981	2,076	1,242		244			
普通旅費		9,192	2,334	156	50	1,112	490		
特別旅費		15,329	8,743	200	719	1,368	4,550		
9 交際費									
10 需用費		62,897	27,527	802	655	16,344	3,379		
11 役務費		33,111	11,630	929	110	4,028	965	1,133	
12 委託料		573,605	305,831	1,466	3,721	10,760	121,256		
13 使用料及び賃借料		186,426	163,806	596	10	160,895	837		
14 工事請負費		27,258	9,518						
15 原材料費									
16 公有財産購入費									
17 備品購入費		17,798	2,398			2,398			
18 負担金、補助及び交付金		5,831,337	524,590	2,186	3,725	382,055	8,851	690	
19 扶助費		1,155,984	1,155,864	85,008	4,259	750	12,333		
20 貸付金		974,108							
21 補償、補填及び賠償金									
22 償還金、利子及び割引料									
23 投資及び出資金									
24 積立金	9,044	771,730							
25 寄附金		68,900	32,000			32,000			
26 公課費		125							
27 繰出金									
予備費									
計	9,044	11,832,771	2,590,053	413,976	16,280	617,241	158,230	1,823	
財源									
内									
一									
別									
記									
国庫支出金		3,184,252	1,220,120	101,658	5,174	409,698	70,121		
地方債		386,000	118,000			112,000			
その他	1,993	869,617	1,378	672		5	1		
一般財源	7,051	7,392,902	1,250,555	311,646	11,106	95,538	88,108	1,823	

令和7年度 一般会計当初予算歳入歳出事項別明細書（福祉保健部）

（単位：千円）

款項目 節	4款 衛生費								
	1項 公衆衛生費			2項 環境衛生費		3項 保健所費		4項 医薬費	
	7目 難病対策費	8目 健康県づくり 推進費	9目 生活習慣病 予防対策費		3目 環境衛生連 絡調整費		1目 保健所費		
1 報酬	1,344	933	1,942			7,830	7,830	42,057	
2 給料						203,632	203,632	364,188	
3 職員手当等						131,383	131,383	308,176	
4 共済費						71,821	71,821	133,796	
5 災害補償費									
6 恩給及び退職年金									
7 報償費	184	1,650	2,405			218	218	494,153	
8 旅費	66	1,699	1,257			2,203	2,203	13,146	
費用弁償		290	300			271	271	1,634	
普通旅費		526				1,908	1,908	4,950	
特別旅費	66	883	957			24	24	6,562	
9 交際費									
10 需用費		5,123	1,224			10,507	10,507	24,863	
11 役務費		1,590	2,875			9,717	9,717	11,764	
12 委託料	60,852	40,852	66,924	199	199	13,293	13,293	254,282	
13 使用料及び賃借料		1,288	180			8,473	8,473	14,147	
14 工事請負費			9,518					17,740	
15 原材料費									
16 公有財産購入費									
17 備品購入費								15,400	
18 負担金、補助及び交付金	4,241	26,656	96,186			193,102	193,102	5,113,645	
19 扶助費	989,023		64,491					120	
20 貸付金								974,108	
21 補償、補填及び賠償金									
22 償還金、利子及び割引料									
23 投資及び出資金									
24 積立金								771,730	
25 寄附金								36,900	
26 公課費						125	125		
27 繰出金									
予備費									
計	1,055,710	79,791	247,002	199	199	652,304	652,304	8,590,215	
財源内訳	国庫支出金	516,264	19,040	98,165			5,292	5,292	1,958,840
	地方債	6,000							268,000
	その他		700				12,395	12,395	855,844
	一般財源	533,446	60,051	148,837	199	199	634,617	634,617	5,507,531

令和7年度 一般会計当初予算歳入歳出事項別明細書（福祉保健部）

（単位：千円）

款項目 節	4款 衛生費							福祉保健部 合計
	4項 医薬費							
	1目 医薬総務費	2目 医務費	3目 保健師等指 導管理費	4目 薬務費	5目 病院費	6目 鳥取看護専 門学校費	7目 倉吉総合看 護専門学校 費	
1 報酬	32,688	8,638	287	366		39	39	247,690
2 給料	364,188							1,069,068
3 職員手当等	308,176							753,370
4 共済費	133,091	705						403,400
5 災害補償費								
6 恩給及び退職年金								
7 報償費		472,142	633	525		7,197	13,656	1,354,442
8 旅費	936	4,326	604	4,177		969	2,134	53,197
費用弁償	936	534	18	61		75	10	8,386
普通旅費		790	266	2,994		500	400	15,509
特別旅費		3,002	320	1,122		394	1,724	29,302
9 交際費								100
10 需用費		5,331	77	7,079		3,830	8,546	84,221
11 役務費		4,673	650	2,550		1,891	2,000	62,014
12 委託料		204,438	34,799	8,319		4,397	2,329	1,688,567
13 使用料及び賃借料		6,930	78	1,304		2,735	3,100	213,396
14 工事請負費						17,740		27,258
15 原材料費								
16 公有財産購入費								
17 備品購入費		15,400						18,222
18 負担金、補助及び交付金		2,053,178	14,174	4,487	3,041,596	60	150	36,924,918
19 扶助費				120				2,468,115
20 貸付金		320,100	654,008					974,108
21 補償、補填及び賠償金								
22 償還金、利子及び割引料								100,000
23 投資及び出資金								
24 積立金		771,730						2,690,021
25 寄附金		36,900						69,850
26 公課費								125
27 繰出金								3,004,882
予備費								
計	839,079	3,904,491	705,310	28,927	3,041,596	38,858	31,954	52,206,964
財源								
国庫支出金		1,949,439	2,937	6,464				7,757,196
地方債					251,000	17,000		388,000
内 その他	19,603	801,906	3,838	823		13,311	16,363	3,042,312
一 般財源	819,476	1,153,146	698,535	21,640	2,790,596	8,547	15,591	41,019,456

節 の 明 細

項 目		金額（千円）等
2 款 総務費		
1 項 総務管理費		
1 2 目 諸費		
償還金、利子及び割引料	福祉保健部国庫返還金	100,000
3 款 民生費		
1 項 社会福祉費		
1 目 社会福祉総務費		
報 酬	社会福祉審議会委員	17人
	社会福祉統計調査員	19人
	福祉のまちづくり推進協議会委員	23人
	会計年度任用職員	32人
	孤独・孤立を防ぐ温もりある社会づくり審議会委員	20人
	とっとり孤独・孤立対策官民連携プラットフォームワークショップ業務プロポーザル審査会委員	3人
	民生委員	1,064人
	社会福祉・保健サービス評価推進委員会委員	7人
	特定技能外国人の受入マッチング支援事業プロポーザル審査会委員	3人
給 料	一般職員	80人
	定数外職員	1人
負担金、補助及び交付金	社会福祉統計調査費交付金	211
	自治法派遣職員負担金	5,492
	県民総合福祉大会開催費負担金	1,200
	福祉研究学会支援事業補助金	500
	支え愛ボランティア養成・福祉教育推進事業補助金	12,735
	行旅死亡人取扱経費市町村交付金	1,600
	社会福祉事業包括支援事業補助金	28,728
	災害ボランティアセンター強化支援事業補助金	5,751
	大規模災害ボランティア活動応援事業補助金	5,000

節 の 明 細

項 目		金額（千円）等
負担金、補助及び交付金	「とっとり孤独・孤立対策官民連携プラットフォーム」会員団体による広報啓発事業補助金	600
	当事者・家族等のピアサポート活動支援事業補助金	2,000
	世帯訪問調査等支援事業補助金	3,000
	重層的支援体制整備事業交付金	52,000
	鳥取県市町村孤独・孤立解消支援事業補助金	3,000
	鳥取県生活困窮者相談支援体制等拡充事業補助金	4,500
	生活福祉資金貸付事業補助金	26,480
	鳥取県社会福祉協議会活動費交付金	113,293
	鳥取県民生児童委員協議会補助金	3,906
	鳥取県地区民生委員協議会活動推進費補助金	15,667
	鳥取県市町村民生委員推薦会開催事業負担金	180
	鳥取県地域の実情や課題に応じた民生委員の担い手確保対策事業補助金	1,803
	日常生活自立支援事業補助金	50,157
	成年後見支援センター運営支援事業補助金	14,790
	鳥取県ヤングケアラーのためのSNS上の集いの場設置・運営事業補助金	4,000
	鳥取県ヤングケアラー支援に関する研修事業費補助金	560
	ヤングケアラー対策会議負担金	3
	鳥取県家計負担激変緩和対策事業補助金	140,000
	鳥取県民間社会福祉施設運営費補助金	28,300
	福祉施設経営指導事業補助金	7,901
	社会福祉施設職員等退職手当共済事業給付費補助金	199,765
	鳥取県福祉サービス利用者苦情解決事業補助金	9,972
	鳥取県民間社会福祉施設整備等補助金	10,359
	鳥取県原子力発電施設等緊急時安全対策費補助金	13,779
鳥取県介護福祉士修学資金等貸付事業補助金	25,103	
鳥取県地域医療介護総合確保基金（介護従事者確保）補助金	22,829	
高齢者福祉施設放射線防護対策事業補助金	1,775	

節 の 明 細

項 目		金額（千円）等
負担金、補助及び交付金	鳥取県外国人介護人材受入促進事業補助金	6,500
	鳥取県外国人介護留学生受入事業者に対する奨学金支援事業補助金	8,800
	鳥取県外国人受入介護事業者等に対する学習強化・生活支援事業補助金	2,900
	介護福祉士養成施設の日本語学習充実支援事業補助金	5,000
	公共職業訓練受講者支援事業補助金	13,280
	介護福祉士養成施設通学支援事業補助金	2,772
	特定技能外国人材受入初期経費支援事業補助金	6,000
	外国人介護人材のための宿舎整備支援事業補助金	40,000
	研修参加のための代替要員確保対策事業補助金	1,575
	介護人材キャリアアップ研修支援事業補助金	2,500
2目 身体障がい者福祉費		
報酬	嘱託医師	5人
負担金、補助及び交付金	全国身体障害者更生相談所所長協議会負担金	21
3目 知的障がい者福祉費		
報酬	嘱託医師	4人
負担金、補助及び交付金	全国知的障害者更生相談所所長協議会負担金	24
4目 高齢者福祉費		
報酬	介護保険審査会委員	9人
	介護保険審査会専門調査員	1人
	鳥取県喀痰吸引等研修実施委員会委員	6人
	シニア作品展優秀作品選考委員	12人
	鳥取県後期高齢者医療審査会委員	5人
	国民健康保険審査会委員	6人
	鳥取県医療費適正化計画策定評価委員会委員	10人
負担金、補助及び交付金	鳥取県介護給付費負担金	9,204,470
	鳥取県地域支援事業交付金	534,813
	鳥取県国民健康保険団体連合会補助金	3,165
	介護支援専門員によるケアプラン点検支援事業補助金	1,305

節 の 明 細

項 目		金額（千円）等	
負担金、補助及び交付金	介護支援専門員研修事業補助金	26,722	
	初任段階介護支援専門員支援事業補助金	1,086	
	介護支援専門員実務研修受講試験補助事業補助金	2,869	
	鳥取県低所得者保険料軽減負担金	145,102	
	鳥取県介護保険事業補助金	21,574	
	鳥取県軽費老人ホーム運営費補助金	781,407	
	鳥取県地域医療介護総合確保基金事業（施設整備）補助金	1,750,956	
	在宅医療・介護連携の推進支援事業補助金	633	
	フレイル予防対策に関わる住民ボランティアの育成・活用事業補助金	2,000	
	市町村老人クラブ連合会補助金	13,940	
	鳥取県老人クラブ連合会補助金	5,946	
	単位老人クラブ補助金	15,546	
	鳥取ふれあい共生ホーム整備事業補助金	2,000	
	多様な主体による連携強化事業補助金	2,000	
	認知症行方不明防止支援事業補助金	200	
	アルツハイマー病治療薬の普及体制の構築事業補助金	5,000	
	鳥取県訪問介護サービス緊急支援事業補助金	6,000	
	地域介護・福祉空間整備等施設整備交付金	47,577	
	スローショッピング実施事業補助金	3,000	
	鳥取県介護人材確保・職場環境改善等事業補助金	634,000	
	鳥取県後期高齢者医療給付費負担金	6,945,219	
	鳥取県後期高齢者医療基盤安定事業負担金	1,484,166	
	鳥取県後期高齢者医療高額医療費負担金	597,194	
	鳥取県後期高齢者医療制度健康診査事業費補助金	53,253	
	積立金	鳥取県介護保険財政安定化基金運用益積立金	4,632
		鳥取県地域医療介護総合確保基金積立金	1,901,606
		鳥取県後期高齢者医療財政安定化基金積立金	3,009
6目 遺家族等援護費			

節 の 明 細

項 目		金額（千円）等	
	負担金、補助及び交付金	鳥取県遺族会補助金	2,991
		特別給付金等支給事務市町村交付金	3,496
	寄附金	引揚者慰問金	50
8目 特別医療費助成事業費			
	負担金、補助及び交付金	特別医療費補助金	597,266
		特別医療費事務費補助金	55,655
		鳥取県特別医療費助成事業協力費交付金	2,950
9目 国民健康保険連絡調整費			
	負担金、補助及び交付金	鳥取県国民健康保険基盤安定事業負担金	1,692,711
		繰出金	鳥取県国民健康保険運営事業特別会計繰出金
10目 高齢者福祉施設費			
	負担金、補助及び交付金	鳥取県病床転換助成事業補助金	22,000
12目 障がい者自立支援事業費			
報酬		鳥取県自立支援医療費（精神通院医療）支給認定・精神障害者保健福祉手帳交付判定会委員	3人
		鳥取県地域自立支援協議会委員	10人
		鳥取県喀痰吸引等研修実施委員会委員	3人
		鳥取県障害福祉サービス事業所農業分野等チャレンジ支援事業審査会	4人
		ハートフルサポート事業審査委員会委員	4人
		鳥取県体験作文等審査委員会委員	5人
		鳥取県手話施策推進協議会委員	9人
		推進会議委員（鳥取県障がい者アート推進事業）	20人
		作品展表彰審査会委員（鳥取県障がい者アート推進事業）	10人
		補助金審査会委員（鳥取県障がい者アート推進事業）	5人
		業務委託プロポーザル審査会委員（鳥取県障がい者アート推進事業）	5人
		鳥取県障害者施策推進協議会委員	17人
		鳥取県障害者介護給付費等不服審査会委員	5人
	負担金、補助及び交付金		鳥取県障害者医療費負担金
		鳥取県重度訪問介護等の利用促進に係る市町村支援事業補助金	119,092
		鳥取県障害者自立支援給付費負担金	4,072,590

節 の 明 細

項 目		金額（千円）等
負担金、補助及び交付金	鳥取県重度障がい児者支援事業補助金	59,846
	鳥取県障がい者グループホーム夜間世話人等配置事業補助金	12,200
	視覚障がい者向け情報支援機器購入助成事業補助金	800
	鳥取県電話リレーサービス加入促進事業補助金	150
	鳥取県障がい児・者地域生活体験事業補助金	2,246
	グループホーム施設整備事業補助金	57,628
	地域生活支援拠点の機能向上、実効性向上支援モデル事業補助金	4,500
	鳥取県地域生活支援事業費等補助金	179,410
	腎臓病患者サポート事業補助金	376
	障害福祉サービス利用コーディネート機能強化事業補助金	3,000
	障害福祉サービス等利活用促進事業補助金	500
	施設入所者の地域生活への移行促進事業補助金	4,500
	鳥取県障がい福祉サービス質の向上支援事業補助金	224
	障がい福祉分野就職支援金貸付事業費補助金	251
	一般社団法人鳥取県手をつなぐ育成会等補助金	3,800
	鳥取県障がい児者自発的活動支援事業補助金	1,000
	鳥取県多目的トイレ購入費等補助金	957
	鳥取県UDタクシー利活用モデル事業（福祉分野）支援補助金	100
	鳥取県福祉フォーラム開催事業費補助金	1,000
	鳥取県身体障がい者体育大会開催事業費補助金	800
	全日本challengedアクアスロン皆生大会開催事業費補助金	500
	鳥取県盲人ホーム運営費補助金	6,955
	障害福祉サービス事業所農業分野等チャレンジ支援事業補助金	4,625
	障害福祉サービス事業所運転設備資金利子補填事業補助金	677
	障害福祉サービス事業所新商品開発支援補助金	3,000
	障害福祉サービス事業所協働連携事業補助金	1,000
	鳥取県新たな工賃向上プラン実現加速化事業補助金	4,000
	福祉の店販売機能強化事業補助金	8,080
障がい者が暮らしやすい社会づくり事業補助金	3,000	

節 の 明 細

項 目		金額（千円）等
負担金、補助及び交付金	合理的配慮の提供の実践に向けた普及啓発活動等支援補助金	1,000
	鳥取県地域みんなで進めるあいサポート運動啓発活動支援補助金	1,000
	鳥取県手話サークル等助成事業費補助金	600
	鳥取県手話啓発イベント開催事業費補助金	800
	とっとりの手話を創り、守り、伝える事業補助金	100
	鳥取県きこえない・きこえにくい人の相談支援セミナー実施事業補助金	65
	手話通訳者等派遣費及び点字資料等作成費補助金	600
	鳥取県障がい者の居場所づくり支援事業補助金	500
	難聴者等向けコミュニケーション学習会開催補助金	425
	手話通訳士試験受験料補助金	110
	手話パフォーマンス甲子園実行委員会負担金	28,513
	鳥取県点字図書館運営費補助金	49,862
	鳥取県障がい者と健常者が共につくる芸術事業費補助金	19,000
	鳥取県障がい者アート活動支援事業補助金	17,500
	フクシ×アートWEEK実行委員会負担金	1,000
	強度行動障がい児者利用施設基盤整備事業補助金	7,500
	強度行動障がい児者体験利用等促進事業補助金	500
	鳥取県型強度行動障がい者入居等支援事業補助金	4,741
	在宅重度障がい児者等支援体制強化事業補助金	3,500
	強度行動障がい児者支援ワーキンググループ運営事業補助金	1,800
鳥取県社会福祉施設等施設整備費補助金	102,200	
鳥取県重度障がい児者及び強度行動障がい児者利用施設基盤整備事業補助金	23,527	
障がい福祉人材確保・職場環境改善事業補助金	199,800	
2 項 児童福祉費		
3 目 母子福祉費		
報酬	特別児童扶養手当障害認定嘱託医師	3人
	特別児童扶養手当診断書作成嘱託医師	2人
4 目 心身障がい者扶養共済事業費		
負担金、補助及び交付金	年金給付金	97,716

節 の 明 細

項 目		金額（千円）等	
	負担金、補助及び交付金	弔慰金給付金	750
		脱退一時金給付金	450
		特別調整費	61,736
3 項 生活保護費			
1 目 生活保護総務費			
報 酬	会計年度任用職員	1人	
	嘱託医師	8人	
給 料	一般職員	11人	
2 目 扶助費			
負担金、補助及び交付金	鳥取県生活保護費負担金	128,674	
4 項 災害救助費			
1 目 救助費			
寄 附 金	小災害被害者に対する見舞金	900	
2 目 備蓄費			
積 立 金	災害救助基金積立金	9,044	
4 款 衛生費			
1 項 公衆衛生費			
1 目 公衆衛生総務費			
報 酬	衛生統計調査員	113人	
	会計年度任用職員	16人	
	調査員（管理栄養士）	3人	
	調査員（看護師）	2人	
給 与	一般職員	36人	
負担金、補助及び交付金	衛生統計調査費交付金	1,000	
	鳥取県原爆被害者の会補助金	500	
	鳥取県原爆死没者慰霊等事業費補助金	560	
	全国衛生部長会負担金	81	
	日本公衆衛生学会分担金	45	

節 の 明 細

項 目		金額（千円）等
2目 結核対策費		
報 酬	鳥取県中部感染症診査協議会結核部会委員	5人
	鳥取県西部感染症診査協議会結核部会委員	5人
	鳥取県感染症対策協議会結核部会委員	10人
負担金、補助及び交付金	鳥取県結核定期健康診断費補助金	3,070
	鳥取市保健所健康支援業務負担金	655
3目 予防費		
報 酬	鳥取県感染症対策協議会委員	22人
	鳥取県中部感染症診査協議会委員	5人
	鳥取県西部感染症診査協議会委員	5人
	県版CDC 感染症対策監	3人
負担金、補助及び交付金	感染症予防事業費負担金	258
	鳥取県感染症指定医療機関運営費補助金	31,788
	感染症予防費市町村等負担金	8
	鳥取市保健所健康支援業務負担金	84
	鳥取県風しん対策特別促進事業補助金	3,036
	予防接種事故対策費負担金	5,667
	予防接種事業費対策補助金	214
	流行初期医療確保措置補助金	341,000
寄 附 金	寄附講座（臨床感染症学講座）設置寄附金	32,000
4目 精神衛生費		
報 酬	鳥取県精神医療審査会委員	14人
	指定医師（病状診察）	19人
	指定医師（措置入院診察）	70人
	鳥取県アルコール健康障害・依存症対策会議委員	24人
	アルコール健康障害・依存症対策事業プロポーザル審査会委員	4人
負担金、補助及び交付金	精神障がい者地域移行サポート事業補助金	310
	鳥取県精神障害者家族会連合会補助金	1,718

節 の 明 細

項 目		金額（千円）等
負担金、補助及び交付金	てんかんのある方の支援者等研修事業補助金	700
	アディクション・フォーラム開催支援補助金	500
	依存症問題に取り組む民間団体支援事業補助金	400
	薬物依存症リハビリ施設助成モデル事業補助金	2,969
	第72回精神保健福祉全国大会実行委員会負担金	2,174
	全国精神保健福祉センター所長会負担金	70
	県精神科病院協議会会費	10
5目 母子衛生費		
負担金、補助及び交付金	優生手術等被害者支援事業補助金	690
7目 難病対策費		
報酬	鳥取県指定難病審査会委員	10人
負担金、補助及び交付金	難病等医療費助成事業負担金（鳥取市分）	2,100
	在宅人工呼吸器使用患者支援事業負担金（鳥取市分）	1,141
	オンライン登録医療機関環境整備事業補助金	1,000
8目 健康県づくり推進費		
報酬	鳥取県健康づくり文化創造推進県民会議委員	16人
	鳥取県食育推進活動知事表彰選考委員会委員	3人
	健康を支える食文化専門会議委員	9人
	鳥取県心といのちを守る県民運動委員	15人
	鳥取県フレイル予防対策専門委員	7人
負担金、補助及び交付金	鳥取県ウォーキング立県推進事業補助金	400
	鳥取県まちの保健室事業補助金	800
	鳥取県「食の応援団」支援事業費補助金	4,382
	食料産業・6次産業化交付金	200
	鳥取県市町村自死対策強化交付金	3,000
	鳥取県自死遺族支援団体に対する補助金	938
	鳥取いのちの電話支援事業費補助金	10,436
	職域におけるフレイル予防推進事業補助金	5,000

節 の 明 細

項 目		金額（千円）等
負担金、補助及び交付金	市町村フレイル予防事業補助金	1,500
9目 生活習慣病予防対策費		
報酬	鳥取県肝炎対策協議会委員	9人
	鳥取県肝炎治療認定審査会委員	3人
	鳥取県8020運動推進協議会委員	24人
	鳥取県歯科保健推進協議会	24人
	鳥取県よい歯のコンクール審査会委員	3人
	鳥取県がん対策推進県民会議委員	22人
	圏域がん対策推進会議委員	29人
負担金、補助及び交付金	初回精密検査受検支援補助金（鳥取市分）	69
	肝炎治療医療費補助金（鳥取市分）	500
	健康増進事業費補助金	31,110
	地域がん登録全国協議会負担金	40
	鳥取県健康対策協議会事務局強化対策費負担金	5,107
	鳥取県休日がん検診実施支援負担金	7,025
	鳥取県大腸がん検診特別推進支援補助金	830
	市町村と連携して行う胃がん対策事業補助金	1,276
	鳥取県がん診療連携拠点病院機能強化事業補助金	28,197
	鳥取県院内がん登録支援事業補助金	3,547
	鳥取県がん専門医資格取得支援負担金	1,280
	鳥取県がん専門医療従事者育成支援負担金	2,466
	鳥取県がん薬物療法専門医等資格取得負担金	300
	鳥取県がんゲノム医療人材育成支援事業補助金	737
	放射線治療提供体制強化事業補助金	4,525
	鳥取県がん患者の社会参加応援事業補助金	6,331
	県民によるがん対策推進事業補助金	1,000
	鳥取県小児・AYA世代がん患者等妊孕性温存治療法研究促進事業補助金	1,146
	卒煙支援推進事業補助金	500

節 の 明 細

項 目		金額（千円）等	
	負担金、補助及び交付金	受動喫煙防止対策推進事業補助金	200
3 項 保健所費			
1 目 保健所費			
報 酬	嘱託医師	3人	
	会計年度任用職員	3人	
給 料	一般職員	52人	
負担金、補助及び交付金	全国保健所長会負担金	30	
	社会医学系専門医・指導医登録料	60	
	中四国ブロック保健所長会会費	4	
	全国保健所長会総会負担金	12	
	鳥取市の中核市移行に伴う東部4町事務委託等に係る負担金	192,996	
4 項 医薬費			
1 目 医薬総務費			
報 酬	会計年度任用職員	13人	
給 料	一般職員	58人	
	定数外職員	35人	
2 目 医務費			
報 酬	鳥取県医療審議会委員	16人	
	鳥取県精度管理専門委員	2人	
	鳥取県中部保健医療圏地域保健医療協議会委員	10人	
	鳥取県西部保健医療圏地域保健医療協議会委員	16人	
	鳥取県地域医療対策協議会委員	19人	
	鳥取県死因究明等推進協議会委員	9人	
	鳥取県地域保健医療協議会	58人	
	鳥取県周産期医療協議会委員	17人	
	嘱託医師	5人	
	歯科衛生専門学校ホームページ構築業務委託業者選定プロポーザル審査会委員	2人	
負担金、補助及び交付金	鳥取県地域医療介護総合確保基金事業補助金	560,625	

節 の 明 細

項 目		金額（千円）等
負担金、補助及び交付金	臨床検査精度管理推進費補助金	600
	SCUトランシーバー電波利用料負担金	11
	鳥取県透析患者用防災ハンドブック作成補助金	220
	鳥取県医療施設等設備整備費補助金	426,345
	鳥取県医療提供体制施設整備補助金	71,816
	鳥取県休日等歯科診療所運営費補助金	1,299
	鳥取県周産期母子医療センター運営事業費補助金	34,671
	鳥取県鍼灸マッサージ師講習会補助金	120
	鳥取県救急救命士病院実習受入促進事業費補助金	4,343
	救急患者退院コーディネーター事業補助金	3,241
	鳥取県中部小児救急医療支援事業補助金	883
	公益財団法人鳥取県臓器・アイバンク運営費補助金	15,523
	鳥取県原子力発電施設等緊急時安全対策費補助金	44,260
	自治医科大学運営費負担金	131,200
	鳥取県へき地医療拠点病院運営事業費補助金	2,588
	鳥取県へき地保健指導所運営事業補助金	1,173
	防災訓練等参加支援事業補助金	6,385
	DMA T 隊員養成研修等補助金	1,600
	災害・感染症医療業務従事者派遣設備整備事業補助金	16,800
	鳥取県航空搬送拠点臨時医療施設医療機器整備費補助金	825
	鳥取県高度救命処置研修開催事業費補助金	700
	鳥取県ドクターカー運営事業費補助金	10,281
	鳥取県ドクターヘリ運航経費負担金	129,307
	3府県ドクターヘリ運航経費負担金	35,302
	鳥根県ドクターヘリ運航経費負担金	2,120
	美保基地内監視カメラ付帯設備電気代負担金	144
臨床研修指定病院協議会負担金	2,400	
医師少数区域経験認定医師支援事業費補助金	5,002	

節 の 明 細

項 目		金額（千円）等	
	負担金、補助及び交付金	中山間地域医療機関への医師派遣事業補助金	33,251
		郵便局等を活用した中山間地域のオンライン診療推進事業補助金	2,882
		訪問看護サービスの維持・確保事業補助金	27,310
		医療分野生産性向上・職場環境整備等事業補助金	466,960
		看護・介護ペイシェントハラスメント対策補助金	12,991
	貸付金	鳥取県医師養成確保奨学金	104,400
		鳥取県緊急医師確保対策奨学金	59,250
		鳥取県臨時特例医師確保対策奨学金	156,450
	積立金	鳥取県地域医療介護総合確保基金預金利息積立金	7,055
		鳥取県地域医療介護総合確保基金積立金	764,675
	寄附金	鳥取大学医学部地域医療学講座寄附金	36,900
	3目 保健師等指導管理費		
	報酬	鳥取県准看護師試験委員	3人
		看護職員確保対策検討部会委員	12人
	負担金、補助及び交付金	看護職員研修事業費補助金	2,600
鳥取県病院内保育施設運営費補助金		3,491	
鳥取県医師・看護職員の仕事と育児の両立応援事業補助金		1,041	
新卒訪問看護師育成支援事業補助金		3,292	
鳥取県認定看護師養成研修受講補助金		3,750	
貸付金	看護職員等修学資金貸付金	654,008	
4目 薬務費			
報酬	鳥取県麻薬中毒審査会委員	5人	
	鳥取県薬物乱用対策推進本部委員	8人	
	若年層向け献血普及啓発委託事業プロポーザル審査会委員	5人	
負担金、補助及び交付金	鳥取県薬剤師会薬事情報センター補助金	1,200	
	全国薬務主管課長協議会運営会費（負担金）	10	
	鳥取県モバイルファーマシー維持費補助金	73	
	鳥取県薬剤師確保対策促進事業補助金	600	

節 の 明 細

項 目		金額（千円）等
負担金、補助及び交付金	第62回献血運動推進全国大会実行委員会負担金	2,604
5目 病院費		
負担金、補助及び交付金	鳥取県自治体病院補助金	59,149
	県営病院事業会計交付金	1,866,070
	県営病院事業会計負担金	836,516
	総合医療情報システム（電子カルテ）端末等更新事業補助金	120,361
	生体情報モニタリングシステム整備事業補助金	159,500
6目 鳥取看護専門学校費		
報酬	鳥取県立鳥取看護専門学校学校関係者評価委員会委員	4人
負担金、補助及び交付金	鳥取安全運転運行管理者協議会会費	10
	一般社団法人日本看護学校協議会負担金	50
7目 倉吉総合看護専門学校費		
報酬	鳥取県立倉吉総合看護専門学校学校関係者評価委員会委員	4人
負担金、補助及び交付金	全国助産師教育協議会負担金	100
	一般社団法人日本看護学校協議会負担金	50

債務負担行為で翌年度以降にわたるものについての前年度末までの支出額
又は支出額の見込み及び当該年度以降の支出予定額等に関する調書

当該年度提出に係る分

事 項	課名	限度額	前年度末までの支出(見込)額		当該年度以降の支出予定額		左 の 財 源 内 訳				備 考	
			期 間	金 額	期 間	金 額	特 定 財 源			一般財源		
							国庫支出金	地方債	その他			
		千円		千円		千円	千円	千円	千円	千円		
令和7年度 鳥取県立福祉人材研修 センター管理委託費	福祉保健課	4,530			令和8年度から 令和10年度まで	4,530					4,530	鳥取県立福祉人 材研修センター業 務委託
令和7年度 ひきこもり支援推進事 業	孤独・孤立 対策課	92,466			令和8年度から 令和9年度まで	92,466	46,232				46,234	とっとりひきこもり 生活支援センター 業務委託
令和7年度 保護行政費	孤独・孤立 対策課	2,746			令和8年度から 令和9年度まで	2,746					2,746	レセプト管理シス テムの利用料
令和7年度 介護福祉士等修学資金 貸付金	長寿社会課	43,950			令和8年度から 令和12年度まで	43,950	43,950					介護福祉士等修 学資金貸付事業 に係る修学資金貸 付原資の補助
令和7年度 介護分野で働く外国人 材受入支援事業	長寿社会課	4,000			令和8年度から 令和9年度まで	4,000			4,000			留学生の就労予 定先介護施設等 が支援する奨学 金費用の一部に 対する補助
令和7年度 介護人材確保緊急対策 事業	長寿社会課	10,400			令和8年度から 令和9年度まで	10,400					10,400	県内の介護福祉 士等養成に係る業 務委託
令和7年度 精神保健福祉センター 運営費	健康政策課	1,634			令和8年度から 令和12年度まで	1,634					1,634	電話交換機等の 賃貸借契約
令和7年度 医師確保奨学金等貸付 事業	医療政策課	342,000			令和8年度から 令和13年度まで	342,000			21,600		320,400	医師養成確保奨 学金、緊急医師確 保対策奨学金、臨 時特例医師確保 対策奨学金の貸 付
令和7年度 医師・看護職員確保・定 着促進事業	医療政策課	14,400			令和8年度から 令和11年度まで	14,400					14,400	看護職員奨学金 (地域枠追加5名) の貸付
令和7年度 県立看護学校学務シス テム更新事業	医療政策課	7,725			令和8年度から 令和12年度まで	7,725					7,725	県立看護学校学 務システムの管理 運営委託

債務負担行為で翌年度以降にわたるものについての前年度末までの支出額
又は支出額の見込み及び当該年度以降の支出予定額等に関する調書

過年度議決済に係る分

事項	課名	限度額	前年度末までの支出(見込)額		当該年度以降の支出予定額		左の財源内訳				備考	
			期間	金額	期間	金額	特定財源			一般財源		
							国庫支出金	地方債	その他			
千円	千円	千円	千円	千円	千円	千円	千円	千円	千円			
令和5年度 鳥取県立福祉人材研修センター管理委託費	福祉保健課	158,065	令和6年度	31,613	令和7年度から 令和10年度まで	126,452					126,452	鳥取県立福祉人材研修センター業務委託
令和6年度 鳥取県立福祉人材研修センター管理委託費	福祉保健課	8,860			令和7年度から 令和10年度まで	8,860					8,860	鳥取県立福祉人材研修センター業務委託
平成17年度 社会福祉法人鳥取県厚生事業団経営安定化支援事業施設解体費補助金	福祉監査指導課		平成18年度から 令和6年度まで	280,088	令和7年度から 令和10年度まで	限度額に 同じ					限度額に 同じ	
令和4年度 とっとりデジタル田園都市推進事業(「鳥取県立バリアフリー美術館」創立事業)	障がい福祉課	6,600	令和5年度から 令和6年度まで	2,640	令和7年度から 令和9年度まで	3,960					3,960	バリアフリー美術館の保守管理業務
令和6年度 福祉保健部(障がい福祉課)管理運営費	障がい福祉課	1,870			令和7年度から 令和9年度まで	1,870					1,870	障害福祉サービス指定事業者等管理システム利用料
令和5年度 介護福祉士等修学資金貸付事業	長寿社会課	54,200	令和6年度	36,200	令和7年度から 令和10年度まで	18,000	18,000					介護福祉士等修学資金貸付事業に係る修学資金の貸付原資の補助
令和6年度 介護福祉士等修学資金貸付金	長寿社会課	25,050			令和7年度から 令和11年度まで	25,050	25,050					介護福祉士等修学資金貸付事業に係る修学資金の貸付原資の補助
令和6年度 がん対策推進事業	健康政策課	9,050			令和7年度から 令和8年度まで	9,050					9,050	(鳥取大学医学部附属病院)放射線治療医1名の配置経費
令和2年度 医師養成確保奨学金	医療政策課	295,200	令和3年度から 令和6年度まで	186,450	令和7年度から 令和8年度まで	96,750					96,750	
令和3年度 医師確保奨学金等貸付事業	医療政策課	355,200	令和4年度から 令和6年度まで	147,600	令和7年度から 令和9年度まで	139,200					139,200	医師養成確保奨学金、緊急医師確保対策奨学金、臨時特別医師確保対策奨学金の貸付
令和4年度 医師確保奨学金等貸付事業	医療政策課	360,000	令和5年度から 令和6年度まで	116,400	令和7年度から 令和10年度まで	223,200				14,400	208,800	医師養成確保奨学金、緊急医師確保対策奨学金、臨時特別医師確保対策奨学金の貸付
令和5年度 医師確保奨学金等貸付事業	医療政策課	360,000	令和6年度	58,200	令和7年度から 令和11年度まで	273,000				12,000	261,000	医師養成確保奨学金、緊急医師確保対策奨学金、臨時特別医師確保対策奨学金の貸付
令和6年度 医師確保奨学金等貸付事業	医療政策課	363,600			令和7年度から 令和12年度まで	363,600				21,600	342,000	医師養成確保奨学金、緊急医師確保対策奨学金、臨時特別医師確保対策奨学金の貸付

債務負担行為で翌年度以降にわたるものについての前年度末までの支出額
又は支出額の見込み及び当該年度以降の支出予定額等に関する調書

過年度議決済に係る分

事 項	課名	限度額	前年度末までの支出(見込)額		当該年度以降の支出予定額		左 の 財 源 内 訳				備 考
			期 間	金 額	期 間	金 額	特 定 財 源			一 般 財 源	
							国庫支出金	地方債	その他		
令和5年度 鳥取県救急電話24時間 相談対応事業	医療政策課	19,800	令和6年度	3,106	令和7年度から 令和8年度まで	6,212			3,106	3,106	電話相談事業の 委託料
令和5年度 鳥取県小児救急電話24 時間相談対応事業	医療政策課	89,100	令和6年度	10,203	令和7年度から 令和8年度まで	20,406			20,406		電話相談事業の 委託料
令和3年度 看護職員等充足対策費	医療政策課	759,000	令和4年度から 令和6年度まで	544,674	令和7年度から 令和8年度まで	119,160				119,160	看護職員修学資 金、看護職員奨 学金、理学療法 士等修学資金の 貸付
令和4年度 看護職員等充足対策費	医療政策課	737,856	令和5年度から 令和6年度まで	386,151	令和7年度から 令和9年度まで	304,836				304,836	看護職員修学資 金、看護職員奨 学金、理学療法 士等修学資金の 貸付
令和5年度 看護職員等充足対策費	医療政策課	732,480	令和6年度	184,620	令和7年度から 令和10年度まで	453,300				453,300	看護職員修学資 金、看護職員奨 学金、理学療法 士等修学資金の 貸付
令和6年度 看護職員等充足対策費	医療政策課	713,722			令和7年度から 令和11年度まで	713,722				713,722	看護職員修学資 金、看護職員奨 学金、理学療法 士等修学資金の 貸付
令和6年度 看護職員修学資金管理 事務デジタル化事業	医療政策課	13,200			令和7年度から 令和11年度まで	13,200				13,200	看護職員修学資 金管理事務のシ ステム導入
令和6年度 鳥取県地域医療介護総 合確保基金事業	医療政策課	195,480			令和7年度から 令和9年度まで	195,480			195,480		寄附講座「地域 医療学講座」開 設事業、鳥取県 地域医療支援セ ンター運営事業
令和5年度 鳥取看護専門学校 管理運営費	医療政策課	4,197	令和6年度	1,394	令和7年度から 令和8年度まで	2,788			2,788		校舎清掃の委託 料
令和5年度 結核予防対策事業	感染症対策 センター	2,860	令和6年度	715	令和7年度から 令和9年度まで	2,145				2,145	感染症診査協議 会結核部会で使 用する画像 ビューワーシステ ムの保守費用

議 案 説 明 資 料 総 括 表

福祉保健部(単位:千円)

課 名	本年度	前年度	比較	財 源 内 訳			備 考
				国庫支出金	繰 入 金	そ の 他	
(特別会計) 医療・保険課	51,183,469	51,866,939	△ 683,470	15,043,038	(一般会計繰入金) 3,004,882 (基金繰入金) 631,889	(分担金及び負担金) 12,369,716 (療養給付費等交付金) 1 (前期高齢者交付金) 19,993,263 (共同事業交付金) 118,911 (財産収入) 20,749 (繰越金) 1,000 (諸収入) 20	
特別会計 合 計	51,183,469	51,866,939	△ 683,470	15,043,038	3,636,771	32,503,660	

令和7年度鳥取県国民健康保険運営事業特別会計歳入予算事項別明細書

歳入

款	項	目	本年度 千円	前年度 千円	比較 千円	節		説明	
						区分	金額 千円		
1 国民健康保険 運営事業収入			51,183,469	51,866,939	△ 683,470				
	1 分担金及び負担金		12,369,716	11,981,544	388,172				
		1 負担金		12,369,716	11,981,544	388,172			
				12,369,716	11,981,544	388,172	1 国民健康保健事業費納付金	12,369,716	
	2 国庫支出金		15,043,038	15,928,014	△ 884,976				
		1 国庫負担金		10,586,302	11,210,893	△ 624,591			
				10,165,766	10,710,424	△ 544,658	1 療養給付費等負担金	10,165,766	
				335,027	414,841	△ 79,814	2 高額医療費負担金	335,027	
				22,849	20,902	1,947	3 特別高額医療共同事業負担金	22,849	
				62,659	64,725	△ 2,066	4 特定健康診査等負担金	62,659	
				1	1	0	5 財政安定化基金負担金	1	
				4,456,736	4,717,121	△ 260,385			
		2 国庫補助金		3,789,341	3,960,444	△ 171,103	1 調整交付金	3,789,341	
				666,470	755,449	△ 88,979	2 保険者努力支援制度交付金	666,470	
				1	1	0	3 財政安定化補助金	1	
				924	1,227	△ 303	4 出産育児交付金	924	
		3 療養給付費等交付金		1	1	0			
	1 療養給付費等交付金			1	1	0			
				1	1	0	1 療養給付費等交付金	1	
	4 前期高齢者交付金		19,993,263	20,113,692	△ 120,429				
		1 前期高齢者交付金		19,993,263	20,113,692	△ 120,429			
				19,993,263	20,113,692	△ 120,429	1 前期高齢者交付金	19,993,263	
	5 共同事業交付金		118,911	109,189	9,722				
		1 共同事業交付金		118,911	109,189	9,722			
				118,911	109,189	9,722	1 特別高額医療費共同事業交付金	118,911	
	6 財産収入		20,749	274	20,475				
		1 財産運用収入		20,749	274	20,475			
				20,749	274	20,475	1 利子及び配当金	20,749	
	7 繰入金		3,636,771	3,733,207	△ 96,436				
		1 一般会計繰入金		3,004,882	3,124,181	△ 119,299			
				3,004,882	3,124,181	△ 119,299	1 一般会計から繰入	3,004,882	
		2 基金繰入金		631,889	609,026	22,863			
		631,889	609,026	22,863	1 財政安定化基金繰入金	631,889			
8 繰越金		1,000	1,000	0					
	1 繰越金		1,000	1,000	0				
			1,000	1,000	0	1 前年度繰越金	1,000		
9 諸収入		20	18	2					
	1 県預金利子		1	1	0				
			1	1	0	1 県預金利子	1		
	2 雑入		19	17	2				
			19	17	2	1 雑入	19		
歳入合計			51,183,469	51,866,939	△ 683,470				

令和7年度鳥取県国民健康保険運営事業特別会計当初予算説明資料

1 款 国民健康保険運営事業費

1 項 国民健康保険運営事業費 ほか

医療・保険課 (内線：7157)

1 目 保険給付費等交付金 ほか

(単位：千円)

事業名	本年度	前年度	比較	財 源 内 訳				備考
				国庫支出金	繰入金	その他	事業収入	
鳥取県国民健康保険運営事業特別会計 (総括表)	51,183,469	51,866,939	△683,470	15,043,038	(一般会計繰入金) 3,004,882 (基金繰入金) 631,889	(分担金・負担金) 12,369,716 (財産収入) 20,749 (その他) 20,113,195		
トータルコスト	51,241,693千円 (前年度51,921,944千円) [正職員：6.9人、会計年度任用職員：1.5人]							

事業内容の説明

1 事業の目的、概要

国民健康保険の財政運営主体として、市町村ごとの国保事業費納付金の額の決定や、保険給付に必要な費用の市町村への支払を行う。また、県も市町村とともに国保の一保険者として保健事業の取組を一層推進し、医療費の適正化に繋げる。

2 主な事業内容

○国保事業費納付金を市町村から徴収し、保険給付費等交付金を交付する。

○保健事業に取り組むとともに、市町村の保健事業の運営に必要な助言及び支援を行う。

事業名	事業内容	予算額 (前年度)
保険給付費等交付金 (普通交付金)	県内の市町村が当該市町村の国保に関する特別会計において負担する療養の給付等に要する費用について、市町村に対し、保険給付費等交付金 (普通交付金) を交付する。	40,988,369 (41,182,706)
保険給付費等交付金 (特別交付金)	県内の市町村の財政状況その他の事情に応じた財政の調整を行うため、県内の市町村に対し、保険給付費等交付金 (特別交付金) を交付する。	938,025 (1,045,201)
後期高齢者支援金	75歳以上の被保険者の医療費を対象とする後期高齢者医療制度に対する後期高齢者支援金等を社会保険診療報酬支払基金 (以下「支払基金」という。) に納付する。	6,874,533 (7,198,430)
介護納付金	介護保険2号被保険者 (40歳以上65歳未満) を対象とする介護保険制度に対する介護納付金を支払基金に納付する。	2,085,460 (2,149,708)

※一部の事業のみ記載

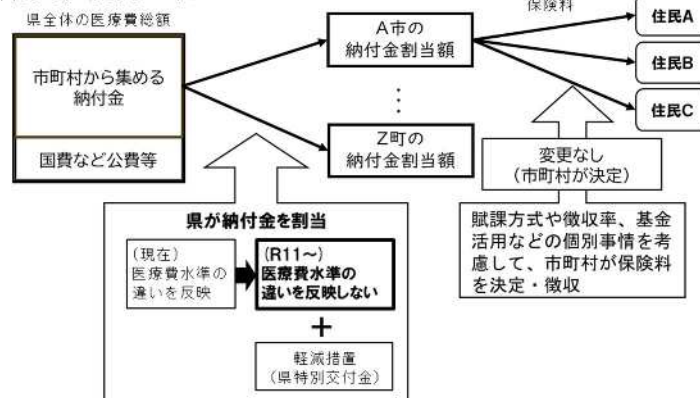
【参考】令和5年度国民健康保険運営事業特別会計決算額

歳入	歳出	単年度収支	備考
54,143,846	52,558,692	1,585,154	単年度収支差額には令和6年度国庫返還金等を含む

【納付金算定方法の変更】

被保険者数の減少が続き、1人当たり医療費が年々増加している状況の中、高額医療費が発生した場合に、特に小規模保険者において、保険料への影響が大きくなっている。市町村の国保財政の安定化を図るため、市町村の納付金に医療費水準の違いを反映させず、医療費を県全体で支え合う仕組みとするよう、納付金算定方法を令和7年度から段階的に変更することとした。

<納付金算定方法変更のイメージ>



1 款 国民健康保険運営事業費
 1 項 国民健康保険運営事業費
 1 目 保険給付費等交付金

医療・保険課(内線:7157)
 (単位:千円)

事業名	本年度	前年度	比較	財 源 内 訳				備考															
				国庫支出金	繰入金	その他	事業収入																
保険給付費等 交付金 (普通交付金)	40,988,369	41,182,706	△194,337	10,049,823	(一般会計繰入金) 2,167,035 (基金繰入金) 631,887	(分担金・負担金) 8,027,448 (その他) 20,112,176																	
トータルコスト	41,005,720千円(前年度41,199,921千円)〔正職員:2.2人〕																						
事業内容の説明																							
<p>1 事業の目的、概要</p> <p>保険給付の実施その他の国民健康保険事業の円滑かつ確実な実施を図るため、県内の市町村に対し、国民健康保険保険給付費等交付金(普通交付金)を交付する。</p> <p>2 主な事業内容</p> <p>各市町村が当該市町村の国民健康保険に関する特別会計において負担する療養の給付等に要する費用を交付する。</p>																							
保険給付費等 交付金 (特別交付金)	938,025	1,045,201	△107,176	588,199	(一般会計繰入金) 349,826																		
トータルコスト	945,912千円(前年度1,053,026千円)〔正職員:1.0人〕																						
事業内容の説明																							
<p>1 事業の目的、概要</p> <p>保険給付の実施その他の国民健康保険事業の円滑かつ確実な実施を図り、県内の市町村の財政状況その他の事情に応じた財政の調整を行うため、県内の市町村に対し、国民健康保険保険給付費等交付金(特別交付金)を交付する。</p> <p>2 主な事業内容</p> <p>各市町村の財政状況その他の事情に応じ、以下の特別交付金を交付する。</p>																							
<table border="1"> <thead> <tr> <th>細事業名</th> <th>内 容</th> <th>予算額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>国特別調整交付金(市町村分)</td> <td>保健事業の取組に関する費用など、画一的な方法によって措置できない特別な事情に応じた額を市町村に交付する。</td> <td>280,244</td> </tr> <tr> <td>保険者努力支援制度(市町村分)</td> <td>市町村の医療費適正化、予防・健康づくり等を支援するために、取組状況に応じた額を交付する。</td> <td>245,296</td> </tr> <tr> <td>県繰入金(2号分)</td> <td>市町村が行う国民健康保険事業の安定化等のための各種事業や収納対策等事業の実施状況に応じて市町村に交付する。</td> <td>287,167</td> </tr> <tr> <td>特定健康診査等負担金分</td> <td>市町村が保険者として実施する保健事業を円滑かつ確実に実施できるよう、特定健康診査及び特定保健指導の実施状況に応じて市町村に対して交付する。</td> <td>125,318</td> </tr> </tbody> </table>									細事業名	内 容	予算額	国特別調整交付金(市町村分)	保健事業の取組に関する費用など、画一的な方法によって措置できない特別な事情に応じた額を市町村に交付する。	280,244	保険者努力支援制度(市町村分)	市町村の医療費適正化、予防・健康づくり等を支援するために、取組状況に応じた額を交付する。	245,296	県繰入金(2号分)	市町村が行う国民健康保険事業の安定化等のための各種事業や収納対策等事業の実施状況に応じて市町村に交付する。	287,167	特定健康診査等負担金分	市町村が保険者として実施する保健事業を円滑かつ確実に実施できるよう、特定健康診査及び特定保健指導の実施状況に応じて市町村に対して交付する。	125,318
細事業名	内 容	予算額																					
国特別調整交付金(市町村分)	保健事業の取組に関する費用など、画一的な方法によって措置できない特別な事情に応じた額を市町村に交付する。	280,244																					
保険者努力支援制度(市町村分)	市町村の医療費適正化、予防・健康づくり等を支援するために、取組状況に応じた額を交付する。	245,296																					
県繰入金(2号分)	市町村が行う国民健康保険事業の安定化等のための各種事業や収納対策等事業の実施状況に応じて市町村に交付する。	287,167																					
特定健康診査等負担金分	市町村が保険者として実施する保健事業を円滑かつ確実に実施できるよう、特定健康診査及び特定保健指導の実施状況に応じて市町村に対して交付する。	125,318																					

医療・保険課（内線：7157）

2目 後期高齢者支援金等

（単位：千円）

事業名	本年度	前年度	比較	財源内訳				備考
				国庫支出金	繰入金	その他	事業収入	
後期高齢者支援金	6,874,533	7,198,430	△323,897	3,349,572	(一般会計繰入金) 298,580	(分担金・負担金) 3,226,381		
トータルコスト	6,875,322千円（前年度7,199,213千円）〔正職員：0.1人〕							
事業内容の説明								
<p>1 事業の目的、概要 75歳以上の被保険者の医療費を対象とする後期高齢者医療制度に対して、後期高齢者支援金を納付する。</p> <p>2 主な事業内容 支払基金に対して県全体の後期高齢者支援金を納付する。</p>								

医療・保険課（内線：7157）

3目 前期高齢者納付金等

（単位：千円）

事業名	本年度	前年度	比較	財源内訳				備考
				国庫支出金	繰入金	その他	事業収入	
前期高齢者納付金	7,425	7,724	△299			(分担金・負担金) 7,425		
トータルコスト	8,214千円（前年度8,507千円）〔正職員：0.1人〕							
事業内容の説明								
<p>1 事業の目的、概要 前期高齢者（65歳以上75歳未満）の偏在により保険者間に生じた不均衡を調整するため、前期高齢者の加入者数等に応じて、国が定める基準に基づき算定した前期高齢者納付金を納付する。</p> <p>2 主な事業内容 支払基金に対して県全体の前期高齢者納付金及び事務費拠出金を納付する。</p>								

医療・保険課（内線：7157）

4目 介護納付金

（単位：千円）

事業名	本年度	前年度	比較	財源内訳				備考
				国庫支出金	繰入金	その他	事業収入	
介護納付金	2,085,460	2,149,708	△64,248	906,371	(一般会計繰入金) 166,743	(分担金・負担金) 1,012,346		
トータルコスト	2,086,249千円（前年度2,150,491千円）〔正職員：0.1人〕							
事業内容の説明								
<p>1 事業の目的、概要 介護保険制度に対して、介護保険の給付費等を賄うための介護納付金を納付する。</p> <p>2 主な事業内容 支払基金に対して県全体の介護納付金を納付する。</p>								

5目 病床転換支援金等

（単位：千円）

事業名	本年度	前年度	比較	財源内訳				備考
				国庫支出金	繰入金	その他	事業収入	
病床転換支援金	4	4	0			(分担金・負担金) 4		
トータルコスト	793千円（前年度787千円）〔正職員：0.1人〕							
事業内容の説明								
<p>1 事業の目的、概要 病床転換支援金関係業務に要する費用に充てるため、病床転換支援金を納付する。</p> <p>2 主な事業内容 支払基金に対して県全体の病床転換支援金事務費拠出金を納付する。</p>								

6目 共同事業拠出金

（単位：千円）

事業名	本年度	前年度	比較	財源内訳				備考
				国庫支出金	繰入金	その他	事業収入	
特別高額医療費共同 事業拠出金	118,961	109,239	9,722	22,849		(分担金・負担金) 96,112		
トータルコスト	119,750千円（前年度110,022千円）〔正職員：0.1人〕							
事業内容の説明								
<p>1 事業の目的、概要 高額な医療費の発生件数の増加が、小規模保険者を中心に財政運営の不安定要因となっていることから、特別高額医療費（レセプト1件420万円超の医療費）について全国単位で共同事業を実施し、財政の安定化を図る。</p> <p>2 主な事業内容 特別高額医療費の共同事業に係る拠出金を国民健康保険中央会に納付する。 ・拠出金：必要とされる拠出金の全国総額を過去3か年度の対象医療費実績を基に都道府県ごとに按分して算定した額</p>								

7目 基金運営事業費

（単位：千円）

事業名	本年度	前年度	比較	財 源 内 訳				備考
				国庫支出金	繰入金	その他	事業収入	
国民健康保険財政安定化基金運営事業	21,752	1,277	20,475	1	(基金繰入金) 2	(財産収入) 20,749 (その他) 1,000		
トータルコスト	22,541千円（前年度2,060千円）〔正職員：0.1人〕							
事業内容の説明								
<p>1 事業の目的、概要 県国保特別会計において余剰金等が生じた場合及び国庫補助金が交付された場合に、国民健康保険財政安定化基金に積み立て、後年度に備えるものである。</p> <p>2 主な事業内容 ○積み立てを行う場合の想定 ・基金の運用益が生じたとき ・前年度繰越金が生じたとき ・本基金の造成のための国庫補助金が県に交付されたとき （財政安定化基金：財源 国10/10）</p>								

2項 総務費

1目 総務費

（単位：千円）

事業名	本年度	前年度	比較	財 源 内 訳				備考
				国庫支出金	繰入金	その他	事業収入	
一般管理費	12,607	12,594	13		(一般会計繰入金) 12,588	(雑入) 19		
トータルコスト	38,493千円（前年度35,512千円）〔正職員：2.8人、会計年度任用職員：1.5人〕							
事業内容の説明								
<p>1 事業の目的、概要 国保事業の運営に関する事務等を行う。</p> <p>2 主な事業内容 (1) 国保事業の実施に必要な事務費等を執行する。 11,503千円 (2) 国保連合会及び保険者協議会に負担金を納付する。 287千円 (3) 国保運営に関する以下について審議を行う。 817千円 ・国保事業費納付金の徴収に関すること。 ・国保運営方針の策定に関すること。 ・その他国保運営に関する重要事項に関すること。</p>								

2目 保健事業費

（単位：千円）

事業名	本年度	前年度	比較	財 源 内 訳				備考									
				国庫支出金	繰入金	その他	事業収入										
保健事業費	126,333	150,056	△23,723	126,223	(一般会計繰入金) 110												
トータルコスト	127,910千円（前年度151,622千円）〔正職員：0.2人〕																
事業内容の説明																	
1 事業の目的、概要 市町村が行う取組の支援など保健事業の取組を一層推進し、健康寿命の延伸と医療費の適正化に繋げる。																	
2 主な事業内容																	
(1) 市町村が実施する保健事業の更なる推進に資する基盤整備																	
<table border="1"> <thead> <tr> <th>細事業名</th> <th>内 容</th> <th>予算額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>特定健診・特定保健指導従事者研修会</td> <td>県全体の保健指導レベルの向上を図るため、市町村、医療保険者等の特定健康診査・特定保健指導に携わる従事者の人材育成研修会を実施する。</td> <td>392</td> </tr> <tr> <td>慢性腎臓病（CKD）対策研修会</td> <td>県の健康寿命の延伸と医療費の増加抑制を図るため、慢性腎臓病対策を総合的・効果的に推進できる人材育成のための研修会を実施する。</td> <td>196</td> </tr> </tbody> </table>									細事業名	内 容	予算額	特定健診・特定保健指導従事者研修会	県全体の保健指導レベルの向上を図るため、市町村、医療保険者等の特定健康診査・特定保健指導に携わる従事者の人材育成研修会を実施する。	392	慢性腎臓病（CKD）対策研修会	県の健康寿命の延伸と医療費の増加抑制を図るため、慢性腎臓病対策を総合的・効果的に推進できる人材育成のための研修会を実施する。	196
細事業名	内 容	予算額															
特定健診・特定保健指導従事者研修会	県全体の保健指導レベルの向上を図るため、市町村、医療保険者等の特定健康診査・特定保健指導に携わる従事者の人材育成研修会を実施する。	392															
慢性腎臓病（CKD）対策研修会	県の健康寿命の延伸と医療費の増加抑制を図るため、慢性腎臓病対策を総合的・効果的に推進できる人材育成のための研修会を実施する。	196															
(2) 市町村の現状把握・分析																	
<table border="1"> <thead> <tr> <th>細事業名</th> <th>内 容</th> <th>予算額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>市町村のデータ分析支援事業</td> <td>国保連合会が保有する国保データベース（KDB）システムを活用し、県及び各市町村の国民健康保険及び後期高齢者医療の健診・医療・介護情報等分析を行い、市町村や関係機関へ情報提供することで、保険者の効率的かつ効果的な保健事業の推進に繋げる。</td> <td>10,534</td> </tr> <tr> <td>とっとりデータ・ヘルスアップ事業</td> <td>国保加入者の予防行動・受診行動に繋げ、更なる健康寿命の延伸を図るため、疾病リスクや将来予測等を提供するアプリ（保険者向け・国保加入者向け）の運用経費を支援する。</td> <td>17,435</td> </tr> </tbody> </table>									細事業名	内 容	予算額	市町村のデータ分析支援事業	国保連合会が保有する国保データベース（KDB）システムを活用し、県及び各市町村の国民健康保険及び後期高齢者医療の健診・医療・介護情報等分析を行い、市町村や関係機関へ情報提供することで、保険者の効率的かつ効果的な保健事業の推進に繋げる。	10,534	とっとりデータ・ヘルスアップ事業	国保加入者の予防行動・受診行動に繋げ、更なる健康寿命の延伸を図るため、疾病リスクや将来予測等を提供するアプリ（保険者向け・国保加入者向け）の運用経費を支援する。	17,435
細事業名	内 容	予算額															
市町村のデータ分析支援事業	国保連合会が保有する国保データベース（KDB）システムを活用し、県及び各市町村の国民健康保険及び後期高齢者医療の健診・医療・介護情報等分析を行い、市町村や関係機関へ情報提供することで、保険者の効率的かつ効果的な保健事業の推進に繋げる。	10,534															
とっとりデータ・ヘルスアップ事業	国保加入者の予防行動・受診行動に繋げ、更なる健康寿命の延伸を図るため、疾病リスクや将来予測等を提供するアプリ（保険者向け・国保加入者向け）の運用経費を支援する。	17,435															
(3) 都道府県が実施する保健事業																	
<table border="1"> <thead> <tr> <th>細事業名</th> <th>内 容</th> <th>予算額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>特定健診受診率向上支援事業</td> <td>「通知」による個別勧奨等により受診率の向上を図り、被保険者の健康増進と医療費の適正化に繋げる。また、未受診者や無関心層に対する認知・関心を高めるため、効果的なプロモーションを展開し、受診率の更なる向上を目指す。</td> <td>66,987</td> </tr> <tr> <td>重複・多剤対策事業</td> <td>重複・多剤服用者の状況分析や効果的な服薬情報の通知、かかりつけ薬局等との連携を行い、被保険者の重複・多剤服薬を解消することで、健康保持増進及び医療費の適正化を図る。</td> <td>28,152</td> </tr> </tbody> </table>									細事業名	内 容	予算額	特定健診受診率向上支援事業	「通知」による個別勧奨等により受診率の向上を図り、被保険者の健康増進と医療費の適正化に繋げる。また、未受診者や無関心層に対する認知・関心を高めるため、効果的なプロモーションを展開し、受診率の更なる向上を目指す。	66,987	重複・多剤対策事業	重複・多剤服用者の状況分析や効果的な服薬情報の通知、かかりつけ薬局等との連携を行い、被保険者の重複・多剤服薬を解消することで、健康保持増進及び医療費の適正化を図る。	28,152
細事業名	内 容	予算額															
特定健診受診率向上支援事業	「通知」による個別勧奨等により受診率の向上を図り、被保険者の健康増進と医療費の適正化に繋げる。また、未受診者や無関心層に対する認知・関心を高めるため、効果的なプロモーションを展開し、受診率の更なる向上を目指す。	66,987															
重複・多剤対策事業	重複・多剤服用者の状況分析や効果的な服薬情報の通知、かかりつけ薬局等との連携を行い、被保険者の重複・多剤服薬を解消することで、健康保持増進及び医療費の適正化を図る。	28,152															
(4) 人材の確保・育成事業																	
<table border="1"> <thead> <tr> <th>細事業名</th> <th>内 容</th> <th>予算額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>糖尿病性腎症重症化予防の保健指導に係る専門家派遣事業</td> <td>糖尿病療養指導等のスキルを有する専門職（栄養士）を派遣し、市町村が行う保健指導等の実施を支援する。</td> <td>2,637</td> </tr> </tbody> </table>									細事業名	内 容	予算額	糖尿病性腎症重症化予防の保健指導に係る専門家派遣事業	糖尿病療養指導等のスキルを有する専門職（栄養士）を派遣し、市町村が行う保健指導等の実施を支援する。	2,637			
細事業名	内 容	予算額															
糖尿病性腎症重症化予防の保健指導に係る専門家派遣事業	糖尿病療養指導等のスキルを有する専門職（栄養士）を派遣し、市町村が行う保健指導等の実施を支援する。	2,637															

3項 予備費
1目 予備費

医療・保険課(内線:7157)
(単位:千円)

事業名	本年度	前年度	比較	財源内訳				備考
				国庫支出金	繰入金	その他	事業収入	
予備費	10,000	10,000	0		(一般会計繰入金) 10,000			
トータルコスト	10,789千円(前年度10,783千円)[正職員:0.1人]							
事業内容の説明								
<p>1 事業の目的、概要</p> <p>国保特別会計予算は、把握困難な不確定要素の大きい医療費の支出を基礎として積算しており、医療費が増加し予算不足に陥らないよう予備費を措置する。</p>								

令和7年度 鳥取県国民健康保険運営事業
特別会計歳入歳出事項別明細書（福祉保健部）

（単位：千円）

款項目 節	1款 国民健康保険運営事業費					
	1項 国民健康保険運営事業費					
		1目 保険給付費等交付金	2目 後期高齢者支援金等	3目 前期高齢者納付金等	4目 介護納付金	
1 報酬	2,948					
2 給料						
3 職員手当等	762					
4 共済費	557					
5 災害補償費						
6 恩給及び退職年金						
7 報償費	324					
8 旅費	1,218					
費用弁償	338					
普通旅費	516					
特別旅費	364					
9 交際費						
10 需用費	1,757					
11 役務費	6,589					
12 委託料	105,675					
13 使用料及び賃借料	1,388					
14 工事請負費						
15 原材料費						
16 公有財産購入費						
17 備品購入費						
18 負担金、補助及び交付金	51,030,500	51,012,778	41,926,394	6,874,533	7,425	2,085,460
19 扶助費						
20 貸付金	1	1				
21 補償、補填及び賠償金						
22 償還金、利子及び割引料						
23 投資及び出資金						
24 積立金	21,750	21,750				
25 寄付金						
26 公課費						
27 繰出金						
予備費	10,000					
計	51,183,469	51,034,529	41,926,394	6,874,533	7,425	2,085,460
財源内訳						
国庫支出金	15,043,038	14,916,815	10,638,022	3,349,572		906,371
繰入金	3,636,771	3,614,073	3,148,748	298,580		166,743
その他	32,503,660	32,503,641	28,139,624	3,226,381	7,425	1,012,346
事業収入						

令和7年度 鳥取県国民健康保険運営事業
特別会計歳入歳出事項別明細書（福祉保健部）

（単位：千円）

款 項 目 節		1款 国民健康保険運営事業費					
		1項 国民健康保険運営事業費			2項 総務費		
		5目 病床転換支援金 等	6目 共同事業拠出金	7目 基金運営事業費		1目 総務費	2目 保健事業費
1	報 酬				2,948	2,842	106
2	給 料						
3	職 員 手 当 等				762	762	
4	共 済 費				557	557	
5	災 害 補 償 費						
6	恩給及び退職年金						
7	報 償 費				324		324
8	旅 費				1,218	934	284
	費用弁償				338	318	20
	普通旅費				516	516	
	特別旅費				364	100	264
9	交 際 費						
10	需 用 費				1,757	1,727	30
11	役 務 費				6,589	2,678	3,911
12	委 託 料				105,675	1,432	104,243
13	使用料及び賃借料				1,388	1,388	
14	工 事 請 負 費						
15	原 材 料 費						
16	公有財産購入費						
17	備 品 購 入 費						
18	負担金、補助及び交付金	4	118,961	1	17,722	287	17,435
19	扶 助 費						
20	貸 付 金			1			
21	補償、補填及び賠償金						
22	償還金、利子及び割引料						
23	投 資 及 び 出 資 金						
24	積 立 金			21,750			
25	寄 付 金						
26	公 課 費						
27	繰 出 金						
	予 備 費						
計		4	118,961	21,752	138,940	12,607	126,333
財 源 内 訳	国庫支出金		22,849	1	126,223		126,223
	繰入金			2	12,698	12,588	110
	その他	4	96,112	21,749	19	19	
	事業収入						

令和7年度 鳥取県国民健康保険運営事業
特別会計歳入歳出事項別明細書（福祉保健部）

（単位：千円）

款 項 目 節	1款 国民健康保険運営事業費	
	3項 予備費	
		1目 予備費
1 報 酬		
2 給 料		
3 職 員 手 当 等		
4 共 済 費		
5 災 害 補 償 費		
6 恩 給 及 び 退 職 年 金		
7 報 償 費		
8 旅 費		
費 用 弁 償		
普 通 旅 費		
特 別 旅 費		
9 交 際 費		
10 需 用 費		
11 役 務 費		
12 委 託 料		
13 使 用 料 及 び 賃 借 料		
14 工 事 請 負 費		
15 原 材 料 費		
16 公 有 財 産 購 入 費		
17 備 品 購 入 費		
18 負 担 金、補 助 及 び 交 付 金		
19 扶 助 費		
20 貸 付 金		
21 補 償、補 填 及 び 賠 償 金		
22 償 還 金、利 子 及 び 割 引 料		
23 投 資 及 び 出 資 金		
24 積 立 金		
25 寄 付 金		
26 公 課 費		
27 繰 出 金		
予 備 費	10,000	10,000
計	10,000	10,000
財 源 内 訳		
国 庫 支 出 金		
繰 入 金	10,000	10,000
そ の 他		
事 業 収 入		

節 の 明 細

項	目	金額（千円）等
1 款 国民健康保険運営事業費		
1 項 国民健康保険運営事業費		
1 目 保険給付費等交付金		
負担金、補助 及び交付金	保険給付費等交付金	40,988,369
	国特別調整交付金（市町村分）	280,244
	保険者努力支援制度（市町村分）交付金	245,296
	県繰入金（2号分）交付金	287,167
	特定健康診査等負担金	125,318
2 目 後期高齢者支援金等		
負担金、補助 及び交付金	後期高齢者支援金	6,874,138
	後期高齢者関係事務費拠出金	395
3 目 前期高齢者納付金等		
負担金、補助 及び交付金	前期高齢者納付金	7,111
	前期高齢者関係事務費拠出金	314
4 目 介護納付金		
負担金、補助 及び交付金	介護納付金	2,085,460
5 目 病床転換支援金等		
負担金、補助 及び交付金	病床転換助成関係事務費拠出金	4
6 目 共同事業拠出金		
負担金、補助 及び交付金	特別高額医療費共同事業拠出金	118,961
7 目 基金運営事業費		
負担金、補助 及び交付金	財政安定化基金交付金	1
貸付金	財政安定化基金貸付金	1
積立金	財政安定化基金積立金	21,750
2 項 総務費		
1 目 総務費		
報酬	会計年度任用職員	1人
	国民健康保険運営協議会委員	11人
負担金、補助 及び交付金	保険者協議会負担金	41
	K D B 負担金	38
	国民健康保険団体連合会負担金	208
2 目 保健事業費		
報酬	公募型プロポーザル審査会委員	5人
負担金、補助 及び交付金	とっとり健康ビッグデータ活用事業負担金	17,435

給 与 費 明 細 書

2 一般職
(1) 総括

区分	職員数		給 与 費								共済費		合計		備考	
			報酬		給料		職員手当		計							
	(人)	(千円)	(千円)	(千円)	(千円)	(千円)	(千円)	(千円)	(千円)	(千円)	(千円)	(千円)	(千円)	(千円)		
本年度	(1) 0	2,375					762					557		3,694		
前年度	(1) 0	2,169					668					505		3,342		
比較	(0) 0	206					94					52		352		
職員手当の内訳	区分	扶養手当 (千円)	地域手当 (千円)	時間外勤務手当 (千円)	期末手当 (千円)	勤勉手当 (千円)	通勤手当 (千円)	管理職手当 (千円)	初任給調整手当 (千円)	特殊勤務手当 (千円)	住居手当 (千円)	宿日直手当 (千円)	管理職員特別勤務手当 (千円)	休日勤務手当 (千円)		
	本年度	0	0	0	437	325	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
	前年度	0	0	0	390	278	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
	比較	0	0	0	47	47	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
	区分	夜間勤務手当 (千円)	定時制通信教育手当 (千円)	へき地手当 (千円)	特勤手当 (千円)	義務教育等教員特別手当 (千円)	単身赴任手当 (千円)	退職手当 (千円)								
	本年度	0	0	0	0	0	0	0								
	前年度	0	0	0	0	0	0	0								
	比較	0	0	0	0	0	0	0								

※職員数欄()書は、短時間勤務職員数で外数
 ※職員数欄[]書は、予算定数外で外数

ア 会計年度任用職員以外の職員

区分	職員数 (人)		給 与 費						共済費 (千円)	合計 (千円)		備考		
			給料 (千円)		職員手当 (千円)		計 (千円)							
本年度	0		0		0		0		0		0			
前年度	0		0		0		0		0		0			
比較	0		0		0		0		0		0			
職員手当の内訳	区分	扶養手当 (千円)	地域手当 (千円)	時間外勤務手当 (千円)	期末手当 (千円)	勤勉手当 (千円)	通勤手当 (千円)	管理職手当 (千円)	初任給調整手当 (千円)	特殊勤務手当 (千円)	住居手当 (千円)	宿日直手当 (千円)		
	本年度	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0		
	前年度	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0		
	比較	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0		
	区分	管理職員特別勤務手当 (千円)	休日勤務手当 (千円)	夜間勤務手当 (千円)	定時制通信教育手当 (千円)	へき地手当 (千円)	特地勤務手当 (千円)	義務教育等教員特別手当 (千円)	単身赴任手当 (千円)	退職手当 (千円)				
	本年度	0	0	0	0	0	0	0	0	0				
	前年度	0	0	0	0	0	0	0	0	0				
	比較	0	0	0	0	0	0	0	0	0				

※職員数欄()書は、短時間勤務職員数で外数

※職員数欄[]書は、予算定数外で外数

※この表は、給料をもって支弁される会計年度任用職員以外の一般職の職員(事業費支弁に係る職員を含む。)で予算の積算の基礎となったものを計上

イ 会計年度任用職員

区分	職員数 (人)		給 与 費					共済費 (千円)	合計 (千円)	備考
			報酬 (千円)	給料 (千円)	職員手当 (千円)	計				
						期末手当 (千円)	勤勉手当 (千円)			
本年度	1		2,375	0	762	437	325	3,137	557	3,694
前年度	1		2,169	0	668	390	278	2,837	505	3,342
比較	0		206	0	94	47	47	300	52	352

※この表は、報酬又は給料をもって支弁される会計年度任用職員(事業費支弁に係る職員を含む。)で予算の積算の基礎となったものを計上

<p>条例名等</p>	<p>刑法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理等に関する条例 (鳥取県心身障害者扶養共済制度に関する条例の一部改正)</p>
<p>提出理由及び概要</p>	<p>1 提出理由 刑法等の一部を改正する法律（令和 4 年法律第 67 号）の施行に伴い、鳥取県心身障害者扶養共済制度に関する条例について所要の改正を行う。</p> <p>2 概要 (1) 年金の支給停止を定めた規定中の「懲役又は禁錮の刑」を「拘禁刑」に改める。 (2) 施行期日は、令和 7 年 6 月 1 日とする。</p>

条例名等	刑法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理等に関する条例 (鳥取県薬物の濫用の防止等に関する条例の一部改正)
提出理由及び概要	<p>1 提出理由 刑法等の一部を改正する法律 (令和 4 年法律第 67 号) の施行に伴い、鳥取県薬物の濫用の防止等に関する条例について所要の改正を行う。</p> <p>2 概要</p> <ul style="list-style-type: none">(1) 罰則について、「懲役」を「拘禁刑」に改める。(2) その他所要の規定の整備を行う。(3) 施行期日は、令和 7 年 6 月 1 日とする。

刑法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理等に関する条例

(鳥取県心身障害者扶養共済制度に関する条例の一部改正)

第9条 鳥取県心身障害者扶養共済制度に関する条例(昭和45年鳥取県条例第12号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に、下線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p>(年金の支給停止)</p> <p>第10条 年金受給権者が次の各号のいずれかに該当するときは、その該当する期間年金の支給を停止する。</p> <p>(1) 略</p> <p>(2) <u>拘禁刑</u>に処せられ、その執行を受けているとき。</p> <p>(3) 略</p>	<p>(年金の支給停止)</p> <p>第10条 年金受給権者が次の各号のいずれかに該当するときは、その該当する期間年金の支給を停止する。</p> <p>(1) 略</p> <p>(2) <u>懲役又は禁錮の刑</u>に処せられ、その執行を受けているとき。</p> <p>(3) 略</p>

(鳥取県薬物の濫用の防止等に関する条例の一部改正)

第19条 鳥取県薬物の濫用の防止等に関する条例(平成25年鳥取県条例第6号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に、下線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p>第17条 第15条の規定による命令(第11条第1号又は第2号に掲げる行為に係るものに限る。)に違反して禁止行為を中止せず、又は危険薬物の廃棄、回収その他必要な措置を採らなかったときは、<u>当該違反行為をした者は、2年以下の拘禁刑又は100万円以下の罰金に処する。</u></p> <p>第18条 次の各号のいずれかに該当する場合には、<u>当該違反行為をした者は、1年以下の拘禁刑又は50万円以下の罰金に処する。</u></p> <p>(1) 第11条の規定に違反して危険薬物(第9条第1項第1号に規定する知事指定薬物に限る。)を製造し、栽培し、販売し、授与し、又は販売若しくは授与の目的で貯蔵し、若しくは陳列したとき。</p> <p>(2) 第15条の規定による命令(第11条第3号から第6号までに掲げる行為に係るものに限る。)に違反して禁止行為を中止せず、又は危険薬物の廃棄、回収その他必要な措置を採らなかったとき。</p>	<p>第17条 第15条の規定による命令(第11条第1号又は第2号に掲げる行為に係るものに限る。)に違反して禁止行為を中止せず、又は危険薬物の廃棄、回収その他必要な措置を採らなかった者は、2年以下の<u>懲役又は100万円以下の罰金に処する。</u></p> <p>第18条 次の各号のいずれかに該当する者は、1年以下の<u>懲役又は50万円以下の罰金に処する。</u></p> <p>(1) 第11条の規定に違反して危険薬物(第9条第1項第1号に規定する知事指定薬物に限る。)を製造し、栽培し、販売し、授与し、又は販売若しくは授与の目的で貯蔵し、若しくは陳列した者</p> <p>(2) 第15条の規定による命令(第11条第3号から第6号までに掲げる行為に係るものに限る。)に違反して禁止行為を中止せず、又は危険薬物の廃棄、回収その他必要な措置を採らなかった者</p>

第19条 第13条第1項の規定による報告をせず、若しくは虚偽の報告をし、又は同項の規定による立入調査若しくは収去を拒み、妨げ、若しくは忌避し、若しくは同項の規定による質問に対して答弁をせず、若しくは虚偽の答弁をしたときは、当該違反行為をした者は、20万円以下の罰金に処する。

第19条 第13条第1項の規定による報告をせず、若しくは虚偽の報告をし、又は同項の規定による立入調査若しくは収去を拒み、妨げ、若しくは忌避し、若しくは同項の規定による質問に対して答弁をせず、若しくは虚偽の答弁をした者は、20万円以下の罰金に処する。

附 則

この条例は、令和7年6月1日から施行する。

<p>条 例 名 等</p>	<p>鳥取県立博物館の設置及び管理に関する条例等の一部を改正する条例 (鳥取県無料低額宿泊所に関する条例の一部改正)</p>
<p>提 出 理 由 及 び 概 要</p>	<p>1 提出理由 デジタル化の障壁となる規制 (アナログ規制) の見直しにより、磁気ディスク、光ディスク (CD-R) 等による記録を廃止し、電磁的記録媒体による記録に改める。</p> <p>2 概 要 (1) 入所申込者への重要事項の提供について、電磁的記録媒体をもって調製するファイルに記録したものを交付することが可能とする改正を行う。 (2) 施行期日は、公布の日とする。</p>

鳥取県立博物館の設置及び管理に関する条例等の一部を改正する条例

(鳥取県無料低額宿泊所に関する条例の一部改正)

第5条 鳥取県無料低額宿泊所に関する条例(令和2年鳥取県条例第7号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に、下線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p>(入居申込者に対する説明、契約等)</p> <p>第16条 略</p> <p>2～6 略</p> <p>7 無料低額宿泊所は、入居申込者からの申出があった場合には、第1項の規定による文書の交付に代えて、当該入居申込者の承諾を得て、当該文書に記すべき重要事項及び第2項の事項を電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法であって次に掲げるもの(以下この条において「電磁的方法」という。)により提供することができる。この場合において、当該無料低額宿泊所は、当該文書を交付したものとみなす。</p> <p>(1) 略</p> <p>(2) <u>電磁的記録媒体(電磁的記録(電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録であって電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。)に係る記録媒体をいう。)</u>をもって調製するファイルに第1項の重要事項及び第2項の事項を記録したものを交付する方法</p> <p>8～11 略</p>	<p>(入居申込者に対する説明、契約等)</p> <p>第16条 略</p> <p>2～6 略</p> <p>7 無料低額宿泊所は、入居申込者からの申出があった場合には、第1項の規定による文書の交付に代えて、当該入居申込者の承諾を得て、当該文書に記すべき重要事項及び第2項の事項を電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法であって次に掲げるもの(以下この条において「電磁的方法」という。)により提供することができる。この場合において、当該無料低額宿泊所は、当該文書を交付したものとみなす。</p> <p>(1) 略</p> <p>(2) <u>磁気ディスク、光ディスクその他これらに準ずる方法により一定の事項を確実に記録しておくことができる物をもって調製するファイルに第1項の重要事項及び第2項の事項を記録したものを交付する方法</u></p> <p>8～11 略</p>

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

条例名等	鳥取県保護施設及び授産施設に関する条例等の一部を改正する条例 (鳥取県保護施設及び授産施設に関する条例の一部改正)
提出理由及び概要	<p>1 提出理由 救護施設、更生施設、授産施設及び宿所提供施設の設備及び運営に関する基準の一部改正に伴い、所要の改正を行う。</p> <p>2 概要</p> <p>(1) 救護施設及び更生施設には、栄養士又は管理栄養士 (現行 栄養士) を置かなければならないこととする。</p> <p>(2) 施行期日は、令和 7 年 4 月 1 日とする。</p>

<p>条例名等</p>	<p>鳥取県保護施設及び授産施設に関する条例等の一部を改正する条例 (鳥取県軽費老人ホームに関する条例等の一部改正)</p>
<p>提出理由及び概要</p>	<p>1 提出理由 軽費老人ホームの設備及び運営に関する基準等の一部改正に伴い、所要の改正を行う。</p> <p>2 概要</p> <p>(1) 鳥取県軽費老人ホームに関する条例の一部改正 軽費老人ホームには、栄養士又は管理栄養士(現行 栄養士)を置かなければならないこととする。</p> <p>(2) 次の条例について、(1)に準じた改正を行う。 ア 鳥取県養護老人ホーム及び特別養護老人ホームに関する条例 イ 鳥取県居宅サービス事業及び介護予防サービス事業に関する条例</p> <p>(3) 施行期日は、令和7年4月1日とする。</p>

鳥取県保護施設及び授産施設に関する条例等の一部を改正する条例

(鳥取県保護施設及び授産施設に関する条例の一部改正)

第1条 鳥取県保護施設及び授産施設に関する条例（平成24年鳥取県条例第70号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に、下線で示すように改正する。

改正後		改正前	
別表第1（第3条関係）		別表第1（第3条関係）	
区分	基準	区分	基準
職員の配置	1 次に掲げる職員を置くこと。 ただし、調理業務の全部を委託する場合は、(7)に掲げる職員を置かないことができる。 (1)～(5) 略 (6) <u>栄養士又は管理栄養士</u> (7) 略 2・3 略	職員の配置	1 次に掲げる職員を置くこと。 ただし、調理業務の全部を委託する場合は、(7)に掲げる職員を置かないことができる。 (1)～(5) 略 (6) 栄養士 (7) 略 2・3 略
略		略	

(鳥取県軽費老人ホームに関する条例の一部改正)

第2条 鳥取県軽費老人ホームに関する条例（平成24年鳥取県条例第74号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に、下線で示すように改正する。

改正後		改正前	
附則別表（附則第2項関係）		附則別表（附則第2項関係）	
区分	基準	区分	基準
職員の配置	次に掲げる職員を置くこと。ただし、入所者へのサービスの提供に支障がない場合として規則で定める場合にあつては、この限りでない。 (1)～(5) 略 (6) <u>栄養士又は管理栄養士</u> (7)～(9) 略	職員の配置	次に掲げる職員を置くこと。ただし、入所者へのサービスの提供に支障がない場合として規則で定める場合にあつては、この限りでない。 (1)～(5) 略 (6) 栄養士 (7)～(9) 略
略		略	
別表（第3条、附則第2項関係）		別表（第3条、附則第2項関係）	
区分	基準	区分	基準
職員の配置	1 次に掲げる職員を置くこと。ただし、入所者へのサービスの提供に支障がない場合として規則で定める場合にあつては、この限りでない。 (1)～(3) 略 (4) <u>栄養士又は管理栄養士</u>	職員の配置	1 次に掲げる職員を置くこと。ただし、入所者へのサービスの提供に支障がない場合として規則で定める場合にあつては、この限りでない。 (1)～(3) 略 (4) 栄養士

	(5)～(7) 略 2・3 略		(5)～(7) 略 2・3 略
略		略	

(鳥取県養護老人ホーム及び特別養護老人ホームに関する条例の一部改正)

第3条 鳥取県養護老人ホーム及び特別養護老人ホームに関する条例(平成24年鳥取県条例第75号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に、下線で示すように改正する。

改正後		改正前	
別表(第4条関係)		別表(第4条関係)	
区分	基準	区分	基準
職員の配置	1 次に掲げる職員を置くこと。 ただし、入所者の処遇に支障がない場合として規則で定める場合にあつては、この限りでない。 (1)～(5) 略 (6) 栄養士又は <u>管理栄養士</u> (7) 略 2～5 略	職員の配置	1 次に掲げる職員を置くこと。 ただし、入所者の処遇に支障がない場合として規則で定める場合にあつては、この限りでない。 (1)～(5) 略 (6) 栄養士 (7) 略 2～5 略
略		略	

(鳥取県居宅サービス事業及び介護予防サービス事業に関する条例の一部改正)

第4条 鳥取県居宅サービス事業及び介護予防サービス事業に関する条例(平成24年鳥取県条例第76号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に、下線で示すように改正する。

改正後		改正前	
別表(第5条、第7条関係)		別表(第5条、第7条関係)	
1～7 略		1～7 略	
8 短期入所生活介護又は介護予防短期入所生活介護		8 短期入所生活介護又は介護予防短期入所生活介護	
区分	基準	区分	基準
従業者の配置	1 次に掲げる従業者を事業所ごとに置くこと。 (1)～(4) 略 (5) 栄養士又は <u>管理栄養士</u> (6)・(7) 略 2～4 略	従業者の配置	1 次に掲げる従業者を事業所ごとに置くこと。 (1)～(4) 略 (5) 栄養士 (6)・(7) 略 2～4 略
略		略	
9～12 略		9～12 略	

附 則

この条例は、令和7年4月1日から施行する。

条例名等	鳥取県民生委員定数条例の一部を改正する条例
提出理由及び概要	<p>1 提出理由 民生委員がその職務を適切に遂行できるようにするため、民生委員の増員を行う。</p> <p>2 概要 (1) 民生委員定数の増員を行う。 (2) 施行期日は、令和7年12月1日とする。</p>

鳥取県民生委員定数条例の一部を改正する条例

鳥取県民生委員定数条例（平成 25 年鳥取県条例第 55 号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に、下線で示すように改正する。

改正後		改正前	
民生委員の定数は、次の表の左欄に掲げる市町村の区域ごとに、それぞれ同表の右欄に定めるとおりとする。		民生委員の定数は、次の表の左欄に掲げる市町村の区域ごとに、それぞれ同表の右欄に定めるとおりとする。	
米子市	<u>350 人</u>	米子市	<u>345 人</u>
倉吉市	<u>175 人</u>	倉吉市	<u>170 人</u>
略		略	
東伯郡湯梨浜町	<u>51 人</u>	東伯郡湯梨浜町	<u>50 人</u>
略		略	
東伯郡北栄町	<u>46 人</u>	東伯郡北栄町	<u>45 人</u>
略		略	

附 則

この条例は、令和 7 年 12 月 1 日から施行する。

条例名等	貸付金の返還に係る債務の免除に関する条例の一部を改正する条例								
提出理由及び概要	<p>1 提出理由 (1) 県内における介護福祉士の充実に資するため、県内の介護福祉士養成施設における公共職業訓練を受ける者であって、将来県内において介護福祉士の業務に従事しようとするものに対し、新たに修学上必要な資金(以下「修学資金」という。)を貸し付けることに伴い、当該資金の返還に係る債務の免除について定める。 (2) 介護福祉士等修学資金の返還の完了に伴い、所要の改正を行う。</p> <p>2 概要 (1) 介護福祉士修学資金の返還に係る債務の免除の条件及び範囲は、次のとおりとする。</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="text-align: center;">免除の条件</th> <th style="text-align: center;">免除の範囲</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td style="padding: 5px;">ア 公共職業訓練を修了した日から1年(災害、疾病その他やむを得ない理由により知事が必要と認めたときは、知事その都度定める期間)以内に介護福祉士登録簿に登録し、かつ、県内等において介護福祉士業務等に従事し、介護福祉士業務等に引き続き3年間(知事が別に定めるところにより計算した勤務日数が540日以上である期間に限る。)従事したとき。</td> <td style="text-align: center; vertical-align: middle;">債務の全部</td> </tr> <tr> <td style="padding: 5px;">イ 県内等において介護福祉士業務等に従事中に、業務上の事由により死亡し、又は業務に起因して精神若しくは身体に著しい障害を受けたためその業務に従事することができなくなったとき。</td> <td rowspan="2" style="text-align: center; vertical-align: middle;">債務の全部又は一部</td> </tr> <tr> <td style="padding: 5px;">ウ イに該当する場合を除き、死亡し、又は精神若しくは身体に著しい障害を受けたため介護福祉士業務等に従事することができなくなったとき。</td> </tr> </tbody> </table> <p>(2) 介護福祉士等修学資金の返還に係る債務の免除に関する規定を削る。 (3) 施行期日は、公布の日とする(2)に関する事項を除き、令和7年4月1日とする。</p>		免除の条件	免除の範囲	ア 公共職業訓練を修了した日から1年(災害、疾病その他やむを得ない理由により知事が必要と認めたときは、知事その都度定める期間)以内に介護福祉士登録簿に登録し、かつ、県内等において介護福祉士業務等に従事し、介護福祉士業務等に引き続き3年間(知事が別に定めるところにより計算した勤務日数が540日以上である期間に限る。)従事したとき。	債務の全部	イ 県内等において介護福祉士業務等に従事中に、業務上の事由により死亡し、又は業務に起因して精神若しくは身体に著しい障害を受けたためその業務に従事することができなくなったとき。	債務の全部又は一部	ウ イに該当する場合を除き、死亡し、又は精神若しくは身体に著しい障害を受けたため介護福祉士業務等に従事することができなくなったとき。
免除の条件	免除の範囲								
ア 公共職業訓練を修了した日から1年(災害、疾病その他やむを得ない理由により知事が必要と認めたときは、知事その都度定める期間)以内に介護福祉士登録簿に登録し、かつ、県内等において介護福祉士業務等に従事し、介護福祉士業務等に引き続き3年間(知事が別に定めるところにより計算した勤務日数が540日以上である期間に限る。)従事したとき。	債務の全部								
イ 県内等において介護福祉士業務等に従事中に、業務上の事由により死亡し、又は業務に起因して精神若しくは身体に著しい障害を受けたためその業務に従事することができなくなったとき。	債務の全部又は一部								
ウ イに該当する場合を除き、死亡し、又は精神若しくは身体に著しい障害を受けたため介護福祉士業務等に従事することができなくなったとき。									

貸付金の返還に係る債務の免除に関する条例の一部を改正する条例

貸付金の返還に係る債務の免除に関する条例（昭和44年鳥取県条例第35号）の一部を次のように改正する。
 次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に、下線及び太枠で示すように改正する。

改正後			改正前			
<p>知事は、次の表の左欄に掲げる貸付金の貸付けを受けた者（以下「借受者」という。）が同表の中欄に掲げる免除の条件に適合する場合は、それぞれ同表の右欄に掲げる免除の範囲内においてその返還に係る債務を免除することができる。</p>			<p>知事は、次の表の左欄に掲げる貸付金の貸付けを受けた者（以下「借受者」という。）が同表の中欄に掲げる免除の条件に適合する場合は、それぞれ同表の右欄に掲げる免除の範囲内においてその返還に係る債務を免除することができる。</p>			
貸付金の種類	免除の条件	免除の範囲	貸付金の種類	免除の条件	免除の範囲	
			<p>介護福祉士等修学資金</p>	<p>1 県内における介護福祉士及び社会福祉士の充実に資するため、介護福祉士等養成施設（社会福祉士及び介護福祉士法（昭和62年法律第30号）第7条第2号若しくは第3号又は第39条第1号から第3号までに規定する学校又は養成施設をいう。以下同じ。）に在学する者で、将来県内において介護福祉士又は社会福祉士の業務に従事しようとするものに対して貸し付ける資金</p>	<p>1 介護福祉士等養成施設を卒業した日から1年（他の介護福祉士等養成施設への入学、災害、疾病その他やむを得ない理由により知事が必要と認めたときは、知事がその都度定める期間）以内に介護福祉士登録簿又は社会福祉士登録簿に登録し、かつ、県内又は知事が別に定める県外の施設（以下「県内等」という。）において介護福祉士又は社会福祉士の業務その他知事が別に定めるこれに準ずる業務（以下「介護福祉士等業</p>	<p>債務の全部</p>

務」という。)に従事し、次のいずれかの要件に該当することとなったとき。

ア 介護福祉士等業務に引き続き7年間従事したとき。

イ 個人の家庭等において就業する業務(以下「在宅業務」という。)について市町村又は職業安定法(昭和22年法律第141号)第30条第1項の許可を受けた事業所(以下「有料職業紹介所」という。)に2,555日以上登録し、かつ、介護福祉士の業務その他知事が別に定めるこれに準ずる業務(以下「介護福祉士業務」という。)に1,260日以上従事した

とき。

ウ 過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法（令和3年法律第19号）第2条第1項に規定する過疎地域（以下「過疎地域」という。）において、引き続き3年間介護福祉士等業務に従事したとき。

エ 過疎地域において、在宅業務について市町村又は有料職業紹介所に1,095日以上登録し、かつ、介護福祉士業務に540日以上従事したとき。

オ 介護福祉士等養成施設への入学時に45歳以上であり、かつ、離職して2年以内の者（以下「中高年離職者」という。）が引き続き3

						<p>年間介護福祉士等業務に従事したとき。</p> <p>カ 中高年離職者が在宅業務について市町村又は有料職業紹介所に1,095日以上登録し、かつ、介護福祉士業務に540日以上従事したとき。</p>	
						<p>2 県内等において介護福祉士等業務に従事中に、業務上の事由により死亡し、又は業務に起因して精神若しくは身体に著しい障害を受けたためその業務に従事することができなくなったとき。</p>	
						<p>3 前号に該当する場合を除き、死亡し、又は精神若しくは身体に著しい障害を受けたため介護福祉士等業務に従事することができなくなったとき。</p>	<p>債務の全部又は一部</p>
介護福祉	県内における介護福祉士	1 公共職業訓練を修了した	債務の全部				

士修 学資 金	<p>の充実に資するため、県内の介護福祉士養成施設（社会福祉士及び介護福祉士法（昭和62年法律第30号）第40条第2項第1号に規定する学校又は養成施設をいう。以下同じ。）において職業能力開発促進法（昭和44年法律第64号）第20条に規定する公共職業訓練を受けている者で、将来県内において介護福祉士の業務に従事しようとするものに対して貸し付ける資金</p>	<p>日から1年（災害、疾病その他やむを得ない理由により知事が必要と認めるときは、知事がその都度定める期間）以内に介護福祉士登録簿に登録し、かつ、県内又は知事が別に定める県外の施設（以下「県内等」という。）において介護福祉士の業務その他知事が別に定めるこれに準ずる業務（以下「介護福祉士業務等」という。）に従事し、介護福祉士業務等に引き続き3年間（知事が別に定めるところにより計算した勤務日数が540日以上である期間に限る。）従事したとき。</p>	<p>2 県内等において介護福祉士業務等に従事中に、業務上の事由により死亡し、又は業務に起因して精神若し</p>					
---------------	---	--	--	--	--	--	--	--

		くは身体に著しい障害を受けたためその業務に従事することができなくなったとき。					
		3 前号に該当する場合を除き、死亡し、又は精神若しくは身体に著しい障害を受けたため介護福祉士業務等に従事することができなくなったとき。	債務の全部又は一部				
略				略			

備考

1 介護福祉士修学資金の項免除の条件の欄第1号の規定の適用については、災害、疾病その他やむを得ない理由のため業務に従事することができなかった期間がある場合において、当該期間終了後直ちにこれらの規定に定める業務に従事したときは、前後の業務に従事した期間は、引き続いているものとみなす。

2 看護職員修学資金の項免除の条件の欄第1号、第2号及び第4号、看護職員奨学金の項免除の条件の欄第1号及び第3号並びに理学療法士等修学資金の項免除の条件の欄第1号の規定の適用については、進学、災害、疾病その他やむを得ない理由のため業務に従事することができなかった期間がある場合において、当該期間終了後直ちにこれらの規定に定める業務に従事したときは、前後の業務に従事した期間は、引き続いているものとみなす。

- 3 略
- 4 略
- 5 略
- 6 略

備考

1 介護福祉士等修学資金の項免除の条件の欄第1号、看護職員修学資金の項免除の条件の欄第1号、第2号及び第4号、看護職員奨学金の項免除の条件の欄第1号及び第3号並びに理学療法士等修学資金の項免除の条件の欄第1号の規定の適用については、進学、災害、疾病その他やむを得ない理由のため業務に従事することができなかった期間がある場合において、当該期間終了後直ちにこれらの規定に定める業務に従事したときは、前後の業務に従事した期間は、引き続いているものとみなす。

- 2 略
- 3 略
- 4 略
- 5 略

附 則

この条例は、令和7年4月1日から施行する。ただし、本則の表介護福祉士等修学資金の項を削る改正規定並びに同表備考第1項の改正規定（「介護福祉士等修学資金の項免除の条件の欄第1号、」を削る部分に限る。）は、公布の日から施行する。

件名	鳥取県新型インフルエンザ等対策行動計画の一部変更について
提出理由及び概要	<p>1 提出理由 鳥取県新型インフルエンザ等対策行動計画（平成 26 年 1 月 7 日制定。令和元年 8 月 28 日変更）について、新型コロナウイルス感染症への対応の経験及び新型インフルエンザ等対策政府行動計画の変更を踏まえ、同計画の一部を変更したので、新型インフルエンザ等対策特別措置法第 7 条第 9 項において準用する同条第 7 項の規定に基づき報告する。</p> <p>2 概要 次の感染症危機に際して迅速に対応するため、あらかじめ有事の対応策を整理し、平時の備えの充実を図るとともに、有事には、新型インフルエンザ等対策政府行動計画や国の基本的対処方針を踏まえ、地域の感染状況や対応体制等の実情に応じて、柔軟かつ機動的に対応するための具体的な取組を記載した。</p> <p>(1) 対策を 3 期（準備期・初動期・対応期）に分け、準備期（平時）の取組を充実させた。</p> <p>(2) 対策項目を 13 項目に拡充し、きめ細かく記載した。（現行 6 項目） ①実施体制、②情報収集・分析、③サーベイランス、 ④情報提供・共有、リスクコミュニケーション、⑤<u>水際対策</u>、 ⑥まん延防止、⑦<u>ワクチン</u>、⑧医療、⑨<u>治療薬・治療法</u>、⑩<u>検査</u>、 ⑪<u>保健</u>、⑫<u>物資</u>、⑬県民生活・県民経済 ※<u>下線</u>は新規項目</p> <p>(3) 新型コロナウイルス感染症、新型インフルエンザ以外の呼吸器感染症も念頭に、中長期的に複数の感染の波が来ること及び対策の機動的切り替えも想定した。</p> <p style="text-align: right;">※計画本体（別冊）については報告事項に添付</p>

報告第4号

長期継続契約の締結状況について

[新規契約]

番号	契約所属名	種類	契約対象物品	数量	契約の相手方	契約金額 円	契約期間	設置場所等
1	倉吉総合看護 専門学校	物品 保守	ノートパソコン	3台	倉吉市広栄町941番地5 株式会社衣笠商会	752,400	令和7年1月10日～ 令和12年2月28日	鳥取県立倉吉総 合看護専門学校